

神戸市新型コロナウイルス感染症対策  
第2次対応検証結果報告書

令和3年12月

神戸市新型コロナウイルス感染症対策

第2次対応検証チーム

## はじめに

本市においては、令和2年7月に公表した「神戸市新型コロナウイルス感染症対策第1次対応検証結果報告書」を踏まえ、医療・検査体制の確保、保健所の体制整備、医療用資機材の備蓄等をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針に基づき、各分野において新型コロナウイルス感染症対策を講じてきた。

中央市民病院における臨時病棟36床の開設・運用、官民連携による検査体制の拡充、感染拡大の状況に応じた必要な部局への応援体制の確保、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品の必要数の確保など、「次なる波の備え」として検証した内容は、その後の感染症対策にも活かされたところである。

一方で、昨年末から年始の冬場にかけて急速な感染拡大が生じた第3波、変異株（アルファ株）の影響により、年度末から年度始めにかけて爆発的な感染拡大が起こった第4波、更に、変異株（デルタ株）の影響により、これまでの規模を上回る感染拡大が生じた第5波と、都度それまでの波を上回る感染拡大が発生し、兵庫県下においてもこの間、3回にわたる緊急事態宣言が発出される事態となり、市民・事業者に大きな影響を与えることとなった。

繰り返し到来する感染拡大の波の中、医療従事者の献身的な医療活動、市民・事業者の感染予防や感染防止対策への協力、過去に例のないワクチン接種の取組みの中、行政・事業者・医療従事者が一体となった個別・集団接種体制の構築・推進、大学生を主体にした「お助け隊」によるシニア世代の接種予約支援等により、まさにオール神戸でこれまでの危機を乗り越えてきた。

本市においても、急激な患者の増加、相次ぐクラスターの発生等により、医療がひっ迫する状況の中、市内医療機関の協力によるコロナ受入病床の確保、宿泊療養施設の増加、自宅療養の実施及びフォローアップの強化、基本的感染拡大対策徹底の周知・呼びかけ、ワクチン接種の迅速化等、その時々を取り巻く環境の変化に応じて、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁挙げての懸命な対応が続いた。

新型コロナウイルス感染症の状況は、低い水準となっているが、感染伝播はなお継続している。他方、新型コロナワクチン接種の進展や治療薬の活用、これまでの経験を踏まえた相談・検査・医療提供体制の確保など、新型コロナウイルス感染症をまん延させない取組みも順次進めているところである。

改めて、これまで講じてきた感染症対策を振り返り、有効に機能した点、見直しや新たな対応が必要な点について、再検証していくことは、今後の備えや感染拡大への対応を効果的にするためにも大変重要である。

長期にわたる新型コロナウイルスとの闘いに打ち克ち、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、本検証を踏まえ、今後の感染症対策に活かしていく。

新型コロナウイルス感染症対策 第2次対応検証チームリーダー  
神戸市副市長 小原一徳

(検証対象期間)

特に定めがない限り、令和2年6月1日～令和3年9月30日までの対応について検証する。

(検証の経緯)

○令和3年3月12日 第1回検証チーム会合

(以後、オンラインやWeb会議を用いて、検証作業を実施)

○令和3年4月5日～令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした全庁的な取組みのため、検証作業を一時中断。

○令和3年10月1日 緊急事態措置の終了にあわせて、改めて検証作業を再開

(検証チームメンバー：敬称略)

局室区	氏名
市長室広報戦略部長兼広報官	多名部 重則
危機管理室長	福井 豊
企画調整局つなぐ担当部長	藤岡 健
行財政局副局長	久安 隆弘
文化スポーツ局副局長	平野 敦司
福祉局副局長	小林 令伊子
副局長	上田 智也
健康局保健企画担当局長	山崎 初美
副局長	熊谷 保徳
保健所長	楠 信也
こども家庭局副局長	中山 さつき
副局長	八乙女 悦範
経済観光局副局長	豊永 太郎
消防局警防部救急担当部長	塩谷 壮史
交通局副局長	習田 嘉章
教育委員会事務局総務部長	工藤 健一

事務局：危機管理室 室長 福井 豊  
防災体制整備担当課長 吉見 文浩

令和3年12月1日現在

# 目次

第1章 時系列で見る国・県の動きと神戸市の対応	1
市内での患者・クラスター発生状況	33
第2章 対応の検証	39
第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保	39
(1) 感染拡大防止対策	39
(2) 医療提供体制の確保	59
(3) ワクチン接種体制の推進	77
(4) 新型コロナ対応体制の整備	94
(5) 救急体制	101
第2節 報道対応と広報	108
(1) 報道対応	108
(2) 各種媒体による市民への情報発信	108
(3) 不当な偏見・差別の防止、医療従事者等への支援	110
(4) こうべ医療者応援ファンド	110
(5) 新型コロナウイルス感染症による影響調査	111
第3節 市立学校園	115
(1) 学校園の臨時休業	115
(2) 学習生活の支援	117
(3) 学校園の運営体制等	124
第4節 保育所・学童保育施設等	125
(1) 保育所等	125
(2) 学童保育施設	128
(3) 療育センター	131
(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護	131
第5節 社会福祉施設等	134
(1) 社会福祉施設等（高齢者・障害者施設）	134
(2) 各施設等への支援	135
(3) 感染者の発生した施設への対応等	139
第6節 個人向け支援策	144
(1) 特別定額給付金	144
(2) 住居確保給付金	145
(3) 生活福祉資金	147
(4) 生活困窮者自立支援金	148
(5) 保険料減免関係（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金）	149
(6) 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療）	151
(7) ICTを活用した生活困窮者学習支援事業	152
(8) ひとり親家庭のサポート	152
(9) DV相談	157

(10) 子育て相談ダイヤル.....	157
(11) 外国人留学生等への支援.....	158
(12) 納税の猶予.....	159
(13) 土地に係る固定資産税額の据置.....	159
(14) 応援したいことを実現につなげる、with コロナ KOBE 応援プラットフォーム事業.....	160
(15) KOBE 学生地域貢献スクラム.....	160
第7節 事業者向け支援策.....	162
(1) 市内事業者の実態把握.....	162
(2) 支援策.....	163
(3) 株式会社スペースマーケットとの連携による実証事業「KOBE Work Space Share」.....	177
(4) ふるさと神戸ダブル応援基金.....	178
(5) 港湾事業者向け支援.....	178
第8節 職員・組織・庁舎.....	179
(1) 職員体制.....	179
(2) 市職員の感染発生への対応.....	182
(3) 庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の実施.....	183
第9節 物資備蓄体制.....	185
(1) 備蓄体制.....	185
第10節 市有施設等.....	187
(1) 施設・イベント等.....	187
(2) イベントの中止・延期.....	195
(3) 港湾関係.....	195
(4) 市バス・地下鉄.....	198
第11節 意思決定.....	204
(1) 本部員会議等による情報共有・意思決定.....	204
(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達.....	208
第3章 次なる波への備え.....	210
第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保.....	210
(1) 相談窓口.....	210
(2) 検査体制.....	210
(3) 入院病床の確保.....	210
(4) 宿泊療養施設.....	211
(5) 自宅療養.....	211
(6) ワクチン接種.....	212
(7) 保健所の体制.....	212
(8) 広報・情報発信・風評被害対策.....	213
(9) 救急体制.....	213
第2節 報道対応と広報.....	214
(1) 広報全般.....	214
(2) データ解析.....	214
第3節 市立学校園.....	215

(1) 全般	215
(2) 学習・生活への支援	215
(3) 衛生用品、設備整備	215
(4) 運営体制等	215
第4節 保育所・学童保育施設等	216
(1) 保育所等	216
(2) 学童保育施設	216
(3) 療育センター	216
(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護	216
第5節 社会福祉施設等	217
(1) 感染防止策の徹底	217
(2) 施設等への支援	217
(3) その他の対策	217
第6節 個人向け支援策	217
(1) 住居確保給付金	217
(2) 生活福祉資金	218
(3) 生活困窮者自立支援金	218
(4) 保険料全般	218
(5) その他	218
第7節 事業者向け支援策	219
第8節 職員・組織・庁舎	219
第9節 物資備蓄体制	219
第10節 市有施設等	219
(1) 施設・イベント等	219
(2) 地域福祉センター	220
(3) 港湾施設等	220
(4) 市バス・地下鉄	220
第11節 本部員会議等情報共有と意思決定	220
巻末資料	221

# 第1章 時系列で見る国・県の動きと神戸市の対応

	市の対応・医療提供体制・検査体制	国・県の動き
令和2年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・感染警戒期における戦略的サーベイランスの実施について</li> <li>①PCR検査を活用した発生动向調査（重症化、院内感染予防のための積極的PCR検査）</li> <li>②抗体保有状況に関する調査</li> <li>③抗原検査の積極的活用</li> <li>▶市立学校園再開（分散登校を実施）、中学校給食提供開始、高校部活動段階的再開</li> <li>▶新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料等減免制度を新設・受付開始</li> <li>▶全国初の官民連携による新たなPCR検査機関の運用開始（神戸市・シスメックス・エスアールエル）</li> <li>・1日50検体、段階的に1日100検体まで体制強化予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：6月1日より全ての業種で休業要請解除</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・こうべ病院安心サポートプランの創設（神戸市医療提供体制の安定的確保プラン）</li> <li>①中央市民病院臨時病棟の整備（36床）</li> <li>②院内感染対策をサポート</li> <li>③救急患者受け入れをサポート</li> <li>④コロナ対応に携わる方等への心のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて変更。（PCR検査の検体として唾液が追加）</li> </ul>
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・株式会社メディカロイドとの連携による自動PCR検査ロボットシステム等の開発・社会実装支援</li> <li>▶中央市民病院の診療体制の変更公表</li> <li>①新型コロナ対応重症・中等症 最大32床、疑い患者用最大16床</li> <li>②3次、2次救急とも受入枠拡大し、救急外来を再開</li> <li>③救急外来を6月10日以降段階的に再開</li> </ul>	
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・神戸市と日本マイクロソフト株式会社との協働による新型コロナウイルス感染症対策の実施と包括連携に関する協定の締結について</li> <li>①新型コロナウイルス健康相談チャットボット作成</li> <li>②新型コロナウイルス感染症データ公開サイト統合</li> <li>③特別定額給付金申請状況検索サイト作成</li> </ul>	

	<p>④音声通話による申請状況等自動案内サービス開始</p> <p>➤兵庫県より兵庫県対処方針における小康期の入院病床の確保について依頼（50床）</p>	
5日	<p>➤「第10回神戸マラソン」開催延期</p> <p>・令和2年11月15日→令和3年11月頃</p>	
8日	<p>➤中小企業チャレンジ支援補助金申請受付開始</p> <p>➤神戸市・神戸市医師会が協力して新型コロナウイルス検査センターを開設</p>	
9日	<p>➤セーフティネット保証等に係る市長認定の郵送申請受付開始</p> <p>➤持続化給付金申請サポート窓口開設</p> <p>➤小学校簡易給食提供開始</p> <p>➤「第50回みなとこうべ海上花火大会」開催中止</p>	
10日	<p>➤市長定例会見</p> <p>・令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策補正予算（第2弾）</p> <p>・「神戸市 with コロナ対応戦略」の策定に向けた意見募集</p> <p>・【特別定額給付金】郵送申請分の給付手続を本格的に開始</p> <p>➤市長メッセージ動画の発信</p> <p>・新しい生活様式における熱中症予防</p>	
12日		<p>➤国：感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院基準の変更。発症日または検体採取日から14日から10日に変更</p>
15日	<p>➤市立学校園通常授業再開（特別支援学校を除く）小学校・特別支援学校通常給食提供、中学校部活動再開</p>	
18日		<p>➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）</p>
19日		<p>➤国：都道府県をまたぐ移動制限を解除</p> <p>➤国：新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）リリース</p>
22日	<p>➤県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付）」受付開始</p> <p>➤県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症対応資金）」の融資限度額引き上げ（3,000万円→4,000万円）</p>	

24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・「with コロナ」時代の新たな事業にチャレンジするアーティストや施設を応援します！</li> <li>▶陽性者が発生した場合の対応マニュアル策定（「感染者発生時の初動対応マニュアル」）</li> </ul>	
25日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて変更</li> <li>▶抗原検査として抗原定量検査が追加</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶医療従事者等の心のケアにかかる電話相談窓口の開設（月曜日から金曜日 15時30分～20時）</li> </ul>	
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市立特別支援学校通常授業再開</li> </ul>	
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶重症化、院内感染予防のための積極的PCR検査の開始</li> </ul>	
2日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶生活福祉資金（特例貸付）貸付期間の延長を発表（最長3か月⇒6か月）</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第2回警戒本部員会議</li> <li>▶熱中症に気をつけよう！街頭キャンペーンの実施の公表（7月10日、11日）</li> </ul>	
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・【特別定額給付金】「申請期限まで残り1か月！」周知キャンペーンを展開します。～申請がお済みでない方はお早めに～</li> <li>・屋外公共空間での異常高温対策を強化します！</li> <li>▶「中小企業チャレンジ支援補助金」、「中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金」補正予算の市長専決処分</li> </ul>	
9日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）</li> </ul>
10日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：兵庫県コロナ追跡システム運用開始</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶介護サービス事業者等における継続支援事業（経費補助）・リモート面会推進事業の実施</li> <li>▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染警戒期の入院病床の確保について依頼（70床）</li> <li>▶第26回神戸ルミナリエ開催中止を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）</li> </ul>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第3回警戒本部員会議</li> <li>▶妊婦対象の外出時に利用できるタクシークーポン券を配付</li> </ul>	
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について</li> <li>▶市立幼稚園夏季休業（～8/23：9日間短縮）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：Go To トラベルキャンペーン開始</li> </ul>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市立小学校・特別支援学校夏季休業（8/17日：15日間短縮）</li> <li>▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染増加期の入院病床の確保について依頼（100床）</li> </ul>	
27日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第22回）</li> </ul>
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶人権への配慮を呼びかける啓発メッセージとコベルコスティーラーズ選手の「医療従事者への応援メッセージ」を神戸国際会館デジタルサイネージで放映（～8月末）</li> </ul>	
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大期に備えた新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>・全国初！！新型コロナに負けずに頑張る学生を「ふるさと納税」で応援します！～KOBE 学生サポート市内大学等応援助成～</li> </ul> </li> <li>▶港湾事業者の感染時における消毒業務等に関する協定締結（港湾局－兵庫県ペストコントロール協会）</li> <li>▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の入院病床の確保について依頼（120床）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶健康局内にデータ解析班を設置（兼務）</li> <li>▶宿泊療養施設パールシティ神戸閉鎖</li> </ul>	
31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第12回対策本部員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒本部を対策本部へ移行</li> <li>・神戸市の対応方針：第9弾（改定）</li> </ul> </li> <li>▶市長メッセージ動画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金申請期限に関する注意喚起</li> </ul> </li> </ul>	
8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市立中学校夏季休業（～8/17：24日間短縮）、市立高等学校夏季休業（～8/17：25日間短縮）</li> <li>▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期2の入院病床の確保について依頼（160床）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：8月1日以降における催物の開催制限等について</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第24回）</li> </ul>
3日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（慰労金等）の申請受付開始（～1/31）</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルス感染症抗体保有状況に関する調査結果公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸中央市民病院と共同実施</li> <li>・抗体保有はアボット社製で0.2%、クラボウ社製で1.8%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する報告書公表</li> <li>・中央市民病院での院内感染の経路や原因をまとめた報告書を公表</li> </ul>	
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・市内の医療機関における「遠隔ICUシステム」の導入</li> <li>・株式会社T-ICUが提供する遠隔ICUシステムを市内医療機関に導入し、集中治療医が遠隔地からネットワークを通じて診療支援</li> </ul>	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶こうべ市民福祉振興協会 こうべ医療者応援ファンド第一次配分結果の公表</li> <li>▶令和2年度神戸市保健師（社会人）採用選考の実施方針公表（通常の6月試験に加え、秋試験を実施）</li> </ul>	
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶兵庫県予防医学協会が、ビジネス目的の海外渡航者向けにPCR検査と陰性証明書の発行を開始</li> </ul>	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶全校園長を対象とする研修会の実施（～20日）</li> <li>▶神戸市特別定額給付金の申請締切日</li> </ul>	
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶宿泊療養施設「東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前」（110室）を新規開設</li> </ul>	
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶with コロナ時代に神戸で支援の輪を広げる～「with コロナ KOBE 応援プラットフォーム」始動！！みなさんの「応援したいこと」を募集</li> <li>▶「KOBE 学生地域貢献スクラム」いよいよスタート～新型コロナに負けずに地域に貢献する学生を応援します～</li> <li>▶酒類を提供する飲食店における唾液での無料PCR検査を開始</li> </ul>	
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶政府の分科会が示した感染状況の指標に対する神戸市の状況を可視化し、ホームページに公開</li> <li>▶こうべ市民福祉振興協会 こうべ医療者応援ファンドの今後の配分方針</li> </ul>	
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見 特別定額給付金の新規申請の受付を終了しました～全世帯への給付率は、99.3%</li> <li>▶新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお願いについて発出</li> <li>①マスクの着用を徹底しましょう（フェイスシールド・マウスシールドでは不十分です）</li> <li>②熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう</li> </ul>	

	③感染患者を特別視しない	
28日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）</li> <li>・【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第25回）</li> </ul>
31日	▶神戸市の対応方針：第9弾（改定）	
9月3日	▶神戸市新型コロナウイルス感染症対策 第1次対応 検証結果報告書に対する意見・提言等募集結果の公表	
4日		▶国：次のインフルエンザ流行に備えて体制整備について発出
7日	▶こうべ商店街・小売市場お買物券の事前申込受付開始	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・「KOBE 学生地域貢献スクラム」～新型コロナに負けずに地域に貢献する学生を応援！～</li> <li>▶コロナ禍を踏まえた自殺予防週間における啓発活動（～9月16日）</li> </ul>	
11日	▶新型コロナウイルス感染症体験等に基づくメッセージ募集開始（体験に基づくメッセージ、医療従事者等へのメッセージ）	▶国：【事務連絡】11月末までの催物の開催制限等について
15日		▶国：新型インフルエンザ感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針の発出
17日		▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）
18日	▶神戸市の対応方針：第9弾（改定）	▶国：国交省監修「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（一社）日本外航客船協会策定
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>▶インフルエンザ予防接種の優先的な接種対象者への呼びかけ</li> <li>・65歳以上の方、60歳以上で心臓や呼吸等に障害のある方は10月1日から</li> <li>・基礎疾患のある方（65歳未満）、乳幼児から小学校2年生、妊婦の方、医療従事者は10月26日から</li> </ul>	

25日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）
30日	▶神戸市 with コロナ対応戦略を策定	
10月1日	▶新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の軽減を実施	▶県：Go To Eat サイト予約でのポイント付与開始
2日		▶国：核酸検出検査、抗原定量検査、抗原定性検査の検体として鼻腔検体が追加
8日	▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策	
10日	▶こうべ商店街・小売市場お買物券利用開始	
14日	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染警戒期の入院病床の運用に移行する旨通知（70床）	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第27回） ▶県：Go To Eat 第1期食事券申込開始
16日	▶国内クルーズの再開と神戸港でのクルーズ船の受入再開について	
20日	▶客船「飛鳥II」と神戸市が営業航海前訓練を合同で実施	
21日	▶風評被害防止の啓発公表 ・新型コロナウイルス感染は、特別なことですか？	
22日	▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策	
23日	▶市長臨時会見：共同会見 ・インフルエンザ流行期の相談・診療体制について～発熱・せき等があれば、まずは、かかりつけ医に電話を！～ ・神戸市、神戸市医師会新型コロナウイルス検査センターを移転し、ドライブスルー方式へ変更することにより検査可能件数を倍増 ・介護・障害入所施設の職員に対するPCR検査の実施を発表（特養、介護付き有料、障害者・児）	
24日	▶インフルエンザ流行期の相談・診療体制の開始 発熱・せき等の診療を行う医療機関（病院・診療所）を208か所確保	▶国：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等施行（入院の勧告・措置の対象者を限定）
28日		▶県：「感染警戒期」（10人以上/日）から「感染増加期」（20人以上/日）へ移行

30日	▶客船「にっぽん丸」と神戸市が営業航海前訓練を合同で実施	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）
11月2日	▶客船「にっぽん丸」が営業航海を神戸港から再開	
5日	▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染増加期の入院病床の確保について依頼（100床）	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第28回）
6日		▶県：「感染増加期」（20人以上/日）から「感染拡大期1」（30人以上/日）へ移行
8日	▶客船「飛鳥II」が営業再開後、神戸港初入港	
9日	▶中央市民病院新型コロナウイルス感染症病棟（臨時病棟）運用開始（全36床）重症病床14床、中等から重症病床22床	
10日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第45回）
11日	▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回） 「感染拡大期1」（30人以上/日）から「感染拡大期2」（40人以上/日）へ移行
12日		▶国：「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」
16日	▶オンラインストアによる販売促進事業第1弾販売促進キャンペーン開始 ▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期1の入院病床の確保について依頼（120床）	
17日	▶客船「ばしふいっく びいなす」と神戸市が営業航海前訓練を合同で実施	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）
18日		▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第30回）
19日	▶第13回対策本部員会議 神戸市の対応方針：第9弾（改定） ▶兵庫県より兵庫県対処方針における感染拡大期2の入院病床の確保について依頼（160床） ▶新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお願いについて発出 ①人の集まる場所では、冬でも窓を開け、換気を心がけましょう ②マスクの着用と、きちんと手指消毒	▶国：高齢者施設等への重点的な検査の徹底について発出

	③熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう	
20日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県：「感染拡大期 2 (40 人以上/日)」から「感染拡大特別期」に移行</li> <li>▶ 国：クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について発出</li> </ul>
21日		▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 47 回）
24日	▶ KOBE プレミアム宿泊クーポンの抽選販売応募開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 31 回） (東京・大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛)</li> </ul>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市長定例会見 新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>▶ 市立幼稚園冬季休業（～1/7：1 日間短縮）、オンライン授業の実施について（通知）</li> <li>▶ 介護・障害入所施設の職員に対する PCR 検査の開始 (特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設)</li> </ul>	
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校冬季休業（～1/5：小・中・特支 1 日間短縮、高 3 日間短縮）</li> <li>▶ 市長定例会見 ・緊急事態宣言解除後の人の流れ（戻り具合）を可視化</li> <li>▶ 新型コロナウイルスの基礎知識と受診・検査のフローチャートの公表</li> <li>▶ コロナ離職者の介護業界への参入促進プロジェクト (コウベ de カイゴ：介護人材確保策) スタート</li> </ul>	
27日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 48 回） ・冬場の感染予防対策について</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医師会新型コロナウイルス検査センターを移転拡充 ・1 日当たり 20 件→40 件（ドライブスルー方式） ・市内 1 日当たり PCR 検査体制 662 件→682 件</li> </ul>	
12月1日	▶ 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査の開始	▶ 重症心身障害児者の一時受入事業開始（県）
4日	▶ ひとり親世帯神戸市臨時給付金(神戸市独自)の支給	

7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルス感染症にかかる妊産婦支援の実施</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第32回）</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「コウベ de カイゴ」就職祝い金・定着一時金事業の開始（介護・障害）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）</li> <li>▶国：Go To トラベルキャンペーンの年末年始における全国一時停止</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第14回対策本部員会議</li> <li>・神戸市の対応方針：第10弾</li> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>▶年末年始の医療提供体制確保に向けた医療機関支援について公表</li> <li>・12月29日から1月3日に診療を行う医療機関</li> <li>・入院患者の受入 患者1人1日当たり48,000円</li> <li>・外来患者の受入 診療1日当たり10万円</li> </ul>	
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶宿泊療養施設「東横INN神戸三ノ宮I」を新規開設（88室）</li> </ul>	
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul>	
24日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶SNS広告の実施</li> <li>・若い世代に向け、年末年始の外出自粛を呼びかけ</li> </ul>	
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶年末年始の発熱等診療の医療提供体制について公表</li> <li>・発熱等の外来患者受入</li> <li>・新型コロナウイルス感染症患者、発熱等の入院患者受入</li> <li>▶市長メッセージ動画の発信</li> <li>・年末年始における感染症対策の注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）</li> </ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶年末年始（12月29日～1月3日）における「自殺予防とこころの健康電話相談」の臨時開設</li> </ul>	
令和3年 1月1日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住居確保給付金の給付期間の延長（最長9か月⇒最長12か月）、求職活動要件の徹底</li> </ul>
7日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）</li> <li>・1都3県へ緊急事態宣言の発出（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）</li> <li>・対象期間：令和3年1月8日から令</li> </ul>

		<p>和3年2月7日まで</p> <p>▶国：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等の施行（指定感染症としての指定の期間を1年間延長）</p> <p>▶県：Go To Eat 申込受付・抽選・販売（引換）を停止</p>
8日	<p>▶緊急事態宣言発出に伴い特措法に基づく対策本部へ改組</p> <p>▶「令和3年神戸市成人お祝いの会」の延期</p>	<p>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）</p> <p>・京都府及び大阪府と連携し、政府に対して緊急事態宣言の発出を要請</p> <p>・特措法24条9項に基づく飲食店等への時短要請（1月12日～）</p>
9日	<p>▶第15回対策本部員会議</p> <p>・神戸市の対応方針：第11弾</p> <p>・社会福祉施設等に①ガウンや手袋の利用の都度の交換、②原則、利用者の外泊・外出の自粛、③訪問・通所系サービスの提供において、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮するよう要請</p>	
12日	<p>▶知事による神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市に対して飲食店等への営業時間短縮を要請</p>	<p>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第35回）</p>
13日		<p>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）</p> <p>・兵庫県を含む2府5県が新たに緊急事態措置を実施すべき区域へ追加</p> <p>・追加区域：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p> <p>・対象期間（追加区域）：令和3年1月14日から令和3年2月7日まで</p>
14日	<p>▶第16回対策本部員会議</p> <p>・神戸市の対応方針：第12弾</p> <p>▶市長定例会見</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>▶緊急事態措置の実施</p> <p>・県下全域の飲食店等へ営業時間短縮を要請</p> <p>・緊急事態宣言下における市立学校園の対応について</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出に伴う定期券等の取扱い</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長メッセージ動画の発信</li> <li>・緊急事態宣言発令「助かる命が助かるために」</li> </ul>	
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルス感染症に関する兵庫県中小企業家同友会（飲食業経営者）と市長による意見交換会</li> <li>▶医療現場の現状を伝え、助かる命を助けるためのメッセージの発信とライトアップの消灯</li> <li>・市内ライトアップ施設の時間短縮</li> <li>・モザイク大観覧車においてメッセージ発信</li> </ul>	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置</li> <li>・7名（室長1名・係長3名・担当3名）</li> </ul>	
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ドローンによる三宮の繁華街への外出自粛要請の呼びかけ（1回目）</li> <li>▶令和3年 神戸市成人お祝いの会の延期後の日程（令和3年5月3日、ノエビアスタジアム神戸）</li> </ul>	
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養の実施</li> </ul>	
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶健康局会見</li> <li>・病床ひっ迫による通常医療の制限・受入れ病床の確保について公表（160床→207床）</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大</li> <li>・160床→179床（19床増）</li> <li>▶メッセージ動画の発信</li> <li>・神戸市立医療センター中央市民病院や保健所で働く職員が医療現場の現状を伝えるメッセージ動画</li> <li>・22日より YouTube 広告にて配信</li> <li>▶緊急事態宣言を受けた市営地下鉄・市バスの夜間一部減便の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）</li> </ul>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶東灘区職員の新型コロナウイルス感染に伴う窓口業務の一部休止</li> <li>▶こうべ医療者応援ファンドから医療機関への第二次配分</li> <li>▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症対応資金）」の融資限度額再引き上げ（4,000万円→6,000万円）</li> </ul>	
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶SNS 広告の実施</li> <li>・身近な感染リスクに対する注意喚起</li> </ul>	
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ドローンによる三宮の繁華街への外出自粛要請の呼びかけ（2回目）</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大</li> <li>・179床→184床（5床増）</li> </ul>	
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶職員の新型コロナウイルス感染に伴う窓口業務の全</li> </ul>	

	<p>面再開（東灘区）</p> <p>▶神戸市立医療センター中央市民病院でキッチンカーによる医療従事者への食事支援を実施</p>	
30日	▶多忙を極める保健所保健師業務への神戸市看護大学からの協力開始	
2月1日	<p>▶コロナ受入病床の拡大</p> <p>・184床→200床（16床増）</p>	▶住居確保給付金再支給（3か月間の支給）の開始、求職活動要件の緩和
2日	▶20時以降の外出自粛が要請されたことを受け、夜の繁華街の人流を可視化し、ホームページに公開	<p>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）</p> <p>・緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（10都府県）</p> <p>・対象区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（栃木県を除外）</p> <p>・対象期間：令和3年3月7日まで延長</p> <p>・生活福祉資金（特例貸付）緊急事態宣言の延長を踏まえ、再貸付の発表</p>
3日	<p>▶市長臨時会見</p> <p>・家賃支援サポート緊急一時金について</p>	<p>▶新型インフルエンザ等対策特措法の改正法成立</p> <p>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第37回）</p> <p>・緊急事態措置延長下における対策</p>
4日	▶「自宅療養者用の健康観察アプリ運用開始	
5日	<p>▶第17回対策本部員会議</p> <p>・神戸市の対応方針：第12弾（改定）</p> <p>▶市長臨時会見：共同会見</p> <p>・新型コロナワクチン接種連携本部の設置</p> <p>・神戸市、神戸市医師会、神戸市民間病院協会、神戸市薬剤師会で連携本部を設置</p> <p>・民間病院（2病院）で更に入院病床4床を確保</p>	
8日	<p>▶自宅療養者に対する食料等の支援開始</p> <p>・10日分の食料、日用品</p> <p>▶高齢者の自宅療養者等訪問事業の開始</p> <p>▶県市協調：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付開始</p> <p>▶コロナ受入病床の拡大</p> <p>・200床→211床（11床増）</p>	<p>▶国：飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者への一時金申請受付開始</p> <p>▶県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期受付開始</p>
9日	▶令和3年度市民税・県民税の申告期限の延長を発表	

10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ワクチンの接種体制確保や外出自粛等の要請により影響を受けている市民生活や市内事業者の経済活動支援等のため補正予算を編成</li> </ul>	
12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）</li> <li>▶ 国：新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行（まん延防止等重点措置の創設、新型インフルエンザ等感染症に規定等）</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新型コロナワクチン接種実施病院・診療所の募集</li> <li>・ 医療関係団体に所属しない接種実施医療機関等</li> <li>▶ 医療従事者等への応援メッセージを市内医療機関へ送付</li> <li>▶ オンラインストアによる販売促進事業第2弾販売促進キャンペーン開始</li> </ul>	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症対応資金）」の借換制限の緩和</li> </ul>	
22日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第38回）</li> <li>・ 緊急事態の解除要請に向けた対策</li> </ul>
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新型コロナワクチン保管用の超低温冷凍庫を中央区役所、北区役所に配置（順次各区に配置）</li> <li>▶ 緊急事態宣言の影響を受け売上が減少した中小事業者等に対して市独自の支援策として事業所税の減免を公表</li> </ul>	
26日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）</li> <li>・ 緊急事態措置を実施すべき区域から兵庫県を含む6府県を除外（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）</li> </ul>
3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第18回対策本部員会議</li> <li>・ 神戸市の対応方針：第13弾</li> <li>▶ 新型コロナワクチン接種コールセンターの開設</li> <li>▶ 市民病院における通常医療の一部制限解除及び新型コロナウイルス感染症患者受入病床「臨時確保分」の解消について公表（入院病床 解消後183床）</li> <li>・ 西市民病院 43床→28床</li> <li>・ 西神戸医療センター 36床→23床</li> <li>▶ 市長臨時会見</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表 (英国型変異株等 1月1日～2月18日)</li> <li>➤新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言 発出に伴う定期券等払い戻しの終了</li> <li>➤コロナ受入病床の変更</li> <li>・211床→189床(22床減)</li> </ul>	
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤市長臨時会見：共同会見</li> <li>・JCRファーマ株式会社が神戸サイエンスパーク に新型コロナウイルスワクチン原液新工場の建設 を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤県：新型コロナウイルス感染症対策 本部(第39回)</li> <li>・感染再拡大防止に向けた要請等につ いて</li> </ul>
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤医療従事者向け優先接種用新型コロナウイルスワク チンが中央区役所へ到着</li> <li>➤神戸市の対応方針：第13弾(改訂)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤国：新型コロナウイルス感染症対策 本部(第57回)</li> <li>・埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川 県の区域とする緊急事態宣言の期間 を3月21日まで延長</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤市長メッセージ動画の発信</li> <li>・変異株への注意喚起</li> </ul>	
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤新型コロナワクチンに関するネットモニターアンケ ートの結果公表</li> <li>➤第50回神戸まつり開催再延期の決定</li> <li>・令和3年5月16日→令和4年5月</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ふるさと納税を活用した新型コロナ学生支援事業 「KOBE 学生サポート 市内大学等応援助成」寄付 結果公表</li> </ul>	
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤市長定例会見</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公 表(英国型変異株等 2月19日～3月4日を追加)</li> <li>➤新型コロナワクチン接種の集団接種会場の公表(全 区12か所)</li> <li>・各区1箇所(北区・西区は2か所)の接種会場</li> <li>・車での来場(広域アクセス)が便利な接種会場</li> </ul>	
12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤新型コロナ患者受入医療機関の医療従事者への「こ うべ医療者応援ファンド」を活用した新たな支援を 公表</li> <li>➤事業者に対しての協力金支給や、医療従事者への支 援など、追加の財政需要に対応するため、補正予算 を編成。</li> </ul>	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤集団接種シミュレーションを兵庫区役所みなとがわ ホールで実施</li> </ul>	

15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催(15日～16日の2日開催)</li> </ul>	
18日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）</li> <li>・ 緊急事態宣言の解除を3月21日とする</li> <li>▶ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第40回）</li> <li>・ 時短営業、施設使用制限を3月31日まで延長を要請</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第19回対策本部員会議</li> <li>・ 神戸市の対応方針：第13弾（改定）</li> <li>▶ 市長臨時会見</li> <li>・ 神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表（英国型変異株等 3月5日～3月11日を追加）</li> <li>・ 高齢者施設2施設の入所者及び従事者を対象に4月12日にワクチン接種開始を公表</li> <li>・ プール検査の活用により1日当たりPCR検査体制の1,300件への拡大を公表</li> <li>▶ 高齢者・障害者施設の職員に対する定期的PCR検査の対象施設の拡大、検査期間の短縮を公表（4月1日から）</li> <li>▶ 民間のプール検査による検査体制の強化（通所施設へ拡充）</li> </ul>	
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内宿泊療養施設で療養中の入所者の死亡</li> </ul>	▶ 国：緊急事態宣言の解除
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市長定例会見</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul>	
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民病院での通常医療の制限拡大による臨時的コロナ受入病床の確保について公表（入院病床 確保後211床）</li> <li>・ 西神戸医療センター13床追加（追加後36床）</li> <li>・ 西市民病院15床追加（追加後43床）</li> <li>▶ ワクチン接種実績の状況を可視化し、ホームページに公開</li> </ul>	
29日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）</li> <li>・ 時短営業、施設使用制限を4月21日まで延長を要請</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 神戸市の対応方針：第13弾（改定）</li> </ul>	
31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市バス夜間減便終了</li> </ul>	

4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第20回対策本部員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度神戸市の対応方針：第1弾</li> </ul> </li> <li>▶事業者あて文書発出</li> <li>▶市長臨時会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>・神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表（英国型変異株等 3月15日～3月21日を追加）</li> </ul> </li> <li>▶4月19日以降の高齢者へのワクチン接種スケジュールを公表</li> <li>▶ワクチン集中調整センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸名谷ワークラボ AOZORA</li> </ul> </li> <li>▶プール方式の活用により高齢者・障害者施設の職員に対する定期的PCR検査の拡大</li> <li>▶県市協調融資制度「伴走型経営支援特別貸付」受付開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置実施区域に追加（宮城県・大阪府・兵庫県）</li> <li>・対象期間：令和3年4月5日から令和3年5月5日まで</li> </ul> </li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第2期受付開始</li> </ul>
2日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）</li> </ul>
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和3年度神戸市の対応方針：第1弾（改定）</li> <li>▶市長メッセージ動画の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4波の到来～「マスク」と「距離」</li> </ul> </li> <li>▶西市民病院のさらなる通常医療の制限等によるコロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・189床→196床（7床増）</li> </ul> </li> </ul>	
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡（1例目）</li> </ul>	
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul> </li> <li>▶神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表（英国型変異株等 3月22日～3月28日を追加）</li> <li>▶高齢者入所施設入居者で使用する新型コロナワクチン（ファイザー社製）が到着</li> </ul>	
9日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置区域拡大（東京都・京都府・沖縄県）追加</li> </ul> </li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）</li> </ul>
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種予約受付（集団接種会場・12か所）</li> </ul>	
12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶高齢者施設の入所者及び従事者を対象にワクチン接種開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじの里（北区）、安田記念緑風苑（西区）</li> </ul> </li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶KOBE プレミアム宿泊クーポンの利用開始</li> </ul>	
15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種の予約受付開始</li> <li>・学生がインターネットでの新型コロナワクチン接種予約をお手伝い</li> <li>・ゴールデンウィークの医療提供体制確保に向けた医療機関支援について</li> </ul> </li> <li>▶神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表（英国型変異株等 3月29日～4月4日を追加）</li> <li>▶西神戸医療センターのさらなる通常医療の制限等によるコロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・196床→211床（15床増）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第45回）</li> </ul>
16 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置区域拡大（埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県）追加</li> </ul> </li> </ul>
17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種予約受付（各診療所・病院 734 か所）</li> <li>▶ワクチン接種券発送（75歳以上）</li> </ul>	
19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶75歳以上へのワクチン接種券発送</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・211床→229床（18床増）</li> </ul> </li> </ul>	
20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナワクチン接種申込お助け隊配置開始</li> <li>▶新型コロナワクチン接種予約受付開始</li> <li>▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡（2例目）</li> </ul>	
21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者等における健康観察の充実</li> </ul> </li> <li>▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡（3例目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）</li> </ul>
22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・229床→236床（7床増）</li> </ul> </li> <li>▶新型コロナワクチンの予約受付体制の強化について公表 <ol style="list-style-type: none"> <li>①予約サイトネットワーク機器の処理性能の増強 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬までに処理能力を4～5倍に向上</li> </ul> </li> <li>②コールセンターの体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/22に120回線→135回線（15回線増）</li> <li>・5月中旬までに段階的に200回線に増強</li> <li>・5月下旬までに段階的に300回線に増強</li> </ul> </li> <li>③ワクチン接種申込お助け隊の配置延長・拡大配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月4日まで延長</li> <li>・各区役所等の体制強化（全60人→100人程度）</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶神戸市における変異株サーベイランスの状況の公表 (英国型変異株等 4月5日～4月11日を追加)</li> </ul>	
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・市民病院による入院待機者等への往診等の実施について</li> <li>▶神戸市医師会・神戸市薬剤師会からの協力による健康観察の充実</li> <li>▶積極的疫学調査の重点化（患者の所属先調査を高年齢者・障害者施設に限定など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）</li> <li>・緊急事態宣言（東京都・京都府・大阪府・兵庫県）</li> <li>・対象期間：令和3年4月25日から令和3年5月11日</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）</li> </ul>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第21回対策本部員会議</li> <li>・令和3年度神戸市の対応方針：第2弾</li> </ul>	
25日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：緊急事態措置適用 (東京都・京都府・大阪府・兵庫県)</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新型コロナワクチン接種コールセンターの体制強化</li> <li>・120回線→135回線（15回線増）</li> <li>・5月中旬までに段階的に200回線に増強</li> <li>・5月下旬までに段階的に300回線に増強</li> </ul>	
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長メッセージ動画の発信</li> <li>・緊急事態宣言～助かる命を助けるために～</li> <li>▶ワクチン接種申込お助け隊の新規配置</li> <li>・各図書館（東灘・灘・中央・兵庫）に配置</li> </ul>	
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制</li> <li>・入院調整中の自宅待機者への医療的支援の充実</li> <li>・新型コロナワクチン接種申込お助け隊を体育館にも配置</li> <li>・65歳以上75歳未満の方への接種券の送付スケジュールを見直し</li> <li>▶神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金申請受付開始</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大</li> <li>・236床→244床（8床増）</li> <li>▶神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部を設置</li> <li>▶市営地下鉄西神・山手線の終発時刻の繰上げ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）</li> </ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ゴールデンウィークにおけるこころの健康電話相談の臨時開設（4月29日・5月1日～5日）</li> <li>▶市営地下鉄西神・山手線の減便拡大・市バス主要系統での減便開始</li> <li>▶シティー・ループバスの減便開始</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ポートライナー・六甲ライナーの終発時刻の繰上げ開始</li> </ul>	
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種申込お助け隊の配置延長・拡大配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月4日まで延長</li> <li>・各区役所等の体制強化（全60人→100人程度）</li> </ul> </li> <li>▶ドローンを活用した外出自粛等の呼びかけ（神戸国際会館）</li> <li>▶ワクチン接種申込お助け隊の新規配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各体育館（王子スポーツセンター、須磨体育館・垂水体育館）に配置</li> </ul> </li> <li>▶市立学校で生理用品配布開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市立学校264校、総数3万枚</li> </ul> </li> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・244床→248床（4床増）</li> </ul> </li> </ul>	
5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・248床→259床（11床増）</li> </ul> </li> </ul>	
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和3年神戸市成人お祝いの会再延期（時期未定）</li> <li>▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡（4例目）</li> </ul>	
6日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種体制を強化します（神戸市歯科医師会の連携本部への参画・神戸市独自の大規模接種会場の設置）</li> <li>・新型コロナワクチン副反応に関する受診・相談のお願い及び神戸市新型コロナワクチン副反応医療相談窓口の開設</li> </ul> </li> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・259床→267床（8床増）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第63回） 緊急事態宣言区域の追加及び期間延長</li> <li>・区域（愛知県・福岡県）追加</li> <li>・期間：5月31日まで延長</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市バス25系統（三宮バスターミナル～森林植物園）減便終了</li> <li>▶入院調整のため自宅待機中の患者が死亡（5例目）</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第22回対策本部員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度神戸市の対応方針：第2弾（改定）</li> </ul> </li> <li>▶事業者あて文書発出</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>267床→291床（24床増）</li> </ul> </li> <li>▶ワクチン集団接種会場（JR灘駅駅舎3階）予約開始</li> <li>▶ワクチン接種申込お助け隊の新規配置開始</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西区各出張所（伊川谷・櫛谷・押部谷・平野・神出・岩岡）に配置</li> <li>▶新型コロナワクチン副反応医療相談窓口開設</li> <li>▶福井県より保健師の応援職員の派遣（～15日）</li> <li>▶ワクチン集団接種会場（11か所）接種開始</li> </ul>	
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン灘区（暫定）集団接種会場（BBプラザ神戸12階）予約開始</li> <li>▶ワクチン管理事故の発生（管理温度の逸脱）</li> <li>▶集団接種会場（御影公会堂・三宮OPA2・エコーリラ）</li> </ul>	
12日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・神戸市独自の大規模ワクチン接種会場について</li> </ul>	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン灘区（暫定）集団接種会場（BBプラザ神戸12階）接種開始（～6月6日）</li> <li>▶神戸市独自の「大規模ワクチン接種会場」（歯科医師による接種体制）予約開始</li> <li>▶ワクチン管理監（局長級）の設置</li> <li>▶垂水区の集団接種会場（垂水区文化センター）の予約枠拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）</li> <li>・緊急事態宣言区域の追加（北海道・岡山県・広島県）</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶73歳・74歳へのワクチン接種券発送開始</li> <li>▶集団接種会場における濃度が不足するワクチンの接種（須磨区役所）</li> </ul>	
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・シスメックスPCR検査センターの移転および、メディカロイドが開発した自動PCR検査ロボットシステムの稼働について</li> <li>▶市長メッセージ動画の発信</li> <li>・神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の設置</li> </ul>	
19日	▶集団接種会場におけるワクチンを充填しないままの注射器による注射（北区文化センター）	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第65回）
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶71歳・72歳へのワクチン接種券発送開始</li> <li>▶市内で初めてインド・米国で最初に検出された変異株（L452R変異株）確認</li> </ul>	
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見：共同会見</li> <li>・産学官の三者連携による神戸市大規模ワクチン接種会場設置について</li> <li>▶コロナ受入病床の拡大</li> <li>・291床→305床（14床増）、うち重症病床46床→51床（5床増）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）</li> <li>・緊急事態宣言区域の追加（沖縄県）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付開始</li> </ul>	
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶大規模接種会場予約開始（ノエビアスタジアム神戸）</li> </ul>	
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶69歳・70歳へのワクチン接種券発送開始</li> <li>▶集団接種会場の保冷庫電源プラグ脱落によるワクチンの廃棄（兵庫区役所）</li> </ul>	
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶神戸市独自の「大規模ワクチン接種会場」（歯科医師による接種体制）接種開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸ハーバーランドセンタービル</li> </ul> </li> <li>▶ワクチン接種会場の運営にご協力いただけるメンバー募集（薬剤師・看護師・お助け隊）</li> <li>▶ドローンによるワクチン接種の呼びかけ（神戸ハーバーランドumie）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第3期受付開始</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長メッセージ動画の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノエビアスタジアム神戸でワクチン接種</li> </ul> </li> <li>▶67歳・68歳へのワクチン接種券発送開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）</li> </ul>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶65歳・66歳へのワクチン接種券発送開始</li> <li>▶集団接種会場における余剰ワクチンの取扱い（ケアマネジャー等、認定こども園・保育所等の職員、特別視年学校・幼稚園等の職員）</li> </ul>	
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・60～64歳の方や基礎疾患のある方等の優先予約が始まります</li> <li>・子育て世代にやさしい接種会場についてーキッズスペースを開設します！ー</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言期間の延長 6月20日まで</li> </ul> </li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン集団接種会場におけるワクチン充填済み注射器の紛失、同一人に対する二重接種の疑い（BBプラザ神戸）</li> </ul>	
31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和3年度神戸市の対応方針：第2弾（改定）</li> <li>▶大規模接種会場（楽天グループ、神戸大学医学部附属病院、東京慈恵会医科大学などをはじめとした産学官の連携による接種体制）接種開始（ノエビアスタジアム神戸）</li> <li>▶大規模接種会場行き臨時バス運行開始</li> <li>▶「第10回神戸マラソン」開催再延期の決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年11月21日→令和4年11月</li> </ul> </li> <li>▶県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付）」終了</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県市協調融資制度「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症対応資金）」終了</li> </ul>	
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中央区ワクチン集団接種会場の移転（三宮 OPA2 3階→サンパル 7階）</li> <li>▶ 従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株（E484Qを持つアルファ株）の確認（国内初）</li> <li>▶ 医療機関で実習を行う学生等に対する新型コロナウイルスワクチン優先接種</li> <li>▶ ひとり親高等職業訓練促進給付金の民間資格対象拡大受付開始</li> </ul>	▶ 県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第4期受付開始
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株（E484Qを持つアルファ株）の確認（4例）</li> <li>▶ ワクチン接種予約の際に各会場の予約空き状況が分かるページを公開</li> </ul>	
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ワクチン集団接種会場（JR灘駅駅舎3階）接種開始</li> </ul>	
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 集団接種会場におけるバイアル数と接種人数の不整合（サンパル）</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮を要する方へのワクチン接種について</li> </ul> </li> <li>▶ 市長メッセージ動画の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模接種会場でキッズルームなどを完備</li> <li>・ ワクチン接種の呼びかけ（ワクチン予約の空き状況が一目でわかるページの公開）</li> </ul> </li> <li>▶ DV 被害者等への新型コロナウイルスワクチン接種券送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第68回） <ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置の期間延長</li> </ul> </li> <li>・ 期間：令和3年4月20～6月20日</li> <li>区域：（埼玉県・千葉県・神奈川県）</li> <li>・ 期間：令和3年5月9～6月20日</li> <li>区域：（岐阜県・三重県）</li> </ul>
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市長臨時会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナワクチン接種集団接種会場を拡充</li> <li>・ 働く世代や子育て世代もワクチン接種しやすい環境へ</li> <li>・ 神戸市看護大学で新型コロナワクチン職域接種開始</li> </ul> </li> <li>▶ 65歳未満へのワクチン接種券発送開始（～6/24） <ul style="list-style-type: none"> <li>①優先予約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60歳以上65歳未満の方、60歳未満の方のうち基礎疾患のある方など→種券到着から6月29日まで</li> </ul> </li> <li>②一般予約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・幼稚園・特別支援学校等の保育士・教職員等→6月30日（水）以降</li> <li>・ 59歳以下の方→7月5日以降順次</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶大規模接種会場等で当日の予約枠に空きが生じた際の対応（保育所・幼稚園・特別支援学校等の保育士・教職員等、小学校の教職員、児童館・学童保育施設等の職員）</li> <li>▶コロナ禍での熱中症予防の取り組みを発表</li> </ul>	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶インドで最初に検出された変異株（デルタ株）の市内初確認（2例）</li> <li>▶コロナ禍長期化に伴う「家賃サポート緊急一時金」の拡充を発表</li> <li>▶こうべ商店街・小売市場お買物券(第2弾)事前申込受付開始</li> </ul>	
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市内の医療機関でのワクチンの再冷凍及び再冷凍されたワクチンを用いた接種（西区に特別養護老人ホーム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶通常の接種会場では接種が難しい方のための接種会場の電話予約受付開始</li> <li>▶大規模接種会場2か所にキッズスペースをオープン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）</li> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域から兵庫県を含む7都道府県を除外（北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）</li> <li>・まん延防止重点措置実施区域及び期間の変更 （北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）追加</li> <li>・期間：令和3年6月21日～7月11日まで</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）</li> </ul>
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶第23回対策本部員会議</li> <li>・令和3年度神戸市の対応方針：第3弾</li> <li>▶市営地下鉄終発時刻繰上げ終了</li> </ul>	
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ポータライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げを継続</li> <li>▶市民病院の通常医療一部制限解除及びコロナ受入病床の確保</li> <li>・305床→282床（23床減）</li> <li>▶神戸市看護大学での新型コロナワクチン接種（職域接種）開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：まん延防止等重点措置適用 （北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）</li> </ul>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶平日・土曜日の午前中の予約枠を設けたコロナワクチン集団接種会場を拡充（5か所）</li> <li>▶配慮を要する方へのワクチン巡回接種チームによる</li> </ul>	

	<p>訪問接種開始</p> <p>➤「令和3年度神戸ルミナリエ開催中止を決定」</p>	
24日	<p>➤市長定例会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般予約開始日の前倒し、および優先予約の対象拡大</li> </ul> <p>➤西区ワクチン集団接種会場の移転に伴う JA 兵庫六甲西神文化センター会場の予約開始</p> <p>➤新型コロナウイルスワクチン接種券発送完了（全市民）</p> <p>➤新型コロナワクチン接種の一般予約開始日の前倒し、優先接種の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月10日以降開始予定を2～5日前倒し</li> <li>・マスクなどの感染防護対策が難しい方と直接、接する業務に従事する方を優先接種</li> </ul> <p>➤神戸市における新型コロナウイルス変異株の確認状況公表（デルタ株等疑い等 以降原則毎週木曜日に公表）</p>	
26日	<p>➤集団接種会場での余剰ワクチンの市職員ボランティアへの接種開始</p>	
28日	<p>➤緊急雇用対策（子育て世帯支援）会計年度任用職員募集開始（～7月9日）</p>	
30日	<p>➤ワクチン接種の優先予約の対象拡大（公共交通機関職員）</p>	
7月1日	<p>➤配慮が必要な人のためのワクチン接種会場開設（東横 INN 神戸三ノ宮 I）</p> <p>➤障害者施設での接種開始</p> <p>➤ワクチン接種申込お助け隊の延長配置（～7月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所・須磨パティオ健康館・北須磨支所・西神出張所</li> </ul> <p>➤コロナ禍の夏の熱中症予防「水を飲もうキャンペーン」（～9/30）</p>	
2日	<p>➤市長臨時会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規予約の受付停止 全ての接種会場 7/2 から</li> <li>・1回目の接種予約の取り消し 集団接種会場、大規模接種会場 7/6 予約分から 個別接種機関 7/12 予約分から</li> </ul>	
5日	<p>➤ワクチン接種優先予約開始（教職員・公共交通機関職員等）</p>	

6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ファイザー社製ワクチンの1回目接種予約をすべてキャンセル（集団・大規模）</li> <li>・7月6日～8日の予約者全員に直接電話連絡を実施【約6,200人】</li> </ul>	
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・新型コロナワクチン接種状況とキャンセル対応について</li> <li>▶ファイザー社製ワクチンの不足により1回目接種予約をキャンセルした65歳以上の方を対象とした予約振替開始（モデルナを使用した会場への振替）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）</li> <li>・緊急事態措置区域の追加（東京都）</li> <li>・6都道府県をまん延防止等重点措置実施区域から除外（北海道・東京都・愛知県・京都府・兵庫県・福岡県）</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和3年度神戸市の対応方針：第3弾（改定）</li> <li>▶事業者あて文書発出</li> <li>▶KOBEアート緊急支援事業（映画館支援）受付開始</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶DV等やむを得ない事情があり接種券が手元に届かない方に対し居住地に接種券送付を開始</li> </ul>	
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶まん延防止等重点措置実施区域から除外</li> <li>▶ポートライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げ終了</li> </ul>	
12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国・事業再構築補助金のサポート窓口を開設</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第5期受付開始</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・新型コロナワクチン接種の予約受付順次再開</li> <li>・神戸市役所1号館24階における夜間接種開始</li> </ul>	
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種の予約受付を再開（65歳以上）</li> <li>・モデルナ社製のワクチンを使用する集団接種会場</li> </ul>	
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・基礎疾患がある方の新型コロナワクチン接種予約受付再開</li> <li>・ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場での接種前倒し</li> <li>・スマート申請による新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）交付申請受付開始</li> <li>▶市立幼稚園・高等学校夏季休業（～8/31：短縮なし）</li> </ul>	

22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶基礎疾患がある方のワクチン接種の予約受付再開</li> <li>・モデルナ社製ワクチンを使用する集団・大規模接種会場</li> <li>▶市立小学校・中学校・特別支援学校夏季休業（～8/31：短縮なし）</li> </ul>	
24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶こうべ商店街・小売市場お買物券(第2弾)利用開始</li> </ul>	
26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市役所1号館24階における平日夜間のワクチン接種予約開始</li> <li>▶ワクチン接種の予約受付を再開（64歳以上キャンセル対象者）</li> <li>・個別接種医療機関</li> <li>・ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場</li> <li>▶基礎疾患がある方のワクチン接種の予約受付再開</li> <li>・個別接種医療機関・ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場</li> <li>▶海外渡航のための新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請受付開始</li> <li>▶低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付開始</li> <li>▶失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催（26～27日の2日開催）</li> </ul>	
27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶西区ワクチン集団接種会場の移転</li> <li>・西水環境センター玉津処理場→JA兵庫六甲 西神文化センター</li> </ul>	
28 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）</li> </ul>
29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・優先予約対象者の新型コロナワクチン接種予約受付再開</li> </ul>	
30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶令和3年度神戸市の対応方針：第3弾（改定）</li> <li>▶優先予約対象者（60～64歳の方、高齢・障害施設の従事者、医療実習生等）の予約再開</li> <li>▶母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童養護施設の職員の優先予約受付開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）</li> <li>・緊急事態措置区域の追加（埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府）</li> <li>・まん延防止等重点措置実施区域の追加（北海道・石川県・京都府・兵庫県・福岡県）</li> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）</li> </ul>
31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶JR 灘駅舎会場、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル）閉鎖</li> </ul>	

8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶配慮が必要な人のためのワクチン接種会場の移転 ・東横 INN 神戸三ノ宮 I →ニチイ学館 研修棟</li> <li>▶キャッシュレスポイント還元事業第1弾（飲食店）開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議</li> </ul>
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ひとり親家庭の就労自立を促進するため、SNS アプリ「LINE」でチャットボットやAIの技術を活用した、キャリアコンサルタントがオンライン上で就労相談を行うサービスを開始</li> </ul>	
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・40歳以上の方の新型コロナワクチン接種予約受付開始</li> <li>・配慮を要する方へのワクチン接種会場予約再開および接種会場新設</li> </ul>	
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶配慮が必要な人のためのワクチン接種会場予約再開</li> <li>▶40歳～59歳の方への大規模接種会場（ノエビアスタジアム神戸）での予約開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）</li> <li>・まん延防止等重点措置実施区域の追加 (福島県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・愛知県・滋賀県・熊本県)</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶連節バスがワクチン接種会場へ</li> <li>・神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパス会場</li> </ul>	
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ファイザー社製ワクチン接種の再開（64歳以上キャンセル対象者）</li> <li>・個別接種医療機関、集団接種会場</li> <li>・優先予約対象者（保育所、学校園、児童館等の職員等）の予約再開</li> <li>▶北区ワクチン集団接種会場の移転</li> <li>・北区文化センター（本館）→すずらんホール</li> </ul>	
12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）</li> </ul>
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶with コロナ時代の子育て世帯を応援～おうちで外食・海外旅行気分が味わえるレシピを配信</li> <li>▶悪天候時における集団接種会場・大規模接種会場での接種中止の対応方針（神戸市域に気象に関する「特別警報」が発表された場合は原則接種中止）</li> </ul>	
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市民余剰ワクチンボランティアの募集開始</li> </ul>	
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・接種対象となる全ての市民の新型コロナワクチン接種予約受付開始</li> <li>▶市長メッセージ動画の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：まん延防止等重点措置区域を拡大</li> <li>・(15市町→36市町)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代へのワクチン接種呼びかけ</li> <li>➢神戸市役所 1 号館 24 階における夜間接種の開始</li> <li>➢宿泊療養施設の医療的ケア体制の拡充（ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟）</li> </ul>	
17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢市民余剰ワクチンボランティアの運用開始</li> <li>➢40 歳以上の方のワクチン接種予約開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイザー・モデルナ社製のワクチンを使用する 集団接種会場、個別接種医療機関</li> </ul> </li> <li>➢19～39 歳の方のワクチン接種予約開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノエビアスタジアム神戸</li> </ul> </li> <li>➢宿泊療養施設の医療的ケア体制の拡充（東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前、神戸三ノ宮 I）</li> <li>➢キャッシュレスポイント還元事業第 1 弾（飲食店）終了（感染拡大のため）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 73 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置実施区域の追加（茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・京都府・兵庫県・福岡県）</li> <li>・期間：令和 3 年 8 月 20 日～9 月 12 日</li> <li>・まん延防止等重点措置実施区域追加（宮城県・富山県・山梨県・岐阜県・三重県・岡山県・広島県・香川県・愛媛県・鹿児島県）</li> </ul> </li> <li>➢県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 60 回）</li> </ul>
18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 波の感染急拡大に対する神戸市の対応</li> </ul> </li> </ul>	
19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢「医療現場からの声」として中央市民病院救急科医 長からのメッセージ配信</li> <li>➢市民病院での通常医療の制限によるコロナ受入病床 の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・282 床→321 床（39 床増）（9/1 より順次拡大）</li> </ul> </li> </ul>	
20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢第 24 回対策本部員会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度神戸市の対応方針：第 4 弾</li> </ul> </li> <li>➢宿泊療養施設の新規開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンルートソプラ神戸アネッサ（138 室）</li> </ul> </li> <li>➢各保健センターに自宅療養者フォローアップチーム を設置（看護師等による合計 15 名体制）</li> </ul>	
21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢配慮が必要な人のためのワクチン接種会場追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市医師会北部休日急病診療所</li> </ul> </li> </ul>	
23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢市営地下鉄西神・山手線終発時刻繰上げ開始</li> <li>➢市立小学校・中学校・特別支援学校の夏季授業日 （8 月 25 日～8 月 31 日のうち 3 日間）を実施しな いことを発表</li> </ul>	
24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢19～39 歳の方のワクチン接種予約開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>ファイザー・モデルナ社製のワクチンを使用する集 団接種会場、個別接種医療機関</li> </ul> </li> <li>➢令和 3 年度 9 月補正予算案の発表（ワクチン接種体 制の強化、疫学調査・検査体制等の充実、医療提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 74 回）・水際対策にかかる措置</li> </ul>

	体制の強化、市民・医療従事者に対する相談体制の強化、生活困窮者対策、公共交通事業者に対する運行継続支援)	
25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶神戸医療産業都市及びポートアイランドの企業・団体に対する新型コロナウイルスワクチンの職域接種の再開を発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）</li> <li>・緊急事態措置実施区域の追加（北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・岡山県・広島県）</li> <li>・まん延防止等重点措置実施区域追加（高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県）</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長臨時会見</li> <li>・妊娠中の方とその夫・パートナーの新型コロナワクチン接種優先予約受付開始</li> <li>・第5波の感染急拡大に対する神戸市の対応</li> </ul>	
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶抗体カクテル療法センターの設置（中央市民病院）</li> <li>▶妊婦中の方とその夫・パートナーの「ワクチン優先接種」予約開始</li> <li>▶「ワクチンに対する誤解と妊娠と接種について」として神戸市看護大学長からのメッセージ配信</li> </ul>	
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種券発送（12歳～15歳）</li> <li>▶新型コロナワクチンこども健康相談窓口（コールセンター）の開設</li> <li>▶新型コロナワクチンこども健康相談窓口（コールセンター）の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶県：新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第6・7期受付開始</li> </ul>
31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶12歳～18歳の方のワクチン接種予約開始。</li> <li>▶新型コロナワクチン接種申込お助け隊の配置終了</li> </ul>	
9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市立学校園（小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園・高等学校）始業式（ただし、9月1日～9月3日は午前中のみ授業）</li> </ul>	
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶集団接種会場における急変時対応用医薬品（ボスミン）の紛失（キャンパススクエア）</li> </ul>	
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ワクチン接種に関する不安や疑問にお答えするテレビ番組の放送予定（サンテレビ）（～9/25）</li> </ul>	
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市民余剰ワクチンボランティアの対象年齢の拡大（20歳以上→16歳以上）</li> </ul>	
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市長定例会見</li> <li>・第5波の感染急拡大に対する神戸市の対応</li> <li>▶保健所内に自宅療養者フォローアップチーム本部を設置（職員15名体制）</li> <li>▶自宅療養者フォローアップチームの強化</li> <li>▶コロナ受入病床の確保について（321床→344床）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）</li> <li>・緊急事態措置実施区域の変更及び期間延長（宮城県・岡山県）除外</li> <li>・期間：令和3年9月30日まで延長</li> </ul>

		<p>▶ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 61 回）</p>
10 日	<p>▶ 令和 3 年度神戸市の対応方針：第 4 弾（改定）</p>	
13 日	<p>▶ 市長臨時会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層と 11 歳以下のこどもの親を対象とする新型コロナワクチン接種優先予約枠設置</li> </ul>	
14 日	<p>▶ 若年層向けワクチン接種優先予約の開始（16 歳以上 39 歳以下の神戸市民（市内通勤・通学の市外在住者含む））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノエビアスタジアム神戸（200 人/日）</li> </ul> <p>▶ 11 歳以下のこどもの親向けワクチン接種優先予約の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所 1 号館（24 人/日）</li> <li>・ノエビアスタジアム神戸（100 人/日）</li> </ul>	
15 日	<p>▶ 市長臨時会見：共同会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナワクチン接種促進策に関する兵庫県・楽天・神戸市の共同記者会見</li> </ul>	
17 日	<p>▶ 失業者・休業者に向けた合同企業説明会の開催（17 日～18 日の 2 日開催）</p>	
18 日	<p>▶ 宿泊療養施設の新規開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸ポートタワーホテル（148 室）</li> </ul>	
20 日	<p>▶ 若年層向け優先予約ワクチン接種の開始（16 歳以上 39 歳以下の神戸市民（市内通勤・通学の市外在住者含む））</p>	
21 日	<p>▶ 集団接種会場における濃度が不足するワクチンの接種（垂水区文化センター）</p>	
22 日	<p>▶ 市長定例会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul> <p>▶ 市長メッセージ動画の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層向けワクチンの優先接種会場の開設</li> </ul> <p>▶ 10 月補正予算案の発表（医療提供体制の安定的確保、コロナ禍に直面する市民・市内事業者への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレスポイント還元事業（小売業・サービス業）</li> <li>・近場旅 KOBE キャンペーン事業</li> <li>・転職・再就職支援事業</li> <li>・KOBE アート緊急支援事業（第 2 弾）</li> <li>・公共交通事業者等の感染防止対策支援）</li> </ul> <p>▶ コロナ禍長期化に伴う「家賃サポート緊急一時金」の再拡充を発表</p>	

28 日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回） ・9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了 ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
29 日	▶令和3年度神戸市の対応方針：第5弾	
30 日	▶市長メッセージ動画の発信 ・若年層向けワクチン接種呼びかけ ▶ポータルライナー・六甲ライナー終発時刻繰上げ終了	

## 市内での患者・クラスター発生状況

6月9日	新型コロナウイルス入院患者ゼロに
6月23日	市内で286例目の患者発生（5月13日以来41日ぶり）
7月22日	保育施設で市内7件目のクラスターが発生（11名の患者）
8月6日	神戸市での発生患者が500人を超える
8月8日	障害児の福祉サービス事業所で市内8件目のクラスターが発生（11名の患者）
8月10日	介護施設で市内9件目のクラスターが発生（25名の患者）
8月12日	保育園で市内10件目のクラスターが発生（9名の患者）
8月13日	酒類を提供する飲食店で市内11件目のクラスターが発生（6名の患者）
8月14日	医療機関で市内12件目のクラスターが発生（8名の患者）
9月1日	酒類を提供する飲食店で市内13件目のクラスターが発生（6名の患者）
9月21日	市立小学校で市内14件目のクラスターが発生（27名の患者）
10月1日	神戸市での発生患者が1,000人を超える
10月16日	医療機関で市内15件目のクラスターが発生（58名の患者）
10月18日	酒類を提供する飲食店で市内16件目のクラスターが発生（6名の患者）
10月26日	民間事業所で市内17件目のクラスターが発生（9名の患者）
11月6日	市内で公演中の劇団で市内18件目のクラスターが発生（8名の患者）
11月11日	民間事業所で市内19例目のクラスターが発生（11名の患者）
11月15日	ボクシングジムで市内20件目のクラスターが発生（11名の患者）
11月18日	専門学校で市内21件目のクラスターが発生（5名の患者） 私立高等学校で市内22件目のクラスターが発生（6名の患者）
11月20日	民間事業所で市内23件目のクラスターが発生（7名の患者）
11月24日	介護関係事業所で市内24件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内25例目のクラスターが発生（12名の患者）
11月25日	西市民病院で市内26件目のクラスターが発生（32名の患者）
11月27日	酒類を提供する飲食店で市内27件目のクラスターが発生（5名の患者）
11月29日	医療機関で市内28件目のクラスターが発生（157名の患者）
12月2日	介護施設で市内29件目のクラスターが発生（26名の患者） 医療機関で市内30件目のクラスターが発生（68名の患者） 医療機関で市内31件目のクラスターが発生（75名の患者）
12月3日	神戸市での発生患者が2,000人を超える 県立高校で市内32件目のクラスターが発生（13名の患者） 医療機関で市内33件目のクラスターが発生（114名の患者）
12月8日	医療機関で市内34件目のクラスターが発生（53名の患者）
12月9日	酒類を提供する飲食店で市内35件目のクラスターが発生（11名の患者） 介護関係事業所で市内36件目のクラスターが発生（12名の患者） 障害者入所施設で市内37件目のクラスターが発生（25名の患者）
12月14日	県立高校で市内38件目のクラスターが発生（8名の患者）
12月19日	介護関係事業所で市内39件目のクラスターが発生（8名の患者） 市内で公演中の劇団で市内40件目のクラスターが発生（7名の患者）
12月21日	酒類を提供する飲食店で市内41件目のクラスターが発生（8名の患者） 酒類を提供する飲食店で市内42件目のクラスターが発生（7名の患者）
12月22日	神戸市での発生患者が3,000人を超える

12月25日	介護関係事業所で市内43件目のクラスターが発生(34名の患者)
12月28日	環境局東灘事業所で市内44件目のクラスターが発生(7名の患者)
1月5日	介護関係施設で市内45件目のクラスターが発生(13名の患者) 介護関係施設で市内46件目のクラスターが発生(58名の患者)
1月10日	神戸市での発生患者が4,000人を超える
1月11日	私立高等学校で市内47件目のクラスターが発生(6名の患者) 介護関係施設で市内48件目のクラスターが発生(15名の患者)
1月12日	介護関係施設で市内49件目のクラスターが発生(30名の患者)
1月13日	医療機関で市内50件目のクラスターが発生(77名の患者)
1月15日	市内のスポーツチームで市内51件目のクラスターが発生(10名の患者)
1月16日	介護関係事業所で市内52件目のクラスターが発生(17名の患者) 介護関係施設で市内53件目のクラスターが発生(59名の患者)
1月18日	医療機関で市内54件目のクラスターが発生(13名の患者)
1月20日	介護関係施設で市内55件目のクラスターが発生(73名の患者)
1月22日	患者発生速報で過去最高の1日139件。 福祉関係事業所で市内56件目のクラスターが発生(16名の患者)
1月23日	神戸市での発生患者が5,000人を超える 市立小学校で市内57件目のクラスターが発生(6名の患者)
1月24日	介護関係施設で市内58件目のクラスターが発生(17名の患者)
1月26日	介護関係施設で市内59件目のクラスターが発生(23名の患者)
1月30日	市立中学校で市内60件目のクラスターが発生(19名の患者)
1月31日	保育施設で市内61件目のクラスターが発生(12名の患者)
2月1日	福祉関係施設で市内62件目のクラスターが発生(39名の患者)
2月2日	保育施設で市内63件目のクラスターが発生(5名の患者)
2月3日	医療機関で市内64件目のクラスターが発生(111名の患者) 医療機関で市内65件目のクラスターが発生(5名の患者)
2月6日	民間事業所で市内66件目のクラスターが発生(5名の患者)
2月9日	市立保育所で市内67件目のクラスターが発生(11名の患者)
2月10日	環境局港島クリーンセンターで市内68件目のクラスターが発生(12名の患者)
2月13日	民間事業所で市内69件目のクラスターが発生(13名の患者)
2月17日	神戸市での発生患者が6,000人を超える。 医療機関で市内70件目のクラスターが発生(8名の患者)
2月18日	医療機関で市内71件目のクラスターが発生(27名の患者)
2月21日	医療機関で市内72件目のクラスターが発生(9名の患者)
3月4日	医療機関で市内73件目のクラスターが発生(13名の患者)
3月6日	介護関係事業所で市内74件目のクラスターが発生(8名の患者)
3月7日	介護関係施設で市内75件目のクラスターが発生(27名の患者) 認定こども園で市内76件目のクラスターが発生(12名の患者)
3月15日	トレーニングジムで市内77件目のクラスターが発生(7名の患者)
3月19日	介護関係事業所で市内78件目のクラスターが発生(6名の患者)
3月23日	酒類を提供する飲食店で市内79件目のクラスターが発生(6名の患者)
3月24日	酒類を提供する飲食店で市内80件目のクラスターが発生(11名の患者)
3月29日	介護関係事業所で市内81件目のクラスターが発生(5名の患者)
3月30日	医療機関で市内82件目のクラスターが発生(27名の患者)

3月31日	介護関係事業所で市内83件目のクラスターが発生（31名の患者） 神戸市での発生患者が7,000人を超える。
4月2日	福祉関係事業所で市内84件目のクラスターが発生（29名の患者）
4月3日	民間事業所で市内85件目のクラスターが発生（5名の患者）
4月4日	福祉関係施設で市内86件目のクラスターが発生（5名の患者）
4月5日	民間事業所で市内87件目のクラスターが発生（9名の患者）
4月8日	民間事業所で市内88件目のクラスターが発生（9名の患者）
4月10日	民間事業所で市内89件目のクラスターが発生（16名の患者） 保育施設で市内90件目のクラスターが発生（5名の患者） 神戸市での発生患者が8,000人を超える。
4月11日	医療機関で市内91件目のクラスターが発生（23名の患者） 介護関係施設で市内92件目のクラスターが発生（11名の患者）
4月12日	医療機関で市内93件目のクラスターが発生（6名の患者）
4月13日	民間事業所で市内94件目のクラスターが発生（5名の患者）
4月15日	市立保育所で市内95件目のクラスターが発生（15名の患者）
4月17日	介護関係施設で市内96件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内97件目のクラスターが発生（6名の患者） 神戸市での発生患者が9,000人を超える。
4月18日	介護関係施設で市内98件目のクラスターが発生（8名の患者）
4月19日	保育施設で市内99件目のクラスターが発生（5名の患者）
4月20日	介護関係施設で市内100件目のクラスターが発生（6名の患者）
4月22日	神戸市での発生患者が10,000人を超える。
4月24日	民間事業所で市内101件目のクラスターが発生（9名の患者）
4月25日	医療機関で市内102件目のクラスターが発生（60名の患者） 専門学校で市内103件目のクラスターが発生（35名の患者）
4月26日	介護関係事業所で市内104件目のクラスターが発生（5名の患者） 市立中学校で市内105件目のクラスターが発生（6名の患者）
4月27日	神戸市での発生患者が11,000人を超える。
4月28日	市立中学校で市内106件目のクラスターが発生（9名の患者）
4月29日	介護関係施設で市内107件目のクラスターが発生（38名の患者） 医療機関で市内108件目のクラスターが発生（13名の患者）
4月30日	介護関係事業所で市内109件目のクラスターが発生（13名の患者）
5月1日	民間事業所で市内110件目のクラスターが発生（5名の患者） 介護関係施設で市内111件目のクラスターが発生（12名の患者）
5月2日	神戸市での発生患者が12,000人を超える。
5月3日	市立小学校で市内112件目のクラスターが発生（7名の患者）
5月4日	介護関係施設で市内113件目のクラスターが発生（51名の患者） 介護関係事業所で市内114件目のクラスターが発生（18名の患者）
5月5日	介護関係施設で市内115件目のクラスターが発生（43名の患者）
5月7日	介護関係施設で市内116件目のクラスターが発生（140名の患者）
5月8日	介護関係施設で市内117件目のクラスターが発生（29名の患者） 神戸市での発生患者が13,000人を超える。
5月9日	介護関係施設で市内118件目のクラスターが発生（43名の患者）
5月10日	介護関係施設で市内119件目のクラスターが発生（16名の患者） 市立高等学校で市内120件目のクラスターが発生（5名の患者） 県立高等学校で市内121件目のクラスターが発生（6名の患者）
5月11日	市立特別支援学校で市内122件目のクラスターが発生（11名の患者） 医療機関で市内123件目のクラスターが発生（9名の患者）

5月12日	医療機関で市内124件目のクラスターが発生（6名の患者） 県立高等学校で市内125件目のクラスターが発生（28名の患者）
5月14日	介護関係施設で市内126件目のクラスターが発生（32名の患者） 市立中学校で市内127件目のクラスターが発生（18名の患者） 市立中学校で市内128件目のクラスターが発生（8名の患者） 民間事業所で市内129件目のクラスターが発生（66名の患者）
5月15日	介護関係事業所で市内130件目のクラスターが発生（7名の患者） 介護関係施設で市内131件目のクラスターが発生（6名の患者） 医療機関で市内132件目のクラスターが発生（21名の患者） 介護関係施設で市内133件目のクラスターが発生（13名の患者） 神戸市での発生患者が14,000人を超える。
5月16日	介護関係施設で市内134件目のクラスターが発生（11名の患者）
5月17日	県立高等学校で市内135件目のクラスターが発生（22名の患者） 県立高等学校で市内136件目のクラスターが発生（24名の患者）
5月18日	介護関係事業所で市内137件目のクラスターが発生（8名の患者） 医療機関で市内138件目のクラスターが発生（9名の患者） 県立高等学校で市内139件目のクラスターが発生（13名の患者）
5月19日	介護関係事業所で市内140件目のクラスターが発生（8名の患者） 介護関係事業所で市内141件目のクラスターが発生（5名の患者）
5月21日	環境局北事業所で市内142件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内143件目のクラスターが発生（23名の患者）
5月23日	介護関係施設で市内144件目のクラスターが発生（17名の患者） 介護関係施設で市内145件目のクラスターが発生（21名の患者）
5月24日	介護関係事業所で市内146件目のクラスターが発生（8名の患者） 介護関係施設で市内147件目のクラスターが発生（13名の患者） 専門学校で市内148件目のクラスターが発生（14名の患者）
5月25日	教育施設で市内149件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係施設で市内150件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内151件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内152件目のクラスターが発生（9名の患者） 介護関係施設で市内153件目のクラスターが発生（11名の患者） 福祉関係事業所で市内154件目のクラスターが発生（8名の患者）
5月26日	医療機関で市内155件目のクラスターが発生（18名の患者） 民間事業所で市内156件目のクラスターが発生（10名の患者）
5月27日	県立高等学校で市内157件目のクラスターが発生（9名の患者） 医療機関で市内158件目のクラスターが発生（8名の患者）
5月28日	医療機関で市内159件目のクラスターが発生（68名の患者）
5月29日	民間事業所で市内160件目のクラスターが発生（13名の患者）
5月30日	介護関係施設で市内161件目のクラスターが発生（6名の患者） 介護関係事業所で市内162件目のクラスターが発生（6名の患者） 保育園で市内163件目のクラスターが発生（6名の患者）
5月31日	介護関係施設で市内164件目のクラスターが発生（8名の患者） 医療機関で市内165件目のクラスターが発生（22名の患者） 医療機関で市内166件目のクラスターが発生（5名の患者） 専門学校で市内167件目のクラスターが発生（8名の患者）
6月1日	市内の高等学校で市内168件目のクラスターが発生（9名の患者） 介護関係施設で市内169件目のクラスターが発生（6名の患者） 神戸市での発生患者が15,000人を超える。
6月2日	市内の高等学校で市内170件目のクラスターが発生（7名の患者） 介護関係事業所で市内171件目のクラスターが発生（12名の患者）
6月4日	介護関係施設で市内172件目のクラスターが発生（6名の患者）
6月5日	高齢者住宅で市内173件目のクラスターが発生（7名の患者）

6月10日	介護関係施設で市内174件目のクラスターが発生（5名の患者）
6月12日	市立高等学校で市内175件目のクラスターが発生（5名の患者）
6月28日	医療機関で市内176件目のクラスターが発生（7名の患者）
7月1日	酒類を提供する飲食店で市内177件目のクラスターが発生（10名の患者）
7月5日	民間事業所で市内178件目のクラスターが発生（5名の患者）
7月7日	ライブハウスで市内179件目のクラスターが発生（31名の患者）
7月16日	市立中学校で市内180件目のクラスターが発生（14名の患者）
7月23日	民間事業所で市内181件目のクラスターが発生（7名の患者）
7月27日	神戸市での発生患者が16,000人を超える。
8月3日	福祉サービス事業所で市内182件目のクラスターが発生（6名の患者）
8月6日	神戸市での発生患者が17,000人を超える。
8月7日	福祉サービス事業所で市内183件目のクラスターが発生（5名の患者）
8月10日	市内の大学で市内184件目のクラスターが発生（5名の患者） 市内の私立高等学校で市内185件目のクラスターが発生（10名の患者）
8月12日	保育施設で市内186件目のクラスターが発生（6名の患者）
8月13日	医療機関で市内187件目のクラスターが発生（5名の患者） 神戸市での発生患者が18,000人を超える。
8月14日	民間事業所で市内188件目のクラスターが発生（9名の患者）
8月16日	民間事業所で市内189件目のクラスターが発生（7名の患者） 介護関係事業所で市内190件目のクラスターが発生（46名の患者）
8月17日	民間事業所で市内191件目のクラスターが発生（5名の患者）
8月18日	神戸市での発生患者が19,000人を超える。
8月21日	民間事業所で市内192件目のクラスターが発生（10名の患者） 神戸市での発生患者が20,000人を超える。
8月23日	専門学校で市内193件目のクラスターが発生（8名の患者） 酒類を提供する飲食店で市内194件目のクラスターが発生（9名の患者） 医療機関で市内195件目のクラスターが発生（17名の患者） 認定こども園で市内196件目のクラスターが発生（14名の患者）
8月24日	福祉サービス事業所で市内197件目のクラスターが発生（6名の患者） 神戸市での発生患者が21,000人を超える。
8月25日	市内児童館で市内198件目のクラスターが発生（16名の患者） 医療機関で市内199件目のクラスターが発生（9名の患者）
8月26日	民間事業所で市内200件目のクラスターが発生（7名の患者） 民間事業所で市内201件目のクラスターが発生（5名の患者）
8月27日	介護関係施設で市内202件目のクラスターが発生（24名の患者） 神戸市での発生患者が22,000人を超える。
8月29日	介護関係事業所で市内203件目のクラスターが発生（5名の患者）
8月30日	保育施設で市内204件目のクラスターが発生（9名の患者） 市内の大学で市内205件目のクラスターが発生（11名の患者）
8月31日	神戸市での発生患者が23,000人を超える。
9月1日	市内の高等学校で市内206件目のクラスターが発生（38名の患者） 保育施設で市内207件目のクラスターが発生（8名の患者） 認定こども園で市内208件目のクラスターが発生（8名の患者）
9月2日	民間事業所で市内209件目のクラスターが発生（5名の患者） 民間事業所で市内210件目のクラスターが発生（6名の患者）
9月3日	神戸市での発生患者が24,000人を超える。
9月6日	教育施設で市内211件目のクラスターが発生（7名の患者） 神戸拘置所で市内212件目のクラスターが発生（8名の患者）

9月7日	兵庫労働局で市内 213 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月8日	民間事業所で市内 214 件目のクラスターが発生 (20名の患者) 介護関係施設で市内 215 件目のクラスターが発生 (28名の患者) 神戸市での発生患者が 25,000 人を超える。
9月10日	認定こども園で市内 216 件目のクラスターが発生 (8名の患者)
9月13日	民間事業所で市内 217 件目のクラスターが発生 (6名の患者) 医療機関で市内 218 件目のクラスターが発生 (8名の患者) 市内学童保育施設で市内 219 件目のクラスターが発生 (6名の患者)
9月14日	市内の高等学校で市内 220 件目のクラスターが発生 (9名の患者) 介護関係施設で市内 221 件目のクラスターが発生 (8名の患者) 神戸市での発生患者が 26,000 人を超える。
9月15日	介護関係事業所で市内 222 件目のクラスターが発生 (5名の患者) 市内の大学で市内 223 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月16日	認定こども園で市内 224 件目のクラスターが発生 (7名の患者)
9月17日	市内の高等学校で市内 225 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月18日	民間事業所で市内 226 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月20日	市立小学校で市内 227 件目のクラスターが発生 (10名の患者) 市立中学校で市内 228 件目のクラスターが発生 (9名の患者)
9月21日	民間事業所で市内 229 件目のクラスターが発生 (22名の患者) 市立高等学校で市内 230 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月22日	民間事業所で市内 231 件目のクラスターが発生 (22名の患者)
9月24日	市内の高等学校で市内 232 件目のクラスターが発生 (18名の患者) 民間事業所で市内 233 件目のクラスターが発生 (6名の患者) 市内の高等学校で市内 234 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
9月26日	市立保育所で市内 235 件目のクラスターが発生 (6名の患者) 市内の保育園で市内 236 件目のクラスターが発生 (6名の患者)
9月27日	民間事業所で市内 237 件目のクラスターが発生 (12名の患者) 保育施設で市内 238 件目のクラスターが発生 (5名の患者) 市内の高等学校で市内 239 件目のクラスターが発生 (12名の患者) 市立中学校で市内 240 件目のクラスターが発生 (6名の患者)
9月28日	民間事業所で市内 241 件目のクラスターが発生 (11名の患者) 民間事業所で市内 242 件目のクラスターが発生 (7名の患者) 民間事業所で市内 243 件目のクラスターが発生 (14名の患者)
10月1日	神戸市での発生患者が 27,000 人を超える。
10月4日	児童福祉施設で市内 244 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
10月7日	介護関係事業所で市内 245 件目のクラスターが発生 (5名の患者) 医療機関で市内 246 件目のクラスターが発生 (9名の患者)
10月8日	民間事業所で市内 247 件目のクラスターが発生 (9名の患者)
10月11日	民間事業所で市内 248 件目のクラスターが発生 (6名の患者) 市内の高等学校で市内 249 件目のクラスターが発生 (8名の患者)
10月14日	市立中学校で市内 250 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
10月16日	市立幼稚園で市内 251 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
10月20日	福祉関係施設で市内 252 件目のクラスターが発生 (39名の患者)
10月23日	市立小学校で市内 253 件目のクラスターが発生 (5名の患者)
10月25日	市内の高等学校で市内 254 件目のクラスターが発生 (12名の患者)
10月29日	市内の飲食店で市内 255 件目のクラスターが発生 (5名の患者)

※令和3年11月1日現在

## 第2章 対応の検証

### 第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

#### (1) 感染拡大防止対策

○第2波（令和2年6月23日～9月23日）の対応

##### (相談窓口)

電話相談窓口として、第1波において設置した「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」において、医療職の専門性を活かしながら、また市内の感染状況や感染事例、国の制度変更等に応じ、柔軟に対応した。

また、令和2年5月21日より新たな不安解決のツールとして開始したチャットボットサービスを活用し、聴覚障害者や電話が苦手な方でも時間や場所を問わずスマートフォン・タブレット等で気軽に相談先・受診先を確認できるようにした。

感染の疑いのある方から新型コロナウイルス感染症専用健康相談窓口にご相談があった場合には、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察するため設置された帰国者・接触者外来を案内し受診を勧めている（帰国者・接触者相談センターの機能）。

看護師の資格を持つ派遣職員での相談体制を整備し、本市の保健師が派遣看護師の後方支援を行っている。（FAX 相談にも対応）

※令和3年10月1日現在 昼間9回線、夜間（深夜含め）4回線

（最大時；昼間17回線、夜間7回線、深夜5回線）

##### 【参考】

- ・令和2年1月16日の国内での患者発生を受けて、各保健センター（及び本庁予防衛生課）で市民からの相談対応を開始。
- ・2月1日より土日・祝日の専用健康相談窓口を開設し、受診できる医療機関、感染予防方法、健康不安など幅広い相談に対応。2月20日から24時間体制に拡充（3者通訳による多言語対応）。
- ・2月6日からは国の通知に基づき、感染の疑いがある方の相談窓口として24時間対応の「帰国者・接触者相談センター」設置（3者通訳による多言語対応）。
- ・4月8日より、専用健康相談窓口と帰国者・接触者相談センターを統合し、「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」を設置。

##### (検査体制)

当初の本市の検査能力は、環境保健研究所（現：健康科学研究所）において、行政検査として、令和2年1月30日から1日24検体、最大48検体の検査を実施できる体制を整備し、3月には2台のPCR装置を追加購入し、1日最大72検体の検査ができる体制に強化した。さらに、4月に核酸抽出装置を2台購入し、検体採取容器の統一化を図るなどの工夫をすることにより最大142検体の検査体制を整備した。

また、市内の医療機関（中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、神戸大学医学部付属病院等）においても、3月より自院の入院患者等に対して、保険適用のPCR検査を行っており、1日当たり200検体程度の検査能力を整備した。

さらに、行政検査として、令和2年6月1日から、全国初の官民連携による新たなPCR検査機関として、ポートアイランド2期にシスメックスの検査センター（神戸市からの委託）を開設しており、当初1日当たり50検体（PCR装置3台）から始め、検査技術の習熟により7月からは1日当たり100検体（人員体制10名）、8月からは1日当たり150検体（人員体制12名）、9月からはPCR検査装置の追加配置（PCR装置4台）、人員体制の強化（人員体制14名）により、1日当たり200検体の検査能力を整備した。

また、神戸市医師会の「神戸市新型コロナウイルス検査センター」（保険適用）を設置し、令和2年6月8日からウォークスルー方式により1日当たり20検体の検査を開始した。

#### ○戦略的サーベイランス体制の強化

政府の基本的対処方針において、感染が拡大する傾向が見られる場合は迅速に察知し的確に対応できるよう戦略的サーベイランス体制を整えておく必要があること、感染状況を的確に把握できる体制を持ち社会経済活動と感染症予防の両立を進めるため、検査体制の一層の強化等を迅速に進めることが示され、特に感染が疑われる医療従事者、入院患者等については、率先してPCR検査を行うこと、手術や医療的処置前などの患者を医師の判断によりPCR検査等が実施できる体制をとることが示された。

第1波の経験から、重症化予防と院内感染予防のため、「救急外来受診時」や「手術」「分娩」時に症状や基礎疾患があることなど、医師が必要と判断したハイリスク者に対し積極的にPCR検査を実施し、感染拡大の予兆を早期に捉えることにも役立てることとした。

令和2年6月に神戸市医師会、第2次救急病院協議会、神戸市民間病院協会に対して、行政検査の委託契約を進めることにより、保険適用による積極的な検査の実施をお願いした。

#### ○学校等の施設における積極的検査

令和2年7月に市立中学校で患者が発生した際には、当初、①濃厚接触者に2週間の自宅待機及びPCR検査を実施、②健康観察者にPCR検査を実施、③健康観察者に準ずる者（マスクはしているが患者と一定の接触があった者）は検査結果が出るまで自宅待機の対応を行うこととした。学校での検査の範囲については、教育委員会とも様々な議論を重ねて、健康観察者に準ずる者についても、安心して学校に通えるよう、後に唾液によるPCR検査を実施することを決定した。

以降、学校園において患者が判明した場合には、同じクラス・同じ部活動・合同で

体育の授業を受けた児童・生徒については、濃厚接触者に該当しない場合でも、念のためPCR検査を実施し、検査結果が出るまで自宅待機が原則となった。

第2波以降、学校園では基本的な感染予防策が徹底され、保健所の調査で濃厚接触者、健康観察対象者と判断される事案はほとんどなかったが、そのような場合であっても、積極的検査として、クラスメート、マスクを外した部活動や体育で一定時間の接触のあるものについては、念のために検査（積極的検査）を実施することを基本的なルールとした。

第2波以降得られた疾病に関する知見を反映し、保健所は検査実施までの期間の休業は必要なしと判断したが、積極的検査時の児童・生徒の自宅待機等については、教育委員会が判断することとした。

#### ○酒類を提供する飲食店に対する検査

東京、大阪等の他都市では、接待を伴う飲食店において多数のクラスターが発生し、繁華街での地域的なクラスターとなった例もあったため、クラスター発生を早期に探知し、感染拡大防止を図るため、市内で酒類を提供する飲食店の従業員に対する唾液によるPCR検査を令和2年8月20日より開始した。

申し込み要件である、従業員が感染の疑いのある利用客に接した可能性がある場合（マスクなしで1m未満、15分以上接した可能性がある、マスクをしていても利用客が咳き込むなど、飛沫感染等の可能性が高い）を満たし、検査を希望する店舗に保健所が外向き積極的にPCR検査を行う。検査要件として、①検査を受けた後は、検査結果が判明するまで自宅待機を厳守する、②陽性者が出た場合、保健所とともに感染防止対策に取り組む、③「兵庫県新型コロナ追跡システム（※）」の導入をお願いすることとしてスタートした。制度の周知のため、市内飲食店1万4千店舗に対して、チラシを配布した。しかし、クラスター発生による店名公表や風評被害への懸念から、検査申込は思うように増えなかった。

#### 【参考】

※兵庫県新型コロナ追跡システム：施設の利用者すべてが登録を行うことによりクラスターが発生した場合でも、利用者個人のみ、利用日と店舗名が通知されるアプリ。

#### （積極的疫学調査）

積極的疫学調査は、感染源・感染経路を推定し集団発生（クラスター）を予防すること、濃厚接触者を特定し、更なる感染拡大を防止することを目的に実施している。

医療機関から発生届が提出されると、各区保健センターの保健師が2人体制で患者の自宅等を訪問し、患者本人の行動、症状等の聞き取りや、濃厚接触者の有無を確認し感染拡大防止を図る取り組みを行っている。また、患者が属する職場、施設など所

属先調査についても、患者が1名発生した時点から保健師が訪問して対応している。

本市の積極的疫学調査では、医療機関からの発生届だけでは読み取れない患者の表情や会話を通じた心身の状況・重症化リスクの正確な把握や、患者との信頼関係の構築、感染に伴う患者の不安の軽減のため、各区保健センターの保健師が患者の自宅等を訪問し、直接患者と対面し聞き取りを行うことを、最初の患者発生以来、原則として実施してきた。

### **(クラスターへの対応)**

クラスター（1か所で5人以上の感染患者が発生）については、第2波では8件が発生した。件数の内訳では、保育所・学校が3件、高齢・障害福祉施設が2件、酒類を提供する飲食店が2件、病院が1件となった。第1波では見られなかった酒類を提供する飲食店でのクラスターが発生した。

### **(感染症神戸モデルの取り組み)**

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、全国に先駆け、保健所・区役所と医療機関、高齢者施設、保育施設等との連携を深め、感染症の発生時に迅速に対応することにより、地域における感染症の急激な拡大と重症化の防止を図る神戸モデルを構築した。平成21年9月に、各区・北須磨・北神に1名ずつ、専任保健師を時限付で配置し、感染症早期探知地域連携システムを構築した。

平成27年から会計年度職員として16人の感染症訪問指導員を各区に導入し、平常時から保健師や感染症訪問指導員（会計年度職員、全市で16人）が、施設巡回を行い、感染症の流行状況などの情報提供や、感染対策への助言指導等を行ってきた。

新型コロナ対応においても、神戸モデルの対策の積み重ねにより、多くの施設において、手洗いや消毒、職員や利用者の健康管理など、日頃の感染症対策が実践された。神戸モデルにより、施設の日々の感染への知識や意識が向上した結果であり大きな効果であると考えられる。

### **(環境保健研究所の検査体制強化)**

環境保健研究所（令和3年4月1日～健康科学研究所に名称変更）では、濃厚接触者の検体検査と、感染経路の特定のための解析業務を中心に担い、感染経路の調査等の疫学調査を進めた。

検査・解析体制強化として、PCR検査機器に加え、短時間での検査結果が求められる緊急検査への対応ができるようLAMP法による検査機器を整備したほか、6月25日に保険適用となった抗原の定量的測定が可能な専用の測定機器を整備した。また、ウイルスの遺伝子を詳細に解析し、感染ルートの解明等に役立てるために、CO2インキュベーター、次世代シーケンサー機器を整備したほか、新型コロナウイルスの検体及び遺伝子等を保管するための冷凍庫等を購入した。

環境保健研究所の検査担当者の中でも化学試験員（現：健康科学研究職）は、普段から研究を行っており、正しい知識と技術に裏打ちされたノウハウを活かして、新型コロナウイルス感染症の検査に対応している。

このような化学試験員の重要な役割を踏まえ、PCR 検査体制の拡充のため化学試験員を年度途中で 2 名採用した。（令和 2 年 8 月 1 日、12 月 1 日付で配置）

※令和 3 年 10 月 1 日現在 検査担当職員 24 名

（(感染症部 13 名、生活科学部 11 名)、うち健康科学研究職 9 名（再任用を含む））

変異株への対応では、令和 2 年 4 月以降 PCR 検査実施施設が増加する中、陽性検体を環境保健研究所に集約する体制を整え、国からのゲノムサーベイランスへの協力要請（令和 2 年 3 月 16 日）に応えるとともに、神戸市におけるクラスターの事後検証や市内での伝播状況把握のためのゲノム情報の活用を始めた。検体は国立感染症研究所に送付し、ゲノム解析は感染症研究所にて実施した。

### （広報・情報発信・風評被害対策）

#### ○感染状況等の周知広報

市民に対し正確な情報を発信するため、市のホームページに、患者の発生状況、感染の仕方等の基礎知識、イラストを活用した受診や検査の流れ、相談窓口一覧などの情報を掲載し、分かりやすい情報発信に努めた。

新規発生患者の公表については、令和 2 年 4 月 9 日以降は、前日正午から当日正午までに医療機関から受理した発生届において、毎日午後 2 時に年代・性別について取りまとめ速報として公表している。症状、職業、渡航歴、接触歴等の情報については、保健所の疫学調査が終了した時点で、追加情報として取りまとめ公表した。

令和 2 年 8 月には、ホームページに掲載している新型コロナウイルス感染症の関する検査・診察・入院について、よくある質問とその回答をできるだけ平易で分かりやすい表現・内容に改善した。

- ・PCR 検査を受けたいがどうすればいいのか
- ・身近な人の感染が分かった時、自分が感染していないか心配だ
- ・受診にあたってどのようなことに気を付ければ良いか
- ・有症状の場合、入院してから何日で退院できるのか など

また、令和 2 年 8 月に、PCR 検査の対象者について、クラスターの未然防止のため、国の基準に基づく検査（症状がある者、濃厚接触者）に該当しない場合でも、医療機関・福祉施設・学校園・酒類を提供する飲食店で、保健所の判断で積極的に検査を行うことを分かりやすくホームページに掲載した。

令和 2 年 9 月からは、陽性件数、新規検査数、陽性率、入院患者数、重症者数、入所患者数について、直近 2 週間、第 1 波から感染拡大の波ごとのピークとの比較を分かりやすくホームページに掲載した。

また、感染拡大の波ごとに、患者の年代別割合、感染経路の判明状況、施設種別（医療機関、福祉サービス、学校、保育所等、その他）ごとの発生患者割合、年代・性別の死亡者数をホームページに掲載した。

#### ○患者プライバシーの保護

新型コロナウイルス感染症患者の情報の公表については、患者の個人情報の保護に細心の注意を払いつつ、感染拡大防止の観点から判断し公表内容を決定している。具体的には、「年代、性別、居住地、職業、病状経過、海外渡航歴、感染者との接触歴、濃厚接触者の状況」等について、本人の理解を得た上で公表した。

また、死亡例の公表に関しては、原則として死亡日、年代、性別を公表する方針とした。第1波での対応を継続し、遺族に確認し、遺族から公表を控えてほしい旨の意向が示された場合には、死亡日のみ公表し、年代、性別は非公表とした。

#### ○クラスター発生関連施設の名称等の公表

第2波以降、患者の勤務先や利用先が、医療機関、社会福祉施設、学校園で、感染拡大のおそれや社会的影響が大きく、施設の閉鎖等の措置を緊急に講じる必要があると考えられる場合には、勤務先や施設等と協議の上、発生状況を速やかに公表することを原則としてきた。

施設名については、医療機関、福祉施設、学校において感染患者が1人でも発生した場合は、原則として施設名を公表してきたが、実際に患者が発生した市内の学校では、通学中の生徒が住民等から顔を背けられたり、払い除ける仕草を受けたりしたことで、多数（約250人）の生徒がショックを受け学校を休む事態が生じた。患者が発生した施設及びその利用者等について風評被害が非常に大きくなっていることを踏まえて、健康局で議論の上、令和2年7月20日より施設名公表の取り扱いを変更した。

##### 【施設公表の考え方】

##### ①クラスターになった場合（感染者5人以上）

次なるクラスターを生まないため、施設名を公表する。

##### ②クラスターになるおそれがある場合

施設を不特定多数が利用し、施設利用者を把握できていない場合や、感染拡大状況により必要がある場合には、広く周知する必要があるため、施設名を公表する。

その後、風評被害の拡大がますます顕著になってきたこと、酒類を提供する飲食店での従業員に対する積極的検査では、クラスター化した際の施設名の公表により検査への協力が得にくい状況となっていたため、健康局で議論の上、8月31日より施設名公表の取り扱いを変更した。

### 【施設公表の考え方（変更）】

#### ①クラスターとなった場合（感染者が5人以上）

クラスターが発生した場合で、クラスターの連鎖に発展する恐れがある場合は施設名を公表する。クラスターになっても感染の疑いのある者の囲い込みができている場合は公表しないことがある。

#### ②クラスターになる恐れがある場合

施設を不特定多数が利用し、施設利用者を把握できていない場合などで、広く利用者に検査を呼びかける必要がある場合は、感染患者が1名であっても状況に応じて施設名を公表する。感染の疑いのある者の囲い込みができていない場合は公表しない。

#### ③本市の職員が勤務する行政組織、事業所

公共性が高いため、原則として施設名を公表する。

### ○感染防止に必要な行動の意識啓発

広報紙 KOBE や市長定例会見等において、手洗い・手指の消毒、3密（密閉・密集・密接）の回避、咳エチケットの徹底、こまめな換気、感染リスクが高まる「5つの場面」など感染防止に必要な行動を繰り返し呼び掛けた。

令和2年8月27日に新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお願いについて発出し、①マスクの着用を徹底しましょう（フェイスシールド・マウスシールドでは不十分です）、②熱がなくても、咳などの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう、③感染患者を特別視しない、ことについて市民に呼び掛けた。

また、新型コロナウイルス感染症対策で外出自粛をしていたため、①体力の低下及び筋肉の減少に伴う体内水分量の低下、②身体が暑さに慣れておらず「暑熱馴化（しよねつじゅんか）」できない、③マスク着用により、熱放散が妨げられ、加湿されることで喉が渇かなくなるため水分補給が滞る可能性があることから、令和2年度夏に、前年度以上の熱中症患者が増加した場合、医療機関が対応できず医療崩壊を起こしかねない状況となるため、重点的に熱中症対策を行うこととした。

#### ・「神戸市熱中症予防対応指針」の策定

令和2年5月27日市に熱中症対策本部を設置し、熱中症警戒宣言を発出。5月29日「神戸市熱中症予防対応指針」を策定。

新しい生活様式に対応した熱中症対策として、マスク着用の注意点を具体的に明示。特に、適度な距離を保ちながらの児童の登下校時や、2歳児未満のこどもにはマスクを着けないよう示した。

さらに、運動や負荷の強い作業時も熱中症のリスクが高まるため、人との距離を保ちながら、マスクをはずすよう示した。

例年、熱中症対策の広報としてチラシ・ポスターを作成し、関係機関へ配布し啓発を行うとともに、広報紙や、健康局と消防局で共働しミント神戸ビジョンやその他の

デジタルサイネージでの啓発、環境省主催の熱中症対策シンポジウムの Web サイト配信を実施してきたが、令和 2 年度は例年の対策に加え、

- (1) 熱中症防止キャンペーンとしてホームページに日々の暑さ指数を掲載。
- (2) 市民に水分補給を促すため、区役所等の約 100 か所の公共施設にウォーターサーバーを設置。
- (3) 熱中症 PR 協力店（1000 店目標）を募り、市民が気軽に水分補給ができるよう、水の無償提供を市内店舗へ協力依頼。店舗に「PR タペストリー」を設置。

#### ○風評被害対策

感染を経験された方やその家族、医療機関で働いている方などが職場への出勤を拒まれたり、飲食店の利用を拒まれたりした事例や、前述のとおり、感染患者が発生した市内の学校では、通学中の生徒が住民等から顔を背けられたり、払い除ける仕草を受けたりしたことで、多数（約 250 人）の生徒がショックを受け学校を休む事態が生じるなど、風評被害が非常に大きくなった。

令和 2 年 9 月 11 日より、ホームページ上で、患者や家族が治療や健康観察の経験を踏まえて、その時に感じたことの「メッセージ」や、市民からの医療従事者等に向けた「感謝や応援メッセージ」を募集した。（令和 3 年 2 月 15 日に感謝・応援メッセージ 41 件をとりまとめ、市内医療機関等へ送付）

#### ○第 3 波（令和 2 年 9 月 25 日～令和 3 年 2 月 28 日）の対応 （相談窓口）

令和 2 年 10 月 24 日より、発熱患者等が相談先・受診先に迷うことや、特定の医療機関に殺到することがないように、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行期に備え、神戸市医師会との連携の上、発熱・咳等の診療を行う医療機関を確保した。（令和 3 年 10 月現在 259 医療機関）

「新型コロナウイルス感染症専用健康相談窓口」において、電話相談にて、看護職員（派遣職員）等が発熱時等にかかりつけ医がいない市民への診察・検査が可能な医療機関先を案内した。「受診・相談センター」も兼ね、市民からの相談窓口を一元化し対応した。

12 月 29 日～1 月 4 日の年末年始には、医療機関の外来診療が減るため、有症状者からの相談の増加に備え、日勤夜勤とも人員を増やして対応した（1 日平均約 300 件）。

#### （検査体制）

シスメックス検査センターでは、10 月から新たな RNA 抽出方法の導入による検査工程の効率化により、200 検体から 300 検体に検査能力が増強された。また、医師会検査センターでは、11 月 30 日に検査場所を広い場所に移転の上、ウォークイン方式からドライブスルー方式に変更するとともに、採取する検体を、鼻咽頭拭い液から鼻腔

拭い液に変更し、検査能力を1日当たり20検体から40検体に増強した。

これらにより、本市の検査能力は、当初24検体から682検体に拡充された。

#### ○介護・障害施設の従事者に対する積極的検査

高齢者は重症化リスクがあり、特に介護施設の入所者については、基礎疾患を持つ方が多いため、より重症化リスクがあることに加え、介護従事者への感染リスクも考えられ、施設での感染が発生した場合、クラスターにつながるおそれがある。また、患者の要介護度が高いことから、重症病床などに入院することで医療提供体制をひっ迫させる懸念がある。

そのため、令和2年11月より、シスメックス検査センターの能力増強を活かして、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者の入所施設において、直接介護等を行う従事者に対し、定期的検査を実施した。既に入所している高齢者への感染を未然に防ぐため、ウイルスを外から持ち込まないことが重要であり、介護に直接従事する職員を検査の対象とし、申し込みのあった全ての施設について令和3年3月中に検査を終えた。

また、令和2年11月19日付厚生労働省通知「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」を受けて、令和2年12月より、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設入居者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施してクラスター拡大防止に努めた。

#### ○酒類を提供する飲食店に対する検査

クラスターが発生した場合の風評被害を恐れてか、検査申込みが増えていなかった酒類を提供する飲食店に対する検査について、飲食店が検査を受けやすくするように、11月19日から、検査要件を緩和し、クラスターが発生した場合でも、基本的に店名は公表しないこと、検査を受け検査結果が判明するまでも店の営業を可能とする、陽性者が出た場合は感染防止対策に取り組むこと、に変更し、市内飲食店1万4千店舗に対して、改めて通知し不安があれば受検することを促した。

#### (クラスターへの対応)

クラスターについては、第3波で58件が発生した。件数の内訳では、高齢・障害福祉施設が18件、病院が14件、保育所・学校が10件、民間事業所が5件、酒類を提供する飲食店が5件、スポーツ・娯楽施設が4件、公的機関が2件となった。

第1波・第2波では見られなかったボクシングジム、公演中の劇団、民間事業所などクラスターが多様化するとともに、高齢・障害福祉施設、病院、保育所・学校で多くのクラスターが発生した。

高齢者施設や障害者施設等の入所者で、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、患者の症状や年齢、基礎疾患の有無、また施設のマンパワーや感染対策の状

況等から入院の必要性、緊急性を判断した上で、入院受入れ医療機関の空床状況や、受入れ可能な患者の重症度、介護度等を考慮し、入院の調整を行った。

福祉施設へは、神戸モデル（感染症早期探知・地域連携システム）において、感染症に関する研修会や巡回訪問指導を行い、感染対策の助言指導を行っているが、特に新型コロナウイルス感染症の患者発生にあたっては、直ちに保健センター保健師や保健所医師、看護師が訪問し、感染対策のため清潔と汚染のゾーン分けや、消毒や換気、また防護服の着用訓練などの指導を行い、終息するまで継続した。

入所者の感染が判明した時には、既に施設内で入所者や職員へ感染が広がっている事例が多かった。入院先の調整が難しい場合には施設で療養していただく状況も生じたが、施設内での更なる感染拡大が起らないよう、入所者や職員の健康観察期間内には入退所の見合わせや体調不良者の迅速な検査実施による新たな患者の早期発見等を行うとともに、患者の入院調整を進めた。

### （環境保健研究所の検査体制強化）

変異株への対応として、令和2年11月からはCt値（ウイルス量の指標：低いほどウイルス量が多い）が27以下の全ての検体を対象に自施設でのゲノム解析を開始した。（Ct値27以下はゲノム解析が可能なウイルス量の目安として国立感染症研究所が示している数値。）

英国など海外で発生報告のあった変異株について、国立感染症研究所では、変異株の状況を把握するため、1月22日に全国の地方衛生検査所に、変異株PCR検査手法を提供し、順次、地方衛生検査所で変異株PCR検査を用いた変異株疑い患者のスクリーニングが開始された。

令和3年1月からは変異株疑いを迅速に検出するPCR検査をゲノムサーベイランスに組み込んだ変異株監視体制を確立した。他都市では陽性検体を国立感染症研究所に送付し、感染症研究所でゲノム解析を行うのに対し、本市では、環境保健研究所において変異株PCR検査で陽性となったものについては速やかにゲノム解析を行い、得られたデータは国立感染症研究所にデータ送信し、結果の確認を経て、変異株確定となるため、他都市と比べて数日から5日早く判定ができる。

環境保健研究所での変異株監視体制の特徴は、①全市の新規感染者の検体の多く（約6割）が集約されていること、②独自に迅速に変異株を確定できる検査体制を整えていること、③体系的で継続的なゲノムサーベイランスシステムを構築していることである。

変異株PCR検査で陰性となった検体についても、1～2週間分をまとめてゲノム解析を実施していることにより、新たな変異株の出現についても監視できるサーベイランスの体制を整備した。

## (広報・情報発信・風評被害対策)

### ○感染状況等の周知広報

新型コロナウイルスに基礎知識、受診や検査の流れの情報発信のため、令和2年11月より、新型コロナウイルス感染症が飛沫感染、接触感染であること、マスクの着用により感染リスクが大幅に軽減されること、他の人にうつす期間は限られることなど、新型コロナに対する正しい知識を発信し、風評被害の防止にもつなげるため、ホームページに新型コロナウイルスの基礎知識を掲載した。

### (掲載内容)

- ①新型コロナウイルスはどのように感染する？
- ②感染してからの潜伏期間はどれくらいか？
- ③新型コロナウイルスを他の人にうつす可能性がある期間は？
- ④新型コロナウイルスの症状は？
- ⑤感染した人のどれくらいが重症になる？
- ⑥濃厚接触者とはどんな人？
- ⑦濃厚接触者になるとどうなる？
- ⑧周辺で患者が出て、不安だが？
- ⑨マスクの効果は？
- ⑩フェイスシールドの効果は？
- ⑪感染リスクが高いのはどのような場面ですか？

また、発熱・咳などの症状があり、医療機関を受診したいとき、身近で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、どうしたらいいのか、検査など全体の流れを確認できるフローチャートを作成し、市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう情報発信した。

新型コロナウイルス感染症  
身近に患者が出て  
濃厚接触者になるか不安

**保健所から連絡なし** → **濃厚接触者ではない**

電話  
こない

出勤や通学など  
通常の生活。

Q 注意点は  
コチラ

1 2

Q くわしいフローチャートは、コチラ  
Q 濃厚接触者とは、コチラ

**保健所から連絡あり** → **濃厚接触者** → **保健所聞き取りとPCR検査**

**陰性** 14

濃厚接触者として  
**自宅待機**

接触の日から14日間、自宅待機。  
Q 注意点は コチラ

**入院** → **退院** 10

発症から**10日間**経過し、  
かつ、軽快から**72時間**経過

Q 入・退院日数についてくわしいことは、コチラ  
Q 入院費用はかかるの？は、コチラ

退院すれば、出勤や通学など通常の生活。Q注意点はコチラ  
Q いつから運動・通学できる？のは、コチラ

**入所** (宿泊療養施設) → **退所** 10

軽症は、同上。  
無症状の場合、検体採取日から**10日間**経過

Q 入・退所日数についてくわしいことは、コチラ  
Q 入所費用はかかるの？は、コチラ

退所すれば、出勤や通学など通常の生活。Q注意点はコチラ  
Q いつから運動・通学できる？のは、コチラ

新型コロナウイルス感染症  
受診から退院まで

Q くわしいフローチャートは、コチラ  
Q かかりつけ医が無いときは コチラ  
Q 検査(費用・日数)のくわしいことは、コチラ

**発症\*** → **受診** → **検査**

※発症日が0日目

**検査不要** (医師が判断)

**陰性**

症状が治まれば、出勤や通学など通常の生活。  
Q 過ごし方は、コチラ

**入院** → **退院** 10

発症から**10日間**経過し、  
かつ、軽快から**72時間**経過

Q 入・退院日数についてくわしいことは、コチラ  
Q 入院費用はかかるの？は、コチラ

退院すれば、出勤や通学など通常の生活。Q注意点はコチラ  
Q いつから運動・通学できる？のは、コチラ

**入所** (宿泊療養施設) → **退所** 10

軽症は、同上。  
無症状の場合、検体採取日から**10日間**経過

Q 入・退所日数についてくわしいことは、コチラ  
Q 入所費用はかかるの？は、コチラ

退所すれば、出勤や通学など通常の生活。Q注意点はコチラ  
Q いつから運動・通学できる？のは、コチラ

#### ○クラスター発生関連施設の名称等の公表

第3波の新規陽性患者の急増に伴い、令和3年1月9日から、陽性患者発生に関する追加情報の提供は、クラスターであっても、基本的に資料配布により行うこととし、感染拡大防止の観点から不特定多数の方への呼びかけなど、本市が必要と判断した場合などには記者会見を行うこととした。

#### ○感染防止に必要な行動の意識啓発・風評被害対策

令和2年11月19日に新型コロナウイルス感染症にかかる保健所からのお願いについて発出し、①人の集まる場所では、冬でも窓を開け、換気を心がけましょう、②マスクの着用と、きちんと手指消毒、③熱がなくても、咳などの症状があれば外出を控え、仕事を休みましょう、について市民に呼び掛けた。

また、正確な情報の発信のため、広報紙 KOBE10月号に、新型コロナウイルス感染症は、風邪などと同じで誰でも罹りうる病気で、感染は特別なことではないことを掲載。以降、毎月、「新型コロナウイルス感染症患者を特別視しないで」「新型コロナ感染は特別なことですか?」「心無い言動や偏見はもうやめませんか」と差別や偏見をなくすための呼びかけを行った。

令和2年10月22日より「新型コロナウイルス感染は特別なことですか?」と投げかけ、偏見や差別の防止を訴えるポスター・リーフレットを作成し、広報紙、市ホームページ、電車・バスの車内吊りや駅のデジタルサイネージで啓発を実施した。市民 PHR システム「MY CONDITION KOBE」のスポット広告を活用した啓発も月1回実施した。

令和2年11月より、新型コロナウイルス感染症が飛沫感染、接触感染であること、マスクに着用により感染リスクが大幅に軽減されること、他の人にうつす期間は限られることなど、新型コロナに対する正しい知識を発信し、風評被害の防止にもつなげるため、前述のとおりホームページに新型コロナウイルスの基礎知識を掲載した。

また、発熱・咳などの症状があり、医療機関を受診したいとき、身近で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、どうしたらいいのか、検査など全体の流れを確認できるフローチャートを作成し、市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう情報発信した。(一部再掲)

#### ○第4波(令和3年3月1日~令和3年6月30日)の対応 (相談窓口)

自宅療養者数の増加やワクチン接種の開始が重なったことに伴い、4月の相談件数が19,642件にのぼった。相談内容は、検査対象要件や受診に関するものが6,000件と多く、ワクチンに関する問合せも約700件寄せられた。

## (検査体制)

感染拡大の第3波を踏まえ、症状が重症化しやすい高齢者・障害者への感染の拡大防止、クラスターの未然防止により医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点から、通所を含む高齢者施設・障害者施設の直接介護等に従事する職員に定期的な検査を拡充するため、プール法によるPCR検査（4検体を一緒に検査）を4月に導入（楽天グループ株式会社へ委託）し、検査能力を1日当たり618検体増強し、最大1日1,300検体に拡充した。（当初の24検体の54倍）

### 【参考】検査体制の推移

	2年 1月	2年 3月	2年 4月	2年 6月	2年 7月	2年 8月	2年 9月	2年 10月	2年 12月	3年 4月
環境保健研究所	24	72	142	142	142	142	142	142	142	142
シスメックス				50	100	150	200	300	300	300
医師会検査センター				20	20	20	20	20	40	40
病院			200	200	200	200	200	200	200	200
楽天検査(プール法)										618
合計	24	72	342	412	462	512	562	662	682	1,300

### ○介護・障害施設の従事者に対する積極的検査

令和3年1月22日の厚生労働省通知により、クラスターが多発している高齢者施設等について集中的に無症状者に対しても検査を行うように要請があり、プール法と抗原定性検査が、一定の要件のもとに行政検査として認められた。

本市では、既に令和2年11月から高齢者等施設（特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児者入所施設）の従事者に対する定期的検査を開始したが、クラスター化の防止と感染の早期発見のため、対象施設の拡大と検査期間の短縮を令和3年4月から図ることとし、従事者のワクチン接種が終了するまでは、月1回の検査として開始した。その後、ワクチン接種が進んだことにより、6月から月2回、さらに7月から週1回に頻回化した。

また、プール法の導入に合わせて、検査対象を拡大し、高齢者・障害児・者入所及び通所施設における直接介護等に従事する職員を対象とした。国の要請通知を超えて通所施設にも検査を行うのは、政令指定都市では初めてであった。

## (積極的疫学調査)

3月下旬から徐々に第4波の爆発的な感染拡大が発生したことから、厚生労働省より他都市からの応援について打診を受け、神戸市から応援の要請を行ったところ、兵庫県を通じて福井県からの保健師派遣を受け、積極的疫学調査に従事いただいた。

変異株（アルファ株）の感染拡大により、新規感染者が急増し、保健センターの積極的疫学調査に遅れが生じる事態となった。保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が遅れがちになったこと、入院が必要にもかかわらず入院先が見つからず自宅で待機されている自宅待機者が急増したことから、令和3年1月8日の厚生労働省通知を踏まえ、緊急時対応として市内全保健センターにおいて積極的疫学調査の調査項目を絞り、自宅待機者の健康管理を重点的に行う緊急時の対応方針を公表し、4月25日から実施した。

具体的には、調査方法を原則電話に切り替え、電話の聞き取りでは病状による対応方針を十分に判断できない場合のみ訪問とするとともに、患者の所属先調査については、感染拡大による健康リスクが大きい高齢者・障害者施設に限定し、職場、医療機関、保育所・学校等に関する調査を当面の間中止することとした。

関西圏域の感染拡大により、厚労省地域支援班（DMAT）が実態把握に訪れ、支援体制が必要との判断のもと地域支援班が兵庫県に派遣され、神戸市では、4月26日より地域支援班の支援を受けた。地域支援班は主に自宅療養者が使用する酸素濃縮器の確保支援、施設等で感染が発生した際の感染管理指導（介護保険施設、医療機関等約20か所）を担った。

新規陽性患者の減少に伴い、6月22日から緊急時対応を解除し、患者調査については訪問調査に戻した。患者の所属調査については、高齢者・障害者施設に加え、クラスターが複数か所発生した医療機関を訪問調査の対象とするとともに、保育所・学校等、民間企業、行政機関、酒類を提供する飲食店、劇場などについて電話調査で対応することとした（同一施設で複数の患者が発生した時は訪問調査を実施）。

### （クラスターへの対応）

クラスターについては、第4波で104件が発生した。件数の内訳では、高齢・障害福祉施設が48件、保育所・学校が25件、病院が16件、民間事業所が11件、酒類を提供する飲食店が2件、スポーツ・娯楽施設が1件、公的機関が1件となった。

第3波までは、高齢・障害福祉施設、病院でのクラスターで過半数を占めたが、第4波では、感染力の強いアルファ株の影響等により、第3波の倍近くのクラスターが発生する中で、高齢・障害福祉施設でのクラスターが激増し約半数を占めるとともに、保育所・学校でのクラスターが急増した。一方、医療従事者へのワクチン接種が先行して行われたこともあり、病院でのクラスターはほぼ横ばいとどまった。

クラスターが最も多く発生した第4波では、高齢者・障害者施設において、1人目の患者が判明した時には、すでに施設内で感染拡大している事例が散見された。高齢者や障害者は、年齢や障害の特性上、マスクを着用できないことが多く、施設内にウイルスが侵入すると、瞬く間に感染拡大につながった。また、高齢者は重症化のリスクが高いことから、感染した高齢者は医療の管理下で療養期間を過ごす必要があるが、病床の逼迫により入院先の調整が難しく、やむを得ず施設で療養していただく状

況が多く生じた。施設内での感染を最小限に抑え、更なる感染拡大が起こらないよう、クラスターが発生した施設に対し、感染予防策の助言指導やゾーニングの確認等を繰り返し行うと共に、入所者や職員の健康観察および PCR 検査による患者の早期発見に努めた。また、入退所の見合わせや体調不良者の迅速な検査実施による新たな患者の早期発見等を行うとともに、施設との連携により施設内で療養している患者の状態を毎日確認し、状態が悪化した場合の対応に備えた。

### (環境保健研究所の検査体制強化)

変異株の対応として、国では、都道府県単位の変異株発生状況を公表していたが、本市では、変異株の感染状況を、市民に知らせることが大切との判断により、独自に公表することとし、令和3年3月1日に、市長記者会見を行い、変異株の感染状況の公表を行うとともに感染防止対策の徹底を呼びかけた。

なお、変異株感染患者の退院基準について、当初、科学的な知見が得られるまでの当面の間、症状が消失してから PCR 検査等で2回の陰性確認が必要とされていた。神戸市の変異株陽性患者のデータを基に、神戸市健康科学研究所より国立感染症研究所に対し、変異株陽性患者であっても、発症から10日たてば他人への感染リスクが低いと考えられている程度にウイルス量が低下していることを確認したレポートを提出したところ、令和3年4月8日の厚生労働省の事務連絡にて、入院措置を行った者の退院基準については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、従来株と同様に退院基準とするとの通知があった。

4月1日以降は原則として、毎週木曜日に英国型変異株 PCR 検査の状況、ゲノム解析の状況を公表することとした。令和3年4月1日付で化学試験員の名称について、研究活動に基づいた深い科学的知識・技術に裏打ちされた検査を行っていることに加えて、変異株遺伝子解析をはじめ、市民の健康に関する検査・研究が業務の中心となっていることを踏まえ、「健康科学研究職」に変更することとした。また、施設の名称(環境保健研究所)も科学的知識・技術によって市民の健康に寄与する役割を踏まえ、「健康科学研究所」に改めた。

5月20日には市内の宿泊療養施設で療養中の陽性患者(市外発生届)について、インド・米国で最初に検出された変異株(L452R変異株)の確認を公表した。6月1日には従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株(E484Q変異株)の確認を公表した。6月4日には、同じ変異を持つ変異株(E484Q変異株)が更に4例確認されたことを公表した。さらに、6月14日には、ゲノム解析の結果、市内で初めてデルタ株(インドで最初に検出された変異株)が2例確認されたことを公表した。

令和3年6月4日の厚生労働省通知により、全自治体に対し英国で最初に検出された変異株・アルファ株(N501Y変異株)に代えて、インドで最初に検出された変異

株・デルタ株（L452R 変異株）を確認するための PCR 検査を、全陽性者の約 4 割を目指して実施するよう要請されたことを踏まえ、6 月 24 日以降はインドで最初に検出された変異株（L452R 変異株）PCR 検査の状況、ゲノム解析の状況を公表している。

### （広報・情報発信・風評被害対策）

#### ○感染状況等の周知広報

神戸市内の変異株の確認状況の情報発信のため、令和 3 年 3 月 1 日の市長会見において、全国に先駆けて変異株のサーベイランス体制を整備し、市内発生患者の約 7 割の陽性検体を収集し、独自にゲノム解析を実施していること及び神戸市における変異株の確認状況を公表した。サーベイランス体制、変異株の確認状況については、ホームページに定期的に掲載した。4 月 1 日の以降は原則として毎週木曜日に英国型変異株 PCR 検査の状況、ゲノム解析の状況を公表することとした。

令和 3 年 6 月 4 日の厚生労働省通知を踏まえ、6 月 24 日以降はインドで最初に検出された変異株（L452R 変異株）PCR 検査の状況、ゲノム解析の状況を公表している。

市内で新たな変異株が確認された際には、記者会見において速やかに公表した。

- ・ 5 月 20 日：インド・米国で最初に検出された変異株（L452R 変異株）を市内で初めて確認
- ・ 6 月 1 日：従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株（E484Q 変異）を初めて確認
- ・ 6 月 4 日：従来の英国型変異株にはなかった変異を持つ変異株（E484Q 変異）4 例を確認
- ・ 6 月 14 日：市内で初めてデルタ株が 2 例確認

#### ○患者プライバシーの保護

第 4 波の爆発的な感染拡大に伴う業務のひっ迫により、遺族への確認が追い付かず、死亡例の公表が大幅に遅れる事態が生じた（令和 3 年 5 月 9 日時点で死亡事例 98 人が未公表）。

そのため、令和 3 年 5 月 18 日より 2 週間に一度（原則火曜日）、人数と年代を公表することとした。

さらに、令和 3 年 5 月 20 日からは、死亡事例を保健所にて確認できた際、翌日 14 時までには公表する（ただし、遺族の了解を得ずに即時公表するため、公表内容は「死亡日・人数」のみとし、「年代・性別」は公表しない）とともに、2 週間に一度（原則火曜日）、年代別の人数を公表する方法に改めた。

#### ○クラスター発生関連施設の名称等の公表

第 4 波の爆発的な感染拡大に伴い、これまで、①学校や病院、福祉施設、その他公的機関において陽性患者が発生した場合、②クラスターが発生した場合、に追加情報

の提供を行ってきたが、令和3年4月20日から、①クラスターが発生した場合及び既に発表したクラスターにおいてさらに患者が発生した場合、②市職員関係の患者が発生した場合のみ、追加情報を提供することに変更した。

#### ○感染防止に必要な行動の意識啓発

令和3年4月1日の神戸市の対応方針で、最重点感染防止対策として、特に「マスク」と「距離」について市民にお願いすることとした。

① マスクを外して会話をしない

② 食事などで会話するときは、

- ・1m以上距離をとる。
- ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- ・大声を出さない。

また、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したWebページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めた。

また、正確な情報の発信のため、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性などについて普及啓発する動画を作成し、令和3年5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始した。また、神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信した。

6月1日から新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を呼びかけるため、感染患者の実体験をホームページにて音声データで発信した。

さらに患者への対応を行っている医療従事者からのメッセージ動画を配信し、感染者が増加する若年層への重症化リスク・ワクチンの効果などを啓発した。

#### ○風評被害対策

令和3年5月10日から、感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性、風評被害の防止について普及啓発する動画を市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信した。

また、ワクチンの接種開始にあわせて、ワクチン接種は強制ではないこと、体質や持病などの事情で接種を受けることができない方もおられることから、ワクチン接種をしていない方に接種の強制や差別、いじめ、職場や学校における不利益な取り扱いは、決してあってはならないということについて、神戸市ホームページのワクチントップページでも啓発を行った。(一部再掲)

## ○第5波（令和3年7月1日～令和3年9月30日）の対応 （相談窓口）

第5波の8月の相談件数は29,366件となり、相談内容は、上位は第4波の傾向と同様、受診に関すること、ワクチンに関することで、次いで、医療機関の案内と検査対象要件についてが各約5,000件、市の感染対策状況についてが約1,000件、保健センターからの連絡待ちが約900件であった。

### （検査体制）

高齢者・障害者福祉施設・学校等で陽性患者が発生した場合の積極的検査を行っているシスメックス社の検査について、9月24日より、メディカロイド社、川崎重工、シスメックス社が共同開発した自動PCR検査ロボットシステムでの行政検査を開始した。（一日あたり最大1,500検体の検査能力のうち、本市の行政検査として一日あたり最大300検体を活用）

### （積極的疫学調査）

第5波の対応では、デルタ株の影響により8月に入り新規感染患者の増加が顕著となった。第4波を超え爆発的に感染拡大したことから、令和3年8月17日より、再度、積極的疫学調査の重点化を行うこととした。具体的には、第4波と同様、患者調査については、原則電話対応とし、電話で病状が把握できない患者は訪問することとした。濃厚接触者調査については、同居家族のみとし無症状の方の場合は当面の間、原則PCR検査は行わず、健康観察のみ行うこととした。また、9月3日の兵庫県通知を踏まえ、9月10日に医療機関に対し、濃厚接触の疑いがある同居家族等へのPCR検査の実施について協力を依頼した。これにより、濃厚接触の疑いのある方については、保健所の直接的な関与がなくてもPCR検査を実施できることとなった。

第5波は、高齢者のワクチン接種が進んだことから、ワクチン接種率が低く、感染拡大リスクの高い障害者施設を重点施設に位置付け、感染者1名から全件訪問調査を行うこととした。高齢者施設については、保育施設・幼稚園・小中高校等と同様に、複数名の患者が発生した場合に電話による調査を行うこととした。一般事業所については、6月3日の厚生労働省通知を踏まえ、事業所自らが特定した濃厚接触の範囲を保健所判断による濃厚接触者とみなし、行政検査としてPCR検査を実施する体制を構築した。

### （クラスターへの対応）

クラスターについては、第5波で67件が発生した。件数の内訳では、保育所・学校が28件、民間事業所が21件、高齢・障害福祉施設が9件、病院が4件、酒類を提供する飲食店が3件、公的機関が2件となった。（令和3年10月末までに更に12件のクラスターが発生し、第5波以降のクラスターは累計で79件。件数の内訳は、保育所・

学校が 34 件、民間事業所が 23 件、高齢・障害福祉施設が 11 件、病院が 5 件、酒類を提供する飲食店が 4 件、公的機関が 2 件)

第 5 波では、ワクチン接種の進捗に伴い、優先接種対象者が入所している高齢・障害福祉施設、病院でのクラスターが激減する一方で、若年者・子どもの多い保育所・学校、民間事業所におけるクラスターが 70%超を占めた。

高齢・障害福祉施設等においては、ワクチンを接種していない人から感染が広がりクラスターとなったケースが主であった。また、若年者・子どもの多い保育所・学校では、家族内感染からクラスターにつながったケースが主であった。

### (感染症神戸モデルの取り組み)

患者が減少した令和 3 年 6 月末より、保健センターの保健師がクラスター発生施設を訪問し、クラスター発生時に指導した内容ができていないかを点検し、基本的な感染予防対策を徹底した。また、ワクチン接種がまだ終わっていない施設を優先して訪問し、感染予防の徹底を図った。(令和 3 年 9 月末現在 訪問実績 217 施設)

### (広報・情報発信・風評被害対策)

○感染防止に必要な行動の意識啓発

令和 3 年 9 月 10 日の神戸市の対応方針で、市民への最重点感染防止対策である「マスク」と「距離」の要請について、

- ・マスクを外して会話をしない。
- ・マスクを外すときは、1メートル以上距離をとる。大声を出さない。

と改め、市長会見等を通じて市民に呼び掛けた。

また、熱中症対策の市民への啓発として、令和 3 年 7 月 1 日から 9 月 30 日を「水を飲もうキャンペーン」期間とし、

(1)マスク装着時における熱中症予防に関する啓発

- ・ポスター・チラシの関係機関に対する配布
- ・「熱中症予防」の市ホームページに、環境省発出の「熱中症予防アラート」や「暑さ指数」情報掲載

(2)水分摂取の啓発

- ・熱中症予防 P R 協力店の募集及びフラッグ等啓発物の設置  
市民がいつでも気軽に水分補給が行える市内店舗・事業所を「P R 協力店」と認定し、無料の水の提供や熱中症予防啓発の協力を依頼。「P R フラッグ」「ステッカー」を貸与
- ・熱中症予防 P R 協力店や給水スポットなど情報提供の充実  
無料の給水スポットを紹介するアプリ「my mizu (マイミズ)」を活用し、水の無償提供に協力いただく店舗・事業所を紹介
- ・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場等において水 ( ペットボトル ) やマスク

シール等啓発グッズを配布  
を実施した。

## **(2) 医療提供体制の確保**

### ○第2波（令和2年6月23日から9月23日）の対応 （病床確保）

第1波後もコロナの感染拡大は起こるのかと皆が思う中、第2波が始まったが、若者を中心に感染拡大したものの、結果的に大きな波とならず、緊急事態宣言も発令されなかった。

第2波に向けては以下の国基準の大きな変更があった。

#### ①「濃厚接種者全てに検査」

濃厚接触者であっても症状がある場合にのみ検査

⇒症状のない者も含めて濃厚接種者全てに検査

この基準変更による濃厚接触者検査によって、感染拡大を防止できるようになった。

#### ②「治癒確認（退院）基準の変更（緩和）」

2回のPCR検査（1回目から24時間以上間隔をあけ2回目検査）による陰性確認

⇒発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過した場合

この基準変更により、病床（入院・退院）、宿泊療養（入所・退所）の回転率が速くなり、長期入院・入所が大幅に改善され、患者自身の負担も大きく緩和された。

第2波における病床占有率は、概ね50%までで推移し、重症者用病床の占有率も20%程度までであった。

### **(宿泊療養施設)**

8月19日から東横INN神戸三ノ宮市役所前110室を開設。自治会や隣接ビル所有者等への事前説明を行い、プレスと同時に隣接ビル入居者への個別にポスティングを実施した。さらに報道等で開設を知った近隣のマンション住民からの問い合わせに応じて300件以上の追加ポスティングを実施した。宿泊療養施設の開設に不安感を持つ周辺住民等からの問い合わせ電話が数多く寄せられたため、サンボーホールで8月24日・25日に説明会を行い、行政医師が医学的見地より安全なことを説明するとともに、施設開設の必要性や運営・警備体制等を説明するなど丁寧な対応を行った。東横INN神戸三ノ宮市役所前の運営にあたっては、看護職の負担軽減を図るため入退所管理など事務職が担う運営体制とした。

### **(中央市民病院の院内感染の検証)**

中央市民病院における院内感染の感染経路の推定、感染拡大の原因などの検証結果やその後の院内感染対策等を報告書として取りまとめ、8月7日に公表した。報告書における中央市民病院の院内感染対策を先取りする形で、6月補正予算において、市

内医療機関向けに院内感染防止対策をパッケージ化した補助制度「こうべ病院安心サポートプラン」を創設した。

報告書については、感染症患者を受け入れる可能性のある病院（感染防止対策加算1算定病院）に個別に周知を行った。また、市及び中央市民病院のホームページに掲載し、全国の医療従事者や報道機関の方々にも情報提供し、新型コロナウイルス感染症と対峙する際に必要な感染防護策、あるいは新型コロナウイルスの恐ろしさ等を、医療従事者をはじめ幅広い方々で共有した。

### （こうべ病院安心サポートプラン等による支援）

令和2年4月補正予算で計上した患者等の受入れを行う医療機関への支援については、当初、入院患者の受入れに対する補助と併せて、確保が困難であった防護服等を使用して検体採取を行う帰国者・接触者外来を中心とする医療機関に対して補助を行う想定であった。しかし、制度設計の過程において、濃厚接触者はすべて検査対象とすることや唾液を検体とした検査が可能になったこと、また、市内においても医師会の検査センターが開設されるなど、検査を取り巻く環境が変化していったことから、必要な検討を行い、緊急事態宣言の解除（5月21日）の前後で検査検体採取1件あたりの補助額に差を設けることとし、8月4日から施行した。さらに、令和3年1月18日に補助金要綱を改正し、保健所の要請によりコロナ患者の対応を行った社会福祉施設等にも新型コロナ患者受入医療機関に対する財政的支援を準用した。

また、6月補正予算では、患者受入を行う医療機関を神戸市が全面的に支援することで、医療提供体制を安定的に確保し感染拡大に備えることを目的とした「こうべ病院安心サポートプラン」を計上し、4月補正分とあわせて医療機関支援を行った。

当該サポートプランにより、中央市民病院での院内感染対策やゾーニングを参考に、標準予防策の徹底、感染リスクの更なる低減につながると考えられるもの及び従事者等の精神的サポートといった多面的な支援、負担軽減を行った。また、発熱等救急患者受入れ対策については、患者1人当たり5万円で開始したが、実績が予算額を大きく上回ったため1月4日以降は3万円に見直した。

令和3年4月から感染症患者の入院が困難になったことを受け、夜間に救急搬送された感染症患者（疑い患者を含む）に対し外来診療を行った医療機関も発熱等救急患者受入れ対策の補助対象とした。

5月には、中央市民病院からの要請により、隔離解除後の重症患者の転院促進を目的とした補助制度を創設した。なお、当初、受入れ患者の転院元医療機関を「市内の3次救急医療機関」としていたが、7月以降の新型コロナウイルス感染症患者の拡大を受け、すべての市内医療機関からの重症患者の転院受入を行う市内の医療機関に対して補助金を交付することとした。

○新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

①入院勧告を受けた患者及び擬似症患者の入院受け入れ

- ・患者1人あたり12,000円×入院日数（上限20日）  
（年末年始及びゴールデンウィークは日額48,000円）
- ・平日1人1回30,000円，土日祝1人1回60,000円を加算

②保健所の要請による対応の場合

- ・患者1人あたり12,000円×入院日数（上限20日）  
（年末年始及びゴールデンウィークは日額48,000円）

③検査のための検体採取に対して、

- ・令和2年4月1日～5月21日（非常事態宣言中）の採取4,000円×被検査人数
- ・令和2年5月22日以降の採取3,000円×被検査人数

○こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

①院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修、iPadなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など、市が掲げる取り組みのうち3つ以上の実施に対して、1月あたり30万円

②院内感染防止追加対策

基本対策に加えて、原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上の設置に対して、1月あたり550万円

③発熱等救急患者受入れ対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受け入れ及び、夜間に救急搬送された感染症患者（疑い患者を含む）に対し外来診療を行った場合、患者1人あたり（R2.4.1～R3.1.3）5万円、（R3.1.4～）3万円

○新型コロナウイルス感染症重症患者転院促進事業補助金

1日あたり25,000円を転院受入医療機関に対し補助（上限10日）

<補助実績（令和2年度）>

（1）新型コロナ感染症対応医療機関支援事業（令和2年度）

- ①入院診療：交付31件（702,246千円）
- ②保健所の要請による対応：交付24件（40,500千円）
- ③検査検体採取：交付215件（うち病院49件、診療所166件）、（242,880千円）

（2）こうべ病院安心サポートプラン事業補助金（令和2年度）

- ①基本対策：交付24件（61,200千円）
- ②追加対策：交付19件（814,000千円）
- ③発熱等救急患者入院受け入れ対策：交付30件（2次救急輪番病院 442,700千円）

(3) 新型コロナウイルス感染症重症患者転院促進事業補助金（令和3年度）  
補助申請実績 1件

○遠隔ICUシステム（令和3年9月末現在、8医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者が市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し、中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう、株式会社T-ICUが提供する「遠隔ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し、T-ICUに登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ、生体情報モニター、電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行うこととした。（令和2年8月～）

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-ICUに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言も行っている。

**（医療従事者等の心のケア、患者・家族等の心のケア）**

患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのこころの相談については、各区保健福祉部等において、保健師及び精神保健福祉相談員が個別に相談対応を行ってきた。

病院や施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した際、その施設の職員や家族が偏見・差別などを受けることがあり、生活にも影響が及んだ。

医療機関や介護施設等の従事者は、自分が感染源になることを恐れ、日々心身のストレスを抱えながら業務に従事している。このような状況が長期化すると心身の不調をきたす可能性が高まるため専用電話による相談体制を強化し、不安の軽減等メンタルヘルスケアを行った。

- ・開設時期：令和2年6月26日～当面の間
- ・相談時間：月曜～金曜（祝日除く）15：30～20：00
- ・対象者：神戸市内在住・在勤の医療従事者、社会福祉施設従事者等
- ・相談対象：風評被害に関すること

家族・友人・同僚、職場の上司等のサポートだけでは解決しにくい  
当事者のストレス反応やこころのSOS

- ・対応者：公認心理師等の心理専門職、精神保健福祉士、保健師等

**【相談内容】**

- ・コロナにおける労働環境の変化によるストレス
- ・コロナ患者受け入れによる労働環境・人的ストレス
- ・職場や家族の人間関係の悩み
- ・仕事の負担増大による休職・希死念慮

また、精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康電話相談」を運営するとともに、令和2年7月より、弁護士及び専門職が相談に応じる「くらしとこころの総合相談会」をハローワークにて定例的に実施した。

## ○第3波（令和2年9月25日～令和3年2月28日）の対応 （病床確保）

中央市民病院重症者用臨時病棟は36床で11月9日に供用開始となった。第3波が本格化し始めた時期に何とか間に合ったが、その後、第3波での入院患者の急増によって、やむを得ず、36床に本館の感染症病床10床を加えて46床で運用を行うこととなった。

特に、1月下旬になると中央市民病院の病床はひっ迫し、院内での認識は、コロナの診療はある一線を超え始めており、これ以上、数が増えると危なくなり、対応能力を超えると感じていた。人数のみならず、個々の患者の重症度上昇が顕著であり、中でも、自宅待機者（主として高齢者）が重症化したのちに搬送されてくるケースが続いており、多大な医療資源の投入を余儀なくされており、酸素投与やステロイド剤等の治療タイミングを失すると、その後の状態が悪く、長期の集中治療の継続を必要とするため、病床はひっ迫していた。

このような状況を踏まえて、市内での確保病床を増加させることが喫緊の課題であった。そのため、健康局としては、やむを得ず、市民病院機構に対して、「西市民病院の二次救急ストップ及び病床確保」の検討を要請した。その後、市民病院機構とも急ぎ検討を進める中で、二次救急ストップは影響が大きいため、西市民病院・西神戸医療センターの通常医療（入院・手術）を制限して、コロナ受入れ病床を拡大させることとした。

令和3年1月28日以降順次、受入れ病床を拡大し、両病院合計28床を暫定的に確保した（西市民病院28床+15床=43床、西神戸医療センター23床+13床=36床）。

これ以降、病床がひっ迫する状況となった場合には、両病院の通常医療（入院・手術）を制限し、暫定的に確保を行うこととした。

2月末には緊急事態措置効果により1日当たりの新規陽性患者数が一桁まで減少したことから、3月1日に市民病院での通常医療の一部制限解除及び受入病床「臨時確保分」の解消を発表した。

## （入院調整）

入院が必要な陽性患者について、国は、10月14日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」を公布し、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、感染法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、①65歳以上の者、②呼吸器疾患を有するもの、③基礎疾患を有するもの、④免疫機能の低下、⑤妊婦、⑥新型コロナの症状が重度又は中程度、⑦医師が必要と認めるもの、⑧知事がまん延防止のために入院の必要があると認めるものに、限定列挙した。

年末年始以降の患者数の急増により、入院調整は、糖尿病・脳梗塞・精神疾患・心臓疾患、血管疾患など基礎疾患の症状などがありそのコントロールが困難な方、肺炎所見を認める人、呼吸困難、食事が食べることができない人、新型コロナの症状が重度又は中程度（目安として血液中の酸素濃度である経皮的動脈血酸素飽和度（SpO<sub>2</sub>）

が95%以下。)など、命に係わる陽性患者を優先した。

また、指定医療機関以外であっても、保健所(長)が感染症法では緊急又はやむを得ない理由がある場合に臨時で指定できるため、クラスターが発生した場合には、適切な感染拡大防止の措置をとったうえで当該医療機関の入院中に患者を治療するために臨時受入医療機関として指定して対応した。患者減少の動向や病床確保により、2月後半には入院の必要な方は、陽性患者に告知してから1日から2日程度で入院できるようになってきた。

また、兵庫県の独自の方針として自宅療養ゼロとしており、本市でも小さな子供を抱える感染者などの一部の例外を除いては、自宅療養としていなかったが、第3波での感染者増加による入院調整中の方の急増によって1月18日時点で入院調整中が542名であり、新規発生患者の半数強の方が入院調整中の自宅待機であった。さらに自宅待機中に容態が急変し救急搬送される方は、1日に1名～2名であった。

このような状況を踏まえて、入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い人への入院調整に注力するため、一定の条件を設けて自宅療養を実施することとした。(令和3年1月21日～)

病床占有率は、第3波において急激に上昇し、特に年末年始以降病床はひっ迫し、1月13日の時点では病床全体、重症者用病床とも占有率が95%を超える危機的な状況となった。緊急事態措置を経て、2月末には病床占有率は50%を下回る水準までいったん改善したが、十分に病床占有率が下がり切る前に第4波(3月1日以降)を迎えた。

### (宿泊療養施設)

12月19日に東横INN神戸三ノ宮I88室を開設した。隣接マンション住民へのポスティングにあたっては、東横INN神戸三ノ宮市役所前開設時の説明会で出された主な質問回答を記載したこともあり、問い合わせ電話は数件であった。また、運営にあたっては他局からの応援職員の増員が難しい状況もあり、JTB長野支店が宿泊療養施設運営を受託するという情報を得てJTB神戸支店に打診を行ったところ、当日中に受諾の回答を得た。JTB神戸支店内で社員から不安の声もあったようであるが、支店長・幹部社員の地域貢献等の強い思いにより実現した。令和3年4月からは東横INN神戸三ノ宮市役所前についてもJTB神戸支店に運営を委託した。

### (自宅療養)

#### ○自宅療養の実施

新型コロナウイルス感染症は、家庭内での感染事例が発生していることや、症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、入院または宿泊療養が基本である。

これまで本市では、入院または宿泊療養を基本としつつ、患者の症状を踏まえ、患者が未就学児、小学校就学児童の場合や、これらの子どもの親が患者になった場合

に、子育て等の家庭の個別の事情により、結果的に自宅で療養期間を過ごすケースが特例的にあった。

しかしながら、年末年始明けに、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多数発生し、医療提供体制は限界の状況となっていた。このため、入院調整中の方も急増し、1月19日現在で562名（コロナ受入病院以外32名、福祉施設34名、その他入院調整中496名）となり、新規発生患者の半数強の方が自宅待機となっていた。令和3年1月1日～5日の1日あたりの新規患者発生数は平均44名、当該患者のうち1日あたり平均24名、新規発生患者の55%が、発症日から在宅で10日経過し療養終了となっていた。さらに自宅待機中に容態が急変し救急搬送される方は、1日に1名～2名となっていた。

このような状況を受け、新型コロナ患者は、病院に入院いただくことが望ましいが、実態と乖離している状況は好ましくないと判断し、1月12日からの週で、自宅療養者に電話・パルスオキシメーターにて健康管理を行うこと、症状悪化時に迅速に対応することを方針決定した上で、1月20日に自宅療養の方針を公表し、1月21日より、入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い人への入院調整に注力するため、当面の間、一定の条件を設けて自宅療養を実施することとした。

自宅療養においては、軽症者等の症状が悪化した場合など、医療の提供が必要となった場合に、当該患者が適切に医療機関を受診できるようにするために、保健所保健センターが健康管理支援を必ず行うようにした。

#### ○自宅療養実施の基準

自宅療養の対象者は、軽症者等であって、自宅療養が適当と保健所が判断した者である。

具体的には、原則、①～④を満たす者のうち、入院の必要がないと総合的に判断した者について、同居している方の状況や宿泊施設の受入可能人数、軽症者等本人の身体状態や意向等を踏まえて調整している。

- ①軽症者等（無症状病原体保有者及び軽症患者）であって、感染防止に係る留意点が遵守できる者
  - ②以下のいずれにも該当しない者
    - i) 高齢者
    - ii) 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
    - iii) 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
    - iv) 妊娠している者
  - ③上記 i) ～ iv) に当たる者（以下「高齢者等」という。）と同居していない者
- ※高齢者等と同居している場合は、入院または宿泊療養で対応。（但し、自宅内隔離が可能な場合を除く）

- ④医療従事者や福祉・介護職員など、その業務において、高齢者等と接触する者  
(以下「医療従事者等」という。) と同居していない者

#### ○自宅療養者の生活支援

自宅療養となった方で、療養期間中に自身で食料調達が困難な方に食料等の支援を実施した。(令和3年2月8日の発生届分より開始)

食事をご自身でご準備できる方は対象にはならないが、保健センターが実施する患者調査の際に、自宅療養を選ばれた場合、患者ご自身で食料確保が困難で患者からの支援希望がある場合は、該当する全ての方に無料で配送を実施している。

##### ①支援対象者

療養期間中に自身で食料調達が困難な自宅療養者で、自宅療養支援セットの配布を希望する方。例えば、1) 単身者のほか、2) 同居家族も陽性者、3) 同居家族はいるが、食料調達の支援が得られない方(感染に対する不安、同居家族が要介護者等)を対象

##### ②自宅療養支援セットの内容

- ・10日分の食品(レトルト食品、飲料など)
- ・日用品(マスク、手指消毒薬、ゴミ袋、ティッシュペーパーなど)

##### ③送付方法

受け渡しは、配送事業者が電話で事前連絡をした上で配達し、直接対面せず自宅前に届ける「置き配」方式で実施。

##### ④スケジュール

令和3年2月8日(月曜)から実施

##### ⑤利用者負担

なし

令和3年9月末実績 4,232件

令和2年度実績 145件

#### ○自宅療養者の健康管理、自宅待機者の急変対応

保健センターは、積極的疫学調査時にパルスオキシメーターを患者に貸し出し、診断時の情報や積極的疫学調査時の情報を参考に、定期的(1日1回を目安)に健康状態を確認する。確認は、患者の年齢や健康状態、同居の濃厚接触者の健康状態などその家庭環境により、電話やメール、健康アプリ、訪問などの手段にて確認している。

1月21日より自宅療養を実施するため、パルスオキシメーターを600台確保したが、2月22日に400台のパルスオキシメーターを追加し、合計1,000台を確保し、全員に貸し出すこととした。

発症時は症状が無いまたは軽い場合でも、時間の経過の中で急激に症状が悪化する

る例もみられるため、症状の変化等には十分留意して健康観察している。緊急性の高い症状について伝え、日々のセルフチェックをお願いし、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO<sub>2</sub>）が95%以下になると、自宅療養者より保健所に連絡をいただくようにし、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握した。健康観察ツールとして、2月5日（金曜）より健康観察アプリの運用を開始した。

24時間対応で、区の保健センターに連絡していただければ相談できる体制をとり、救急搬送が至急必要な場合は消防局と連携をとりながら入院先の調整を行い、救急車で搬送を行った。

### （インフルエンザ・年末年始対策）

インフルエンザ流行期（11月下旬から3月頃、10～15万人が罹患）においては、新型コロナウイルスとインフルエンザの両方の患者への対応が必要となる。

平成21年の新型インフルエンザでは、発熱外来を設置した医療機関9か所に外来患者が殺到し、すぐに限界を迎えた。

この経験を踏まえ、インフルエンザ流行期対策として、できる限り全市の医療機関（診療所、病院）で新型コロナウイルス疑いの患者の診療対応を行い、発熱難民を出さないようにする必要があると考え、8月の初旬からインフルエンザ流行期の診療体制の検討を開始した。神戸市医師会及び神戸市民間病院協会、神戸市第二次救急病院協議会とともに10月中旬での体制整備を目指し協議を進めた。神戸市医師会にはインフルエンザ流行期において新型コロナウイルス疑い患者の診療可能な医療機関の取りまとめ、対面診療を行う医療機関への市としての支援について協議を重ね、9月末に合意に至った。

10月23日にインフルエンザ流行期の相談・診療体制を発表、24日から運用開始となった、発熱・せき等の診療を行う医療機関を神戸市医師会との協力・連携のもと取りまとめ、まずは身近な地域のかかりつけ医に連絡、相談のうえ適切な医療機関で診療を受けられる体制を確保した（259医療機関/令和3年10月時点）。相談・診療・検査が可能な医療機関については、神戸市医師会、神戸市、健康相談窓口で情報共有した。結果として、インフルエンザの発生はほとんどなかった。

また、令和2年度はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行となる可能性があり、重症化しやすい高齢者等のインフルエンザの感染防止又は重症化予防のための予防接種を実施することにより、インフルエンザ被害を最小化し、インフルエンザ流行期に医療機関がひっ迫することを防ぐ必要があった。

そのため、9月24日よりインフルエンザ予防接種の優先的な接種対象者への呼びかけ（今年はインフルエンザの予防接種を早めに受けて欲しい人がいます）を開始した。優先的な接種対象者への呼びかけポスターや案内チラシを作成し、各医療機関、区役所等での掲示や配布、広報紙KOBE、ホームページへの掲載、駅の柱撒き、電車内中吊広告、デジタルサイネージで呼びかけを行った。

○10月1日から

- ・65歳以上の方
- ・60歳以上で心臓や呼吸器等に障害のある方（身体障害者手帳1級程度の人）

○10月26日から

- ・基礎疾患のある方（65歳未満）
- ・乳幼児から小学校2年生
- ・妊婦の方
- ・医療従事者

さらに、年末年始時期は休診となる医療機関も多くあるため令和2年12月29日～令和3年1月3日の間に診療を行う医療機関に対して、県の行う補助に加えて本市独自の補助として、①年末年始に受入れた入院患者1人あたり48,000円/日の補助②新型コロナウイルス感染症への感染を疑う外来患者受け入れのために年末年始に開院した医療機関に1日最大20万円の補助を行い、年末年始に発熱等の患者が医療機関で適切に診療を受けられる医療体制を確保した（市内99医療機関）。

なお、ゴールデンウィーク期間中（令和3年4月29日～令和3年5月5日）にも同様の対策を充実した。（市内162医療機関）

#### （患者・家族等の心のケア）

精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康電話相談」について、令和2年12月4日からは当初の2人体制から4人体制に増設するとともに、年末年始は休まずに相談対応を行った。

### ○第4波（令和3年3月1日～令和3年6月30日）の対応 （病床確保）

新規陽性患者数が、再び増加したことから、3月26日に市民病院での通常医療の制限拡大による臨時的受入病床の確保について発表した。

その後、地域の基幹病院などに対して、個別訪問による受入要請を行うとともに4月14日に急遽開催された神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請した。その結果、新規受入3病院を含む13病院（公的5、民間8）から受入病床の拡大について申し出があり、6月21日までに85床を拡大し、305床を確保した。そのうち、重症病床については神戸大学医学部附属病院5床、民間病院5床が新たに拡大し、計51床となった。なお、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療を制限することにより、5月10日より受入病床を9床拡大した。

6月22日以降は、緊急事態宣言の解除及び新型コロナウイルス感染症患者の減少を受け、市民病院における医療提供体制の見直しを行い、西市民病院・西神戸医療セン

ターにおける同感染症患者の受入病床の一部を一般病床に戻し、通常医療における制限を一部解除した。また、中央市民病院においても同感染症患者の減少に伴い、これまで医療スタッフ確保のため実施してきた病床制限を緩和することで、通常医療の制限を一部解除した。また、新規受入2病院を含む3病院（いずれも民間）から合計9床の新たな病床確保の申し出を受け、この結果、確保病床は282床となった。

### （入院調整）

経皮的動脈血酸素飽和度（SpO<sub>2</sub>）は96%以上が正常であり、第3波では93～91%の中等症Ⅱ（酸素投与が必要な方）が入院調整中で自宅待機となる状況であったが、第4波のピーク時（4月後半～5月中旬）では病床逼迫のため自宅待機者が1日に約1,500人（自宅療養者数は除いた数）になった。1日に入院できる病床は10～15床程度であるのに対し、毎日、入院調整中の方が200人を超え、何日間も入院・入所できない状況が発生した。自宅で待機となり、1日に入院できるのは、10～15名程度、SpO<sub>2</sub>が70%代から80%代前半の方に何とか入院いただくことが限界であった。翌日にさらに状態が悪い方がいれば、その方が優先となるため、いつ入院できるかの正確な目途は立てることができない状況であった。重症化がかなり進んでからの入院となるため、回復までの時間が多くかかり、入院期間が長くなり重症病床が空かないという悪循環になっていった。4月23日から中等度Ⅱ以上の自宅待機者に対して往診の体制を整えていった。また、5月2日からは消防局の職員を保健所に配置し、現場の救急隊との円滑な調整が行える体制を整えた。

入院待機者の中にはクラスター発生施設で陽性をなった方も含まれ、中等度Ⅱ以上であるにもかかわらず、酸素投与しながら施設で待機していただく状況であった。

このような状況の中、自宅で5名、宿泊療養施設で1名の方が亡くなられた。変異株（アルファ株）に置き換わったことによる感染力の高さ、重症化は予想をはるかに超えており、まさしく非常に大きな感染の波の中に保健所が飲み込まれたような状態であり、自宅待機中に何人亡くなられてもおかしくない状況の中、往診や受診の調整、夜を徹しての入院調整、健康観察、在宅酸素濃縮器の搬送などを行った。

### （他都市からの応援体制）

厚生労働省が取りまとめた看護師派遣により、国立病院機構を中心に、全国から多くの看護師に応援に来ていただいた。

※計21病院から計28名が派遣された。

（5/4～6/30の間、派遣元の状況により約1週間～1か月程度）

### （宿泊療養施設）

令和3年3月21日に、宿泊療養施設において療養中の入所者が死亡された。宿泊療養施設では、医師は24時間のオンコール体制、看護師は24時間常駐で健康状

態の確認を行っていた。施設に常駐する看護師は電話による1日2回の定例の健康状態の確認に加え、入所者の状況に応じ、訪室による健康状態の確認を複数回行っていた。第3者を含む検証会議を開催、今回の死亡事案に対する本市の対応、再発防止策を検証・評価した。

令和3年4月から順次、施設入所後の症状悪化に対応できるよう、設備を拡充するため、緊急通報機器、健康管理用 iPad、酸素濃縮器、生体監視モニターを設置した。

【参考：療養先の考え方（ステージ4（病床使用率50%以上）の場合）】

入院：中等症、重症、医師が必要と判断したもの

宿泊療養：軽症、無症状者のうち家族状況などから自宅療養できない方

自宅療養：上記以外の無症状者、軽い症状の方

※病床がひっ迫していない場合には、症状のある者はできるだけ入院を調整

### （自宅療養者への医療支援）

第4波の危機的な状況を踏まえて、自宅待機者等へできる限り受診の機会が増えるよう、中央市民病院が訪問チームを作って4月23日から往診を開始し、その後、西市民病院・西神戸医療センター、済生会兵庫県病院が電話診療を開始した。また、神戸市医師会、神戸赤十字病院、川崎病院も往診に協力いただいた。

また、入院調整中の経皮的動脈血酸素飽和度（SpO2）が80%の方の入院までの間の対応のため、濃縮酸素装置を寄付やリースで90台確保した。（稼働実績：57件）

## ○第5波（令和3年7月1日～令和3年9月30日）の対応

### （病床確保）

7月29日には、神戸市第二次救急病院協議会に緊急臨時総会を開催していただき、会員の各医療機関に第5波対策についての要請を行った。また、8月10日以降、患者の入院等調整状況を各受入病院に対し情報共有のため随時送付することとした。

変異株の影響等により、7月中旬には1日2～30人であった感染者数が、8月19日には過去最高となる392人となるなどこれまでにないペースで感染が急拡大したため、市民病院において再度通常医療の制限をすることとなった（9月1日以降順次）。なお、新規受入1病院を含む合計7床の新たな病床確保の申し出をいただいたため、8月19日以降の確保病床は289床、9月1日以降の市民病院の通常医療制限後は321床となった。その後、新規受入1病院を含む5病院から合計23床の新たな病床確保の申し出を受け、9月8日以降の確保病床は344床となった。

### （早期対応による重症化防止）

第4波では、急激な感染者の増加により、入院調整中の人数が多くなり、何日間も入院できずに自宅での待機となった方が多くなった。重症病床では、重症化がかなり進んでからの入院となるため、回復までの時間が多くかかり、入院期間が長くなり重

症病床が空かないという悪循環になっていった。

このような経験を踏まえて、第5波では、早期受診による重症化予防を図るため、外来受診、医師の往診を進め、重症化防止を図った。また、ワクチン接種の効果により、高齢者の感染者が劇的に減少し、第4波に比べ早期の入院対応ができた。また、早期受診による重症化予防に徹底して取り組むために、中央市民病院に抗体カクテル療法センターを設置し、軽症者へ積極的に処方した。

(8月27日～9月30日実績 101件)

妊婦の感染者については、妊娠後期には特に重症化しやすいため、中央市民病院で受入を行っていたが、第5波の感染者の増加に伴い、西市民病院、西神戸医療センターでも、かかりつけ患者でなくても受入を行うことにし、妊婦の不安解消に努めた。かかりつけの患者のみ受け入れる市内3病院と合わせて6病院で妊婦の感染者に対応した。

### (入院調整)

7月～8月上旬までは軽症者が多くを占め、保健所の雇用看護師が同乗する搬送車での入院が可能であった。また、自宅療養される方も多く、発熱等の発症により、受診が必要な際の自宅からの搬送支援も多かった。

しかし、8月中旬以降、1日当たりの新規感染者数は3週間にもわたって300人を超える日が続き第4波のピーク(261人)を大きく超える状況となり、これに伴い、入院にあたって、搬送時に救急車で酸素療法が必要となる中等度Ⅱ以上の方の割合が増加し、8月末には入院調整数が40件を超えはじめた。同時期、自宅待機者からの不安による救急要請も急増していた。救急車で搬送については、患者の状況を考慮しながら搬送時間帯等、消防局と調整を行い対応した。

第4波の経験を踏まえ、自宅療養者への対策として外来受診や往診など、早期に医療を受けることによる重症化防止対策や隔離解除後の回復期病床への転院促進、軽症者受け入れ病床・医療機関の拡大を行った。その結果、9月上旬には、第4波以上に新規患者が増大し、それに伴い一定割合の重症患者が発生し、一時的に入院待機者数が149件となるとともに、重症病床の使用率も上昇したが、数日後には、入院待機者は半減し、重症病床の使用率も下がった。

第5波における陽性者全体のうち、入院は13%、宿泊療養は17%、自宅療養は70%であった。保健所の業務は発生届後の調整、健康観察などで増大したが、入院調整は長くとも1日程度であり、第4波のように病床がひっ迫することなく順調に進めることができた。これについては、外来受診や往診の自宅療養者支援体制の強化とワクチン接種促進の成果が大きかった。

### (宿泊療養施設)

若年層の軽症・無症状の新規感染者数の増加に対応するため、4施設目としてサン

ルートソプラ神戸アネッサ（定員 138 名）を 8 月 20 日に開設し、更に 9 月 18 日には、5 施設目として、神戸ポートタワーホテル（定員 148 名）を開設した。自治会等地域団体からの理解を得るとともに、近隣住民へのポスティングを行った。

また、入所者の重症化を防止するため、神戸市医師会や中央市民病院等から医師の出務協力を得るとともに保健所非常勤嘱託医師の増員も行い、早期に受診できる健康管理体制を強化した。これにより、症状が悪化するリスクが一定程度ある患者について、必要な際には診療を行うとともに、適時適切な外来受診・入院等につなげていった。

#### ○医師の出務協力

##### 【ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟】

中央市民病院 月・水・金 13：00～16：00（8月17日から）

兵庫県災害医療センター 火・木・土 9：30～14：00（8月16日から）

##### 【東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前】 【東横 INN 神戸三ノ宮 I】

市医師会 13：30～15：00（8月17日から）

##### 【サンルートソプラ神戸アネッサ】

神戸日赤病院 月・水・金 13：00～16：00（8月20日から）

※神戸ポートタワーホテル及び上記施設のその他の曜日については、保健所非常勤嘱託医師で対応

また、令和 3 年 9 月から、単身での入所が困難な知的障害者が、家族とともに療養できるフロアを東横 INN 市役所前に確保し、看護師を 6 名増員して受入れ体制を整えた。

(令和3年9月30日現在)

	ニチイ 神戸ポートアイランド センター宿泊棟	東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前	東横 INN 神戸三ノ宮 I
開設日	令和2年4月11日	令和2年8月19日	令和2年12月19日
定員	100名	110名	88名
入所者数	(累計) 13,878名 (過去一日最大) 78名 (9月30日時点) 15名	(累計) 12,789名 (過去一日最大) 76名 (9月30日時点) 19名	(累計) 1,330名 (過去一日最大) 66名 (9月30日時点) 17名
運営体制	<p>【医師】 中央市民病院、兵庫県災害医療センター、保健所 医師 24時間オンコール体制</p> <p>【看護師】 24時間常駐/昼間7名・夜間3名【業務統括市職員】 昼間1名</p> <p>【外部委託事務職員】 24時間常駐/2名</p> <p>【警備員】 24時間常駐/2名</p>	<p>【医師】 神戸市医師会 24時間オンコール体制</p> <p>【看護師】 24時間常駐/昼間4名・夜間3名</p> <p>【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間1名(夜間オンコール)</p> <p>・生活支援 24時間常駐/2名</p> <p>・入退所対応 昼間1名</p> <p>【警備員】 24時間常駐/3名</p>	<p>【医師】 神戸市医師会 24時間オンコール体制</p> <p>【看護師】 24時間常駐/昼間5名・夜間3名</p> <p>【外部委託事務職員】 ・業務統括 昼間1名(夜間オンコール)</p> <p>・生活支援 24時間常駐/2名</p> <p>・入退所対応 昼間1名</p> <p>【警備員】 24時間常駐/3名</p>

	サンルートソプラ神戸 アネッサ	神戸ポートタワーホテル
開設日	令和3年8月20日	令和3年9月18日
定員	138名	148名
入所者数	(累計) 1,492名 (過去一日最大) 69名 (9月30日時点) 17名	(累計) 104名 (過去一日最大) 14名 (9月30日時点) 14名
運営体制	<b>【医師】</b> 神戸赤十字病院、保健所医師 24時間オンコール体制 <b>【看護師】</b> 24時間常駐/ 昼間5名・夜間3名 <b>【外部委託事務職員】</b> ・業務統括 昼間1名（夜間オンコール） ・生活支援 24時間常駐／2名 ・入退所対応 昼間1名 <b>【警備員】</b> 24時間常駐／8名	<b>【医師】</b> 保健所医師 24時間オンコール体制 <b>【看護師】</b> 24時間常駐/ 昼間7名・夜間5名 <b>【外部委託事務職員】</b> ・業務統括 昼間1名（夜間オンコール） ・生活支援 24時間常駐／2名 ・入退所対応 昼間1名 <b>【警備員】</b> 24時間常駐／4名

**【参考：兵庫県の対応】**

兵庫県では令和2年5月21日に新型コロナウイルス感染症陽性者確認数の減少等による緊急事態宣言解除を踏まえ、入院体制については、他の疾患の医療提供とのバランスも考慮し、特に重症患者の医療に支障が生じないように配意しつつ、フェーズに応じた体制を構築することとなった。

兵庫県対処方方針に示されたフェーズに応じて、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策が取れる市内医療機関の連携のもと、必要な受入病床を確保した。

令和3年4月以降、兵庫県においては、感染者数の急増を受け、4月7日には各

医療機関に当面の措置として、4月中を目途に合計100床程度の病床を確保することが要請された（4月23日839→935床達成）。さらに、4月23日には、入院医療体制を強化する方針が示され、5月中に1,000床程度の病床を確保（5月7日1,030床達成）するとともに、各圏域において、救急対応など医療機関の役割分担等において関係者による検討を行い、令和2年度冬の2倍相当を想定した体制の構築（1,200床程度）を目指すこととされた。（7月8日1,214床達成）

【確保病床の推移】

		増床数（うち重症）	病床数（うち重症）	
令和2年度	第1波	—	50床（16床）	
	第2波	7月17日	+20床（—）	70床（16床）
		7月23日	+30床（+18床）	100床（34床）
		7月29日	+20床（+5床）	120床（39床）
		8月1日	+40床（+2床）	160床（41床）
		10月14日	△90床（△25床）	70床（16床）
	第3波	11月5日	+30床（+18床）	100床（34床）
		11月16日	+20床（+5床）	120床（39床）
		11月19日	+40床（+2床）	160床（41床）
		2月8日	+51床（—）	211床（41床）
3月1日		△22床（—）	189床（41床）	
令和3年度	第4波	4月15日	+22床（—）	211床（41床）
		4月19日	+18床（—）	229床（41床）
		4月22日	+7床（—）	236床（41床）
		4月28日	+8床（—）	244床（41床）
		4月30日	+4床（—）	248床（41床）
		5月1日	+11床（—）	259床（41床）
		5月7日	+8床（—）	267床（41床）
		5月10日	+24床（+5床）	291床（46床）
		5月21日	+14床（+5床）	305床（51床）
		6月22日	△23床（—）	282床（51床）
	第5波	8月19日	+7床（—）	289床（51床）
		9月1日	+32床（—）	321床（51床）
		9月8日	+23床（—）	344床（51床）
		10月4日	△38床（△4床）	306床（47床）

【確保済み病床に対する病床占有率の推移】

			病床全体		重症者用病床	
			占有率	使用病床/確保病床	占有率	使用病床/確保病床
令和2年度	第2波	8月19日	51%	61/120床	21%	8/39床
		9月23日	23%	28/120床	5%	2/39床
	第3波	10月20日	38%	45/120床	13%	5/39床
		11月18日	65%	78/120床	44%	17/39床
		12月16日	90%	144/160床	69%	27/39床
		1月13日	96%	154/160床	95%	37/39床
		2月3日	86%	171/200床	71%	29/41床
		2月28日	46%	97/211床	37%	15/41床
令和3年度	第4波	3月8日	57%	107/189床	37%	15/41床
		4月13日	98%	193/196床	80%	33/41床
		6月15日	48%	146/305床	35%	18/51床
	第5波	7月14日	23%	64/282床	6%	3/51床
		7月31日	50%	141/282床	18%	9/51床
		8月31日	94%	272/289床	69%	35/51床
		9月24日	49%	169/344床	43%	22/51床

(自宅療養フォローアップチーム・自宅療養フォローアップ本部の設置)

第5波では、入院を要する方は減少し、入院調整は順調であったものの、1日当たりの新規感染者数は3週間にもわたって300人を超える日が続き第4波のピーク(261人)を大きく超える状況であった。保健所の業務は発生届後の調整、健康観察などで忙殺された。そのため、積極的疫学調査は、同居家族に絞り、かつ電話で行うこととし、施設での感染は施設から状況の報告をもらうことによって対応せざるを得なくなった。また、抗体カクテル療法を実施するため、中央市民病院抗体カクテル療法センターや市内病院へ患者調整を行う業務が増えたことも大きな負担となった。そのため、発生届後すぐに陽性患者に連絡をすることができなくなり、概ね2日後の連絡となってしまうことで、患者や家族の不安が増大し、保健センターへの問い合わせや夜間の救急要請が急増した。

このような状況を踏まえて、8月20日から各区保健センターに人材派遣及び区役所内からの事務職応援を加えて、「自宅療養フォローアップチーム」を作り、発生届のあった24時間以内にまず、事務職から患者へ連絡を入れるとともに、事務職で対応可能な健康観察も実施することとし、保健師は「疫学調査」「早期受診による重症化防止」などに特化する体制とした。これにより、患者や家族の不安による、保健センターへの問い合わせや夜間の救急要請が激減し解消された。

また、抗体カクテル療法を行うための患者調整業務が増えたことも大きな負担となったため、本庁保健所に事務職の係長・担当の応援職員を配置して、「自宅療養フォローアップ本部」を立ち上げ、各区の「自宅療養フォローアップチーム」の調整を行うとともに、抗体カクテル療法の調整業務などを行った。さらに、濃厚接触者への検査体制拡充に向けて、外部委託や検査キットの自宅送付などの仕組みを構築した。

### **(3) ワクチン接種体制の推進**

#### **(ワクチン接種の推進体制)**

##### ①新型コロナウイルスワクチン接種対策室設置（令和3年1月18日）

新型コロナウイルス感染症対策の切り札となるワクチンについて、ファイザー製のワクチンが国内での接種に向けて令和2年12月18日に承認申請が行われたことから、市民にできるだけ早期にワクチンを接種する実施体制を整備するため、令和3年1月1日にワクチン接種対策担当係長級1名を配置し、課長級1名、担当者1名とあわせ合計3名の準備体制を確保した。1月18日には、係長級2名、担当者2名、合計4名を追加で兼務配置し、室長以下合計7名で新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置した。

##### <庁内体制の強化>

新型コロナウイルスワクチン接種対策室は、設置当初室長以下合計7名であったが、令和3年2月4日に係長級1名を兼務配置、2月10日に担当者2名を兼務配置、2月22日に係長級1名を兼務配置、3月1日付で係長級1名、担当者1名、合計2名の体制強化を実施した。（3月31日時点：14名体制（課長級1名、係長級6名、担当者6名、人材派遣1名）

また、国からの要請を受け、2月15日より、厚生労働省健康局健康課予防接種室（自治体サポートチーム）に係長級1名を派遣した。

##### ②神戸市ワクチン接種連携本部設置（令和3年2月5日）

神戸市における新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するにあたり、できる限り多くの市民が安全かつ迅速に接種を受けられる体制を連携して構築するとともに、スムーズに市民へのワクチン接種を遂行するため、令和3年2月5日に、神戸市・神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師会の4者により「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」を設置した。5月7日には、ハーバーランドでの大規模接種会場の設置に向けて、神戸市歯科医師会にも参画いただいた。公的病院の協力も得ながら、市民に対する安全かつ迅速なワクチン接種を進めていくため、必要な接種体制を構築し、連携して取り組むこととした。

##### <各団体の役割>

##### (1) 神戸市

スムーズな接種のための準備（接種券の送付・接種方法や接種勧奨などに関する

る広報・予約システムの構築・接種済み台帳等の整備等)、集団接種会場の確保・運営、ワクチン供給調整等

(2) 神戸市医師会

集団接種会場への医師出務の協力、診療所等での個別接種

(3) 神戸市民間病院協会

病院での個別接種、集団接種会場への看護師出務の協力

(4) 神戸市歯科医師会

大規模接種会場への歯科医師出務の協力

(5) 神戸市薬剤師会

集団接種会場への薬剤師出務等の協力、ワクチン管理

③神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部設置（令和3年4月27日）

ワクチン接種はこれまで経験したことのない複雑かつ膨大な事務を伴う事業であり、接種率向上や安全かつ迅速な接種に向け、全庁挙げた協力体制が必要であることから、4月27日に「神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部」を設置し、ワクチン接種に係る庁内体制を強化した。

<庁内体制の強化>

令和3年4月の定例異動では新型コロナ対応の体制強化として、係長級3名、担当1名を、5月14日にはワクチン接種対策室体制強化として局長級1名（ワクチン管理監）、部長級1名、課長級1名、係長級1名を、5月17日にはワクチン接種対策室体制強化として局長級1名を、6月1日にはワクチン接種対策室体制強化として係長級1名（一般任期付職員）を配置した。

また、5月10日から開設した集団接種会場12か所について各局室によるカウンターパート方式で各会場に課長1名、係長1名を配置した。

さらに、ワクチン接種体制の強化や新規感染者数の増加による保健所業務の急増に対応するため、6月1日よりワクチン接種対策室への応援体制を再構築し、業務ごとに担当するカウンターパート局を設定することで、中長期的に安定した体制を確保した。またワクチン接種に係る保健師業務の増に対応するため、ワクチン接種対策室に保健師の担当係長2名を配置した。

大規模接種会場の開設準備にあたっては、5月25日のハーバーランドセンタービル会場開設に向け、5月10日に課長級1名、係長級1名を兼務配置、あわせて企画調整局内に課長級2名、係長級3名、担当4名をバックアップメンバーとして兼務発令した。また、ノエビアスタジアム神戸会場開設に向けて、5月17日に課長級1名、担当1名、18日に係長級1名、担当1名を兼務配置した。あわせて、楽天グループとの連携を図るため、ワクチン接種対策室内に楽天グループのスタッフ3名が常駐し、5月31日の開設に向けて準備を進めた。

集団接種会場については、5月10日の12会場開設以降、大規模接種会場、5か所の新たな接種会場、市役所1号館24階における夜間の接種会場、配慮を要する方へ

の接種会場の開設にあわせて、会場運営を行うカウンターパートを増やすとともに、8月1日には集団接種会場の運営業務などを行う一般任期付職員5名を配置した。

### (接種の優先順位と医療従事者向け接種)

新型コロナワクチンは、当初、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであったことから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種を行ってきた。

そのなかで、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む）については、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと、従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であることから、最優先とされた。

市内では、まず、医療従事者への先行接種として、国が定めた「神戸医療センター」、「神戸中央病院」、「神戸労災病院」を対象として令和3年2月17日以降に接種が開始された。神戸市が設置するワクチン供給拠点には、3月5日に初めてファイザー社製ワクチンが配送され、同日より、中央市民病院において、医療従事者向けの優先接種が開始された。

### (ワクチンの円滑な配送に向けた仕組みづくり)

市民への接種を迅速に、円滑に進めるため、神戸市では、10区役所に超低温冷凍庫を設置し、ワクチン供給拠点とするとともに、ワクチン供給拠点から接種施設へのワクチンの配送が無駄なくスムーズに進むよう、令和3年4月1日に「ワクチン集中調整センター」を設置することにより、市内ワクチン配送ネットワークを構築した（6月1日から任期付係長を配置）。

ワクチン集中調整センターでは、市内のワクチンを集中的、網羅的に管理するとともに、診療所や病院等での市民の接種予約数に応じて、必要となるワクチンを無駄なく、きめ細やかに配分する司令塔としての役割を果たしている。

### (個別接種会場・集団接種会場・大規模接種会場)

#### 1. 個別接種会場

市医師会、民間病院協会の協力のもと、788施設（9月27日現在）において、接種を実施。

#### 2. 集団接種会場（5月10日開設）

##### (1) 各区1か所（北区・西区は2か所）

- ・東灘区 御影公会堂
- ・灘区 [5月14日～]BBプラザ、[6月7日～7月31日]JR灘駅駅舎3階
- ・中央区 [5月]三宮OPA2→[6月1日]サンパル7階

- ・兵庫区 兵庫区役所
- ・北区 [5・6・7月]北区文化センター本館→[8月10日]すずらんホール、エコー・リラショッピングセンター
- ・長田区 長田区文化センター
- ・須磨区 須磨区役所
- ・垂水区 垂水区文化センター
- ・西区 西神中央駅ビル、  
[5月]西公会堂→[6・7月]西水環境センター玉津処理場→[7月27日]JA兵庫六甲西神文化センター4階

(2) 車での来場が便利な接種会場

- ・イオンモール神戸南

(3) 新設した集団接種会場

① 6月22日

- ・東灘区 神戸ファッションプラザ9階
- ・中央区 IHDセンタービル9階
- ・中央区 神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパス
- ・須磨区 須磨パティオ健康館2階
- ・西区 キャンパススクエア本館2階リバティホール

② 8月10日

- ・市役所24階

3. 大規模接種会場

- ・ハーバーランドセンタービル（5月25日接種開始、7月31日閉鎖）  
キッズスペース（6月17日開設）
- ・ノエビアスタジアム神戸（5月31日接種開始）

① キッズスペース（6月17日開設）

神戸常盤大学と連携し、子育て支援センター「ときわんノエスタ」で実施

② ピッチサイドウォークの実施、フォトスポット・くつろぎエリアの設置  
（6月14日開始）

③ 交通局による無料シャトルバスの運行（JR兵庫駅、JR新長田駅）

**（ワクチン接種の予約受付の対応）**

令和3年4月1日に、高齢者への接種券の発送やワクチンの接種についてのスケジュールを公表した。

- ・4月19日 接種券の発送：75歳以上（約24万人）
- ・4月20日 予約受付開始（コールセンター、特設Webサイト）
- ・5月10日 集団接種会場での接種開始

- ・ 5月17日 接種券の発送：65歳以上75歳未満（約19万人）

診療所・病院での個別接種開始

4月20日から、コールセンター及びWebサイトにおいて、75歳以上の予約を開始したが、同日午後に予約サイト全体が不安定な状態に陥り、両方で予約受付が著しく遅延する、もしくは予約できない状態となった。コールセンター（120回線）の応答率は1%台とほとんどつながらない状態になってしまった。また、翌21日には、サイトへのアクセス集中により、サーバの処理速度が低下するといった状況が発生した。

このため、コールセンターについては、4月22日には135回線に、5月中旬までに200回線に、5月下旬までに300回線に増強を図るとともに、予約受付サーバの増強の対策を講じた。

しかしながら、高齢者にはシステム予約が難しく、区役所を中心に配置した「新型コロナワクチン接種申込お助け隊」による予約が大きな効果をあげることとなった。

今後の3回目接種にあたっては、この経験を踏まえて、同じことがないように、予約方法の工夫を行うことが必須である。

### （新型コロナワクチン接種申込お助け隊）

令和3年5月からの接種開始に向けて、4月20日から予約を受け付けることとしたが、既に予約受付を開始した他自治体で「コールセンターにつながらない」といった状況が発生していたため、できるだけWeb予約を利用していただくことが必要と考えた。

しかし、シニア世代の方は、インターネット利用になれていない方が多く、こうした方々にも安心して予約をしていただけるように、「世代間で助け合うということ」で、学生の皆さんに有償ボランティアとして手伝ってもらってはどうか」と市長から提案があった。

学生の募集については、企画調整局つなぐラボが令和2年度より、「KOBE学生地域貢献スクラム」の取り組みを行っていたことから、同事業を手掛けていたアスタッフ株式会社に相談をしたところ、既存の「高齢者向けスマホ教室」の仕組みを応用することで対応が可能であることがわかり、その日のうちに実施を決定した。

2日後の4月15日には記者発表を行い、20日から各拠点に2名ずつ配置、高齢者の接種予約開始に間に合わせる事ができた。

お助け隊は、4月20日から市内12か所の区役所・支所・出張所に配置。その後、集団接種会場のほか、図書館等の公共施設にも拡大し、5月18日以降さらに配置場所を拡大。区役所等、集団接種会場、大規模接種会場に加え、地域福祉センター等の巡回会場を含め、延べ132か所の会場に配置。その後、接種対象がインターネット予約ができる年齢層にまで拡大してきたため、7月1日以降は比較的予約受付数の多かった基幹となる各区役所など12会場へ絞るとともに、集団接種会場のうち9か所及び大規模接種会場2か所は継続して配置した。

お助け隊の活動は非常に好評で、区役所では、多くの高齢者の方がお助け隊のサポートを受けるために朝早くから並ばれ、整理券を配布するというような状況もあった。

このような中で、学生の皆さんが、自発的にアイデアを出し合い、独自の取り組みを行った。中央区では、自宅近くで接種できる医療機関の一覧表のボードの作成、須磨区では、予約に関する独自チラシの作成・掲出などを行った。

5月17日以降、65歳～74歳（約20万人）に送付したことから、支援件数は5月がピークとなった。最大1日約4,000件のお助けを行い、5月中の予約件数の約30パーセントを支援した。その後、ワクチンの接種対象者も徐々にインターネット予約ができる年齢層に移行してきたため、「お助け隊」はその役割を全うし、8月末で活動を終えた。

#### 【参考】

- ① お助け隊登録者数 2,208名（延べ22,814名）  
一人あたりの活動回数（平均） 10.3回
- ② 配置期間中（4/20～8/31）の支援件数 135,833件  
（同期間中の予約件数全体：891,124件 支援割合：15.2%）
- ③ 5月の支援件数 43,751件  
（同月中の予約件数全体：148,935件 支援割合：29.4%）

#### （障害者等配慮が必要な方への対応）

障害者など配慮を要する方への対応については、厚生労働省より、障害特性に応じた合理的配慮の提供が求められており、本市においても以下のような対応を実施してきた。

##### ○接種券発送における対応

- ・視覚障害者に対して接種券を送付する際、封筒に点字シールを貼付したほか、音声読み上げコード付きの接種案内を同封

##### ○集団接種会場における対応

- ・聴覚障害者に対するタブレットによる手話通訳システムの導入や筆談による対応、モニターを利用した順番呼び出し
- ・視覚障害者等に対する音声案内
- ・認知症や知的障害者、発達障害者に対する、わかりやすい言葉や丁寧な説明による接種会場内での案内表示の掲出や配布用パンフレットの作成（一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会のご協力）
- ・ヘルプマークを持っている来場者に対する援助

#### （外国人の方への対応）

外国人対応については、以下のとおり、情報提供から接種完了まで終始一貫して、やさしい日本語を含む多言語による対応を実施した。

- ・市内在住外国人数（令和3年3月末時点、国籍・年代別 ※特別永住除く）

行ラベル	0-11	12-15	16-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-74	75-	総計
総計	2,688	624	13,199	6,502	4,280	3,178	1,054	1,567	1,065	34,157
中国	1,339	278	3,542	2,761	1,866	1,289	378	657	517	12,627
ベトナム	375	78	6,065	967	254	182	67	75	26	8,089
韓国	77	34	251	295	380	442	244	318	225	2,266
ネパール	88	20	917	308	88	17	1			1,439
フィリピン	87	31	323	352	285	210	36	32	4	1,360
米国	82	25	168	198	154	162	71	80	36	976
台湾	18	9	184	151	113	118	66	122	110	891
インド	70	30	132	177	174	129	44	79	53	888
インドネシア	45	3	283	114	49	9	3	3	3	512
ブラジル	38	6	83	92	97	97	27	38	3	481
英国	17	5	36	53	87	64	15	39	22	338
ミャンマー	4	1	243	62	10	5		1		326
タイ	18	2	81	71	76	36	12	13	6	315
カナダ	23	5	19	52	52	48	19	12	5	235
フランス	29	1	23	52	53	24	3	7	1	193
オーストラリア	14	6	39	30	51	39	8	4		191
パキスタン	33	14	48	35	29	25	4	2		190
バングラデシュ	22	5	103	42	16			1		189
ペルー	22	5	30	24	44	41	7	11	3	187
スリランカ	9	2	107	39	16	9		2	1	185

### ○多言語による情報提供

特に日本語が不得手な方が多い若年層の外国人の多くは、インターネット上での情報収集が基本であることを踏まえ、神戸市ホームページ上に設置された多言語特設ページ(やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語)にワクチン接種に関する多言語情報を集約・整理するとともに、神戸国際コミュニティセンターのホームページでは11言語による情報掲載を実施した。また、これらのページのQRコードやページ更新について、逐次、市内外国人コミュニティや日本語学校、外国人雇用企業等に周知を図った。

常に最新の情報が多言語で確認できるよう、情報更新の検討段階から随時関係部署で最新情報を共有する体制を構築し、多言語情報の迅速な提供に努めた。

### ○接種券発送における対応

日本語が不得手な外国人の中には、郵便物の内容が分からないとき、その中身を確認せずに放置してしまったり、捨ててしまったりすることがある。そこで、接種券の送付にあたっては、封筒を見ただけでワクチン接種に関する内容であることが分かるよう、多言語表記やイラストを活用した外国人専用の封筒を作成・使用するとともに、多言語特設ページを案内する、8言語によるチラシを同封して送付した。さらに、同チラシの裏面では、予約等に関する多言語による相談先として、神戸国際コミュニティセンター及び市内外国人コミュニティ4団体を案内するとともに、インターネットにアクセスすることが難しい方がこれらの団体に申し出ること、多言語特設ページに掲載している多言語情報を紙媒体で自宅に郵送する対応も行った。

・申し出による多言語資料送付数(2021/11/17時点)

スペイン語	ベトナム語	英語	韓国語	中国語	総計
12	77	12	1	1	103



### ○接種予約における対応

コールセンターに電話が繋がりにくい状況があった一方で、インターネット予約サイトやお助け隊は日本語のみの対応となっており、当初日本語が不得手な外国人のワクチン接種予約には課題があった。そこで、神戸市ホームページに4言語によるインターネット予約のマニュアル、及び解説動画を掲載するとともに、神戸国際コミュニティセンターのホームページでは11言語の予約マニュアルを掲載した。これらのマニュアルにおいては、外国人特有の課題(ミドルネーム等)にも配慮し、円滑な予約手続きをサポートした。

さらに、インターネット予約が難しい方向けに、神戸国際コミュニティセンター及び市内外国人コミュニティ4団体と連携し、多言語による予約手続き等の電話相談を実施し、接種券送付時の同封チラシで案内した。

#### ・動画視聴数 (2021/11/17 時点)

日本語	16,695 回
英語	606 回
中国語	328 回
ベトナム語	41,193 回

・神戸国際コミュニティセンター及び市内外国人コミュニティ4団体での相談実績

		外国人コミュニティ	相談実績 (6/24-10/31)
やさしい日本語 英語 中国語	神戸国際コミュニティセンター (KICC)		166 (内 KICC:166)
ベトナム語		ベトナム夢 KOBE	50(内 KICC:12)
韓国語		韓国民団兵庫県本部	16(内 KICC:0)
スペイン語		ひょうごラテンコミュニティ	18(内 KICC:2)
ポルトガル語		関西ブラジル人コミュニティ	9(内 KICC:0)
タガログ語			4(内 KICC:4)

○集団・大規模接種会場における対応

接種会場での対応について、一義的には接種者ご自身で日本語話者（友人・知人・家族など）を同伴いただくことが原則であるが、そういった対応が難しい方のために、神戸市では接種会場において多言語の支援に取り組んだ。

具体的には、市内の各大規模・集団接種会場に、13か国語対応のビデオ通訳を利用できるタブレットやポケトークを配置するとともに、疾患や服薬などで医師や看護師との会話に専門的な医療用語が必要な方向けに、ハーバーランド及びノエビアスタジアムの大規模接種会場において、医療通訳者（英語、中国語、ベトナム語）を配置した。若年層の接種が本格化する中、特にベトナム語の医療通訳の利用が急増し、ベトナム語スタッフの配置数を1名から3名に増やして対応した。

・大規模接種会場での医療通訳者利用実績（2021/7/1-10/31）

英語 60件  
中国語 15件  
ベトナム語 302件

**（高齢者施設における接種）**

高齢者への接種が令和3年4月から開始されることになり、神戸市では4月に配分されるワクチン量が限られていることから、重症化リスクの高い要介護者が入所する高齢者施設から接種を開始した。

第一弾として、4月12日から、北区の特別養護老人ホームと西区の介護老人保健施設で接種を開始した。当該施設に併設される通所施設利用者や施設従事者についても、同時に接種を行なった。また、4月中に国から配分されるワクチンを活用し、第二弾として特別養護老人ホームと介護老人保健施設が併設されている垂水区と北区の施設でさらに接種を開始した（接種開始は5月から）。

5月以降は、ワクチン供給が本格化したことから、接種を希望する高齢者施設での接

種が7月中に完了するように、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等は5月から、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅、グループホーム等(以下「有料老人ホーム等」という。)は6月から、通所施設は7月から接種が始められるよう、施設に対して接種案内の手続きを送付し、順次接種を行なった。

7月に入ると、ワクチンの供給不足から全市の接種会場で7月12日以降の1回目の接種が停止(2回目は継続)された。高齢者施設についても同様の措置が図られ、施設と接種医でスケジュールの再調整を余儀なくされた。その後、ワクチンの供給が進んだことから、8月10日から1回目の接種を再開。施設においても同様の措置が図られた。

10月31日時点で、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の182施設、有料老人ホーム等の201施設で接種が行われており、接種を希望する施設については、ほぼ、接種が完了している。

### **(障害者施設における接種)**

障害者施設は、施設種別で区分せずに7月から接種を順次スタートできるよう、6月に各施設に接種案内を通知した。対象者は高齢者施設と同様、施設利用者及びその施設従事者とし、障害者施設については、併設ではなくても、入所施設と通所施設が連携して接種を行なうことをと可能とした。

7月に入り、ワクチン供給不足のため障害者施設においても7月12日から8月10日の間、1回目の接種が停止となったが、その後再開している。

10月31日時点で、入所施設については24施設中20施設において施設内接種が行われたほか、かかりつけの医療機関など施設以外での接種について予約の支援や接種時に同行するなどの支援が行われた結果、希望者についてはほぼ接種が完了している。また、グループホームや通所施設においても47施設において施設内での接種が行われた。

### **(在宅高齢者にかかる接種)**

重症化リスクの高い高齢者についてはワクチン接種を優先的かつ迅速に進めていく必要があったが、特に要介護認定を受けた65歳以上の被保険者の中には、接種の予約や接種会場に赴くにあたって支援を要する高齢者がいることが想定された。

そこで、高齢者の日頃の状態をよく知る介護支援専門員(ケアマネジャー)に対して神戸市がワクチン接種に関する支援業務を委託することで、ワクチン接種の促進を図った。

対象者：要介護度1～5の認定を受けた一号被保険者

支援内容：①ワクチン接種(第1及び2回目)の予約支援、②接種券の管理支援、  
③ワクチン接種会場への同行または同行支援の調整等の接種支援、④以上の支援を行っても接種が困難である方について、市への報告

支援実績：市内101事業所・635件(10月31日までに報告を受けたもの)

### (在宅障害者にかかる接種)

ワクチン接種を希望する在宅の障害者の方が接種を受けられるよう、障害者相談支援センターにワクチン接種に関する支援業務を委託(※)し、ワクチン接種促進を図るとともに、障害福祉サービス事業所に対しても、利用者へのワクチン接種についての情報提供、予約支援、同行支援等の協力依頼を行った。

#### ※支援業務の実績

ワクチン接種の予約支援 107 件、接種券の再発行支援 46 件、接種会場までの同行支援・調整 37 件

また障害福祉サービス未利用の重症心身障害者(56人)に対してアンケートを行い、接種希望の有無を確認し、接種会場での接種が困難な方には、障害者相談支援センターが巡回接種利用の調整を行った(支援実績6組8人が接種済み(令和3年10月31日時点))。

### (優先予約対象の設定)

接種を進めるにあたっては、国が示す順位に加え、職務の特性等をふまえ、市内におけるクラスター発生防止の観点から、優先予約の対象者を設定するという市独自の取り組みを行った。

#### ①国基準の優先接種対象者(「接種開始」と記載のあるもの以外は予約受付開始日)

- ・医療従事者等(3月5日接種開始)
- ・65歳以上の方(4月12日接種開始)
- ・基礎疾患のある方(6月11日～)
- ・知的障害・精神障害のある方(6月11日～)
- ・60～64歳以下の方(6月11日～)
- ・高齢者施設及び障害者施設の従事者及び居宅サービス事業所など訪問系サービス事業所の従事者(4月12日接種開始)

#### ②市独自基準の優先接種対象者

(日付はワクチン不足による接種中断後の予約受付再開日)

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の従事者(7月30日～)
- ・医療機関で実習を行う市内大学・専門学校の医療系学科の学生・実習に同行する教員(7月30日～)
- ・母子生活支援施設、児童家庭支援センター等の従事者(7月30日～)
- ・柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師(7月30日～)
- ・小中学校、高等学校・高等専門学校の教職員、青少年育成センター等の職員(7月30日～)
- ・児童館・学童保育施設等の職員、母子保健事業の従事者(7月30日～)
- ・高齢者の介護相談窓口(あんしんすこやかセンター)で勤務する職員、要介護認定調査員(7月30日～)

- ・ 障害者地域生活支援拠点及び障害者相談支援センター、障害者の就労支援窓口（しごとサポート）、発達障害者相談窓口で勤務する職員、障害認定区分調査員（7月30日～）
- ・ 理容師、美容師（7月30日～）
- ・ 公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、船舶、航空）の従事者（7月30日～）
- ・ 消防団員（8月5日～）

### ③妊婦優先枠（8月27日）

妊娠中、特に妊娠後期に感染すると重症化しやすい、妊婦が感染する場合の約8割は夫やパートナーからの感染であることをふまえ、優先枠を新設。

### ④若年層向け優先枠（9月20日）

感染者数の割合が高く、重症者割合も増加傾向にある若年層（16歳以上39歳以下の神戸市民（在学・在勤の市外者含む））に積極的に接種を受けていただくために新設。

### ⑤11歳以下のこどもの親向け優先枠（9月15日）

ワクチンを打てない11歳以下のこどもへの家庭内感染を防ぐため、同居する家族の接種を進めるために新設。

## （新型コロナワクチン副反応医療相談電話の設置）

ワクチン接種後には、注射した部分の痛みなどの副反応が見られることがあるが、そのほとんどが接種後数日で回復する。一方、接種後、副反応を疑う重い症状が続き、受診すべきかどうか迷う場合については、まずは、かかりつけ医かワクチンを接種した医療機関へ相談していただくこととしたうえで、休日・夜間などかかりつけ医や医療機関に連絡が取れない場合や集団接種会場でワクチンを接種した場合に対応するため、令和3年5月10日に「神戸市新型コロナワクチン副反応医療相談窓口」を設置した。

## （余剰ワクチンへの対応）

新型コロナウイルスワクチンについては、ファイザー社製ワクチンであれば1バイアル当たり6回接種分、モデルナ社製ワクチンであれば同じく10回接種分に分けて注射器に注入し、6時間以内に接種を行う必要があることから、急なキャンセルなどにより接種できなかった「余剰ワクチン」への対応が必要となる。

このため、大規模・集団接種会場で余ったワクチンについては、①会場に出務する看護師や薬剤師などのスタッフ、②会場近隣の特別支援学校、幼稚園等に勤務する教職員、居宅介護支援事業所の職員（ケアマネジャー等）、③会場近隣の区役所などで勤務する市職員、④市職員のボランティアに協力いただくことで、ワクチンを無駄にすることなく接種を行ってきた。こうした方々についても、優先予約対象者として接種予約が可能となったことから、8月14日から市民や市内に在勤・在学する方々を対象に、余剰ワクチン接種ボランティアを募集することとし、8月17日より運用を開始した。

※実績（9月30日現在）

延べ登録者数：32,860人      ワクチン接種件数 1,253件

### （巡回接種）

寝たきり状態などにあり接種会場での接種や主治医による往診での接種が受けられない方に対しては、自宅での接種ができるよう、医師と看護師で構成される巡回接種チームを編成し、6月22日から、接種を開始した。対象は、接種会場での接種が困難な高齢者や障害者で、高齢者はケアマネジャーを通じて、障害者は障害者相談支援センターなどを通じて、市に申し込みを行う。

接種後の経過観察についても接種医が担当するため、利用者からは、安心して接種を受けることができた、などの評価を受けている。

10月31日時点で86組116人の方に接種を行なっている。

### （配慮を要する方への接種）

ワクチン接種の優先順位の高い65歳以上の高齢者及び知的障害者や精神障害者を含む基礎疾患を有する者等の接種が進められる中で、集団接種会場など多くの人が集まるような会場での接種が困難な人のために、新たに専用の接種会場を設けた。

- ・会場      東横 INN 神戸三ノ宮 I（中央区御幸通2）
- ・開設日      令和3年7月1日
- ・予約開始      令和3年6月17日
- ・対象      知的障害者（療育手帳所持者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）の方および個別・集団接種会場での接種が困難な方

接種会場の運営については、神戸市知的障害者施設連盟の協力を得て、障害者施設の従事者も出務した。被接種者等への配慮や個別の接種サポートを担当し、接種会場はスムーズに運営された。

7月には、ワクチンの供給不足から、大規模接種会場など他の接種会場においては接種が一時停止される状況になったが、本会場においては、新規予約は一時停止されたが既予約者に対する接種は継続された。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、東横 INN 神戸三ノ宮 I は、宿泊療養施設として活用されることとなったため、8月1日からニチイ学館研修棟（中央区港島南町7）に移転（10月18日まで）するとともに、神戸市医師会の協力を得て、8月21日から、新たに神戸市医師会北部休日急病診療所（北区山田町）にも会場を設置（9月30日まで）した。

利用者からは、落ち着いて接種できることができた、などの評価を受けている。

本施設における接種者は以下の通り（10月31日時点）。

- ・東横 INN 神戸三ノ宮 I 【7月1日～7月31日】

1回目：125世帯・230人    2回目：47世帯・79人

・ニチイ学館研修棟【8月1日～10月18日】

1回目：84世帯・149人 2回目：157世帯・291人（一部、東横INN神戸三ノ宮Ⅰの1回目含む）

・神戸市医師会北部休日急病診療所【8月21日～9月30日】

1回目：23世帯・39人 2回目：23世帯・39人

11月4日からは市役所24階に会場を移し、毎木曜日13:30～17:00の間、配慮を要する方の接種を行っている。

### （ホームレスの方への接種）

ホームレスの方については、住民票所在地に居住しておらず、接種券が届いていない状況であるため、やむを得ない理由により住民票所在地に居住していない者として、ホームレス巡回相談員等が接種希望のホームレスの方の了解を得て、個人情報聴取の上、接種券発行の手続きを支援した。

接種については、市更生センターの嘱託医の協力を得て、嘱託医の医療機関にて予約を行い、相談員や更生センター職員が同行の上、接種を実施した。

8月16日から接種が始まり、10月31日時点で6名の者が接種を完了している。

### （ワクチン接種における事故事案への対応）

また、ワクチン接種が始まると、初めての取組みで不慣れな点もあったため、ワクチン廃棄や、接種関連の事故が複数回発生した。事案ごとにその原因の究明とそれに対する対策を講じ、関係者に周知徹底を図り、再発防止に努めた。

また、市民に対し、発生した事故について正確に状況を伝えることが必要と考え、会見などで説明を行った。

### （悪天候時における対応）

7月7日夕方から8日にかけて、大雨警報、雷・洪水注意報が発表され、神戸市災害警戒本部から避難情報が発令されたことにもない、7月8日午前の接種を中止（7月7日発表）、7月8日終日の接種を中止（7月8日発表）の対応を行った。

接種できなかった約4,700名に対して、予約振替についての電話連絡を行った。

本事例をふまえて、接種中止の判断基準について、改めて検討を行った結果、市民の安全確保と円滑なワクチン接種の実施の双方の観点から、神戸市域に気象に関する「特別警報」が発表された場合には、原則接種を中止することとした（大雨警報等が発表されている場合であっても、「特別警報」が発表されていない場合は、原則、通常通り接種を行う）。

### （ワクチンパスポート）

海外渡航のために新型コロナワクチンの接種を受けたことを証明する必要がある方

を対象に「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」（ワクチンパスポート）の交付申請を7月26日から受付開始した。「e-KOBE：神戸市スマート申請システム」を基盤とする申請システムを活用することにより、他都市に先駆けてスマート申請での受付を実施している。10月1日からは、郵送申請についても可能としている。対象者は、旅券を所持していて、渡航を予定している方である。

※実績（9月30日現在）

受付件数：4,841件

交付件数：4,046件

### （ワクチン接種の促進（特に重症化リスクの高い高齢者への接種の迅速化））

他の指定都市よりも早く75歳以上の高齢者（約24万人）への接種券の送付（4月19日）を行い、予約（4月20日）を開始した（本市と名古屋市が政令市で一番早く開始）。5月10日から集団接種会場12会場で接種を開始し、5月17日からは個別医療機関（診療所・病院 9月27日現在788施設）での接種を順次開始した。

接種開始に向けた準備を進めていた3月から4月にかけて、新型コロナウイルス感染症の新規感染患者数が再度増大し、神戸市内の医療提供体制は危機的な状況を迎えていた。このような状況を二度と繰り返さないために、少なくとも高齢者への接種を迅速に終了させる必要があった。

一方、国民への接種をスピードアップするため、国においては、東京と大阪に大規模接種会場を設置することとした（5月24日開設）。神戸市では、全国の自治体に先駆けて市独自の大規模接種会場を設けることとし、ハーバーランドセンタービルでの会場開設の準備を行うこととした。接種体制を確保するため、4月26日付厚生労働省通知により歯科医師による接種が認められていたことから、5月3日に急遽、神戸市歯科医師会に出務依頼を行った。歯科医師による接種を行うため必要とされた研修（座学及び接種実技）を5回に分けて実施するとともに、会場での接種シミュレーションを経て、国の大規模接種会場の開始日翌日（5月25日）から接種開始した（当初の1日当たり1,000人から段階的に増やし、7月に最大約5,000人に拡大）。

全国に先駆けた市独自の大規模接種会場で、接種体制に歯科医師の参画を得るなど、先進的な取り組みにより、高齢者への接種を加速度的に進めることが可能となったが、これは、「二度と第4波のように自宅で亡くなる方が発生しないようにワクチン接種を迅速に進める」との方針に賛同いただき、神戸市歯科医師会に多大なご協力（参加歯科医師数353名）をいただいたお陰であった。

加えて、楽天グループをはじめ、神戸大学、同大学医学部附属病院、東京慈恵会医科大学外科学講座、SBCメディカルグループ等関係機関の協力のもと産学官連携により、ノエビアスタジアム神戸に第2の神戸市独自の大規模接種会場を5月31日に立ち上げた（当初の1日当たり1,000人から段階的に5,000人に増やし、9月に最大7,000人に拡大）。

ワクチン接種の促進にあたり、神栄株式会社から新型コロナワクチンに対応したデ

イープフリーザー（5セット）及び医薬品用低温保冷ボックス（10セット）を寄附いただき有効活用させていただいている。

さらに、接種の迅速化を図るために、5月24日から医師・看護師・薬剤師を新聞広告等で大々的に募集した結果、約1か月間で合計2,750名の方から応募があった。集団接種会場を新たに増設するための調整を行い、6月22日から5会場での接種を開始した。（さらに7月以降、順次開設する7か所の発表も行ったが、6月23日に、地方自治体における接種会場について、モデルナ社製ワクチンを使用する会場の新規受付を休止するとの国の方針が示されたため、開設を中止することとなった。）

### （国からのファイザー社製ワクチン供給不足に対する対応）

ファイザー社製ワクチンについて、6月以降、本市の希望量に対して、国からの供給量が半分以下となり、接種を円滑に進めることが困難となったため、2回目接種に必要なワクチンを確保するために、全ての接種場所における1回目の新規予約の受付を7月2日に一時停止した。また、同ワクチンを使用する集団・大規模接種会場については7月6日以降、個別接種医療機関（診療所・病院）については7月12日以降の1回目予約を全てキャンセルせざるを得ない状況となった（キャンセル対象者は、10万人以上）。

予約取り消しにかかる対応として、7月6日から8日の予約者全員（約6,200人）に対して、7月3日から5日までの3日間、各局室区から計150人の職員が出務し、電話での予約振替の案内を行った。

予約振替にあたっては、予約キャンセルとなった方のうち、接種が急がれる65歳以上の方について、モデルナ社製ワクチンを使用している集団・大規模接種会場（計6か所）への振替を行った（約19,000人を振替）。その受け皿とするため、モデルナ社製ワクチン使用会場の新規予約受付も一時停止することとなった。

その後、国に対し、必要なワクチン供給の確保について要望活動を行うなどし、7月13日に8月上旬のワクチン供給量が判明し、接種再開のめどがたったことから、未予約であった65歳以上の高齢者（7月16日～）や64歳以下でキャンセル対象となった方（7月26日～）から順次予約受付を再開し、8月31日以降は、接種対象の12歳以上の市民全員の予約を受け付けている。

### （ワクチン接種の進捗による効果）

高齢者の接種については、7月末にほぼ終えることとなり、特に接種の進んだ高齢者においては、これまでの波では陽性患者の2～3割を占めていたが、第5波においては、8%となり、重症者数も減少した。

第5波における1日当たりの新規感染者数は3週間にもわたって300人を超える日が続き第4波のピーク（261人）を大きく超える状況であったが、入院が必要な方の割合は激減し、中等症以上は全体の1割程度、軽症が1割程度、残りの8割はほぼ無

症状の方であった。このことから、第5波における陽性者全体のうち、入院は13%、宿泊療養は17%、自宅療養は70%であった。保健所の業務は発生届後の調整、健康観察などで大変であったが、入院調整は長くとも1日程度であり、ひっ迫することなく順調に進めることができた。これは、何よりもワクチン接種促進の成果であった。

### (12歳から15歳の市民への接種)

12歳から15歳の市民に対しては、国からの通知をふまえ、普段から本人の健康状態をよく把握し、詳しく相談に応じることができるかかりつけの診療所・病院での個別接種を推奨している。接種に不安がある場合には、まずはかかりつけの診療所・病院で相談していただくこととし、かかりつけ医がない場合などでも、こども本人や保護者がワクチン接種にあたって健康面などで確認・相談をすることができるよう、令和3年8月30日に、ワクチン接種に関するこども向け専用の相談窓口「こども健康相談窓口」を設置した。

### (接種率の進捗状況(11月25日現在))

1回目 76.2% (1,157,929回 (1,519,709人))

2回目 74.9% (1,137,929回 (1,519,709人))

- ・60歳代以上の高齢者は、概ね9割以上の方が2回接種を終えている。
- ・30歳代以上は、7割以上の方が2回接種を終えている。
- ・20歳代の方については、職域接種や大学での接種の影響もあり、約7割の方が2回接種を終えている。
- ・12歳から19歳についても、5割以上の方が2回接種を終えている。

### (ワクチン接種の広報)

一人ひとりがワクチン接種を判断するにあたっては、正確な情報をわかりやすく提供することが重要である。そのために、①科学的な知見や根拠に基づき、国から提供される情報をもとにわかりやすくまとめたチラシを接種券郵送時に同封する、②中央市民病院の感染症専門家がワクチン接種をわかりやすく解説する動画を配信するなどの取り組みを行っている。

また、市長会見や記者資料提供、SNSなどあらゆる機会を通じて、ワクチンの効果や副反応をはじめ、ワクチン接種にあたり必要な情報を繰り返し発信している。

特に、若年層に対する広報については、受け手の年齢層に対応した媒体や手法が重要であることから、ヴィッセル神戸・INAC神戸の選手を起用した接種の呼びかけの動画やニュース検索サイト、SNS等へのWeb広告掲載などを実施している。

また、主に女性の関心が高い出産・妊娠に対してのワクチン接種の安全性については、神戸市看護大学の南学長による解説動画の配信も行っている。

今後も、引き続き、効果的な情報発信を行っていく。

#### **（４）新型コロナ対応体制の整備**

##### **○第２波（令和２年６月２３日～９月２３日）の対応**

##### **（保健師等の人員体制の強化・確保）**

新型コロナウイルス感染症対策における保健師業務は、発生届の受理に伴う医療機関との調整から始まり、患者調査、接触者調査、入院調整、患者搬送、宿泊療養施設での患者対応、自宅療養時の健康観察を含む患者支援、家族支援、接触者からの相談、退院後の健康管理、市民からの相談等多岐に渡っている。

乳幼児健診後の子どもの発達支援や子育て支援による虐待の未然防止、生活習慣病の重症化予防等の対策において、訪問などきめ細やかな支援が十分できているとはいえない状況があったことから、令和２年度から５年度（４か年）にかけて３０名の保健師の増員を計画的に実施していくこととし、令和２年４月に１２名を増員した。

新型コロナウイルス感染症発生により、当初想定した以上の保健ニーズが増加したことから、新型コロナウイルス感染症を契機とした感染症早期探知地域連携システム（神戸モデル）の強化や、新型コロナの影響により増加する健康課題への対応のため、即戦力となるよう社会人枠を含め採用選考を行った。

※令和２年度の途中採用・３年４月採用併せて４５名を増員。

令和３年４月１日の保健師数 246 名（２年度途中採用 24 名、３年４月採用 21 名）

保健師の応援体制については、第１波のピーク時（５月）には本庁で 17 人、保健センターで 154 人、計 171 人の応援体制をとり、何とか必要な新型コロナ対応を行うことができた。第１波の派遣調整の反省を踏まえ、第２波以降は区からの応援派遣は原則保健所に応援保健師を集約し、本庁保健所業務を担うこととした。患者発生が多くなった区において、所属の保健師で十分に対応できない職員体制であると判断した場合は、保健センター長と保健師統括で調整し、本庁に集約した保健師を優先的に派遣するとともに、更に応援が必要な場合は、他区からの応援を要請することとした。

各区において、保健センター長のもと健康福祉課、こども家庭支援課の保健師が一体となって新型コロナ対応を実施した。また、本庁と各区の間で柔軟な応援体制を構築した。

保健センターが行う感染症対策業務について、令和２年７月より感染症発生届受理業務を保健所に集約するとともに、患者搬送業務も保健所に集約した。令和２年 11 月からは、他都市・他区からの依頼のあった濃厚接触者への調査を本庁保健所に集約し、保健センターの業務負担軽減を図った。

本庁での保健師の事務的な業務について、生活衛生課から毎日 3 名が応援した。また、患者搬送、検体搬送の配車手配については、医務薬務課、生活衛生課で応援するなど、局内での応援体制もあわせて構築した。

### (保健所支援班等の配置、車両等の体制強化)

いわゆる第1波のピーク時(5月)には、事務職員については、本庁で54人、保健センターで33人、計87人のコロナ対応最優先の応援体制をとった。

その後、令和2年5月22日以降新規発生患者が発生しないなど、感染状況が落ち着いていたことから、令和2年6月1日には、事務職員の応援体制を、本庁で39人のみに、7月1日では、事務職員の応援体制は、本庁で16人のみに縮小した。

新型コロナウイルスは消滅したわけではなく、再び感染拡大の大きな波が訪れることは確実との認識に立ち、感染再拡大時には第1波のピーク時(5月)と同水準の応援体制を確保するよう行財政局と調整を行った。なお6月24日に、業務量が大幅に拡大している保健所全体のマネジメント体制の強化をするため、保健所支援班で部長級1名・課長級1名、医療機関における院内感染防止対策(基本的な院内感染防止対策、病棟のゾーニング対策、救急患者の入院受入を行う病院への補助など)の支援のための具体的な施策の方針決定、関係機関等の調整を行うため、病院支援班で部長級1名をそれぞれ配置した。

令和2年7月の後半には第1波を上回る新規感染患者が発生したにも関わらず、第1波と異なり緊急事態宣言が発令されているわけではなかったことから通常業務を行いながら必要なコロナ対応を行うこととなり、保健所業務は多忙を極めることとなった。

第1波と比べて、医療機関、福祉施設、学校などの緊急案件の発生割合が多く、施設との課題調整が多く、また緊急会見を要することから、常に時間がない状況にあった。限られた時間内での緊急調整・判断が求められて、職員の疲弊は第1波の時よりもひどく、このままでは、対応職員の心身がもたない状況に陥った。また、緊急会見以外の患者情報の続報の作成まで手が回らない、陽性患者との接触(リンク)の有無の割合分析などもできなくなってきている、その場の対応が精一杯で、今後の前向きな対策の検討まで回らなくなってきている、といった問題が生じていた。

また、日々新規感染患者が増加する中で感染拡大防止のため、国の基準では濃厚接触者全員に対して検査することとされているが、「健康観察対象者」という概念を設けて少しでもリスクのある者をピックアップして、念のための検査など積極的検査を実施するための独立した検査ラインを確立する必要があった。

そのため、withコロナの状況下ではあるが、第2波が収まるまでは、感染拡大防止と医療提供体制の確保に最優先で対応できるよう全庁的な緊急的な応援要請を行った。

これを受け、緊急的な対応として、令和2年7月30日、31日に行財政局を中心とした応援体制を令和2年8月10日まで確保するとともに、8月11日以降は健康局が第2波到来時に想定する全庁的な応援体制を確保した。なお、再度の感染拡大により、保健所業務が膨大になっていたことから、8月1日付で保健所予防衛生課担当係

長（保健師）1名を配置した。

宿泊療養班については、令和2年8月1日より24時間常駐・2名で行う現場事務について、応援職員ではなく、人材派遣で対応することとした。

検体の搬送については、予防衛生課（現：保健課）の3台の車を活用して行った。市内の医療機関でも保険診療でPCR検査を行うこととなったが、感染経路分析のためのゲノム検査を行うために、環境保健研究所に陽性となった検体を医療機関から集めることとした。検査の増加に伴い、令和2年5月に、兵庫トヨタグループから5台の車両の無償貸与を受け、検体回収体制の増強を図った。この車両の運転手については、衛生監視事務所の防疫手と、行財政局庁舎管理課（現：庁舎課）の運転手で応援体制を組み対応した。

また、患者搬送については、予防衛生課（現：保健課）の患者搬送車両2台（後に経年劣化により1台廃車）を活用していたが感染者の増加により、消防局の救急車両2台を借り受けて搬送に当たった。

その後、感染者の増加と宿泊療養施設の運用により、令和2年5月に近畿タクシー2台を借り受け宿泊療養施設への搬送にあたった。

さらに、宿泊療養施設を増設したことにより、患者搬送が増加したため、令和2年8月に日本タクシーから運転手付きでの車を3台借り受け、患者増加に対応した搬送体制を整備した。

### （職員の健康・メンタルヘルス対策）

市職員に対するメンタルヘルス対策としては、全市的な取り組みとして、①個人による「セルフケア」（メンタルヘルスチェック）、②管理職向け研修（eラーニングを活用した研修）、③産業医や心理職など「産業保健スタッフによるケア」（こころと身体の健康相談）、④「外部相談窓口・医療機関相談窓口」（市内5か所設定）を実施している。

これらに加えて、新型コロナウイルス感染症対応等による繁忙な業務対応により、健康局職員に大きな負荷がかかっていることが予想されたため、健康局独自の取り組みとして、①所属長が所属職員の健康状況を把握するため、区保健センターの保健師を含む健康局職員を対象にアンケート調査（令和2年7月実施）、②厚生課産業医による出張面談（令和2年8月、令和3年2月）、③匿名で相談できる相談窓口の設置を行った。

さらに、行財政局厚生課と連携し、宿泊療養施設等での勤務が発令された職員およびその所属に対しては、「こころと身体の相談窓口」を再度周知したほか、出務終了後には文書によるフォローを実施し、こころの疲れのサイン・ストレスケアのポイントについて記載したメンタルケアのリーフレットも配布するなどの健康対策を行った。

### ○第3波（令和2年9月25日～令和3年2月28日）の対応 （保健師等の人員体制の強化・確保）

令和2年9月に入り、感染状況が一定落ち着いてきたが、確実に到来する第3波に備え、保健センター業務の見直しについて検討した。

保健センターからは、第2波の経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応と通常業務を同時並行で行うことが難しい、課長級や感染症担当に負担が集中している、虐待対応や母子保健など緊急性の高い業務の遅延が不安、こども家庭支援課と健康福祉課が分かれており感染症対策での連携が不十分、長期間、新型コロナウイルス対応が続くと精神的にも身体的にももたないとの声が寄せられた。

そのため、通常業務については、フェーズごとの業務の優先度を検討し取捨選択または延期すること、感染症対策業務については、保健師の業務のうち必ずしも保健師でなくても対応できる業務について①事務職員の活用（支払い事務、健康観察電話（マニュアル化）、記録入力、接触者の健康観察確認、入院勧告書等の入力・出力など）、②派遣看護師の活用（発達フォロー電話など）、③衛生監視員の活用（飲食店調査）、④事務の簡素化（電話での疫学調査の導入、感染症記録類の省力化、区がニチイ学館の予約状況を確認・予約できるシステムの導入など）の検討を行った。

また、保健センターの課長級が土日に休めない状況を改善し、保健師間の負担を平準化するため、課長級が休む日は係長が対応することとし、判断が必要な場合には本庁に判断を求め対応することとした。

11月半ばから、再度新規感染患者が増加し、感染拡大が顕著になった。

そのため、感染拡大時の保健師業務について、新型コロナウイルス以外の業務の停止、延期、保健師業務の事務職員等での代替について検討を行った。また、新型コロナウイルス業務での疫学調査の簡素化などの検討を行った。

11月20日には各区に対し、①健康福祉課の保健師をセンター長の元で一元化し、母子保健業務など通常業務に加え他区応援も含めトータルマネジメントし、業務の優先度を判断し対応すること、②保健センターを兼務することも家庭支援課と健康福祉課の保健師が密に情報共有するため、できるだけ同じフロアで勤務できるよう配慮するよう依頼した。

令和2年12月の感染拡大を受け、さらなる体制強化を求められたことから、兵庫県に対し応援派遣を要請した結果、令和2年12月14日～29日（日曜日除く）の期間、1日最大8名の保健師の派遣を受け、中央区保健センターで積極的疫学調査等の対応にあたった。

12月28日には各区に対し、①改めて、保健福祉部内の保健師業務（新型コロナウイルス業務・通常業務）を保健センター長が統括できるよう配慮、②保健福祉部内の保健師について、少なくとも週1日は必ず休ませる体制を部内で整備・管理するよう依頼した。

保健所保健師が多忙を極める状況を踏まえ、保健師業務の体制強化が必要であるこ

とから、神戸大学（1月6日から、4名）及び神戸市看護大学（1月30日から、8名）より、保健師・看護師資格を有する教員の派遣を受け、積極的疫学調査や、自宅療養者への健康観察、家庭訪問による患者調整等の対応にあたった。

### （保健所支援班等の配置、車両等の体制強化）

感染拡大の第3波における健康局の全体調整機能を強化するため、令和3年1月1日に全体調整班 係長級1名、担当1名を配置した。また、患者搬送・検体搬送の配車手配を円滑に行うため、保健所支援班 係長級1名（再任用）を配置した。保健事業体制の強化として、2月1日に保健事業推進担当課長（保健師）を配置した。

第3波の令和2年11月半ば以降の新規感染患者の急増に対応し、事務職員については、令和2年12月には人材派遣を保健所支援班に11名配置、令和3年2月には、保健所支援班で23名、宿泊療養班で1名、病院支援班で2名を配置した。また、保健師等については、令和2年12月には人材派遣を保健所支援班に13名、宿泊療養班で9名、区保健センターで3名の医療職（保健師・看護師）を配置、令和3年2月には保健所支援班で21名、宿泊療養班で23名、検査班で2名、区保健センターで4名の医療職（保健師・看護師）を配置した。

患者搬送について、令和3年1月から、日本タクシーから運転手付きでの車を2台増車し5台にするとともに、新たに兵庫トヨタグループから2台有償でリース車両を増やした（合計15台で患者搬送に対応）。

## ○第4波（令和3年3月1日～令和3年6月30日）の対応

### （保健師等の人員体制の強化・確保）

令和3年3月31日に各区に対し、令和3年度の対応として、職員の負担軽減とコロナ禍でも迅速に保健師業務が遂行できる体制を構築するため、①引き続き各区保健福祉部内の保健師業務（コロナ・コロナ以外）を保健センター長が統括する区の緊急実施体制を継続すること、②区から本庁へ保健師を応援派遣すること（係長または係長補佐を毎日交代で各区1人、2年目以上の担当職員を数か月交代で全市5人）について依頼した。

なお、令和3年4月の定例異動では新型コロナ対応の体制強化として、課長級2名、係長級11名、担当3名を、5月14日にはワクチン接種対策室体制強化として局長級1名（ワクチン管理監）、部長級1名、課長級1名、係長級1名を、5月17日にはワクチン接種対策室体制強化として局長級1名を、6月1日にはワクチン接種対策室体制強化として係長級1名（一般任期付職員）を配置した。

3月下旬から徐々に第4波の爆発的な感染拡大が発生したことから、厚生労働省より他都市からの応援について打診を受け、神戸市から応援の要請を行ったところ、兵庫県を通じて福井県からの保健師派遣を受けた。

関西圏域の感染拡大により、厚労省地域支援班が実態把握に訪れ、支援体制が必要

との判断のもと地域支援班が兵庫県に派遣され、神戸市では、4月26日より地域支援班の支援を受けた。地域支援班は主に自宅療養者が使用する酸素濃縮器の確保支援、施設等で感染が発生した際の感染管理指導（介護保険施設、医療機関等約20か所）を担った。

更に兵庫県災害医療センター、兵庫県内の大学からの応援、人材派遣の活用などによって、保健師等専門職を確保することにより柔軟に対応した。

- ①福井県応援：2名（令和3年5月10日～15日）
- ②厚生労働省地域支援班：1日最大10名（令和3年4月26日～令和3年5月5日）
- ③兵庫県災害医療センター：1日4名程度（令和3年5月6日～令和3年6月18日）
- ④兵庫県立大学応援：1日最大2名（令和3年5月29日～）
- ⑤神戸常盤大学応援：1日最大2名（令和3年6月1日～）
- ⑥甲南女子大学応援：1日最大2名（令和3年6月6日～）

※大学などからの応援職員については、積極的疫学調査や、自宅待機者への健康観察、家庭訪問による患者調査等に対応。

第4波を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応の長期化・深刻化による保健師業務の肥大化に伴う緊急体制強化として、保健師約50名を増員するため、6月に採用選考の募集を行った。これにより、令和3年度の途中採用・4年4月採用で50名程度を増員し、令和4年度に約300名に体制強化する見込みである。

（3年度途中採用 14名予定 令和3年10月1日現在）

#### **（職員の健康・メンタルヘルス対策）**

令和2年度に引き続き、健康局独自の取り組みとして、①所属長が所属職員の健康状況を把握するため、区保健センターの保健師を含む健康局職員を対象にアンケート調査（令和3年5月実施）、②厚生課産業医による出張面談（令和3年6月実施）、③匿名で相談できる相談窓口の設置を行った。

### **○第5波（令和3年7月1日～令和3年9月30日）の対応**

#### **（保健師等の人員体制の強化・確保）**

第5波においては、自宅療養者の症状悪化に対して早期に対応することにより、重症化予防を図るため、令和3年8月20日より各区保健センターへ自宅療養者フォローアップチームとして、土日祝含めた昼間の時間帯に合計15名体制で看護師等を配置し、自宅療養者の健康観察を毎日行い、症状悪化に対して、早期対応することにより重症化予防を図った。

#### **（保健所支援班等の配置、車両等の体制強化）**

令和3年9月1日には、各区に対し、新規患者数が急増している中で、自宅療養者の容態の急変にも対応できるよう陽性患者の状況確認を迅速に行い、命を守るため、

①各保健センターでの陽性患者への電話連絡応援業務（発生届受理から24時間以内に連絡。午前中の発生届はその日中に午後の発生届は翌日午前中までに連絡）、②無症状の自宅療養者に対する健康観察業務について、各区の患者発生状況に応じて必要な人数を柔軟に配置して実施するよう依頼した。

これを受け、令和3年9月2日より、各区の保健センターに設置した自宅療養者フォローアップチーム（8月20日から）の応援体制（事務職員）を62名増やし、看護師・保健師174名（保健師146人、看護師の職員・派遣看護師・感染症訪問指導員28名）とあわせて236名体制とし、自宅療養者へのフォローを強化した。

本庁保健所においては、9月9日に各区のフォローアップチームの総括として、各区フォローアップチームの活動状況（外来受診・往診・電話連絡等）の把握、重症化の予防が期待できる「抗体カクテル療法」の実施にかかる総合調整など、自宅療養者の対応に特化した、15名体制の自宅療養者フォローアップ本部（本部長（保健師）1名、事務職員10名、保健師4名）を設置した。

なお、8月1日にはワクチン接種対策室、保健センター体制強化として係長級6名（一般任期付職員）を配置した。

第5波の爆発的な感染拡大に対応し、事務職員については、令和3年8月には、人材派遣で保健所支援班に21名、宿泊療養班に1名、病院支援班に2名の人材派遣を配置した。また、保健師等については、人材派遣で保健所支援班に28名、宿泊療養班に36名、検査班に2名、各区保健センターへ最大3名ずつの医療職（保健師・看護師）を配置した。

患者搬送について、第5波では、自宅療養者への早期治療を行い、重症化予防を図るため、日本タクシーを運転手付きで10台増車して、患者搬送にあたった（合計25台体制）。また、近畿タクシーの大型ジャンボタクシー2台は、一度に数名の患者を運べるため、抗体カクテル療法のための病院への外来受診の搬送にも有効に活用した。

**【参考】事務職員の応援体制の推移**

		R2.5 ピーク	R2.6	R2.7	R2.8	R2.12	R3.2	R3.3	R3.7	R3.8
本庁		54	39	16	28	30	45	41	68	64
保健 所	全体調整班	3	3	3	4	3	0	0	0	0
	広報特命班	4	3	1	4	0	3	2	3	2
	データ解析 班	0	0	0	3	3	3	3	3	3
	宿泊療養班	29	15	3	5	14	10	9	3	4
	病院支援班	0	0	1	1	2	3	3	0	0
	保健所 支援班	13	13	5	6	2	11	6	4	5
	検査班	5	5	3	5	5	7	7	1	1
	ワクチン接種 対策室	-	-	-	-	1	8	11	54	49
保健センター		33	0	0	33	12	22	22	22	20
計		87	39	16	61	42	67	63	90	84

※宿泊療養班については、衛生監視事務所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所からの最大3名の長期応援を含む。

※保健センターについては、令和2年5月ピーク時は各区3名兼務配置の上、うち1名がローテーションで応援。現在は各区固定2名の兼務配置により、業務効率を高め、令和2年5月ピーク時以上の応援体制で対応。

**(5) 救急体制**

**(救急隊員等の感染防止対策)**

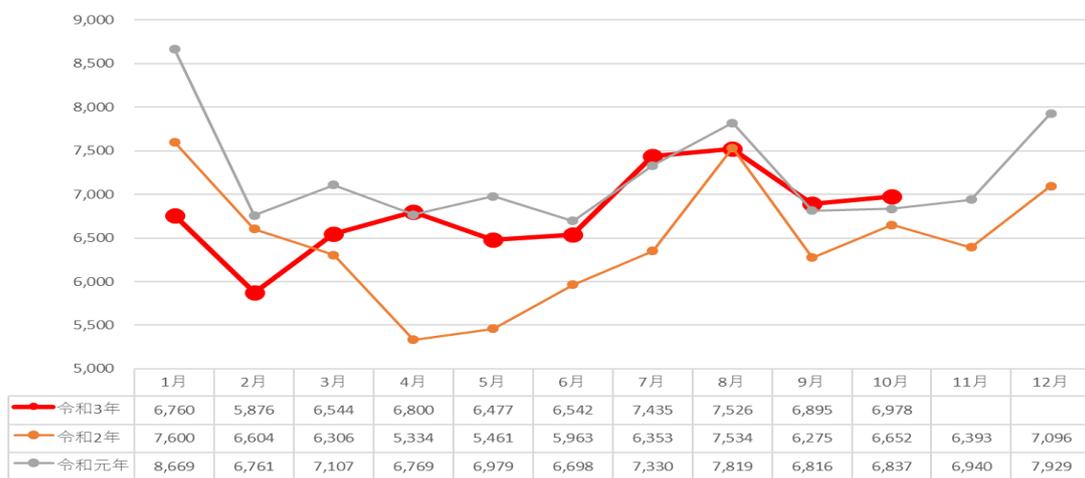
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年の救急出動件数は77,568件となり、令和元年の86,654件に比べて大幅に減少した（前年比9,086件減、11%減）。

令和3年は10月末現在で67,951件となっており、令和元年同時期の71,785件と比べると減少（前々年同時期比3,834件減、6%減）しているが、令和2年同時期の64,079件と比べると増加（前年比3,872件増、6%増）しており、徐々に救急件数が増加し、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に近づいている。

〈月別救急出動件数〉 ※令和3年は速報値

月別	令和3年	前年増減	前々年増減	令和2年	前年増減	令和元年
1月	6,760	-11%	-22%	7,600	-12%	8,669
2月	5,876	-11%	-13%	6,604	-2%	6,761
3月	6,662	6%	-6%	6,305	-11%	7,107
4月	6,800	28%	0.5%	5,332	-21%	6,769
5月	6,477	19%	-7%	5,461	-22%	6,979
6月	6,542	10%	-2%	5,963	-11%	6,698
7月	7,435	17%	1%	6,353	-13%	7,330
8月	7,526	-0.1%	-4%	7,534	-4%	7,819
9月	6,895	10%	1%	6,275	-8%	6,816
10月	6,978	5%	2%	6,652	-3%	6,837
11月				6,393	-8%	6,940
12月				7,096	-11%	7,929
合計	67,951	6%	-5%	77,568	-11%	86,654

〈過去3年間の月別出動件数比較〉



これらの救急事案に対応した救急隊等の全部隊は、消防庁通知（令和2年2月1日付消防消第24号・消防救第28号）等に基づき、感染防止対策（マスク・感染防止衣上下・ゴーグル・グローブの着用、救急車内の換気、使用後の消毒等）の徹底を継続して行った。感染防止用資器材については、随時必要量を調達するとともに、第一次検証結果報告書の対応方針を踏まえ、万が一流通が悪化した場合に備えて6か月分の備蓄を確保した。

また、疑い患者を搬送した場合等に自分が感染しているのではないかと不安に感じる救急隊員等がいたことから、第一次検証結果報告書の対応方針を踏まえ、保健所との連携の下、搬送患者のPCR検査結果を救急隊員に迅速に共有する体制を構築したほか、医療機関による感染防止対策に関する研修、富岳を活用した救急車の換気対策に関する有効性の検証、この検証結果や医師の監修に基づいた救急活動時における感染防止マニュアルの作成等を実施した。

加えて、救急隊員をはじめとした消防職員は、新型コロナワクチンの優先接種対象である医療従事者等としてワクチン接種を進め、接種希望職員への2回目接種を早い段階で終えている。

さらに、職場内における隊員間の感染を防止するために、第1波の際に策定した「消防局新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を随時修正しつつ、全職員へのマスクの着用、交替制勤務者の仮眠室、食堂、浴室での感染予防策の徹底等を継続して行った。

その結果、これまで消防業務に影響を及ぼすような職場内及び活動中における感染拡大は発生せず、精神的な不調をきたす隊員も発生しなかった。

#### **(傷病者の病院受け入れへの対応)**

第一次検証結果報告書の対応方針を踏まえ、こうべ病院安心サポートプラン（中央市民病院臨時病床の整備、発熱等救急患者の入院受け入れを行う医療機関の支援等）により、新型コロナウイルス感染症患者及び発熱や呼吸器症状を有する救急患者の受け入れ病院を確保した。

また、病院交渉難航時には兵庫県広域災害・救急医療情報システム（HEMIS）を積極的に活用するとともに、医療機関に対して、病院交渉の状況を定期的に情報共有し、傷病者の積極的な受け入れの協力等を要請した。

その結果、令和2年7月から8月頃までの第2波においては、病院交渉に4回以上要し、かつ、現場滞在時間が30分以上となる、いわゆる救急搬送困難事案の数は、やや増加したものの第1波の水準以下に抑えられた。

令和2年12月から令和3年2月頃までの第3波においては、感染者数がそれまでよりも大幅に増加したため通常医療を制限して新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を拡大した結果、救急搬送困難事案の数は急増し、1月中旬（1/11～1/17）には1週間で77件と過去最多となったが、その後減少傾向に転じ、搬送の遅れが命にかかわるような重大な事案は発生しなかった。

令和3年3月から5月頃までの第4波においては、感染者数が第3波よりもさらに増加したため、発熱や呼吸器症状を有する救急患者だけでなく、新型コロナウイルス感染症患者の受入れについても困難な状況となり、救急搬送困難事案の件数は5月中旬には1週間で69件となった。受入病院が決まらないため、救急隊が新型コロナウイルス感染症患者へ酸素投与を行いつつ、現場で長時間滞在する事案等が多数発生した（詳細は

後述)。

令和3年7月から9月頃の第5波においては、感染者数が第4波よりもさらに増加したが、第4波の教訓を生かし、新型コロナウイルス感染症患者の早期診療による重症化予防に取り組んだ結果、受入病院が決まらず救急隊が長時間滞在する事案等はほとんど発生せず、救急搬送困難事案の数も低い水準に抑えられた。

月別	救急搬送困難件数			比較 (%)	
	令和3年 (2021年)	令和2年 (2020年)	令和元年 (2019年)	対前年 (対2020年)	対前々年 (対2019年)
1月	209	87	113	240%	185%
2月	135	64	65	211%	208%
3月	100	50	54	200%	185%
4月	226	131	56	173%	404%
5月	250	129	53	194%	472%
6月	108	45	36	240%	300%
7月	88	58	45	152%	196%
8月	129	104	50	124%	258%
9月	135	45	45	300%	300%
10月	89	42	37	212%	241%
11月	37	46	44	80%	84%
12月		128	55	0%	0%

〈病院交渉4回以上かつ現場滞在30分以上の件数〉



## (新型コロナウイルス感染症患者への対応)

第一次検証結果報告書の対応方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に対する救急搬送が適切に行えるように、消防局と保健所で以下の項目について連携体制を構築し、対応した。

- ・新型コロナウイルス感染症患者等を救急搬送する場合の24時間相互連絡体制の確保（原則として保健所が新型コロナウイルス感染症患者等の救急搬送の要否を確認し、消防局へ連絡するが、保健所を経由せずに119番通報を受信した時は消防局から保健所へ連絡する）
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先医療機関の調整に関する役割分担（原則として保健所が実施するが、緊急性が高い場合は消防局が中央市民病院へ調整し搬送する）
- ・搬送手段の役割分担（新型コロナウイルス感染症患者等のうち、重症者や自力歩行困難者は消防局の救急隊が搬送し、それ以外の方は保健所が搬送する）
- ・新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関や発熱等救急患者を受け入れる医療機関、宿泊療養施設の情報共有
- ・新型コロナウイルス感染症患者移送のための消防局から保健所への予備救急車の貸し出し
- ・救急隊が搬送した新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査結果の共有

以上の連携により、令和2年3月～令和3年9月までの間、自宅や病院、福祉施設、宿泊療養所などから新型コロナウイルス感染症患者2,960名を救急搬送した。

第3波においては、新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送件数は11月下旬以降増加し、1月中旬には1週間で62件とそれまでで最大となった。12月以降、新型コロナウイルス感染症患者の自宅待機者や自宅療養者が増加したことにより、自宅で容体が急変し、保健所を経由しない119番通報が増加することで搬送時の病院選定が難航することが想定されたが、これらの連携体制により、救急搬送が必要となった場合には適切に搬送することができた。

しかし、第4波においては、新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅待機者からの119番通報件数が急増（最大4/26～5/2：145件/週）し、空き病床がないため病院が決まらず、救急隊の現場滞在時間が長くなる事案や不搬送となる事案が多数発生した（第4波：現場滞在最長時間 7時間43分、交渉17回、4隊中継（5/11））。

このため、消防局では、救急隊の長時間活動に対応するため、酸素ボンベの残量が不足した場合において消防隊が支援する体制や、救急隊の負担軽減のため別の救急隊に途中で交代する体制を整備した。

また、保健所に消防局職員を連絡調整員として派遣し、保健所による搬送先調整が迅速かつ正確に行えるよう活動調整を行い、救急搬送の円滑化を図った。（5/2～6/6）

さらに、健康局保健所と連携して、救急活動時に搬送先が確保できない場合において往診医師が現場に駆けつけて処置をするなどの対応を講じることができた。

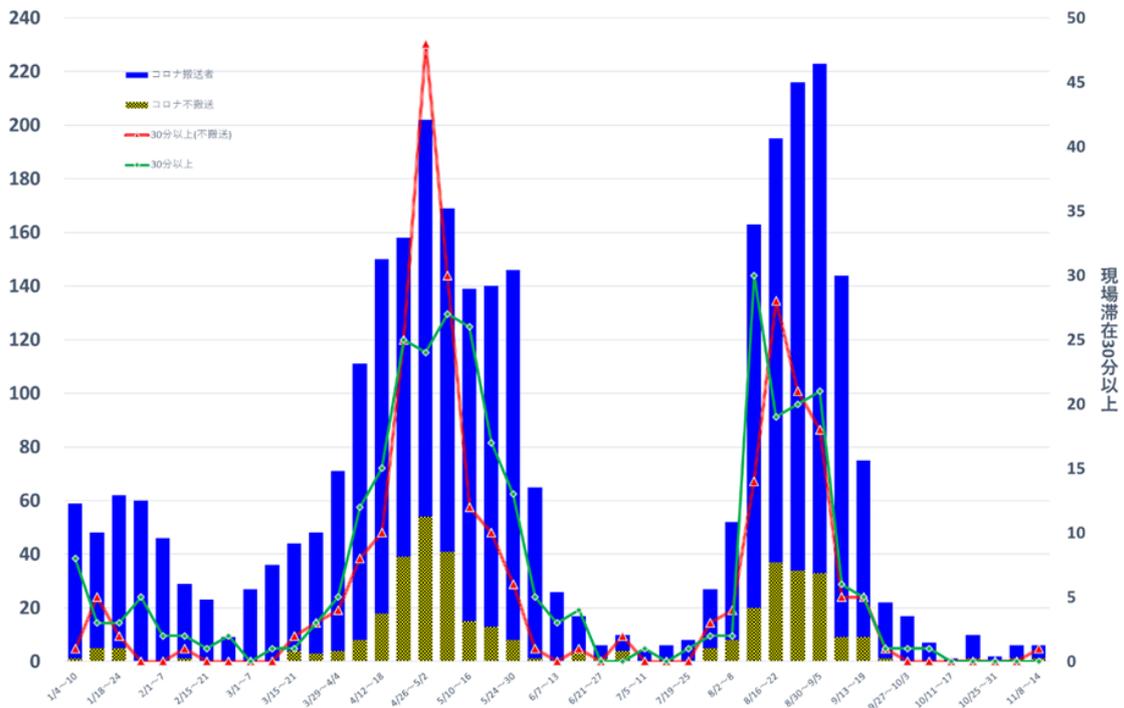
その結果、4月下旬から5月上旬にかけて搬送先が決まらずに現場滞在時間が長くなる事案が増えたが、救急隊員の身体的・精神的な負担を軽減しつつ、質の高い救急活動を維持することができ、搬送の遅れが命にかかわるような重大な事案は発生しなかった。

第5波においては、これまでの対策に加えて、夜間に119番通報があった際に搬送先が長時間見つからない可能性が高いため、夜間帯の外来診療体制（オーバーナイト）や検査体制の確保について保健所や管轄消防署を通じて、神戸市第二次救急病院協議会に協力を要請した。新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送件数は急増し、8月下旬（8/23～8/29）には1週間で216人と過去最大となったが、第4波のように救急隊の現場滞在時間が長くなる事案等はほとんど発生しなかった。

〈新型コロナウイルス感染症患者の搬送状況〉

要請年月		要請場所別出動件数（※不搬送は内訳件数）											
		自宅	不搬送	宿泊療養施設	不搬送	医療機関	不搬送	高齢者施設等	不搬送	その他	不搬送	計	不搬送
令和2年	3月	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	6	-
	4月	8	-	-	-	14	-	-	-	-	-	22	-
	5月	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	5	-
	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7月	3	-	-	-	5	-	-	-	1	-	9	-
	8月	12	-	1	-	22	-	15	1	2	-	52	1
	9月	4	-	-	-	9	-	-	-	-	-	13	-
	10月	3	-	-	-	22	-	-	-	-	-	25	-
	11月	15	3	-	-	32	-	2	-	-	-	49	3
	12月	47	3	3	-	58	-	14	-	5	-	127	3
令和3年	1月	93	10	27	-	68	-	52	1	5	1	245	12
	2月	25	1	3	-	39	-	38	-	2	-	107	1
	3月	74	5	11	1	64	-	24	1	5	1	178	8
	4月	426	92	27	-	106	-	33	12	20	1	612	105
	5月	446	81	22	-	95	1	82	9	17	3	662	94
	6月	59	7	8	-	26	-	10	-	5	1	108	8
	7月	28	4	4	-	10	-	-	-	3	-	45	4
	8月	543	109	38	-	79	1	8	-	16	2	684	112
	9月	282	40	42	-	54	-	16	1	9	-	403	41
	10月												
	11月											-	
	12月											-	
計	2,071	355	186	1	711	2	294	25	90	9	3,352	392	

## 新型コロナウイルス感染症への救急対応状況



### (救急搬送需要増への対応)

夏季（7月～8月）の熱中症、年末年始など救急需要の増加や医療機関の病床逼迫が懸念される期間においては、計画的に予備救急車を活用して、救急隊を増隊した。

また、第5波においては、新型コロナウイルス感染症患者の急増、患者の早期診療による重症化予防に取り組んだことに伴い、日中時間帯の新型コロナウイルス感染症患者の救急件数が増加し救急需要が逼迫したため、9月16日まで予備救急車を活用して救急隊を増隊した。このほか、突発的に救急需要が増加した場合にも、状況に応じて予備救急車を活用して対応した。

その結果、新型コロナウイルス感染症患者の搬送が増加した時や、病院交渉が難航し救急活動が長時間となった時など、多数の救急隊が同時に出動した場合においても救急体制を維持することができた。

## 第2節 報道対応と広報

### (1) 報道対応

#### (報道を通じた感染者数の公表)

第3波による令和3年明け頃からの感染者急増に伴い、健康局の体制がひっ迫する一方、会見における質問が定型化してきたこともあり、会見開催に関する基準の見直しを行った。陽性患者発生に関する追加情報の提供は、クラスターも含めて基本的に資料配布により行うこととし、① 感染拡大防止の観点から不特定多数の方への呼びかけなど、神戸市が必要と判断した場合、② 記者クラブからの要請があった場合については別途記者説明を調整することとした。

#### (記者会見を通じた積極的な情報発信)

令和2年3月の感染患者発生以後、市長定例会見及び市長臨時会見を計85回開催(令和3年11月15日現在)。新型コロナワクチンの段階的な接種に併せて、接種に係る必要な情報をよりの確かつきめ細かく提供すべく、市長より市民に直接伝えるようにした。

また、局の臨時会見も127回開催(令和3年11月15日現在)し、状況の変化に応じて迅速かつ柔軟な情報発信に努めた。

市長会見については、引き続き市民の関心が高いことからライブ配信を継続し、オンラインで参加する記者の質問に質疑URLを設けて受け付け対応した。

### (2) 各種媒体による市民への情報発信

#### (市ホームページを通じた情報発信)

令和3年4月から及び令和3年8月からの緊急事態宣言発令時には、市ホームページのトップページに赤色の枠を設けて新型コロナウイルスに関する情報提供や注意喚起を行うとともに、トップページのバナーで市民への積極的な情報発信を行った。緊急事態宣言解除期間中も、トップページに青色の枠を設けて必要な情報提供を行った。

また、新型コロナワクチンに関する情報について、4月から市民の接種予約が本格的に始まることにあわせ、特設ページを分かりやすく情報分類した。また、ワクチン接種のニーズの変化を踏まえて、常に最新情報への更新や構成改善を行った。

令和2年度から情報をまとめている「新型コロナ関連情報」や「支援総合サイト」についても継続的な更新を行った。また、多言語での情報提供について、これまで作成していた「英語」、「簡体中文」、「ベトナム語」に加えて「繁体中文」と、さらにこれら4言語以外の外国人にも広く情報提供するため、在住外国人の間で一番多く理解いただける「やさしい日本語」による特設ページを作成し、トップページにリンクを分かりやすく表示した。

ホームページへのアクセス数は、令和2年度は1日あたり平均約28万PVだったが、令和3年度前半(令和3年4月～9月)はワクチン関連情報のニーズが高く、1日あた

り平均約 44 万 PV と大きく増えた。

### **(広報紙を通じた情報発信)**

第 4 波の到来による感染拡大を受け、「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」を毎号掲載し、4 月号・5 月号では感染拡大防止に向けた対策の呼びかけや、ワクチン接種に関する情報を掲載した。

また、6 月号・7 月号を表紙から 4 面までをコロナ特集とし、ワクチン接種や予約方法等に関する情報を掲載したほか、8 月号以降も引き続き、ワクチンの効果や予約スケジュールなどについて情報発信を行った。

### **(市公式 SNS 等を通じた情報発信)**

市公式 SNS 等を通じた情報発信として、市公式 Twitter および Facebook、LINE を通じて、毎日の感染者数の速報を土日祝日も含め継続して配信を行ったほか、ワクチン接種に関する情報を随時配信した。LINE では、緊急事態宣言の発令やワクチン接種の予約枠拡大などの重要情報を登録者全員に一斉配信するとともに、希望する方にはより詳細な感染状況やワクチン接種に関する情報の配信を行った。

### **(動画等による情報発信、市民への呼びかけ)**

市長をはじめ、医療従事者、新型コロナ感染者による感染対策に関するメッセージを市民に届けるため、デジタルサイネージや YouTube 広告を使った動画配信を実施した。

(配信事例)

#### **【市長からのメッセージ】**

緊急事態宣言～助かる命を助けるために～ (4 月 27 日)

神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の設置 (5 月 18 日)

若年層向けワクチン優先接種会場の開設 (9 月 22 日)

#### **【医療従事者、新型コロナ感染者からのメッセージ】**

「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える～」(中央市民病院、西神戸医療センター) (4 月 30 日)

新型コロナウイルス感染者の体験談 (5 月 31 日)

新型コロナワクチンに対する誤解について (神戸市看護大学学長メッセージ) (8 月 27 日)

また、市長自らテレビ番組に出演し、神戸市の医療体制の入院調整中の方への支援、ワクチン接種状況などについて市民に向けて発信を行った。

### **(スピーカー付き車両を使った広報)**

ワクチン予約方法やワクチン接種会場、接種にあたっての留意点など、ワクチン接種に関する情報について、スピーカー付き車両によるアナウンスを行いながら市内を巡回

した。

### **(3) 不当な偏見・差別の防止、医療従事者等への支援**

令和2年4月13日より新型コロナウイルス感染症に関して風評被害を受けた方の相談窓口を設置した。

開設当初の相談は、外出自粛、感染リスク、仕事の減少などに対する、漠然とした不安からストレスがたまっている印象の相談が多かったが、職場や地域などでの具体的な問題に関する相談のウエイトが高くなった。

相談窓口に寄せられた電話相談は令和3年9月末日現在で61件、そのうち医療従事者への風評被害に関するものは、3件である。

啓発事業では、人権啓発ポスターを各自治会に配布し、自治会掲示板に掲示していただいたほか、令和2年7月28日から8月末まで、神戸国際会館デジタルサイネージにおいて神戸製鋼コベルコスティーラーズ3選手からの医療従事者への応援メッセージとともに、人権への配慮を呼びかける啓発メッセージを放映した。

また、12月4日から28日まで、各区役所、神戸国際会館デジタルサイネージ、神戸市ホームページにおいて、ヴィッセル神戸の3選手による人権啓発メッセージを放映した。

さらに、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定を新たに設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が令和3年2月に改正され、その主旨を市ホームページに掲載し、周知を図った。

### **(4) こうべ医療者応援ファンド**

令和2年11月頃からの新型コロナ感染症の拡大(第3波)を受け、市は、医療機関や医療従事者へのさらなる支援を行うため、ファンドに対して50,000千円の拠出を行った。こうべ医療者応援ファン座配分委員会は、当該拠出金と集まっていた寄附金を合わせて、令和2年10月1日から令和3年2月末までに新型コロナウイルス感染症の入院患者の受け入れ実績のある市内医療機関に勤務する医療従事者に1万円のQUOカードを配分(15,767人分)することを決定(令和3年3月30日)した。

また、令和3年4月以降の感染拡大(第4波)により、神戸市から依頼を受けた訪問看護ステーションの看護師がコロナ感染症の自宅療養者へ訪問する件数が急激に増加したため、これらのステーションに勤務する職員に対しても1万円のQUOカードを配分(241人分)することを決定した(令和3年7月14日公表)。

こうべ医療者応援ファンドは、令和3年4月以降、ふるさと納税制度も活用しながら引き続き、市民、企業、団体の方から多くの支援をいただいております、寄付総額は令和3年9月21日時点で、3,903件、717,656,039円となった。

## (5) 新型コロナウイルス感染症による影響調査

### (第1波の緊急事態宣言解除後におけるデータ解析班のミッションと体制)

第1波時と同様、効果的な新型コロナウイルス対策を推進していくため、行政データに留まらず、人の動きの解析等、多様なデータを収集、解析すること、また、その結果を可視化し、ホームページなどでわかりやすく市民の皆様にお知らせし、行動変容につなげた。

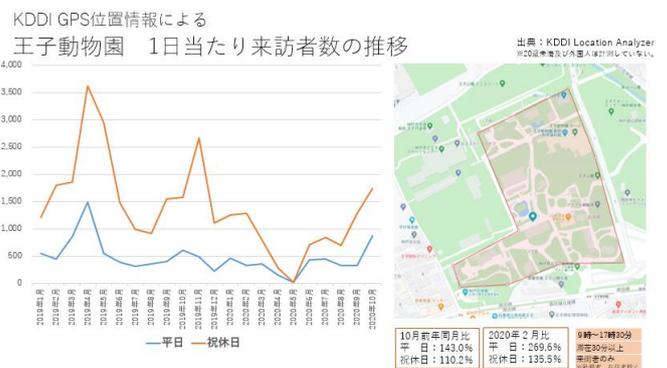
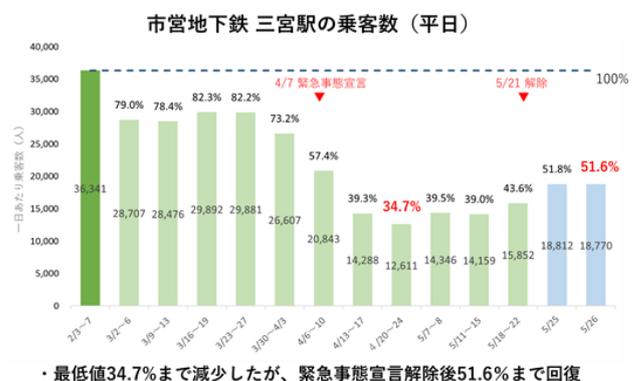
班の体制については、第1波が落ち着いた令和2年5月27日以降、第1波時の9名から3名に体制を縮小し活動を継続した。そして、新規感染者数が増加し始めた7月30日に、それまで企画調整局内に設置していた「データ解析班」を、健康局兼務とし、健康局から直接、「市内での患者の発生状況について」適切な情報発信を行う体制をとることとなった。

### (人の動きの解析)

第1波の緊急事態宣言解除後は、三宮エリアにどれくらいのスピードで、どれだけの人に戻ってくるのかについて、神戸市交通局から提供された市営地下鉄の乗客数データや関西電力などから提供された赤外線センサーで計測したデータなどを使って可視化し、モニタリングを行った。

また、令和2年11月下旬には、KDDIの位置情報データを使用し、繁華街（三宮駅北側）や観光地（王子動物園・南京町・異人館街など）の人の流れの戻り具合を可視化した。

感染者も徐々に増え始めた時期であったことから、市としてホームページで人の流れを情報提供していくことで、市民一人一人考えて行動していただくように呼びかけを行った。



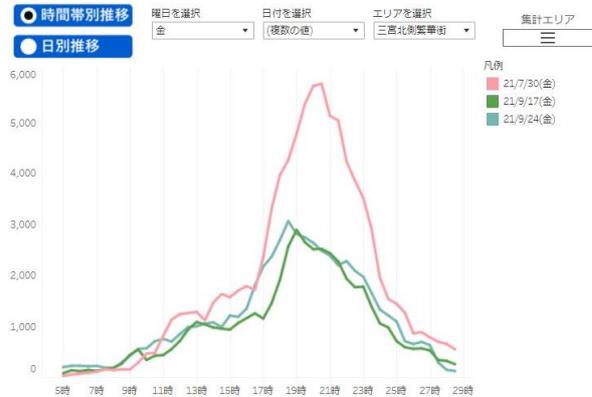
第3波の緊急事態宣言時には、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、兵庫県より飲食店に対して20時までの営業時間自粛の要請がなされた(酒類の提供は19時まで)。

これを受け、KDDIの位置情報データを使用し、繁華街の人の動きを可視化するため、「三宮駅北側エリアに1時間以上滞在した来街者数の推移」をホームページで公開した。

「人の動きの解析」としては、その後の第4波、第5波においても繁華街の人の動き、市営地下鉄「三宮駅」及び「西神中央駅」の乗客数の推移をホームページで公開し、市民の行動変容を促した。

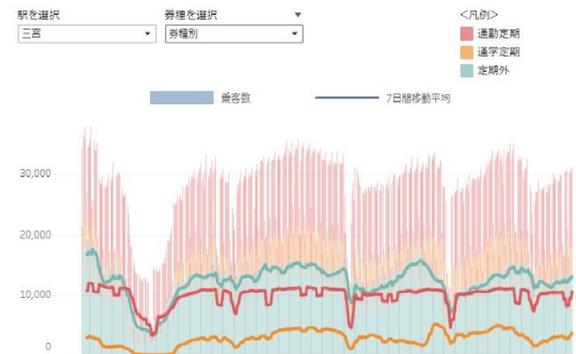
## 新型コロナ対策データ解析サイト

### 三宮エリアに15分以上滞在した来街者数の推移



### 市営地下鉄の乗客数

交通系ICカードの利用者数です。



### (オープンデータ)

ホームページには、神戸市交通局から提供された市営地下鉄の乗客数や関西電力などから提供された赤外線センサーで計測した三宮の歩行者数のオープンデータも併せて公開した。

第3波時においても、このオープンデータを使って新聞社が独自の分析を行い、記事作成に活用することで、強力な市民への情報発信につながった。

令和3年3月11日 神戸新聞朝刊より

## (感染者の状況)

第2波以降についても継続して新規感染者数や入院患者数、PCR検査数などの「感染者情報」をモニタリングし、ホームページで公開するとともに、庁内関係局と情報共有を行った。



21/3/14 15時更新

第2波の新規感染者数が拡大傾向にあった令和2年8月7日、政府の分科会は、ステージI～IVの状況に応じて休業要請などの講ずべき施策を提案し、国や都道府県が現状の判断に用いる目安として6項目の指標を設定した。

政府の分科会が示したこの指標に対する神戸市の状況や期間ごとの感染状況などの比較に関する可視化を行い、ホームページに公開した。



### (ワクチン接種予約状況)

令和3年6月4日に、市民が安心して迅速にワクチンを接種できるよう、ワクチン接種予約の際に各会場の予約空き状況が分かるページを公開した。それまでは、予約サイトで各医療機関・接種会場を選択しないと空き状況が分からない状態だったが、このページの開設により簡単に市民が神戸市内の各会場の予約空き状況が確認できるようになった。

### ワクチン接種の予約状況

新型コロナワクチン接種の予約空き状況(10月21日時点)



### (ワクチン接種実績の可視化)

ワクチン接種実績の状況について、令和3年3月の早い段階からホームページで公開し、市民のワクチン接種がどの程度進んでいるのか可視化を行った。

### 接種実績 (新型コロナワクチン)

2021年10月20日までに報告があった接種実績



## 第3節 市立学校園

### (1) 学校園の臨時休業

#### (臨時休業等の対応・判断)

令和3年8月30日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関する指針」を策定し、それに基づき事務局と学校園が連携して、臨時休業の範囲を決定して対応を行った。なお、保護者への連絡は保護者との連絡ツール(すぐーる)を使用した。

これまでの対応を踏まえ、今後も健康局・保健所と密接に情報共有を行い、市内の感染状況など学校園を取り巻く感染状況の把握に努めるとともに、感染状況の変化に伴い、臨時休業等の対応について健康局・保健所と連携し、適宜適切な判断に努めていく。

#### (分散登校等の検討)

感染状況に応じて、分散登校や分割登校、個別面談を検討し、実施することとしていたが、令和3年1月14日及び4月25日からの緊急事態宣言下においては、分散登校や分割登校等の実施の検討が必要となる長期間の臨時休業は発生しなかった。

令和3年8月中旬以降、新規感染者が増加し、若年層の新規感染者も多数確認された状況を踏まえ、8月下旬の夏季授業日(2学期制の高等学校では8月中の授業)を取りやめるとともに、9月1日から3日までは午前中みの授業としたが、分散登校や分割登校等の実施の検討が必要となる長期間の臨時休業は発生しなかった。

分散登校や分割登校については、登校する児童、登校せずにオンラインで教育活動に参加する児童、家庭で過ごすことが難しく学校で別途受け入れる児童など、学校での対応が細分化されることや給食提供などにおいて課題があり、感染拡大期における分散登校などの実施については慎重に判断しながら、一方でオンラインによる学習を推進していく。

#### (学校園への情報伝達)

市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に迅速かつわかりやすく周知・伝達できるように改善するため、学校園への通知は、総務課で各課の通知を取りまとめて一括して送付する方式で行い、迅速な通知に努めた。

令和3年度の夏季授業日(8月25日～31日までの3日間)について、一旦実施する旨を通知していたが、感染拡大の状況を踏まえ実施を取りやめるに至ったことなど、周知までに十分な時間を確保できず、学校や保護者に混乱を招いた事例があった。これを受けて、学校園運営方針の情報伝達の仕組みの改善を図ったが、これを徹底していく必要がある。

今後、急な方針変更の際にも、各学校園が具体的な対応を検討した上で、保護者への説明や問い合わせに応じることができるように、適切なタイミングで学校園と情報共有

を行っていく。

### **(保護者等への周知)**

教育委員会や学校園のホームページについて、一斉臨時休業時に大幅に閲覧が増加した経緯を踏まえ、市の方針や保護者への通知等について、できる限りわかりやすい表示に努めるとともに、外国籍の家庭等向けの平易な日本語の利用や多言語対応などを進めることとしていたが、学校園の対応について、感染防止対策や熱中症予防、授業時数の確保、学習評価、部活動、修学旅行といったページを状況に応じた内容に適宜更新したり、新たに作成したりするとともに、必要に応じて教育委員会のトップページのお知らせ欄にリンクを貼るなど、分かりやすい広報に努めた。

さらに、二度目の緊急事態宣言発令・解除の際は、教育委員会のトップページの一番上に学校園の対応のページのリンクを貼るなど改善を図った。また、学校園の対応に関するページについても、できるだけわかりやすい表記に努めた。なお、外国籍の家庭等向けの対応については、今後の課題であり、庁内各局等とも連携しながら検討する必要がある。

令和3年4月に保護者との連絡ツール（すぐーる）を導入し、学校園から保護者に対して、積極的な情報提供を行った。また、教育委員会からも保護者との連絡ツール（すぐーる）を活用し、直接保護者に向けてメッセージ等を送付することで、迅速な連絡に努めた。携帯電話・スマートフォンを持っていない家庭へは引き続き個別対応が必要であり、対応を行っていく。

### **(感染者が判明した際の学校園への支援)**

学校園において児童生徒等や教職員が感染者になった場合の対応について、令和3年8月30日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖・臨時休業等に関する指針」を策定し、臨時休業等の範囲の判断基準を示した。

また、児童生徒や教職員の感染が判明し学校園での対応が必要な場合は、事務局が個別に支援を行い、学校園から保護者との連絡ツール（すぐーる）を使用して、保護者への迅速な連絡等を行うよう指示を行った。さらに、クラスターが発生した学校園に対しては、通常対応以上に、事務局からの支援を拡充した。

具体的には、感染者が発生した学校園に対して、事務局職員を派遣し、保護者対応やPCR検査の実施などについて支援を行った。しかしながら、初めて感染者が発生した学校園などでは、児童生徒や教職員、保護者などに不安が広がり、混乱する場面もあった。なお、PCR検査については、保健所が感染者本人及び学校園に対して調査を行い、濃厚接触者、健康観察対象者を特定するとともに、学校園という公共性を考慮し、国の基準を超え、濃厚接触者及び健康観察対象者に対してPCR検査を実施した。

令和3年9月上旬に感染者の増加により検査体制が逼迫し、PCR検査の依頼から実施まで長期間を要することがあったため、健康局と協議し、学校に児童生徒が集まって検

体を採取する方式に加え、各家庭で検体を採取し学校に持参する方式を併用した。その結果、検査日までの日数が短縮された。

### **(学校園名の公表および偏見差別への対応)**

感染者が発生した学校園名の公表については、当初は感染防止の観点から行っていたが、児童生徒等に対する風評被害を防止するため、学校園名の公表は差し控えることとしている。

感染者が発生した学校園に対する誹謗中傷も発生するなか、教育委員会としても学校園に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正確な知識を身に付け、偏見や差別が生じないように児童生徒に指導するよう通知を行うなど、様々な取り組みを行っている。

### **(感染防止策の周知徹底)**

児童生徒に感染症に対する正しい知識と理解を深め、毎朝の検温、風邪症状の確認、こまめな手洗い、マスクの適切な着用などの定着を図るとともに、保護者にも理解していただくため、文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」を踏まえて、学校園に対して、こまめな手洗い、マスクの適切な着用、風邪症状の確認など感染防止策を確実に実施するように通知を発出し、徹底を図った。また、保護者との連絡ツール（すぐーる）を活用し、教育委員会から直接、マスクの適切な着用などについて保護者に周知するとともに、教育委員会だより、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」などの内容を掲載し周知に努めている。

### **(ワクチン接種への対応)**

学校園での感染拡大を防ぐため学校園の教職員（市外在住者を含む）がワクチン接種の優先予約の対象となったことを受け、事務局から教職員に対して、教職員が優先予約の対象となったことや予約の方法について周知した。また、大規模・集団接種会場における残余ワクチンについて、学校園の教職員も優先接種の対象とされ、個別医療機関や職域接種会場からも残余ワクチンを教職員に優先的に接種したいとの提案があり、教職員への接種が早期に進められた。

令和3年8月31日から12歳～18歳までの予約受付が開始されることを受け、児童生徒がワクチン接種のために登校しなかった場合や副反応等で登校できない場合は出席停止の取り扱いとすることなどを学校に通知するとともに、保護者との連絡ツール（すぐーる）を活用し、保護者にも同様の内容を周知した。

## **(2) 学習生活の支援**

### **(学習進度・定着状況の把握および学習支援)**

令和2年度の一斉臨時休業等に伴い実施できなかった授業時数の確保と子どもたちの学びの保障について、児童生徒の心身への過度の負担とならないように学習状況を的

確に把握し、習熟度に応じた指導を行った。

学習状況等の把握については、2学期開始後、全小中学校へ指導主事が学校訪問し、各校における授業時数の確保の状況や学習進度、児童生徒の学習の定着状況等を直接聞き取り、調査・把握に努めた。

また、指導主事の全校訪問に加えて、長期の臨時休業等による児童生徒の学習面や生活面への影響を把握するため、令和2年11月に児童生徒を対象にアンケート調査（小学校13校、中学校13校を抽出、約3,200人）を実施した。

学習状況に応じた対応として、指導主事の学校訪問や児童生徒へのアンケート調査結果等から、学習内容の確実な定着が必要と判断し、短時間学習の時間での復習や学習支援ツールを活用した課題の提示、日々の授業やテスト等を通じた児童生徒の学習状況等の把握・確認を行った。また、それらを踏まえ、補習のための放課後学習をあらためて設定するなど、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援を行った。

さらに、文部科学省の補助金を活用して学習指導員（学ぶ力・生きる力向上支援員）等の大幅な配置拡充（全校週29時間増）を図り、個々の児童生徒に寄り添ったきめ細かな学習支援に取り組んだ。

### （少人数指導等）

令和2年度においては、国の補正予算を活用し、次年度以降に教育課程を繰り越すことができない最終学年（小学校6年、中学校3年）について、新型コロナウイルス感染症による一斉臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための実施要員となる加配教員を配置（35校・36人）し、少人数指導を実施した。なお、教頭をはじめとした教員の負担の軽減などを目的として配置している「スクール・サポート・スタッフ」については、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う教員の負担軽減を図るため、令和2年度は年度当初の90校から160校に拡充配置し、令和3年度は年度当初から163校の小中学校及び特別支援学校に配置している。（小学校：104校、中学校：56校、特別支援学校3校）

### （オンライン等による学習支援）

学校園を再び臨時休業せざるを得なくなった場合に、在宅での学習指導や家庭学習での課題、指導内容について、学校間で差異が生じることがないように、教育委員会において統一的な学習指針を定めるとともに、感染の不安等により長期にわたり登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のため授業に参加できない児童生徒等に対して学習機会の確保や学校とのつながりを維持することを目的としてオンラインによる学習支援を令和2年度3学期から実施している。

オンラインによる学習支援には、①オンラインによる個別面談・指導、②授業ライブ配信、③オンラインによる朝（帰り）の会があり、児童生徒の状況に応じて単独又は組み合わせながら実施している。また、令和3年4月から1人1台の学習用パソコンの活用が始まり、授業だけでなく家庭学習でも活用できるデジタルドリルを導入した。

学級閉鎖時等にオンラインによる学習支援が円滑に実施できるよう、授業においてビデオ会議システムの操作方法等を指導した。

2学期以降の感染拡大の状況を想定し、従来から実施してきた授業ライブ配信やオンライン面談に加えて、オンラインによる朝の会や双方向のオンライン授業、さらには授業内容を短時間にまとめて音声解説とともに配信する「コンパクト授業」といった様々な実施モデルを事務局から学校に示した。あわせて学校から全ての保護者に対して、オンラインによる学習支援の実施内容等についてお知らせした。また、オンラインによる学習支援を迅速に行うため、全ての保護者に対して事前に申込書兼誓約書を送付し、提出を求めた。

学級学年閉鎖や臨時休業が多く発生した9月13日の時点において児童生徒約3,000人に対してオンライン授業やオンラインによる朝の会等の対応を行うことができた。

オンラインによる学習支援の課題としては、長時間行う場合には児童生徒の集中力が持続しないこと、健康面への影響、小学校低学年は保護者のサポートが必要、子供たち同士が教え合い学び合う協働学習にはつながりにくい、などが挙げられる。

また、オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の取り扱いについて、神戸市では文部科学省の通知に基づき出席停止の取り扱いとしているが、全国的には一部の地方自治体で出席扱いとするなど対応が分かれている。児童生徒の教育機会を多様な手段で確保するという観点から、一定の要件を示したうえで出席停止とは異なる取扱いについて検討することを指定都市市長会から国に提言している。

### (GIGA スクール構想への対応等)

新型コロナウイルス感染症の影響によりGIGAスクール構想の実現が前倒しされたことを受け、オンライン学習の実施環境を整えるため、できるだけ早期に児童生徒1人1台パソコンを実現するとともに、その実現までの間は、必要な家庭にPC等を貸与できる体制を構築することとしていたが、1人1台端末の実現については、小中学校の全児童生徒用として、Windows 端末109,414台、iPad1,530台を調達し、すべての児童生徒に配備を行った。(令和2年11月上旬 小6・中3へ先行配備 令和3年2月末残りの学年へ配備完了)

また、1人1台端末の実現までの間は、市で調達した端末を必要な家庭に貸与した(最大貸与数1,696台 令和2年9月19日)。1人1台端末配備後も、家庭で通信環境をすぐに準備できない場合には、Wi-Fiルータの貸し出しを行っている。(令和3年11月15日現在 貸与数10台、最大貸与数69台(令和3年9月16日時点))

また、授業をはじめとした学校教育活動におけるICTの利活用等に関して、「オンライン教育アドバイザー」を配置し、専門的見地からの助言をいただいた。

1人1台端末の調達費用等として国の補助金や交付金による措置がなされているが、全額国の負担ではないことや、予備端末や5年間の故障等の保険料、保守費用等に多額の市負担が生じており、国の更なる財政支援が必要である。また、1人1台端末の5年

後の更新時の国庫補助の方向性が示されていないが、自治体だけでは財政負担が困難であり、財政力に左右されない学習環境整備のためには、国の責任の下、適切な財政措置が必要である。

あわせて、オンライン学習の推進のためには、教職員の意識や技術の向上が重要であり、研修制度の構築にも取り組んだ。

### **(感染リスクが高い学習活動)**

緊急事態宣言下においては、合唱や調理実習を行う際は、児童生徒が近距離で声を出したり接触したりしない、歌唱や合唱はマスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保するなどの感染防止対策を行い、体育については、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については実施しないこととするなど、感染状況を踏まえた対策を実施した。

また、水泳授業については、幼稚園、小・中学校、特別支援学校では、更衣時に密になること、活動時に2m以上の距離を保つことが難しいこと、マスクの着脱ができないことから感染リスクが高く、令和2年度に引き続き中止することとした。一方で、水辺の事故から子供たちの命を守るため、水遊びで気を付けることや水辺の危険性など動画教材等を活用した授業を行った。

### **(学校行事)**

修学旅行や運動会、文化祭など学校行事については、感染防止対策を講じたうえで、可能な限り実施するため、感染の拡大状況や学校園の意見も踏まえながら、感染防止対策の徹底と学校行事の実施を両立するための方針を各行事について策定し、学校園に周知した。

修学旅行については、その教育的意義を踏まえ、感染防止対策を十分行いながら実施することや、旅行先を近隣府県等とすることを通知した。(令和3年度も感染警戒期においては同様の対応を行った)

なお、令和2年度は、中学校4校、高等学校7校を除く小・中・高・特別支援学校で実施した。

運動会については、令和2年度は、感染防止対策を十分に図り、実施種目を走競技中心とすることや、密にならないように学年ごとの開催や半日開催、平日開催とするなど、各校それぞれ工夫しながら行った。令和3年度は、4月以降、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されたことから、1学期に予定していた学校においては、2学期以降に延期又は中止することとした。

今後とも、感染状況の変化や関係機関の方針変更等に対応して、適時適切に方針の見直し等を行う必要がある。

また、修学旅行を中止した際のキャンセル料の取り扱いについて、事務局内で適切に情報共有されていなかったことから、学校に適切な周知ができず、学校現場に混乱を招

く事態が生じたことがあったため、組織内で情報共有を図り、報告・連絡・相談を徹底するよう事務局内へ周知を図った。

### (部活動)

緊急事態宣言下においては、活動を原則として休止（公式戦等、公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動及び常時マスクの着用を徹底して行える活動を除く）とするなど、感染状況を踏まえ、随時方針を策定した。また、活動にあたっては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」および各種目団体の感染症対策をもとに、感染防止対策を徹底するとともに、児童生徒及び顧問教員・部活動外部指導員の健康・安全に十分配慮した上で、実施することとしている。

### (児童生徒の見守り)

一斉臨時休業が長期にわたったことから、児童生徒のストレスや心身の不安の増加が危惧されたため、スクールカウンセラーとの連携の下、児童生徒の見守りなどに特に注意を払うこととした。

学校園においては、児童生徒の様子を丁寧に観察し、声掛けや個別の面談等を行うとともに、家庭訪問や保護者への電話連絡などを通して、児童生徒の学習状況や生活状況を把握し、必要に応じて、児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することで、ストレスの軽減に努めた。

また、夏季休業明けの児童生徒の見守りについて学校向けに通知をするとともに、文部科学省・厚生労働省の大臣メッセージや相談窓口を保護者との連絡ツール（すぐー）にて配信した。

感染の不安のため登校が困難な児童生徒についても、学校園では、家庭訪問や電話連絡により、児童生徒の状況確認や学習指導を行い、生活状況の把握に努めた。

文部科学省が全国の児童生徒を対象に毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本市において、いじめの認知件数及び暴力行為については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少したものの、令和元年度まではいじめの認知件数及び小学校での暴力行為は増加傾向（中学校での暴力行為は近年減少傾向）となっている。また、長期欠席については、令和2年度は不登校の増加や新型コロナウイルスの感染回避により増加している。児童生徒が不安やストレスを抱えていることを踏まえ、引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携しながら、児童生徒への見守りや支援が必要である。

教職員による見守りのほか、感染症について正しく理解するための資料を活用した授業や、スクールカウンセラーによる授業などを行い、ストレス軽減に努めるとともに、スクールカウンセラーとの連携の下、児童生徒等に生じている心理的ストレスの軽減などに対応してきた。具体的には、スクールカウンセラーによる教育プログラムとして、

ストレスマネジメントやコロナウイルス誹謗中傷防止授業、心の授業などを実施するとともに、保護者に対しては、思春期セミナーやウィズコロナでの子育てについて考えるプログラムなどを実施した。

令和2年度に兵庫県教育委員会が児童生徒及び保護者に対して実施したアンケートにおいて、子どもたちは大人が思っている以上にストレスを感じているという結果が出たことから、保護者に対して「神戸市教育委員会からのお知らせ」にて調査結果をお伝えし、子どもと積極的に会話するなど注意深く見守っていただきたいことをお願いした。

さらに、保護者あての「心のケア保護者向け啓発チラシ」を、各学校園に通じて保護者に配布するとともに、各学校園のホームページに掲載し、保護者への啓発に努めた。

令和3年度は、兵庫県教育委員会が実施したアンケートの協力校16校（小：8校、中：8校）を対象に、神戸市独自で年間2回（9月・1月）調査を実施し、児童生徒の心の状況を把握することとしており、調査結果を踏まえ対策を検討する。

引き続き、児童生徒の心の理解とケアに努めるとともに、各学校園において実施している効果的な取組事例があれば、他の学校へも周知するなど、積極的に共有していくこととしている。

### **（配慮を要する児童生徒への対応）**

配慮を要する児童生徒に対し、学校園では、児童生徒の様子を丁寧に観察し、気になる児童生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報共有しつつ、電話連絡や家庭訪問により状況把握を行いながら、必要に応じて、関係機関（こども家庭センター、各区こども家庭支援室、警察等）と緊密に連携を図ってきた。

また、3学期からは、感染不安のために登校が困難な児童生徒（原則として小4以上）や不登校の児童生徒（小6・中3）を対象に、必要に応じてオンラインによる個別面談を実施している。

感染不安のため登校を控えている特別支援学校の児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問を細やかにいき、学校の様子を伝えるとともに、学習課題の提供等を行った。

引き続き、児童生徒の心のケアに努め、1人1台配布された端末も活用して、児童生徒の生活状況等の把握に努めていく。

### **（衛生用品等の備蓄）**

マスクや消毒液、ハンドソープ、手袋など保健衛生用品の学校園での備蓄を進めるため、企業から寄付していただいた消毒液等については、事務局を通じ、学校園に配付した。また、事務局で調達したマスクや消毒液、ハンドソープ、手袋、非接触型体温計、健診時に医師が必要な防護服やフェイスシールド、手袋等を学校園に配付した。

また、国の補正予算を活用し、各学校園においてもマスクや消毒液等の調達を行った。

今後の感染拡大に備え、教育委員会としても必要となる用品の調達を計画的に行っていく。

### **(熱中症対策)**

令和2年度は、夏季休業が短縮されたことや、一斉臨時休業によって子どもたちの体力や暑さへの適応力が低下していることが懸念されたことから、子どもたちの熱中症対策として、冷房の使用や水分補給、換気、登下校時などのマスク着用などについて、「熱中症対策ガイドライン」を作成し、熱中症対策の徹底を図った。

令和3年度は、保護者との連絡ツール(すぐる)を活用し、熱中症対策について教育委員会から保護者に周知するとともに、教育委員会だよりに熱中症対策の内容を掲載した。

### **(就学援助等)**

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少した世帯に対し、就学援助など丁寧な制度の周知・対応に努めるため、学校再開後に学校から配布される「学校だより」に就学援助の申請に関するお知らせを掲載するなど、できる限り保護者への周知に努めた。また、これまでと同様に、単に前年の所得を用いて審査するのではなく、事情をお聞きしながら減少後の収入(3か月分)等により審査を行った。

令和3年度はさらに教育委員会だよりや保護者との連絡ツール(すぐる)を活用し、年度途中の申請受付について周知を図った。

### **(小学校体育館・特別教室の空調整備等)**

空調が未整備の小学校の体育館や特別教室について、早期の空調整備を検討することとしていたが、小学校の体育館の空調については、令和3年度から令和5年度までの3か年で整備を進めていく予定としている。特別教室についても、順次整備を進めているが、対象となる施設数が多く、設計・工事に時間を要するため、計画的に整備を進めていく。

また、換気対策を徹底するために、令和3年9月末に、普通教室や保育室の換気扇整備が完了した。

さらに、ESCO事業を導入することにより、令和3年度末までに学校園の屋内水栓の自動化を進めていく。

### **(学童保育との連携)**

学童保育施設と緊密な連携を図り、学校園での受け入れなど子どもの居場所の確保に努める必要があり、令和3年度当初に、教育委員会事務局とこども家庭局で、今後、分散登校や臨時休業があった際の学校及び学童保育施設の想定すべき対応を協議し、認識を共有した。

令和3年8月の夏季授業日及び9月1日から3日までの午後授業の取りやめを行った際は、これまでの協議を踏まえ、家庭での見守りが困難な学童保育を利用していない児童を学校で受け入れることとした。また、方針の変更により学童保育施設で受け入れ体制が確保できない場合には、学童保育登録児童も学校で受け入れることとし、各学校と学童保育施設間で連絡をとりながら対応した。

令和3年9月以降、学校全体が臨時休業となった際には、やむを得ず家庭で過ごすことができない児童生徒については学校で受け入れを行うこととした。(学級閉鎖の対象となっている児童生徒を除く。)

学童保育施設においては、急に対応が必要となった場合は、受け入れ体制の確保が難しく(特に午前中)、できるかぎり迅速に対応を決定し、伝達に努めていく。

### **(3) 学校園の運営体制等**

令和2年度の一斉臨時休業期間において、教員への在宅勤務制度の導入やフレックスタイム制の活用などにより学校園の状況に応じた計画的な出勤調整を行った。

学校園再開後においても、感染拡大の状況に留意しつつ、緊急事態宣言発令時等に依拠してその都度フレックスタイム制の活用について周知を行った。さらに、長期休業期間中に加え、濃厚接触者に認定されているが、健康上問題がなく業務の遂行に支障がない場合や、感染拡大により臨時休業になった場合等においては在宅勤務制度の利用を可能とする運用を行うなど、学校園の安定運営と感染拡大防止の両立に努めている。

ワクチン接種に関して、教職員が優先予約の対象とされたことを踏まえ、接種しやすい環境の整備を図る観点から、接種に要する時間について職務専念義務の免除として取り扱った。

感染拡大期において同一学校園等で、児童・生徒や教職員に感染者等が多数発生した場合、学校園の運営を安定的に継続する体制を確保することは困難であり、臨時休業を検討する必要がある。

また、学習支援員やその他外部人材の活用が増加することが想定されたため、教育人材センターへの積極的な登録に取り組んだ。過去に神戸市を退職した教職員にチラシを配布し、広く登録を呼びかけるほか、広報紙や教育委員会だより等の様々な媒体を活用し、一般の方の登録拡充に努めている。

(新規登録者 308名 支援成立件数 174件)

## 第4節 保育所・学童保育施設等

### (1) 保育所等

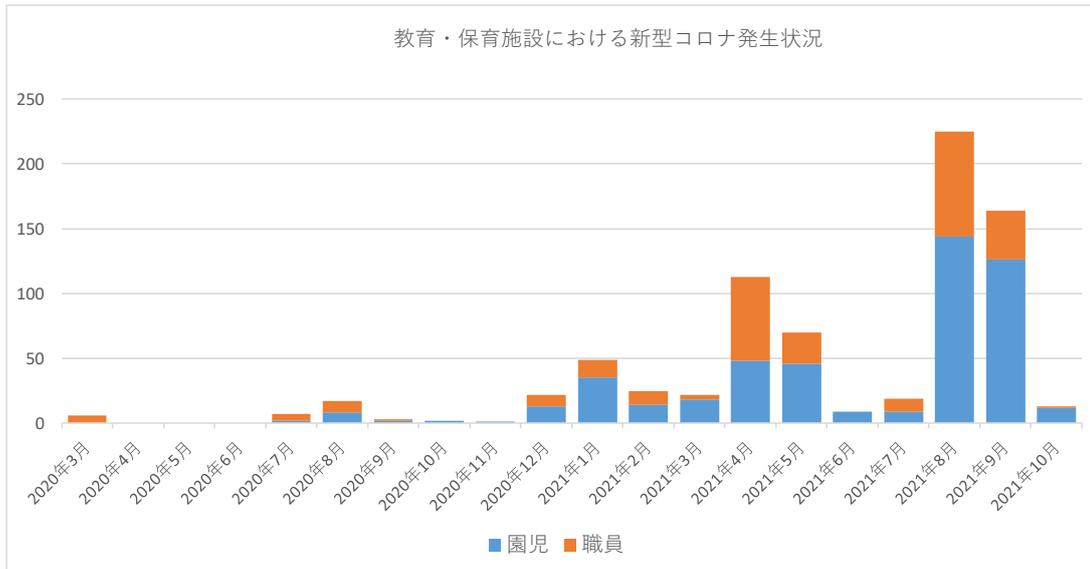
#### (施設内で陽性者が発生した際の対応)

施設での発生状況をいち早く把握し対応するため、休日・夜間を含めた当番体制を職員間で構築し、施設で園児及び職員が陽性であることが判明した場合にこども家庭局への報告を依頼するとともに、報告を受けた際には、その後の対応について指示・助言を行った。第5波のピーク時には、1日に数十件に及ぶ報告・相談の連絡が施設からあった。報告の際、施設内の発生状況を保護者に伝達する文面やタイミング、また今後の運営について、多くの相談を受けた。

感染拡大を受け保健センターが積極的疫学調査の重点化を図った間(令和3年4月23日～6月30日、8月5日～10月11日)は、こども家庭局にてPCR検査の受付を行った。具体的には、施設で園児及び職員の陽性が確認され、当該陽性者が感染可能期間に他の園児と接触した可能性がある場合には、原則として同一クラスの全園児を対象にPCR検査を実施するとともに、検査対象者には、検査結果にかかわらず、原則、当該陽性者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機を要請した。

保健センターが積極的疫学調査を再開した間(令和3年7月1日～8月4日)は、濃厚接触者には指定されなかったが感染可能期間中に陽性者と接触した可能性のある同一クラスの園児を対象に、こども家庭局にてPCR検査(=積極的検査)の受付を行った。

施設及び保護者からは「もっと早くPCR検査を受けることができないのか。」「検査で陰性になったのに、なぜ登園自粛しないといけないのか。」「陽性者が複数発生しているのに、なぜ休園しないのか。」等の意見が寄せられた。



年月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月
園児	0	0	0	0	2	8	2	2	1	13	35	14	18	48	46	9	9	144	126	12
職員	6	0	0	0	5	9	1	0	0	9	14	11	4	65	24	0	10	81	38	1
合計	6	0	0	0	7	17	3	2	1	22	49	25	22	113	70	9	19	225	164	13

※対象施設：保育所・認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設

※令和2年度陽性者発生施設 73施設（うちクラスター：7施設）

令和3年度陽性者発生施設 263施設（うちクラスター：14施設）

### （緊急事態宣言を受けての対応）

令和3年1月7日に発令された2回目の緊急事態宣言は、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、保育所については、「感染防止策を徹底しつつ、原則開所」する旨、厚生労働省より方針が示された。

これを受け、兵庫県が新たに緊急事態措置を実施すべき区域に追加された1月13日に、神戸市から施設へ今後の運営方針として、「感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する」旨を通知した。

1回目の緊急事態宣言時に実施した特別保育（令和2年4月14日～5月30日）とは異なる取扱いとなったが、施設及び保護者の方からの問い合わせはほとんどなかった。

3回目（令和3年4月27日～6月20日）及び4回目（令和3年8月20日～9月30日）の緊急事態宣言発令時には、上記運営方針に加えて、保護者に対し可能な範囲での家庭保育への協力を要請し、要請を受け家庭保育を実施した場合には休んだ日数分の保育料を減額した。保護者からは「意に反して、施設から登園自粛を強く求められた」、また施設からは「家庭保育が保護者の判断に委ねられているので、登園数が減らない。」等の意見が寄せられた。

### （施設職員へのワクチン接種）

マスクなどの感染防護対策が難しい未就学児と日々接する施設の職員を対象に、ワクチンの優先予約期間（令和3年6月30日～7月2日、8月10日～（ノエビアスタジアムは7月30日～））を設け、希望者には早期の接種を呼びかけ、施設内での感染拡大防止を図った。

また、集団接種会場で発生する余剰ワクチンについて、接種を希望する施設を募り、順次接種を行った（1回目：令和3年5月29日～6月23日、2回目：1回目接種から3週間後以降の直近日曜日）ほか、大規模接種会場や職域接種会場で予約枠に空きが見込まれる際に、教育・保育施設職員に接種を実施した。

ノエビアスタジアム	【1回目】6月13日、	【2回目】7月4日
神戸市看護大学	【1回目】6月24・25日、	【2回目】1回目接種から4週間後

### （感染防止対策の周知）

1回目の緊急事態宣言解除を受けて、令和2年6月29日、今後の感染拡大に備えた準備等を周知するため、全ての教育・保育施設等を対象に、こくさいホールにて説明会を実施した。

開催にあたっては、参加者の事前登録（氏名・緊急連絡先等）、来場時間の分散、入場時の検温、座席の間隔をあける、換気のために扉を開放、規制退場等の感染防止対策を徹底した。

説明会では、感染予防のための一般的な注意事項を示した上で、各施設における感染防止対策の検討を呼びかけたほか、衛生用品の確保、家庭保育を実施している保護者・園児へのフォロー、実費徴収部分の取り扱いを保護者に周知、保護者との連絡手段の確保、代替保育実施の検討、保護者との連絡手段の確保等、感染警戒期において準備しておくべき備えとして一次検証結果報告書に掲げた事項の周知を行った。

説明会終了後も今日に至るまで、市内感染状況や国・県の通知の発出等に合わせ、感染防止における留意事項等を随時電子メールにて周知してきた。

### **(感染拡大防止に向けた支援)**

衛生用品等消耗品・備品の購入や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業に要する経費を補助するため、新型コロナウイルス感染症対策事業補助制度を創設し、国の補正予算にあわせて、市においても予算を確保し、令和2年度には、約600施設に対して約8億円の補助を行った。令和3年度についても引き続き支援することとした。

また、国から市に対して配布されたマスクやゴム手袋を希望する施設に対して配布したほか、抗原簡易キット配布の受付等を行った。

## **(2) 学童保育施設**

### **(緊急事態宣言の解除と通常保育への移行)**

令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、5月31日をもって、4月14日以降実施してきた特別保育を終了した。特別保育終了後、段階的に通常保育に移行していくこととし、6月1日から6月14日の間は、可能な限り家庭保育を行っていただくよう保護者に協力を要請した。

一方で、6月1日から6月12日の間は、市立学校園が分散登校（クラス別の隔日登校）による再開となったことを受け、学童保育は午前中から開所する臨時特別対応を継続した。この間の教育委員会との役割分担については、低学年児童は午前中から学童保育で受け入れ、高学年児童は、まずは学校で受け入れ、放課後以降は学童保育を利用する役割分担を継続することで密集性の回避を図った。

緊急事態宣言下において、学童保育の利用率は15%前後で推移していたが、6月1日から14日の分散登校期間は40%前後まで上昇し、6月15日の通常保育への移行後は60%弱となり、徐々に通常時の利用状態へ戻っていった。

### **(感染拡大防止のための取組み)**

緊急事態宣言解除後の利用者数の増加に伴う感染リスクの拡大やクラスターの発生を防ぐため、各施設においては、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取組みを徹底したうえで運営を継続した。市においては、マスクや消毒液等の備品購入、保護者との緊急時の連絡を円滑に図るためのICTシステムの導入など、各施設における感染拡大防止対策のために必要な支援を実施した。

また、学童保育施設における3密を避けるため、教育委員会と連携し、学校の多目的室や運動場等の一時利用を継続するとともに、感染リスクを懸念して利用を控える保護者等のために、休会の年間上限回数（通常2か月）を緩和する特例措置を設けるなど、学童保育利用児童の安全確保のための取組を実施した。

### **(感染者発生時の対応)**

各施設において感染拡大防止のための取組を徹底した効果もあり、第2波の期間に入って以降も学童保育施設における感染者の発生は見られなかったが、令和2年8月10日、本市の学童保育施設において初めての感染者が確認された。

事前に決定していた方針に基づき、施設の臨時閉所等の対応を実施したが、感染疑いのある児童に対するPCR検査の実施等に関する利用者への情報提供に関し、保健所との情報共有のタイミングや利用者への周知事項について混乱が生じるなどの課題が発生した。

その後、感染者発生時において施設運営者や子ども家庭局が実施すべき事項を整理し、リスト化したことにより、感染者が発生した際に大きな混乱が生じることなく対応することができた。

### **(2回目の緊急事態宣言以降の取り組み)**

令和3年1月14日、第3波による全国的な新規感染者の増加を受け、兵庫県にも第2回目となる緊急事態宣言が発令された。これを受けた対応として、厚生労働省より「感染防止策を徹底しつつ、原則開所」という方針が示され、保育所と同様に、今後の運営方針として「感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する」旨、指定管理者及び各施設に対し通知した。

前回の緊急事態宣言時に実施した特別保育とは異なる取扱いとなったが、そのことについて利用者からの問い合わせ等はなく、大きな混乱が生じることはなかった。

その後、第3回目（4月25日～6月20日）及び第4回目（8月20日～9月30日）の緊急事態宣言が兵庫県に発令された際においても、上記方針を踏襲し、原則開所のうえ運営を継続した。

### **(積極的疫学調査の重点化)**

令和3年4月23日、新規感染者の急増による保健所業務のひっ迫により、市内全保健センターにおいて積極的疫学調査の重点化（対象の絞り込み）を行うことが発表され、当面の間、保健センターによる施設への聞き取り調査が実施されないこととなった。

これに伴い、感染者が発生した場合、各施設の判断で感染リスクのある者を特定し、感染拡大やクラスターの発生を防止する必要が生じたため、保健所と協議のうえ、感染可能期間に感染者と同じ部屋でおやつを食べていた児童を対象として積極的PCR検査を実施する方針を決定し各施設へ通知した。

### **(ワクチンの優先接種)**

令和3年6月以降、新型コロナワクチン接種券の全市民への発送が順次開始される

なか、学童保育施設に勤務する職員に優先接種を求める声が相次いで寄せられた。

これを受け、6月24日、児童館・学童保育施設等の職員について、一般の方に優先して7月5日より予約受付を開始することを決定し各施設へ通知したが、ファイザー社製ワクチンの国からの供給量が本市の希望量を大幅に下回ることが判明し、予約数に応じた接種を円滑に実施することが極めて困難な状況となったため、7月2日、優先予約の受付を一旦停止する旨各施設へ通知した。

その後、国からのワクチン配分通知があったことを受け、優先予約対象者について新規予約受付を再開することが決定され、児童館・学童保育施設等の職員についても、8月10日より優先予約受付を開始することとなったが、子ども達と接する時間が長くなる夏休みまでにワクチン接種ができないことに対する不安の声が多く寄せられた。

### **(クラスターの発生)**

令和3年8月に入り、全国的に若年層の新規感染者が急増するなか、学童保育施設においても新規感染者の発生が相次ぎ、8月下旬から9月上旬にかけて、学童保育施設で初めてとなるクラスターが2か所で確認された。

結果的に8月中の学童保育施設における新規感染者は60名を超え、これまでに類を見ない状況となったが、保健所と連携のうえ積極的PCR検査を最大限活用するとともに、感染経路の遮断と体調不良者について出勤・当所させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底した結果、大きな混乱を招くことなく運営を継続することができた。

### **(教育委員会との連携)**

学童保育を利用している児童は小学校に在籍しているため、感染者発生時等の対応については、教育委員会との情報共有や連携が極めて重要となるが、令和2年4月に第1回目の緊急事態宣言が発令された際は十分な協議の時間が取れず、情報共有等に課題が残った。

これを踏まえ、緊急事態宣言解除後以降、保護者あての通知を発出する際には、教育委員会及び学校から発信される内容と齟齬がないよう事前調整を図るなど、教育委員会関係課との連携強化を図った。

また、令和3年度当初には、教育委員会関係課と協議の場を設け、感染者が発生した場合の情報共有の方法や、学校及び学童保育施設の想定すべき対応方針等について認識を共有した。

しかしながら、令和3年8月の夏季授業日の取りやめが決定された際は、突然の方針変更だったこともあり施設側の混乱を招いた。学童保育施設においては、急な対応が必要となった場合の職員体制の確保が難しいため、できる限り迅速な方針決定と情報伝達を図る必要がある。

### **(3) 療育センター**

令和2年5月末の緊急事態宣言解除後、診療所については、6月1日より、感染予防対策を講じたうえで、通常業務を再開した。児童発達支援センターについては、緊急事態宣言解除後、登園率の急激な上昇を防ぐため、知的・発達クラスの分散登園を2週間継続した。6月15日より、感染予防対策を講じたうえで、通常療育を再開した。その後、2回目、3回目の緊急事態宣言期間を含め、感染症対策を徹底した上で、診療所・児童発達支援センターとも通常療育を継続している。

診療所の感染予防対策として、来所者の検温・体調確認、消毒・換気の徹底、密を避けるための会計時間の分散等を継続している。

児童発達支援センターについては、感染予防対策を講じていても、なお感染リスクが高い行事については、中止や延期、内容を変更する等の対応を行った。具体的には、保護者の参加等の多人数が集まる行事は中止や延期とし、運動会や遠足、式典関係等は規模の縮小や分散での実施、地域の幼稚園との交流行事については中止や延期するなどの対応を行った。また、通園バスの過密対策として、乗降ターミナルの順番や座席配置の変更をした。さらに、児童発達支援センターから保護者への連絡手段として、一斉配信メールを導入した。

療育センター全体として、空気清浄機等の衛生資器材の設置、及び、アルコール消毒液やマスク等の消耗衛生用品の2か月分以上の備蓄を行っている。

今後の課題として、非対面での面談や家庭でできる療育内容の動画配信を行うため、療育センター内のオンライン環境の整備があげられる。

### **(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護**

#### **(施設の設置)**

市内宿泊施設を活用した緊急一時保護所については、当初、5月1日より6月30日までの間での計画とし、運用してきた。

日勤の保育士・看護師はローテーションどおり勤務を行うため、児童の受け入れがなくとも、入所児童があった場合を想定し、様々な年齢や児童の状況をシュミレーションし、実際の入所に備えた。夜勤については、入所児童がない場合は、自宅待機とした。

2か月が経過し、引き続き、緊急一時保護の運営を継続することになり、宿泊施設に替わる新たな施設として、市内にある福祉施設で継続することとした。

施設職員と施設関係者、施設利用者とその保護者に対して説明を行い、理解をいただいた上で、当該福祉施設での運営を7月1日から開始した。受入れにあたっては、施設の制約などから最大3家族までの受け入れとした。

令和3年4月からは、当該施設の通常業務の運営上、緊急一時保護所としての運営が困難となり、市内の療養施設に機能を移転することとした。

基本的な運営体制は変更せず、受け入れ家族数も最大原則3家族とするものの状況に応じて、これを超えても1～2家族を受け入れ可能な体制整備を行った。

## 緊急一時保護所（設置施設）の変遷

時期	設置施設
令和2年5月～6月	市内宿泊施設
令和2年7月～令和3年3月	市内福祉施設
令和3年4月～	市内療養施設

### （運営体制の確保）

運営スタッフについては、運営の責任者として、市職員（課長級または係長級）を1名配置した。

宿泊施設での運営では、市立保育所に勤務する保育士と人材派遣の看護師で配置を行ってきたが、本市の特別保育が終了し、保育士が本来の保育所勤務に戻ることもあった。そこで、人材派遣の保育士での対応を行うべく、保育士を専門に扱っている派遣会社に依頼を行ったが、依頼を行った5社すべてが辞退した。派遣会社によると、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防に関して、応礼会社が自社の保育士スタッフに対して理解が得られる説明ができなかったとのことであった。

このため、宿泊施設での運営から当初配置していた人材派遣の看護師に看護業務と保育業務のスタッフとして配置することとした。保育業務に関しての看護師については、派遣会社と相談し、小児病棟の勤務経験のある看護師を優先的に配置してもらうこととした。

夜勤は入所児童がない場合は、自宅待機とし、日勤勤務は常時勤務としたが、予算に限りがあることから、経費削減のため、8月25日より日勤に関しても、入所児童がない場合は自宅待機とした。

さらに、令和2年11月より、人材派遣の看護師については、①健康局保健所保健課（本庁）で勤務する看護師、②福祉局が所管する高齢者・障害者の濃厚接触者の支援施設の看護師、③こども家庭局の児童の緊急一時保護所の看護師については、契約形態を一本化し、効率的な人員配置することで、経費の抑制に努めた。

この結果、こども家庭局・福祉局とも入所者（児）がいない場合は、健康局保健所保健課に勤務し、入所者（児）が発生した場合はそれぞれ、こども家庭局・福祉局の施設への勤務とした。この体制変更とともに、入所者（児）が一時的に多くなった場合は、派遣先よりスポット的に増員をする仕組みも整えた。

令和3年4月以降も同様の人員体制で業務の継続を行っている。

### （児童の受入）

令和2年5月1日からの児童受入開始以来、令和3年3月31日までに18家族、29人の児童の受け入れを行ってきた。（受入児童の年齢：2歳から17歳）

令和3年4月1日から令和3年9月30日までは、19家族32人の受け入れを行った。

課題としては、1歳までの乳児の受け入れの場合は、児童の安全確保のため24時間

支援を行う必要があることから、看護師が付きっきりとなり、看護師の体制を手厚くする必要があること、また、複数の家庭の入所が突然発生した場合、看護師の手配や、児童の移送を担当する監督者（運転手）等の対応が困難な場合があった。

これまでの実績により、緊急一時保護の運営に関する感染症対策や食事の提供や体調不調への対応などのノウハウの蓄積は一定できたと考えている。

新型コロナウイルス感染症に対する感染対策に変更がない限り、この児童の緊急一時保護の制度は継続する必要があると考えている。市内で子育て家庭にとってのセーフティネットとして、今後も緊急一時保護所の運営を確実に行っていきたい。

## 第5節 社会福祉施設等

### (1) 社会福祉施設等（高齢者・障害者施設）

高齢者及び障害者については新型コロナウイルスに感染した際の重症化リスクが高く、直接介護等を行う必要性から施設内での感染拡大リスクも非常に高いという認識のもと、各施設においては感染対策の徹底に努めていただいた。新型コロナウイルス陽性患者が発生した施設においても、大半の施設においては1名ないしは数名の陽性患者にとどまっているものの、クラスター化した場合、施設当たり数十名単位での陽性患者が発生するといった事態も生じており、いかにクラスター化させないかが重要なことになる。

クラスター（1か所で5人以上の感染患者が発生）については第2波では市内8件中2件が高齢者・障害者施設、第3波では市内58件中18件が高齢者・障害者施設、第4波では市内104件中48件が高齢者・障害者施設と、とりわけ第4波での爆発的な感染拡大の中、高齢者・障害者施設でのクラスターも激増した。病床の逼迫により入院調整が難しく、施設内で療養いただく状況も多く生じた。

高齢者・障害者施設における感染対策の徹底については、国通知や市の方針について電子メール等で市内全事業所に送付し情報提供に努め、感染者の発生時の対応について研修を行うとともに、衛生資材の確保を依頼するなど、発生の予防、発生した際の備えに取り組み、発生した際には看護師等の訪問、指導等を行うなど、施設と連携して取り組んできた。施設においては長期間にわたる感染対策の徹底に努めていただいているものの、第4波においては1人目の患者が判明した際にはすでに施設内で感染が拡大しているケースも散見されるとともに、感染対策の徹底や施設での衛生資材の備蓄が不十分などところも見受けられ、各施設での感染対策徹底の重要性が再認識された。

第5波においては市内67件中9件が高齢者・障害者施設と激減しており、高齢者・障害者施設の入所者及び職員をワクチン優先接種対象者とし、施設内接種を進めたことによるところが大きいと考えられる。施設内接種については初めてのことであり開始当初、若干の混乱があったものの施設や接種医の協力のもと、比較的スムーズに実施できたと考えており、接種を希望する施設、入所者、職員についてはほぼ接種が完了している状況となっている。施設からは早期の施設内接種を進めていただいたことが利用者や職員の安心につながったとの声をいただいている。

一方でワクチンを2回接種済みにもかかわらず新型コロナウイルスに感染するいわゆるブレイクスルー感染が発生している。重症化することは少ないようではあるが、高齢者・障害者施設については感染症に対するリスクが高いという認識のもと、引き続き感染対策の徹底と重点的な対応が必要である。

高齢者・障害者施設においてはこの間、相当な緊張感のもと長期間にわたる継続的な感染対策の徹底に努めていただいております。相当な負担が生じている。いつまで続けなければならないのかとの声も聞くが、総じて利用者を感染から守るとの認識のもと、各施設

において取り組んでいただいているものと認識している。

今後、市としては再度の感染拡大等に備えた各施設への適切な情報提供、あるいは施設からは介護職離れを危惧する声をうかがっていることから介護人材の確保に向けた側面的な支援などに取り組んでいく必要があると考えている。

## **(2) 各施設等への支援**

### **(感染防止策徹底のための情報提供)**

感染防止対策の徹底を図るため、引き続き、国通知や市の方針についての徹底を電子メール等で市内全事業所に送付し、情報提供に努めた。本市から事業者への通知の送付について、FAXからメールによる配信へ改めたが、一部、メールアドレスの登録期間内に登録を行わない事業者があった。

国の通知が五月雨式であり、膨大であったため、整理して市としてマニュアルにまとめて通知を行った結果、令和2年6月から7月に実施した事業者アンケートでも9割の事業所が活用しているとの回答があった。また、事業者団体の実施する研修にも講師として積極的に赴き、感染者発生時の対応について実例を交えながら説明を行った。

施設への情報提供に関しては感染者の発生した社会福祉施設の名称が非公表となったため、周辺の事業者が情報を得られず不安を感じる事例があった。

令和3年1月13日に兵庫県に対する緊急事態宣言が再発令された際には、本市の対応方針（第12弾）に基づき、介護サービス事業所に対しては、感染防止対策を徹底しながら市民にとって必要不可欠なサービスの提供継続、また職員等に対して不要不急の外出自粛等を徹底すること、入所施設においては直接の面会を原則中止すること、衛生資材の確保を依頼した。令和3年1月21日には、感染拡大防止のため、複数の事業所を利用されている方についての情報共有などについて改めて通知した。

緊急事態宣言再発令にあたって、「必要な介護サービスの提供継続」の要請を行っていることや、学校園の実施継続などを踏まえ、令和2年4月から5月にかけて行った「通所サービスにおける1か所のみ利用呼びかけ」については行わなかった。

令和3年4月以降についても第4波においては1人目の患者が判明した際にはすでに施設内で感染が拡大しているケースも散見されるとともに、感染対策の徹底や施設での衛生資材の備蓄が不十分なところも見受けられ、各施設での感染対策徹底の重要性が再認識されたことから、国通知や本市の方針を徹底するための通知を行い、あわせて、感染拡大防止のために必要な取り組みや本市が作成した啓発ポスター、本市としてのコロナ感染施設等への支援策などの情報提供も実施した。

社会福祉施設等へは、本市対応方針を改定時ごとに示し感染対策の徹底を求めてきた。「①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること」「②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること」「③面会についてはオンライン面会

等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。実施する場合であっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること」「④利用者の外泊、外出を自粛すること」「⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること」を要請している。（令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第4弾－」）

緊急事態宣言については令和3年9月30日で解除されたものの、神戸市の対応方針として高齢者・障害者施設については引き続きの感染対策の徹底を求めることとした。特に面会についてはこの間、利用者の家族あるいは施設から緩和を求める声もあった。家族との面会もままならず心情的には十分に理解できるものの、高齢者・障害者施設については発症した際のリスクが非常に高い施設であり、方針について説明し理解を求めた。

今後については状況について十分に勘案し、県対処方針と足並みをそろえながら方針の見直しを図っていく必要がある。（面会については令和3年10月20日付対応方針第5弾（改定）において「面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。」と改定した。）

### **（施設の介護従事者に対する定期的 PCR 検査の実施）**

早期に感染拡大の芽を摘むため、国の動きに先んじた本市独自の対応として、重症化リスクの高い高齢者の生活の場である入所施設に対し、感染経路遮断のため保健所と連携しながら積極的に PCR 検査を実施している。

令和2年8月には医師会と調整の上、新規入所者に対して施設の嘱託医等が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず検査を実施することとした。令和2年11月からは、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のため高齢者入所施設の一部（特別養護老人ホーム・有料老人ホーム）と障害者入所施設の職員に対して一斉・定期的な検査を開始した。

令和3年4月からはプール検査を活用し、特にハイリスクである高齢者、障害児・者の入所施設だけではなく、当時の国の要請を超えて通所施設を加えて検査を実施した。

令和3年4月時点では当該施設におけるワクチン接種までの間、1人につき、1か月間に1回の受検が可能としていたが、6月には2週間に1回の受検を可能とし、7月末からは1週間に1回の受検を可能する形に拡大をしてきている。

実施期間については2回目のワクチン接種が終了するまでの間としていたが、施設においてもワクチンを接種しない（できない）方が一定数いることから、施設としては2回目の接種が終了している場合においてもワクチン2回目の接種が終了していない者については定期的 PCR 検査の対象とした。また、令和3年11月からはブレイクスルー感染が発生していることを鑑み、ワクチン2回接種済みのものも対象とし、実施期間を延長することとした。

### **(抗原簡易キットの配布)**

高齢者施設等において、従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止するという観点から、国において高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業が行われ、本市にて取りまとめの結果、高齢者施設等で 264 施設、20,650 個の申し込みがあり、令和 3 年 8 月末頃に施設へ配布を行った。

(令和 3 年 10 月末までの使用実績：32 施設、863 個)

### **(福祉サービス事業所給付金)**

介護・障害の福祉サービス事業所は、市民生活に欠かせないサービスとして、感染防止対策と職員の健康管理を徹底しながら事業の継続を要請した。そのため、市の要請に応じて令和 2 年 4 月以降も事業を継続している市内全ての介護・障害福祉サービス事業所（約 4,000 事業所対象）に対して、一律 20 万円の給付金を支給することとし、令和 2 年 4 月補正予算に事業を計上し、5 月 28 日より申請受付を開始した。

事業者からの申請は、定例の介護報酬等の支払を委託する兵庫県国民健康保険団体連合会などとの緊密な連携により、事業所の負担の少ない方法による電子申請を実現し、開始二日間で約 1,100 件の電子申請を受け付ける一方、電子申請の方法に関する問い合わせもほとんどなく、スムーズに事業を進めることができた。

ただ、福祉サービス事業所のために活用可能な財源（介護保険財源等）には限りがあることや、事業所の種別ごとに 20 万円ずつの給付としたが、1 事業所で複数の事業を実施している場合の事業所種別の整理に時間を要した。

令和 2 年 5 月 28 日から 9 月 3 日まで申請を受付、その後も未申請の事業所へ勧奨を行い、申請のあった 4,598 件全てについて支払いを完了、対象事業所の 98.7%へ支給することができた。

### **(リモート面会推進事業)**

入所施設においては、利用者との面会制限が長期化することが見込まれたため、リモートでの面会に必要な機器購入費等を補助することとした。令和 2 年 6 月補正予算ではリモート面会推進事業の予算（見込み：100 件）も計上し、令和 2 年度末までに 100 件（介護：97 件、障害：3 件）の申請があった。

### **(就職祝い金・定着一時金事業)**

介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」と題して、介護業界の魅力発信や、働きやすい職場環境づくりなどによる介護人材の確保・定着の取り組みを推進する中で、コロナの影響により離職された方への早期の再就職を支援するとともに、介護人材の確保を推進するため、11 月補正予算で「就職祝い金（1 万円）・定着一時金（10 万円）」の支給事業を計上した。

令和 2 年 12 月 16 日から受付を開始し、就職祝い金 381 件・定着一時金 424 件の申請

を受け付けている。(令和3年9月30日時点)

事業者からは「コロナの影響による困窮者への支援となるとともに、介護業界にとっても人材確保が図れ、さらに、多様な人材が参入することで既存の介護職員への良い刺激にもなった」と評価する声を受けている。

そのような事業者の声も踏まえ、当初は令和3年3月末までとしていた対象期間を令和3年9月末まで延長した。

### **(社会福祉施設等の多床室の個室化事業)**

高齢者介護・障害者支援施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う際の国庫補助制度が、令和2年3月10日に創設され本市から各法人に当該補助制度の周知及び利用希望の確認を行っている。(令和3年度も引き続き実施中)

(高齢：2法人 2施設エントリー (令和3年10月末時点、2法人辞退により実績なし)

(障害：1法人 1施設エントリー (令和3年10月末時点))

### **(介護施設等の簡易陰圧装置等の整備支援事業)**

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧室を設置する際の国庫補助制度が創設(1台あたり4,320千円)され、本市から各法人に当該補助制度の周知及び利用希望者への補助を行っている(令和3年度も引き続き実施中)。

(令和2年度：24法人 55台)

(令和3年度：22法人 120台 (令和3年9月30日時点))

### **(支援策一覧表による情報提供)**

緊急包括支援事業として兵庫県が国から交付金を受けて、介護事業所への支援や、介護従事者への慰労金支給を実施するなど、様々な支援策が講じられた。これらについて拡充が図られるタイミングで支援策一覧表をホームページに掲載するなど、施設や事業所へ分かりやすい情報提供に努めた。

新たな支援を実施するにあたっては、既存の補助制度と様式をできるだけ統一するなど、申請時の誤りなどが起こりにくいよう工夫したが、それでも多くの修正を依頼するなど事業者とのやり取りに時間を要する事例があった。

感染防止策の徹底と同様に、施設への支援策については国、県からそれぞれ五月雨式に届くため、施設へのわかりやすい情報提供については引き続き課題である。

### **(3) 感染者の発生した施設への対応等**

#### **(陽性者が発生した場合の市への報告)**

高齢者・障害者施設での陽性患者の発生をいち早く把握し、必要な支援を迅速に行うため、土日祝日を含めた体制を構築し、対応にあたった。

施設職員への聞き取りの中で、保健所の検査対象に該当しなかった直接処遇にあたる職員及び入所者を対象とした PCR 検査の緊急実施や不足する衛生資材の提供など必要な支援へとつなげることができた。

陽性患者の発生した施設の中には保健所への連絡はしたものの福祉局への連絡を失念するといったケースもあり、連絡の徹底を幾度か図ることとなった。今後は「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」を導入することにより、発生した施設から保健所（健康局）への報告を福祉局も共有することで連絡漏れを防止する。

#### **(感染者対応施設への補助)**

施設において、新型コロナウイルス患者となってもすぐに入院できないケースがあることから、本市独自で、建物内において感染防止に必要なゾーニング対策などを実施するための費用として、患者一人一日当たり 12,000 円の補助を実施した。

#### **(発生施設での従事者への緊急 PCR 検査の実施)**

令和 2 年 12 月、国より「感染者の発生した施設に対しては、職員・入所者全員に検査を実施することを要請」との方針が示されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの陽性患者が発生した高齢者・障害者の入所施設において、検査を希望する保健所の検査対象に該当しなかった入所者及び直接処遇にあたる職員を対象に PCR 検査を実施した。陽性者が発生したことによる入所者や職員の不安の解消につながったとの声をいただいております。緊急 PCR 検査の実施については施設から高く評価されている。

しかしながら 1 日あたりの検査件数の上限があるため、発生件数が激増した第 4 波においてはすぐに検査を受けられない、受けても検査結果が出るのに時間を要するという状況になった。特に 4 月末から 5 月中旬にかけては発生施設での緊急 PCR 検査実施依頼が多く、ゴールデンウィーク期間の連絡受付体制を整えて対応したものの、検査数がかかり多くなった。通常は検体提出の翌日に検査結果を連絡できていたところ、検査結果の連絡が 1 日・2 日遅くなるという状況となった。また、検査数が多くなってしまったために施設側に検体の提出を遅らせてもらうという状況も発生した。

また事務的なことではあるが、検査の実施に必要な検査キットの配布、検査後の検体受付に必要な場所が無く、専用の会場を設けることが必要になった。土日は会場を使用しない一方で、祝日については必要に応じて対応することとしたため、休日の連絡体制の構築についても課題があった。

検査実施にあたっては、施設との密な情報連携が必要であり、連絡体制の構築が課題となった。

### (職員体制の確保)

介護職員体制の確保については、既に令和2年5月以降、兵庫県が関係団体等の協力の下、介護事業所等で感染者が発生した場合等にあっても、必要なサービス提供が確保されるよう、あらかじめ「協力施設等」を登録いただき円滑に必要なサービスを提供できるよう協力いただく仕組みを構築した。

さらに、兵庫県において介護保険施設における「患者急増対策」として医師や看護師との連携に必要な費用（一施設当たり上限7,500千円）の補助や、兵庫県看護協会から感染管理認定看護師を派遣し、施設特性に応じゾーニング対策についてアドバイスするなどの感染防止対策のための支援を令和3年2月、新たに創設した。

新型コロナウイルス感染者の発生施設への応援職員派遣について、令和2年度は神戸市の事業所では実績はなく、令和3年度からは、派遣に必要な経費として応援職員1人あたり1日につき13,000円の協力金を兵庫県が支給することとした（神戸市の事業所では～10月末まで実績なし）。

感染者が発生した施設への緊急的な応援については、応援に出す側にとっても受け入れる側にとっても実際の運用はなかなか難しい旨の声を施設側からは聞いており、平時における一定の準備等が必要であったと思われる。

また、兵庫県において介護保険施設における「患者急増対策」として医師や看護師との連携に必要な費用（一施設当たり上限7,500千円）の補助や、兵庫県看護協会から感染管理認定看護師を派遣し、施設特性に応じゾーニング対策についてアドバイスするなどの感染防止対策のための支援を2月、新たに創設した。

### (サービス継続支援事業)

介護サービス事業所・介護施設、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等が、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、緊急時の追加人材確保や消毒・清掃、衛生用品購入等に対する補助を、令和2年7月から実施している（令和3年度も引き続き実施中）。

多数の事業所において陽性者が発生したこともあり、事業所に対し本事業を個別に案内している。

また、制度内容が複雑となっているが、事前協議で個別に事実関係の確認を行うなどきめ細やかな対応に努めている。

#### ※補助の状況（令和2年度）

・介護サービス	137,490千円（140件）
・障害福祉サービス	6,287千円（30件）
計	143,777千円（170件）

### (介護を必要とする在宅高齢者・障害者の一時預かり事業)

在宅で生活する高齢者・障害者について、介護者である家族等が新型コロナウイルス感染により、自宅等への訪問介護サービス等の利用のみで生活を続けることが難しくなった場合における一時的な受け入れ施設を市有施設を活用し設置した。一般の施設では受け入れの難しい濃厚接触者となった高齢者の受け入れ先として機能した。入院が必要な陽性者が、家族の介護をしなければならないために入院できないといった状況を避けることができた。(令和3年10月末時点の受入人数：高齢者24人、障害者0人)

在宅の重症心身障害児者については、兵庫県において受け入れ体制の整備を行った。(令和2年12月開始)

### (在宅介護サービス継続への支援策)

本市においては、家族が感染し濃厚接触者になるなどした際に、日常生活で支障が生じることが無いよう、上記の一時預かり事業などの対策を講じてきた。しかし、第3波においては無症状や軽症の方については入院とならず自宅療養となる事例が発生し、特に高齢者の場合は、その自宅療養期間中の生活支援が課題となった。第3波の時点では、自宅療養となるのは軽症までの方であり、治療というより生活支援が課題となる事例があり、保健センターが生活支援のために人員を割かざるを得ない状況が発生していた。

そのような状況の中で兵庫県との連携により、令和3年3月より、支援が必要な在宅高齢者・障害児者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院するまでの自宅療養期間中に、介護・障害福祉サービス等事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給している。(フォローアップ体制強化事業)

事例によってはサービス提供から相当期間が経過してから申請が出されるものもあるため、メールのみのやり取りを可とすることで、迅速な支払に努めている。

また、本市においては同じく兵庫県からの補助金について制度化することを要望の上、神戸市高齢自宅療養者等訪問事業を令和3年2月に創設した。

しかし、特に感染者が急増した第4波においては、入院するまでの間、在宅で待機し療養する事例も増加し、一方で介護従事者へのワクチン接種は一部の入所施設で始まったという段階であったことから、自宅療養期間中の支援に関して、介護や生活支援の面だけでなく、さらに医療の面においても対応が必要とされ、大きな課題となった。

第5波においては、高齢者へのワクチン接種が進んでいたほか、介護従事者に対しても優先接種の対象としてワクチン接種が進んでいたことから、第4波と比較して高齢者や介護事業所における感染者の発生は限定的であった。また、高齢者が自宅で療養する場合であっても、地域の医療機関との連携などにより治療や生活が支えられることとなり、介護事業所において対応が必要になった場合も事業所に対してスムーズに協力金の申請を案内するなど、創設した制度が活用された。

### (神戸市高齢自宅療養者等訪問事業)

上記のフォローアップ体制強化事業に加えて、本市においては、感染前に訪問サービスを利用していない高齢者等で、感染によりサービスが必要となった場合に、神戸市が委託した訪問看護事業所により必要なサービスを提供する事業(神戸市高齢自宅療養者等訪問事業)を令和3年2月に創設し、自宅で療養中の高齢者・障害者に対する生活支援を3月から訪問を開始した。

事業の創設当初、自宅に留まっている感染者への生活支援を目的としていたが、第4波における4月上旬以降の感染者数の急増という局面においては、生活支援だけではなく、毎日の健康観察のためにも当事業が大きな役割を担うこととなった。さらに、医師による自宅療養中の方への往診が開始されると、往診前の健康状態の把握や、往診後の治療状況のフォローといった新たな役割を担う必要が生じ、保健センター・保健所などとの連携体制構築に追われた。

(訪問実績：3月・19世帯59回 4-5月・225世帯1,255回  
6-7月・1世帯5回)

第5波においては、ワクチン接種の進んだ高齢者における感染者数が減少したことから、当事業の役割は8月より対象を高齢者等に限定せず保健所が実施する「新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による健康管理支援事業」へ引き継がれた。

自宅で療養する際の課題として、ご家族等介護者の状況によっては支援内容を変更する必要がある、高齢者・障害者本人と介護者の状況を逐次把握する必要がある、医師との連携が必要な状況においては詳細な健康状態の把握が不可欠となった。

さらに、自宅で療養される場合の支援については、要する費用負担に対する請求先として、健康保険・感染症法による公費負担・介護保険といった既存の制度に加えて、国の制度(サービス継続支援事業)や県の制度(フォローアップ体制強化事業)など神戸市が受付する様々な制度が入り組んでいたことから、個別のケースの事情に応じた適切な請求先を案内するまでに時間を要することもあった。

また、事業の実施に当たっては、全市で実施することが可能となるよう、事業を受託する訪問看護ステーションを複数確保する必要があるが、十分な事業所数の確保に至るまでは時間を要し、当初受託した一部の訪問看護ステーションへ移動距離の長さや訪問件数の多さなど、大きな負担をかけることとなった。

加えて、本市の体制に関する課題として、第4波においては総計で1,300件もの訪問についての調整を、通常の業務に加えて実施することとなったことから、業務の執行体制確保が大きな課題となった。

### (衛生資材等の支援)

社会福祉施設等に対する国による感染症拡大防止のための衛生・防護用品の支援スキームが確立されており、当該支援スキームの活用を事業者へ周知するとともに、2か月の備蓄を行うよう文書により徹底を図ってきた。加えて、寄付等により市で確保した

衛生資材を各施設及び連盟等の団体に対して配布を行った（令和2年12月・令和3年3月）。

感染者が発生した施設においては、状況を確認した上で、適宜、衛生資材等の郵送を行った。なお、施設入所者が陽性となり、入院するまでの間の陽性者対応にあたり、直接、衛生資材や市作成のマニュアル、施設の感染防止対策（消毒方法等）についての資料を緊急に届けた。

## 第6節 個人向け支援策

### (1) 特別定額給付金

#### (申請締切までの動きと特別定額給付金室の解散)

特別定額給付金については、令和2年6月末には全体の90%以上の支給が終了していたため、7月以降は、申請に関しての不備があるものや世帯構成の変動によって影響を受けるものに関する処理・対応が業務の大半を占める形となった。また、6月26日以降、銀行口座を持たない対象者（刑務所等刑事収容施設入所者を含む。）に対し、窓口、現金書留による給付を開始した。居住が安定していない、いわゆるホームレスの対象者については、担当部署と連携し、本人確認の上、給付を行った。窓口給付の際には、混雑を避けるため、1時間ごとのスケジュールを組み、来庁人数を管理した。

7月以降は「申請期限まで残り1か月！」と銘打って、制度周知と申請勧奨のキャンペーンを実施した。具体的には、広報紙 KOBE 7月号・8月号における申請期限呼びかけ、新聞6紙での折込、未申請者に対し勧奨チラシを同封した申請書の再送、単身かつ未申請の視覚障害者に対する音声コードを掲載した勧奨チラシの送付、基準日以降の市外転出・市内転居者で未申請の方への勧奨、民生委員への協力依頼、ネットカフェでの掲示、市長メッセージ動画配信、締切日当日の新聞広告（神戸新聞）を行った。

本市では8月18日が申請締切日となり、その後も支給事務は続いたが、問い合わせ件数の減少に伴って9月中旬にコールセンターの回線数を減らし、9月末には専門部隊である特別定額給付金室が解散となり、残務整理については福祉局政策課内の既存体制で対応することとした。

#### (誤支給および重複支給に関する債権回収)

神戸市特別定額給付金については、誤支給および重複支給が51件（世帯）発生した。内訳としては、事務手続き上の瑕疵によるものが43世帯分620万円、DVや施設入所児童にかかる事後申出等による制度上避けがたいものが8世帯分150万円である。

誤支給・重複支給が判明した場合、職員による電話連絡や文書送付により速やかに返還請求等を行い、令和2年9月末までに34世帯の返還が終了し、7世帯に関して他都市での支給停止措置を実施した。10月当初より、残る10世帯について弁護士事務所に債権回収を依頼した結果、7世帯130万円を回収するに至った。

残る債権3世帯50万円（事務手続き上の瑕疵によるもの：1世帯、制度上避けがたいもの：2世帯）については、令和3年度以降、引き続き、電話連絡および文書送付による督促を行い、債権回収に努めていく。

#### (事業終了に向けて)

申請書等に不備がある場合には、相応の期間を設けて不備解消に努めたが、それでも解消できなかった世帯については申請書にて通知のとおり、申請取り下げの扱いとした。

また、申請後支給するまでの間に世帯主が死亡して相続人が不明である世帯については、国の通知に基づき、供託を行った。

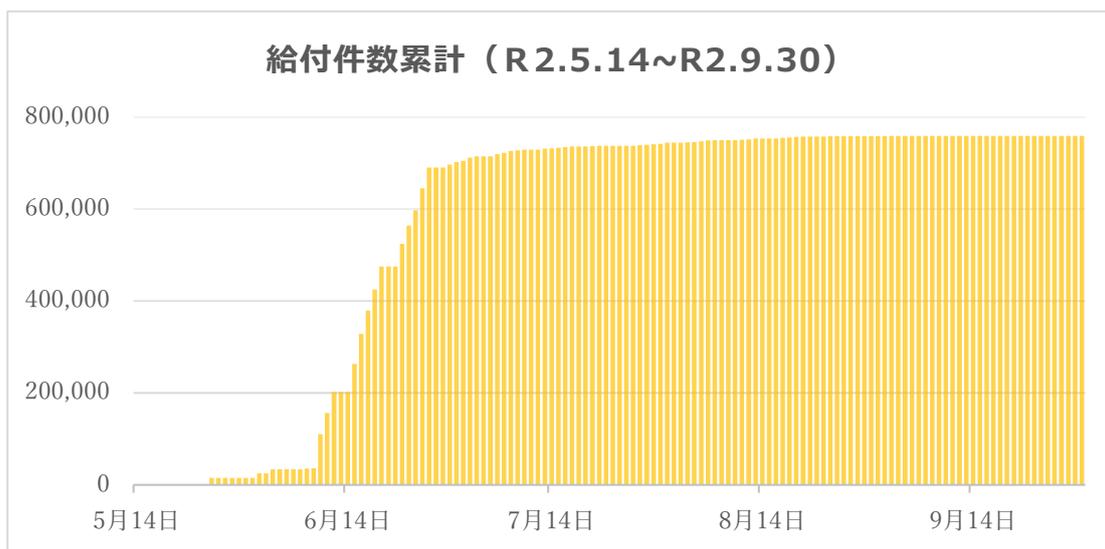
特別定額給付金事業が終了する令和3年3月末に向けて、申請書の保管場所を確保するとともに、令和3年度以降も申請者からの給付状況の問い合わせや公官庁等からの照会等への対応が必要であることから、支給情報検索システムを構築した。

## ○ 特別定額給付金給付実績（給付期限：令和2年度末）

神戸市全世帯数 **764,063 世帯**（給付対象者判定の基準日：令和2年4月27日）

給付数 **759,371 件**

給付率 **99.4%**



## （2）住居確保給付金

### （制度概要）

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業で、経済的に困窮し、家賃を負担することが困難な方に対して、自治体が直接家主に家賃相当額を負担することで原則3か月間（最長で9か月）住居を確保するものである。

合わせて、専任の相談員が寄り添って、就労に向けた支援を実施することで、困窮世帯の自立を図るものであるが、現状は要件が部分的に緩和されている。

この事業は、本市では各区のくらし支援窓口が実施しており、相談員が様々な生活の相談支援に応じ、ハローワークと連携して支援を実施している。

### (対象拡大による申請の状況)

令和2年4月20日以降、国の省令改正が行われ、これまでの対象である「離職後2年以内」に加えて、「個人の都合による理由以外で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者」についても、対象が拡大された。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対象拡大に加え、厚労省では、申請者個々人の生活状況に応じた就労支援のプランの作成を不要、窓口での対面による申請書受理ではなく、郵送申請も可能とするなどの通知を発出しており、幅広い方への制度利用を図っているところである。

この結果、令和2年4月1日から令和3年9月末までに約4,160件程度の申請を受理している。

#### ○申請状況

R 2	4月	5月	6月	7月～ R 3. 3月	合計	R 3. 4月～ 9月末
申請件数	480	850	570	1,220	3,120	1,040

### (現在の制度運用)

令和2年4月から合計10回を超える見直しや、令和3年2月の緊急事態宣言の延長の状況を受けて、3か月間に限り、再支給が可能となった。(申請期限：令和3年2月～令和4年3月末まで)

### (申請の効率的な対応、効果的な発信)

また、住居確保給付金の対象拡大に合わせて、国からは、郵送による受付などの依頼も来ており、令和2年4月27日からは、全市的に郵送による申請を開始している。

なお、制度変更の度に、市民向けの広報が急務となり、速やかな市のHPへの掲載、各区で対応する職員へ周知を図った。特に大きな制度変更では、民間会社との連携協定を活用し、生活困窮者本人の携帯電話へSMSを直接送るなどの対応を図った。

### (国の対象拡大による影響)

相談者が増えている窓口には、相談員を追加配置するなど、順次、体制の強化を図った。

### (3) 生活福祉資金

#### (制度概要)

従来は低所得者が対象であったが、「新型コロナウイルス感染症の影響により、有業等により収入の減少がある世帯」にも拡充され、全国共通の制度として、令和2年3月25日より開始。神戸市でも、各区の社会福祉協議会が窓口として実施している。

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等があること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

#### 償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税</li> <li>総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税</li> <li>総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税</li> <li>総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税</li> </ul>	住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。
-----------------	------	--	--------------------------

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 (再貸付あり(※2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

#### (申請受付の対応)

この貸付制度は、各区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)の窓口(区役所)でのみ申請を受け付けていたことや申請には住民票が必要で、市民課の窓口が混雑し、区役所庁内で市民が滞留する要因となっていたことなどより、令和2年4月中旬からは、神戸市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)において、「新型コロナウイルス特例貸付コールセンター」を設置し、貸付に関する電話相談を開始し、同時に郵送による申請も可能とした。

加えて、貸付の手続きにあたって必要な住民票については、社会福祉協議会職員が代理取得するための委任状を取得することで、市民課で滞留する要因を解消した。

令和2年7月には、貸付期間の延長により最長7か月(最大80万円の貸付⇒最大140万円)、さらに、令和3年2月には、再貸付が運用開始となり、最大200万円の貸付が可能となった。

これらの結果により、現在も申請総数(令和3年7月末時点:71,023件)は伸びているが、神戸市では、感染状況拡大防止の観点から、同特例貸付コールセンターを継

続し、申請を受け付けており、区役所での市民の密集の緩和や、結果として、区社協職員の負担緩和につながっている。

### **(財政措置)**

貸付制度に関する原資は、厚生労働省から配分（国費10/10）されるが、市社協で実施しているコールセンターや郵送申請処理に必要な事務費の配分については、兵庫県社会福祉協議会が決定する。今後、国から十分な事業費が配分されなければ、市社協の持ち出しとなるが、新設された国庫補助金を活用することで、財政的な負担を緩和した。

また、結果的に各区のくらし支援窓口との連携を図ることができたことから、より速やかな情報提供が可能となった。

## **(4) 生活困窮者自立支援金**

### **(制度概要)**

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯には、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付などによる支援を行ってきたが、コロナ禍の長期化により、貸付の利用が上限に到達するなど、特例貸付をこれ以上利用できない世帯が存在している。

こうした世帯に対して、就労による自立を図ること、また、それが困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげることを目的として、生活困窮者自立支援金の創設が令和3年6月に国により通知された。神戸市においても、この通知に従い、令和3年7月より申請受付を開始している。

### **(申請の効率的な対応、効果的な情報提供)**

制度の趣旨は、生活困窮者の自立を図るため、求職活動が求められるものだが、感染状況によっては、迅速に給付することも重要なものとして位置付けられており、対面による申請窓口は設置せず、郵送及び電子申請で対応した。また、生活福祉資金の実施主体である兵庫県社会福祉協議会から提供される貸付の情報を活用の上、貸付制度の上限に至った世帯へ、申請書及びパンフレットを直接発送することで効果的な情報提供に努めた。

### **(現状の制度運用)**

当初の通知では、令和3年8月末が申請期限となっていたが、感染状況の拡大を踏まえて、令和3年11月末へ期間延長された。さらに、国の経済対策により、令和4年3月末まで再度期間延長された。これに基づき、新たに対象となる方に対して、同様の情報提供を実施している。これらにより、令和3年10月末時点では3,300件を超える申請を受理している。

○申請状況

R3	7月	8月	9月	10月	合計
申請件数	1,022	1,640	426	275	3,363

**(5) 保険料減免関係(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金)**

**(国民健康保険の保険料減免・徴収猶予)**

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に伴い、国から各保険者に対して保険料の徴収猶予制度の周知も含め適切に運営するよう通知があった(令和2年3月10日付通知)。これを受けて、国の通知をホームページで公開して徴収猶予制度の概要の広報を図るとともに、区に対しても適切な対応を周知した。(令和2年3月12日)

続いて、保険料の減免について、国から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示された(令和2年4月8日概要通知。同年5月1日付正式通知)。これを受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免を新たに設けるとともに、市民への広報のため、市ホームページに、制度概要を掲載した(「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト(個人)」にもリンクを掲載)。また、規則を制定し(令和2年6月3日付公布)、令和2年6月から新型コロナウイルス感染症に伴う新たな減免制度の受付を開始した。

また、来庁が例年以上に多くなることを想定して、全世帯に送付している「保険料のお知らせ」に同封する案内チラシに来庁の抑制に関するお願いと合わせ、新たな減免制度及び徴収猶予の制度の案内を掲載することで制度の周知を図った。

さらに制度の周知を図るべく、広報紙(10月号)に制度案内を掲載して広く広報に努めるとともに、令和2年11月の国民健康保険の被保険者証一斉更新に際しても制度の案内チラシを同封して全世帯に周知を図った。

これらの対応については、被保険者に安心感を与えること、被保険者への周知と早期対応、また区役所への来庁者数を抑えることに主眼をおいて行った。

実施にあたっては、国の正式通知や詳細な疑義回答が遅く、また、国基準通りの減免対応は現行の国保システムで対応できなかったため、運用方法の方針決定に時間を要したこと、また、保険料の減免費用は国の財政措置が行われたものの、必要な事務費について、財政措置がなされず市費での対応となったことが課題であった。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから(令和3年3月12日付及び6月2日付)、引き続き継続実施した。

**(後期高齢者医療の保険料減免・徴収猶予)**

後期高齢者医療においても、国民健康保険と同様に国から保険料の徴収猶予及び新型

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に関する通知があり、また、令和2年4月9日付けで兵庫県後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）より国基準を踏まえた保険料減免規則を新たに制定する旨の通知があった。

これを受けて、各区の保険年金医療課に周知するとともに、市ホームページの「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト（個人）」と後期高齢者医療制度のサイト内に保険料の減免及び徴収猶予の制度概要を掲載し、市の広報紙（5月号）でも案内を行った。

また、新たな減免制度について、令和2年7月13日に発送した「後期高齢者医療保険料のお知らせ」に、リーフレットを同封し、全被保険者に周知するとともに、国民健康保険と介護保険とあわせて、広報紙（10月号）の広告欄に制度案内を掲載した。

さらに、令和3年1月に緊急事態宣言が再発令されたことを受け、広報紙（2月号）に徴収猶予と減免に関する記事を掲載した。

国民健康保険との大きな違いは、後期高齢者医療制度では市町で構成する広域連合が保険者であり、各市町と役割分担を行いながら運用していることである。減免等の制度設計は広域連合が行うが、被保険者の窓口対応は、国民健康保険と同じく、区の保険年金医療課で行っていることから、国民健康保険の制度と合わせながら周知広報を行い、現場での混乱がなるべく少なくなることに留意した。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付及び6月2日付）、広域連合が引き続き継続実施した。

### **（介護保険の保険料減免・徴収猶予）**

国からの保険料減免や徴収猶予に関して、国民健康保険と同様の趣旨で同時に通知がきた。これを受けて、各区には必要な周知を行った。

保険料減免について規則改正を行い、令和2年6月より申請受付を開始した。

また、制度の広報については、市ホームページ上の「新型コロナ対策神戸市支援総合サイト（個人）」への掲載、介護保険の全被保険者（43万人）に対して送付した保険料のお知らせに同封するチラシへの記載を行った。さらに、令和2年8月に減免の可能性のある方（約7万人）に対して制度案内を個別郵送、電話相談のためのコールセンターを1か月程度設置した。

保険料減免の財政措置は令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付及び6月2日付）、引き続き継続実施した。

### **（国民年金の臨時特例免除）**

国民年金については、新型コロナウイルス感染症新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者等の保険料免除（「臨時特例免除」という）制度が新たに創

設され、令和2年5月1日から区役所において受付を開始した。(令和2年4月23日付年金局事業管理課長通知)

臨時特例免除制度について、市ホームページに掲載し、申請書様式をダウンロードして申請できるようにするとともに、広報紙に臨時特例免除の記事の掲載を掲載した。(複数回)

また、令和2年7月の国民年金の免除の更新申請勧奨にあわせて、臨時特例免除の案内と所得見込額申立書、返信用封筒(日本年金機構事務センターあて)を同封し、制度周知及び来庁抑制のための郵送申請の徹底を図った。これにより、免除申請のための区役所来庁者数は、コロナ前の3分の1程度に抑えることができた。

臨時特例免除の適用期間については、令和2年度分までとされていたが、令和3年度分についても引き続き適用された。

## **(6) 傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療)**

### **(国民健康保険)**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾―(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を受けた厚生労働省(令和2年3月10日付通知)及び兵庫県(令和2年3月27日付通知)からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金制度を創設した。

市内でも感染が拡大する中、速やかな対応が必要なことから、臨時市会に上程した(令和2年5月1日議決、同年5月8日公布及び施行)。

申請受付は令和2年5月11日から開始とし、併せて市ホームページ上にも説明及び申請様式等を掲載し、郵送による受付にも対応した。さらに、広報紙こうべ(6月号)でも制度PRを積極的に行った。

今回の傷病手当金は、対象者が被用者限定で、給付対象者が限られることから実施の効果が限定的と考えられたこと、また、国通知も実施を強制するものではなかったため、実施については、他都市の動向も見据えながらではあったが、感染拡大状況に鑑み、実施しないという選択肢はないとの判断で、早く方針を固めた。

適用期間については、当初は令和2年1月1日から同年9月30日の間とされていたが、令和2年8月と11月、令和3年2月、5月及び8月の計5回にわたり国からの財政支援に関する通知があり、令和3年12月31日まで期間が延長されている。

### **(後期高齢者医療)**

国からの通知関係は国民健康保険と同様で、対象者は被用者限定。保険者である広域連合において、傷病手当金制度を創設した(広域連合条例・規則改正:令和2年4月15日公布、同年5月1日施行)。

申請の受付事務は本市が行うため、本市の条例改正を行い(令和2年5月1日議決、同年5月8日公布及び施行)、令和2年5月11日より申請受付を開始した。広報につい

ては、国民健康保険と併せて実施した。

適用期間については、国民健康保険と同様に令和3年12月31日まで期間が延長されている。

### **(7) ICTを活用した生活困窮者学習支援事業**

長期休校により学習の遅れが懸念される生活困窮世帯の中学3年生と、休業要請でアルバイト収入が減少した大学生講師をマッチングして、マンツーマンの同時双方向型オンラインの学習支援事業を行った。

また、令和2年7月からは、生活困窮世帯の中学2年生、8月からは不登校の中学生及び長期入院で学校に通うことができない小中学生を対象に加えた。

令和3年度からは生活困窮世帯の中学1年生にも対象を拡大した結果、登録者数は増加傾向であり、出席率も高い推移となっている。

オンラインで実施するにはインターネット環境が整っている必要があるが、すべての家庭に整っている訳ではないことから、タブレットの貸与、ルータの設定等など、ICT環境整備への支援や対象となる世帯への周知など教育委員会と連携して実施することが重要であった。

### **(8) ひとり親家庭のサポート**

#### **(就業相談)**

緊急事態宣言の解除後、令和2年7月末までは毎日就業相談を行った。相談者を待つだけではなく、これまで相談歴のある方へ積極的に電話をかけ、アフターフォローを行った。毎日就業相談を終了した後は、十分に感染防止対策をとった上で、面談による相談（区役所・ひとり親家庭支援センター等）を再開し、きめ細かく相談に対応をした。結果、令和3年2月末時点で253人の方の相談に応じた。

相談内容は、「再就職や転職」の相談が約6割を占めており、コロナ禍における今後の働き方等に関するものが多かった。相談者に対するアンケート(上半期分)において、満足度は「とてもよかった」「よかった」が全てを占めており、高い評価が得られたと考えている。また、就業相談の良かった点としては、88.6%が「よく話を聞いてもらえた」、68.6%が「適切なアドバイスをもらえた」、57.1%が「役に立つ情報が得られた」が挙げられており、高い満足度が得られている。さらに、マンツーマンのパソコン講座も実施し、延べ223人の方に参加いただいた。これらの取り組みにより、令和3年2月末時点での就業者数が66名、対前年比227%となっており、前年度の就業者数を上回ることができたことから、コロナ禍において一定の役割を果たせたと評価している。

就業相談の中では、仕事の悩みの相談の枠を超えて、ひとり親の抱える不安や悩みをお聞きし、適宜さまざまな施策の情報提供を行うことで、ひとり親が安心して自立していただけるよう、寄り添い支援に努めている。

令和3年度は、面談や電話による相談に加えて、オンラインでの相談体制を整えると

共に、巡回相談先として北神区役所を加えている。

#### **(SNSとAIを活用した就業相談)**

令和3年8月より、SNSアプリ「LINE」でチャットボットやAIの技術を活用して、キャリアコンサルタントがオンライン上で就労相談や就職のマッチングを行うサービス 시작했다。SNSアプリ「LINE」で、『神戸市ひとり親家庭就職・転職支援サービス』を検索または二次元コードから友だち登録の上で利用できる。相談時間は朝6時から24時まで。ひとり親に特化した就業あっせんを目指している。

#### **(資格取得Web 講座)**

資格取得Web講座については、ひとり親家庭の中長期的な就業自立を促進するため、就職に結びつきやすい医療事務や調剤事務、登録販売者などの民間資格取得に向けた講座を無料で受けられる制度として、当初定員を300名で募集したが、申込人数が非常に多かったため、急遽定員を500名まで拡充し、受付を行った。現在、順次資格取得後の方から就職準備金の申請を受け付けており、速やかな支払いに努めている。取得する資格によっては、令和2年度に試験が開催されないなどさまざまな事情により令和2年度に資格取得ができない方もおり、このような方を少しでも支援するため、受講開始から1年以内であれば就職準備金の対象となるように予算措置を行った。同様に令和3年度は令和3年5月24日から令和3年6月28日まで無料で受講申込を受け付け、資格取得による就労機会の推進を目指している。

#### **(既存事業の補助率の充実)**

自立支援教育訓練給付金事業については、補助率を6割から10割に拡充し、新型コロナの影響を受けて収入減少した方も対象にしたところ、令和2年4月から令和3年2月末までの講座指定の新規受付件数は、62件となっており、令和2年4月以前から受講している方を含めると、108件の方が今回の拡充の対象となっている。

#### **(ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金)**

養成機関に通学中の生活費として訓練促進給付金を支給している。また、修了後、修了支援給付金を支給。コロナ禍において安定就労を通じた中長期的な自立支援につながるような資格取得支援を更に促進するため、令和3年度に受講開始したものに限り、令和3年4月より養成機関に6月以上通学して取得する民間資格にも対象資格を拡大している。(令和3年6月～受付開始)

#### **(ひとり親家庭住宅支援資金貸付)**

コロナ禍において、安定就労を通じた住居確保に向けて、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃(実費額)の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労などによる自立の促進

を図る。(令和3年10月～受付開始)

### (ひとり親世帯への給付金)

令和2年6月、国において、補正予算により臨時特別給付金を早期に支給することが打ち出された。その内容は、児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大幅に減少する世帯に対して追加で5万円を給付するというものであった。児童扶養手当受給世帯に対しては、申請は不要であり、令和2年8月20日に支給を行った。また申請が必要な分については、専用コールセンターを令和2年7月27日に開設、各区役所・支所に申請相談窓口を令和2年8月3日から9月30日までの間設置し、郵送申請を基本としつつも円滑な申請が行えるように配慮を行った。

その後、9月市会において、ひとり親家庭への経済的支援が十分行き届いているのかという質疑があり、それを受けて11月市会において、神戸市単独でひとり親世帯へ独自の一時金支給(1世帯2万円、第2子以降1人につき1万円加算)を行うための補正予算を編成した。令和2年12月28日以降に本市独自の給付金を対象者12,106人に対し、301,860千円の支給を行った。

また、令和2年12月11日の閣議決定において、国の予備費を活用し、令和2年8月の給付金の支給対象者に対して再度同様の給付を行うこととされたため、令和3年1月20日に支給を行った。

さらに、令和3年3月16日には、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」が関係閣僚会議で決定し、低所得の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うこととなった。ひとり親家庭及び令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)の養育者であって、①令和3年度住民税(均等割)が非課税の方または②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(令和3年4月から令和4年2月末までに生まれた新生児等の養育者も対象)に子ども一人当たり5万円を給付している。

### 給付金 令和2年度

#### (1) ひとり親世帯臨時特別給付金(国、新型コロナウイルス対策)

##### ア. 対象者・支給額

	基本給付 (ア)	追加給付 (イ)	再支給 (ウ)
令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者	○ 申請不要	○	○ 申請不要
公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者	○	○	○ 申請不要
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	○	×	○ 申請不要

(ア) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

(イ) 追加給付 1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者に対して支給

(ウ) 再支給 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

基本給付を受給した者に対して同額を支給

イ. 支給実績（確定値）

内訳	基本給付 (ア)	追加給付 (イ)	再支給 (ウ)
令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者	11,430人 741,360千円	4,993人 249,650千円	11,430人 741,360千円
公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者	341人 22,000千円	194人 9,700千円	341人 22,000千円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	768人 51,480千円		768人 51,480千円
小計	12,539人 814,840千円	5,187人 259,350千円	12,539人 814,840千円
合計	(実人数) 12,539人 1,889,030千円		

(2) ひとり親世帯神戸市臨時給付金（市独自、新型コロナウイルス対策）

ア. 対象者 以下の両方を満たす方。申請不要。

(ア) ひとり親世帯臨時特別給付金（国）を受給している方（受給するために申請が必要な方の場合は、令和2年12月28日までに申請している方に限る）

(イ) 令和2年10月31日時点で神戸市内に住所があり、かつ、児童扶養手当の支給要件に該当する方（児童扶養手当を申請していない方や、全額・一部停止の方を含む）

イ. 支給額 1世帯2万円、第2子以降1人につき1万円。

ウ. 支給実績（確定値） 令和2年12月28日～令和3年3月29日に支給。

12,106人、301,830千円。

**給付金 令和3年度**

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

支給額：児童1人あたり一律5万円

対象者	申請	支給実績
(ア) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者	積極支給 (申請不要)	11,012人 824,800千円
(イ) 公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）	要申請（郵送受付） R3. 6. 7～R4. 2. 28	83人 5,350千円
(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者		394人 29,100千円
合計		11,489人 859,250千円

（令和3年10月末時点）

(2) なお、同様に低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給が決定しており、7月26日より支給を開始している。

支給額：児童1人あたり一律5万円

対象者	申請	支給実績
(ア) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ※令和4年2月末までに生まれる新生児も対象	積極支給 (申請不要)	8,064人 746,000千円
(イ) (ア)のほか対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、つぎのいずれかに該当する者 ①令和3年度分の住民税均等割が非課税 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）	要申請（郵送受付） R3. 7. 5～ R4. 2. 28	① 152人 9,400千円 ② 61人 7,200千円
合計		8,277人 762,600千円

（令和3年10月末時点）

## (まとめ)

緊急事態宣言の再発令等により、引き続き経済情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、非正規雇用の占める割合が多いひとり親家庭にとっては、パート等のシフト減による収入減少・養育費の減少などによる家計への影響が懸念される。このため、ひとり親家庭が安定就労を通じた中長期的な支援による自立支援につながるような施策展開を、引き続き行っていきたい。

## (9) DV相談

令和2年度の神戸市DVセンターにおける延べ相談件数は、前年度よりも増加している。4～6月が特に多く、7月以降も前年度よりも多い傾向が続いていたが、11月からは減少している。原因としては、4月～6月については、特別定額給付金DV申出が影響したと考えられるが、その後の増減については、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や経済不安等が影響している可能性もあるが、明確には判断できない。

国が令和2年4月20日に設置したDV被害者相談窓口「DV相談+(プラス)」(電話・SNS・メール)は、令和3年度も引き続き24時間対応することとなっている。

相談件数の動向や国の動きからも、市独自で夜間対応する必要性は低いいため、DV夜間相談ダイヤルは再開せず、神戸市DVセンターにおける通常の相談対応を続けている。

令和3年度(10月末現在)の相談については、一昨年と同程度の件数に落ち着いており、相談に関してはコロナの影響は特に感じられない状況である。

## (新型コロナワクチン接種券の発送)

DV等やむを得ない事情があり、住民票住所地と居住地が異なり、接種券が手元に届かない方で、住民票住所地に届く接種券を入手することができない方に居住地に接種券を送付した。

## (10) 子育て相談ダイヤル

コロナ禍における緊急事態宣言や外出自粛により、家庭内で保護者と子ども双方のストレスが溜まり、児童虐待のリスクが高まることが予測された。

育児ストレスの緩和や虐待の未然防止を図るため、令和2年4月10日に、市内3か所の児童家庭支援センターにおいて24時間対応の「子育て相談ダイヤル」を設置し、コロナ禍における育児相談に対応した体制を整えた。

従前より、市内3か所の児童家庭支援センターにて24時間の電話相談は行っているが、改めて、「子育て相談ダイヤル」として、同じ電話番号にて市民に対して広報を行った。

コロナ禍により相談件数も一定期間増加すると考え、4月10日から6月30日の間を新たに、電話相談業務として本市より委託を行った。

令和2年4月10日から6月30日間の間寄せられた相談件数は、174件となっている。

・実施施設および実績：

実施施設	相談件数
神戸真生塾	96 件
しらゆり	39 件
おるおるステーション	39 件
計	174 件

児童家庭支援センターの既存のダイヤルを活用することにより、より迅速に相談窓口を開設することができた。また、児童家庭支援センターには子育て支援の専門職が常勤しているため、相談に関しては、より適切な助言などの支援を行うことができた。

この子育て相談ダイヤルについては、現在も本市ホームページで案内し、子育てのあらゆる相談を受け付け、家庭からの要望があれば、必要に応じて面談や家庭訪問を行っている。

市民から相談ダイヤルに連絡をいただいたことで、他の支援に繋がったケースも出てきており、引き続き、子育て支援の推進を図っていきたい。

(参考) 児童家庭支援センター 相談件数

実施施設	令和2年度 相談件数	令和3年度 相談件数
神戸真生塾	2,516 件	1,663 件
しらゆり	1,649 件	1,641 件
おるおるステーション	1,391 件	2,509 件
計	5,556 件	5,813 件

※令和3年度は4月～10月集計

## **(11) 外国人留学生等への支援**

### **(外国人留学生等有償ボランティア事業)**

新型コロナウイルス感染症拡大初期においては、予期せぬアルバイトの急減などにより、生活困窮している学生が多く発生した。とりわけ外国人留学生は、突然の国際便の欠航等により帰国が困難なうえ、実家などの知縁に頼ることもできない中、生活困窮に瀕している人がより多い状況であった。そこで、令和2年6月から令和3年3月まで、神戸国際コミュニティセンターにおいて、緊急支援として、生活に困窮している市内在住・在学の外国人留学生等を対象に、有償ボランティア活動に従事いただいた。

- ・参加学生数           331 人
- ・参加延べ人数       3,769 人
- ・活動内容例           市内公園や商店街等の清掃、ハイキング道の清掃及び道標等検証、自然環境保護活動、英会話教室補助、小中学生の学習支援補助 等

### (外国人留学生等支援事業助成)

令和2年度及び3年度に、神戸国際コミュニティセンターにおいて、コロナ禍で困窮する留学生等のニーズに応じたきめ細やかな支援活動を実施する外国人支援団体等に対する助成を実施した。

- ・令和2年度助成実績 8団体9事業 2,343千円
- ・令和3年度採択実績 5団体5事業 1,000千円
- ・事業内容例 フードドライブ等の食糧支援、シェアハウス提供等の住宅支援、相談会開催 等

### (12) 納税の猶予

国において、令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の納税が困難な方に対して、徴収猶予の特例制度が設けられた。特例制度においては、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期と比べて概ね20%以上）があり、一時に納税を行うことが困難な方は、納期限より1年間、市税の納付が猶予される。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が免除され、担保の提供も不要となる。

徴収猶予の特例制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となっており、同日をもって原則、特例制度の受付は終了したが、新型コロナウイルス感染症による影響で依然として厳しい経済状況にあるため、コロナ禍で納税が困難な方については、納税資力に応じた分納相談や、必要に応じて通常の納税の猶予制度を適用している。

#### 【概要】（令和3年9月末現在）

- 対象者：新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時に納税を行うことが困難な個人、事業者
- 実績：申請受理件数：3,283件（法人1,677件、個人1,606件）
- 猶予額：50.2億円（法人44.0億円、個人6.2億円）

### (13) 土地に係る固定資産税額の据置

平成29年1月1日から令和2年1月1日までの期間において地価が上昇傾向にあったことから、本来であれば、その上昇分が令和3年度の税額に反映される予定であった。

しかし、令和3年度地方税法改正（令和3年3月31日施行）により、地価の上昇により税額が増加する土地については、令和3年度に限り、現行の負担調整措置（評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。）の仕組みを拡大して、地価上昇分の税額を令和2年度と同額に据え置く措置を実施した。

【概要】（令和3年9月末現在）

対象者：地価の上昇に伴い評価額が上昇する土地

（商業地等にあつては負担水準（※）が70%以下、住宅用地にあつては負担水準が100%以下のものに限る。）の納税義務者

据置額（据置措置による納税者の負担軽減額。2021年9月末現在）：

約18億円（内訳：商業地等：約13億円、住宅用地約5億円）

※負担水準＝課税標準額／評価額

## **(14) 応援したいことを実現につなげる、with コロナ KOBE 応援プラットフォーム事業**

with コロナの新しい生活様式が求められている一方で、これまでの生活が制限され、社会的、経済的に「困っている市民等」に対して“応援したい”という気持ちを「応援したいこと」として募集する「with コロナ KOBE 応援プラットフォーム事業」を令和2年8月に開始した。応援者は「子どもの応援」「高齢者の応援」「地域の応援」など12のカテゴリーから選択して応募を行い、運営事務局（市と委託事業者）が、「応援したいこと」を実現するためのチームづくり（協力者探し）を行い、具体的な支援の取り組みにつなげていく“プラットフォーム”を運営している。

令和2年度は、生きづらさや困難を抱える子育て世帯への継続的な食支援の取り組みや、市民参加型の寄付として医療従事者にスープを届けるという企業の取り組みなど、11事例が実現した。令和3年度は、お盆のお供えを経済的に困っている留学生に提供する寺院の取り組みや、子どもたちの行事にトロフィーを寄付することで思い出作りを応援する取り組みなど、4月～9月で10事例が実現した。

## **(15) KOBE 学生地域貢献スクラム**

新型コロナウイルスの影響に伴い、（保護者などの）学生の生活維持者の収入や学生本人のアルバイト収入が減少し、学生の修学継続に影響が生じていた。他方、地域では人材不足が深刻化し、学生などの若手人材の参加を推進していく仕組みの構築が急務となっていた。このような状況を踏まえ、社会貢献活動を通じた学生支援事業「KOBE 学生地域貢献スクラム」を令和2年8月に立ち上げた。

令和2年度は、里山再生やこどもの居場所づくり事業など多様な約70のプロジェクトに、延べ約1,100人以上の学生が参加した。

参加した学生からは経済的支援としての反響とともに、社会課題や地域課題の解決支援により「普段生活をしていて見えない部分が見えることで視野が広がった」などの意見、地域からは学生の活動に助けられたとの意見をいただいている。

令和3年度はコロナ禍の一定程度の収束を見込み、学生への経済的支援という趣旨を薄めつつ

○地域での学生の育成を通して、継続的な社会貢献活動への参加を促進

- 急激な人口減少・高齢化に伴い発生する社会課題や地域課題の解決支援
- 神戸が抱える地域課題を認知するきっかけ、地域と学生とのネットワークづくり  
といった趣旨を踏まえ、地域団体・NPO等の団体の概要・活動内容から、プロジェクトの組成基準に合った活動を選抜している。

尚、令和3年10月末時点における令和3年度の活動実績は下記の通り。

- ・参加学生数 108人
- ・参加延べ人数 273人
- ・支援先団体数 19団体（NPO法人7、株式会社3、一般社団法人1、その他8団体）
- ・事業数 22事業
- ・活動日数延べ 82日

## 第7節 事業者向け支援策

### (1) 市内事業者の実態把握

中小事業者の支援策については、各種統計データにより経済全体の動向を注視するとともに、関連業界団体等との日常的な意見交換などを踏まえて検討してきた。

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）下においては、緊急的な個別アンケートや関連団体との意見交換を行い、ニーズの把握に努めた。そのような中から頂いた声をもとに、固定費となっている家賃相当額を支援する店舗家賃負担軽減補助金や、新たな取り組みを支援するチャレンジ支援補助金等を実施した。

景況感が回復傾向となった令和2年6月には産業振興財団がメールによるアンケートを実施したほか、令和2年8月には企画調整局と連携し、広く市民・事業者へアンケートも実施した。

その後、令和3年1月14日の新型コロナウイルスの再拡大に伴う緊急事態宣言の再発令以降は、無作為に抽出した企業を対象とした景況雇用動向調査の特別調査において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けたほか、経済団体において個別事業者を対象に実施されたアンケートを活用し、市内経済の状況把握に努めた。また、経済団体を通じて個別事業者と市長が意見交換会を行う場を設置する等、事業者へヒアリングを行い、厳密な実態把握に努めた。そのような声を踏まえたうえで、令和2年度補正予算、令和3年度予算編成、令和3年度補正予算を通して支援策を進めてきた。

#### 【参考】主な実績

##### ○新型コロナウイルス感染症発生以降実施した主な調査

- ・R2.3月：産業振興財団がメールにより個別企業へアンケート（700社）
- ・R2.3月：経済政策課が委託によりアンケート（無作為・2,000社）
- ・R2.6月：産業振興財団がメールにより個別企業へアンケート（100社）
- ・R2.8月：企画調整局が委託により市民・事業者へアンケート（市内事業者：3,000社）（市内在住18歳以上市民：5,500人）
- ・R3.1月：景況・雇用動向調査の特別調査において新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けた（2,000社）※R3.7月公表
- ・R3.8月：景況・雇用動向調査の特別調査において新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を設けた（2,000社）※R3.10月公表

##### ○経済団体等と市長との意見交換会

- ・R2.3・5月：神戸商工会議所
- ・R2.3・5月：神戸経済同友会
- ・R2.3・5月：兵庫県中小企業家同友会
- ・R2.10月：神戸商工会議所（女性経営者：8名）
- ・R3.1月：兵庫県中小企業家同友会（飲食店経営者：3名＋代表理事：1名）
- ・R3.4月：神戸経済同友会

## **(2) 支援策**

新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染症の拡大防止と事業者の事業継続・経済活動の維持を両立させることを念頭に取り組みを進めてきた。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返しており、その動向に応じて変化する市内事業者の経営課題に対して、緊急的に必要な事業継続支援、感染終息期を見据えた消費・需要喚起、with コロナ・ポストコロナに対応するための投資支援、市内雇用の維持といった観点から、国や県の施策も見極めながら、市としての支援策を実施してきた。

### **(緊急的に必要な事業継続支援)**

#### ①資金調達支援（融資）、市長認定窓口

##### ・資金調達支援（融資）

本市においては、縣市協調で、新型コロナウイルス感染症の発生当初から既存資金の拡充（新型コロナウイルス対策貸付、新型コロナウイルス危機対応貸付、経営活性化資金、借換等貸付）や、民間金融機関による制度融資を活用した実質無利子無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆる「ゼロゼロ融資」）」や信用保証料を全額補助する「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」の創設などを行ってきた。

その後も、感染症の影響が長期化し、度重なる時短営業や緊急事態宣言の発令等により、事業者における資金繰りが厳しくなっていくことを受けて、新型コロナウイルス感染症対応資金における融資限度額の引き上げや借換要件の緩和並びに実施期間の延長（※1）を行ってきた。

また、令和3年度からは、金融機関の伴走支援を受けながら、ポストコロナ社会を見据えた経営改善等に取り組む中小企業者に信用保証料の3/4を補助する「伴走型経営支援特別貸付」を創設し、引き続き、先行き不透明な状況下において、中小企業者に対する資金繰り支援に取り組んでいる。

※1「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」は令和3年5月で終了

**【新型コロナウイルス関連融資実績（神戸市域）】**（令和2年3月～令和3年10月末時点）

件数：18,519件

金額：3,717億9千万円

##### ・市長認定窓口

国におけるセーフティネット保証等の指定により、市長認定窓口申請者が殺到し、認定書の交付までに非常に長い時間を要するという事態となった。そのため、順次体制の拡大を図り、最大9窓口まで増設したほか、窓口案内表示システムの導入、申請書類の簡略化、簡略化した書類の郵送申請での受付等の対策を行った。これにより、

「待ち時間」及び「密」の問題も解消され、安心安全に、かつ、迅速に認定申請を行っていただくことが可能となった。

【市長認定の状況】（令和2年3月2日から令和3年9月30日）

- ・セーフティネット保証4号（R2.3.2） 8,143件
- ・セーフティネット保証5号（R2.3.6） 1,908件
- ・危機関連保証（R2.3.13） 9,654件

※（）内は受付開始日

【参考：主な取り組み状況】

日付	資金調達支援（融資）	市長認定窓口
R2.2.25 R2.3.2 R2.3.13 R2.3.16	①新型コロナウイルス対策貸付_受付開始 ②新型コロナウイルス危機対応貸付_受付開始 ③借換等貸付（コロナ対策）_受付開始 ④経営活性化資金（コロナ対策）_受付開始	（セーフティネット保証4号_指定（～継続中）） （危機関連保証_発動（～継続中））
R2.4.22		①申請件数急増により、窓口増設（中小企業診断士協会へ委託等）－最大9窓口
R2.5.1 R2.5.18	⑤新型コロナウイルス感染症対応資金_受付開始	（セーフティネット保証5号_全業種指定（～R3.7.31））
R2.6.9		②「密」対策のため、窓口番号呼び出しシステム導入 ③セーフティネット保証等に係る市長認定申請書類を簡略化 ④セーフティネット保証等に係る市長認定申請の郵送申請受付開始（簡略化様式に限る）
R2.6.22	⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付_受付開始 ⑤-2 新型コロナウイルス感染症対応資金_限度額引き上げ（3000→4000万円）	
R2.7.13		①-2 中小企業診断士協会_委託終了（順次窓口縮小）
R2.12.21	⑤-3 新型コロナウイルス感染症対応資金_実施期間延長（R3.1.31→R3.5.31）	
R3.1.25	⑤-4 新型コロナウイルス感染症対応資金_限度額引き上げ（4000→6000万円）	
R3.2.18	⑤-5 新型コロナウイルス感染症対応資金_借換制限の緩和	
R3.4.1 R3.5.1	⑦伴走型経営支援特別貸付_受付開始	
R3.5.31	⑤-6 新型コロナウイルス感染症対応資金_終了 ⑥-2 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付_終了	①-3 市長認定窓口を2窓口に戻す

## ②中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令に伴う休業要請や外出自粛等により市内経済が深刻な影響を受ける中、市内事業者から「売り上げが減少している中でも固定費である家賃は必ず発生するので支援してほしい」という切実な声があった。こうした声を踏まえ、家主と店舗双方に一定の負担を求めながらも家賃軽減に取り組みやすくする市独自の仕組みとして「店舗家賃負担軽減補助金」制度を実施した。

令和2年5月18日に募集要項等を公表した後、翌日19日から専用コールセンターを開設し、受付を始めた。6月30日まで申請を受け付け、(オンライン申請は5月29日から開始)令和3年3月2日までに全ての交付を完了した。

この補助金に対するオーナーやテナントのニーズは予想以上に大きく、想定をはるかに上回る申請が幅広い業種の店舗のオーナーからあったことから、事業継続のための効果があったものと考えられる。

また、オンライン申請を導入したことにより、申請締め切り前の6月中旬から8月末までの間にほぼ全ての申請に対する補助金の交付を完了することができた。

**【概要】**

予算額：1,760,000千円

対象者：店舗を貸しているオーナー、又はオーナーから建物を借り上げたうえで店舗を賃貸している方で、令和2年4月分及び5月分の店舗の本来家賃相当額の2分の1以上を減額している方。

補助金額：令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8（1オーナーあたり上限2,000千円）

**【実績】**

申請件数：3,917件（うちオンライン申請1,154件）

交付件数：3,835件

交付額：16億9,669万円

**③休業要請事業者経営継続支援金**

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令に伴い、兵庫県知事より令和2年4月15日から5月31日までの間、遊興施設、劇場、飲食店等への休業要請がなされ、経営不安の声があがった。そのような状況の中、兵庫県が休業要請をしている事業者に対して、最大100万円を支援する「休業要請事業者経営継続支援金」を県市協調で実施した。

当該支援金は、他の都道府県等で実施している内容に比べて支給金額の水準が高かったため、休業要請に協力し、苦しい経営状況にある中小企業の事業継続を支援することができたと考えられる。

**【概要】**

予算額：1,365,000千円

対象者・補助金額：

《4/15～5/6 休業要請等》

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設	なし	① 4/15～4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円 ② 4/22～4/28 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円 ③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
劇場等		
集会・展示施設		
運動・遊技施設		
博物館等		
学習塾等	床面積 100 ㎡超	③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡超	

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15～4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ⑤ 4/22～4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 20 万円 個人事業主 10 万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 10 万円 個人事業主 5 万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	

《4/29～5/6 休業の協力依頼》

対象種別	休業の協力依頼に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 ㎡以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たりの支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡以下	
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する 宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

《5/7～5/31 休業要請等の延長分》

対象者：4/15から休業要請等の対象となっている支援金支給対象者のうち、5/7以降も継続して協力した事業者

(5/7以降の休業要請等は段階的に解除、施設により異なる)

※GW期間の休業協力依頼施設については、5/7以降は要請がなく対象外

支給額：中小法人：30万円 個人事業主：15万円

但しホテル・旅館及び飲食店は、中小法人：10万円 個人事業主：5万円

【実績】

申請件数：17,138 件

支給額：39 億 8,350 万円

#### ④新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルスの再拡大に伴う緊急事態宣言の再発令（令和3年1月14日から2月28日）を受け、時短要請を受けた飲食店等のみならず、外出・移動自粛の影響を受ける幅広い業種において、経営環境は再び厳しさを増してきた。

そうした状況のなか、緊急事態宣言下等における兵庫県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店経営者に対して協力金を支給する、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力

金」(以下：協力金)を県市協調で実施した。当初(第1期)の県独自の時短要請(令和3年1月12日から1月13日)と緊急事態措置(令和3年1月14日から2月7日)による時短要請に対する協力金に加え、緊急事態宣言の延長(令和3年2月8日から2月28日)及び宣言終了後の県独自の時短要請(令和3年3月1日から3月31日)(第2期)に伴う協力金を予算措置した。

令和3年度に入っても引き続き県独自の時短要請(令和3年4月1日から4月4日)及びまん延防止等重点措置による時短要請(令和3年4月5日から4月24日)に伴う協力金を予算措置した。

また、事業者への支援は広域的な観点から取り組むことがより効率的であるとする国の方針により、国の臨時交付金(事業者支援分)の対象は都道府県のみとされたことから、4月25日以降の協力金については兵庫県単独で予算措置することとなった。

県独自の時短要請における協力金の日額4万円や、緊急事態措置による時短要請における日額6万円という金額については、店舗規模という観点が加味されない一律の支援額であった。このため、「一律の支援額ではなく、事業規模に応じた支援を」、「時短要請対象外の事業者も経営が苦しい」、「卸売など飲食店の取引先も厳しい」といった声もあったが、まん延防止等重点措置による時短営業(令和3年4月5日から24日)以降の協力金については売上高に応じて支給額が決定されるようになり、事業規模に応じた支援が可能となった。

**【概要】**

予算額：3,885,981千円

対象者・補助金額：

<第1期>

○要請対象期間 令和3年1月12日～2月7日(27日間)

区分	県要請	緊急事態措置
期間	R3.1.12～1.13(2日間)	R3.1.14～2.7(25日間)
対象地域	神戸・尼崎・西宮・芦屋	県内全域
対象施設	飲食店営業許可を受けている ・接待を伴う飲食店 ・酒類の提供を行う飲食店等	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている ・全ての飲食店・遊興施設
支給要件	午前5時～午後9時に短縮	午前5時～午後8時に短縮 (酒類提供は午前11時～午後7時)
支給額	1日あたり4万円/店舗	1日あたり6万円/店舗

<第2期>

○要請対象期間 令和3年2月8日～3月31日(52日間)

区分	緊急事態措置	県要請	県要請(延長分)	県要請(再延長分)
期間	R3.2.8～2.28 (21日間)	R3.3.1～3.7 (7日間)	R3.3.8～3.21 (14日間)	R3.3.22～3.31 (10日間)
対象地域	県内全域		神戸・尼崎・西宮・芦屋	
対象施設	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている ・全ての飲食店・遊興施設			
支給要件	午前5時～ 午後8時に短縮 (酒類提供は午前 11時～午後7 時)	午前5時～ 午後9時に短縮 (酒類提供は午前 11時～午後8時)	午前5時～ 午後9時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後8時30分)	
支給額	1日あたり 6万円/店舗	1日あたり4万円/店舗		

<第3期>

○要請対象期間 令和3年4月1日～4月24日(24日間)

区分	県要請	まん延防止等重点措置
期間	R3.4.1～4.4(4日間)	R3.4.5～4.24(20日間)
対象地域	神戸地域・阪神南地域・阪神北地域・東 播磨地域・中播磨地域:12市6町 ※神戸・尼崎・西宮・芦屋以外の市町に ついては、4/21まで継続	神戸・尼崎・西宮・芦屋 ※4/22からは、神戸地域・阪神南地域・ 阪神北地域・東播磨地域・中播磨地域: 12市6町
対象施設	飲食店又は喫茶店営業許可を受けている	
支給要件	午前5時～午後9時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後8時30分)	午前5時～午後8時に短縮 (酒類提供は 午前11時～午後7時)
支給額	1日あたり4万円/店舗	1日あたり4～20万円/店舗 ※<中小企業> 前年度又は前々年度の 1日あたり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下:4万円 ・10～25万円:1日あたり売上高×0.4 ・25万円以上:10万円 <大企業> 1日あたり売上高の減少額×0.4 (上限20万円)(中小企業もこの方式 を選択可)

【参考】＜第4期以降＞

	第4期	第5期		第6期
区分	緊急事態措置	緊急事態措置	まん延防止等 重点措置	県要請
期間	令和3年4月25日 ～5月31日 (37日間)	令和3年6月1日 ～6月20日 (20日間)	令和3年6月21日 ～7月11日 (21日間)	令和3年7月12日 ～8月1日 (21日間)
	第7期	第8期	第9期	
区分	まん延防止等 重点措置	緊急事態措置	県要請	
期間	令和3年8月2日 ～8月19日 (18日間)	令和3年8月20日 ～9月30日 (42日間)	令和3年10月1日 ～10月21日 (21日間)	

⑤家賃サポート緊急一時金

令和3年1月から3月において、飲食店経営者に対する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の実施が決定された一方、緊急事態宣言の発令に伴う時短営業または外出自粛等の影響を受ける飲食店以外の事業者については、国から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が支給されることとなった。

市内事業者との意見交換においても「協力金」について、「一律の支援額であるため、事業規模に応じた支援を」、「時短要請対象外の事業者も経営が苦しい」、「卸売など飲食店の取引先も厳しい」などの声があった。また、「一時支援金」については、「十分な金額ではない」との声もあった。

そこで、国や県市協調による支援策を補完し、「協力金」の支援対象とならない業種や「協力金」のみでは支援が十分でない規模の事業者を念頭に、事業規模と一定の相関関係があると思われる家賃相当額を基準とした支援を行う市独自の支援策として、「家賃サポート緊急一時金」を創設し、令和3年4月28日より受付を開始した。

また、令和3年4月以降も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されたことで、引き続き協力金が支給されるとともに、一時支援金と同様の仕組みである「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（月次支援金）が支給されることになった。加えて、市内中小事業者への影響が長期化していることを鑑み、これらの支援策を補完するために、令和3年6月、対象期間の延長や売上げ要件の緩和など制度の拡充を実施した。さらに、令和3年10月には、対象期間の再延長や交付額の増額による制度の再拡充を実施し、切れ目のない支援に努めた。

### 【概要】

予算額：1,400,000 千円

対象者：以下のいずれかの要件を満たす中小企業及び個人事業主

(a)飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、1～9月の売上げについて、

・1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少している（一時支援金・月次支援金の受給者）、もしくは

・連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少している

(b)「都道府県等が実施する協力金」を受給し、1～9月の売上げと協力金の合計について

・1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少している、もしくは

・連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少している

対象物件：市内で事業のために賃借し、家賃の支払いを行っている建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など）

補助金額：家賃3か月分の2分の1（1事業者当たり、最大1,500千円）

### 【実績】（令和3年11月15日時点）

申請件数：3,854件

交付件数：2,707件

交付額：286,916千円

### ⑥納税の猶予

国において、令和2年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の納税が困難な方に対して、徴収猶予の特例制度が設けられた。特例制度においては、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（前年同期と比べて概ね20%以上）があり、一時に納税を行うことが困難な方は、納期限より1年間、市税の納付が猶予される。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が免除され、担保の提供も不要となる。

徴収猶予の特例制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象となっており、同日をもって原則、特例制度の受付は終了したが、新型コロナウイルス感染症による影響で依然として厳しい経済状況にあるため、コロナ禍で納税が困難な方については、納税資力に応じた分納相談や、必要に応じて通常の納税の猶予制度を適用している。

### 【概要】

対象者：新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時に納税を行うことが困難な個人、事業者

### 【実績】（令和3年9月末現在）

申請受理件数：3,283件（法人1,677件、個人1,606件）

猶予額：50.2億円（法人44.0億円、個人6.2億円）

#### ⑦償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度の課税分について、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を2分の1又はゼロとする地方税法の改正が行われた（令和2年4月30日施行）。

認定経営革新等支援機関等（税理士等）が認定した申告書と収入減少を証する書類を基に、令和2年10月1日から翌年2月1日までに提出された申告書類を受け付け、軽減適用した。

##### 【概要】

対象者：資本金等が1億円以下（資本金等を有しない場合は従業員1,000人以下）の中小企業者・個人事業主。ただし、大企業の子会社は対象外。

軽減内容：令和2年2～10月の間の、任意の連続する3か月の事業収入と前年同期とを比べ、30%以上50%未満減少している場合は2分の1の軽減。  
50%以上減少している場合は全額の軽減。

##### 【実績】（令和3年9月末現在）

対象者数（軽減額）：償却資産4,760人（7億円）、家屋3,937人（31億円）

#### ⑧土地に係る固定資産税額の据置

平成29年1月1日から令和2年1月1日までの期間において地価が上昇傾向にあったことから、本来であれば、その上昇分が令和3年度の税額に反映される予定であった。しかし、令和3年度地方税法改正（令和3年3月31日施行）により、地価の上昇により税額が増加する土地については、令和3年度に限り、現行の負担調整措置（評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。）の仕組みを拡大して、地価上昇分の税額を令和2年度と同額に据え置く措置を実施した。

##### 【概要】

対象者：地価の上昇に伴い評価額が上昇する土地（商業地等にあつては負担水準（※）が70%以下、住宅用地にあつては負担水準が100%以下のものに限る。）の納税義務者

##### 【実績】（令和3年9月末現在）

据置額（据置措置による納税者の負担軽減額）

：約18億円（内訳：商業地等約13億円、住宅用地約5億円）

※負担水準＝課税標準額／評価額

#### ⑨事業所税の減免

売上や利益の増減にかかわらず負担が生じる事業所税について、特例的な措置として、令和3年1月の緊急事態宣言の再発令に伴い影響を受けた中小事業者等（資本金1億円以下等）を対象に、1か月相当分の減免を市独自の支援策として実施することとした。

令和3年4月から減免申請受付を開始し、9月末日時点で142件、30,661千円の減免を実施した。緊急事態宣言により企業活動に大きな影響を受けている宿泊業や飲食業からの申請が4割強を占めており、売上減少に苦しむ中小事業者への支援策として一定の効果があったと考えている。

**【概要】**

対象者：令和3年1月の緊急事態宣言の再発令の影響を受け、令和3年1月～3月のいずれか1か月の売上が前年比又は前々年比で30%以上減少した中小事業者

(資本金1億円以下等)

減免内容：事業所税年税額の12分の1を免除

**【実績】** (令和3年9月30日時点)

件数：142件

減免額：30,661千円

**(感染終息期を見据えた消費・需要喚起)**

① こうべ商店街・小売市場お買物券事業

緊急事態宣言(令和2年4月7日から5月21日)後の、新型コロナウイルス感染症による地域商業のダメージを早期に回復するため、神戸市内の商店街・小売市場において、5,000円で6,000円分のお買い物券を利用できるプレミアム付お買物券を発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図る「こうべ商店街・小売市場お買物券」事業を県市協調で実施した。

第1弾は令和2年10月10日～令和3年1月31日の期間で行い、発行総額は約12億6千万円(21万冊)となった。市民をはじめ、商店街・小売市場の事業者からも大変好評であったことや、最終的な換金率が99.6%と高かったことから、消費喚起と地域商業活性化の両面に効果があったものと考えている。

また、第2弾を令和3年7月24日～10月31日の期間で実施した。なお、第2弾では、ひとり親家庭支援として一般の抽選とは別枠でお買物券の購入枠を設けた。

**【概要】** (第2弾)

予算額：300,000千円

参加店舗：市内商店街・小売市場のうち希望団体及び店舗(約2,200店舗)

商品券発行数：22万冊

申込期間：令和3年6月14日～7月5日

※ひとり親家庭の優先枠の申込期間は令和3年6月7日～6月28日

販売期間：令和3年7月24日～8月15日

利用期間：令和3年7月24日～10月31日

## ②キャッシュレスポイント還元事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に厳しい状況にある市内飲食店での消費を喚起するとともに、非接触のキャッシュレス決済を普及させるため、中小飲食店でのQRコード<sup>※</sup>決済を利用した「キャッシュレスポイント還元事業」を実施することとした。中小飲食店を対象とした第1弾を令和3年8月1日から9月30日の期間で一旦実施したが、令和3年8月2日にまん延防止等重点措置の実施区域に指定されたことから、8月17日をもって早期終了となった。現在、令和3年12月に同じく飲食店を対象として第2弾を実施予定である。

また、さらなる消費喚起を進めるため、令和3年度10月補正において対象事業者を小売業・サービス業とした「キャッシュレスポイント還元事業」に取り組むこととしており、令和4年2月に第3弾として実施予定である。

### 【概要】

予算額：940,000千円

支援内容：

#### (a) キャンペーン第1弾

- ・対象：中小飲食店
- ・期間：令和3年8月1日～8月17日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：5,000円相当

#### (b) キャンペーン第2弾（予定）

- ・対象：中小飲食店
- ・期間：令和3年12月1日～12月28日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：5,000円相当

#### (c) キャンペーン第3弾（予定）

- ・対象：中小小売業・サービス業
- ・期間：令和4年2月1日～2月28日
- ・ポイント還元率：最大20%
- ・ポイント付与上限：2,000円相当

## ③KOBE プレミアム宿泊クーポン事業

新型コロナウイルス感染症の影響による観光需要の落ち込みにより、宿泊施設や観光施設の事業者は厳しい経営環境に置かれていることから、コロナ禍における近場観光の需要の高まりを踏まえ、観光需要を喚起する施策を実施していく必要がある。

新たな取り組みの一つとして、市民を対象に市内宿泊施設で利用できるプレミアム付き宿泊クーポンを抽選販売するとともに、ダブルキャンペーンとして抽選で地場製品のプレゼントを行う、「KOBE プレミアム宿泊クーポン事業」を実施している。

本クーポンの利用期間については、当初、令和3年1月4日～6月30日（GW期間は除く）を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の「Go To トラベル事業」の全国一時停止や、市内の感染状況を踏まえ、利用開始時期を延期した。

その後、再発令した緊急事態宣言（令和3年1月14日から2月28日）の関西3府県における解除等を踏まえ、令和3年4月12日から9月30日（GW期間は除く）を利用期間として事業を再開したが、さらなる緊急事態宣言の再発令（令和3年4月25日から6月20日）等を踏まえ、利用期間を12月28日まで延長した。

**【概要】**

予算額：215,000 千円

対象者：神戸市民

クーポン内容：①曜日なしクーポン 額面5,000円を2,500円で販売  
②平日等限定クーポン 額面5,000円を2,000円で販売

対象：日帰り、宿泊、レストラン利用

発行予定枚数：8万枚

**④近場旅 KOBE キャンペーン事業**

これまでの度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用に伴う人流抑制などにより、厳しい経営環境に置かれている観光関連事業者に対する需要喚起と早期支援のため、市民を対象に市内宿泊施設で利用できる前払い式の宿泊クーポンを抽選販売する。

**【概要】**

予算額：320,000 千円

対象者：神戸市民

クーポン内容：額面5,000円を2,500円で販売

利用期間：令和4年1月15日～12月28日

対象：日帰り、宿泊、レストラン利用

発行予定枚数：12.5万枚

**(with コロナ・ポストコロナに対応するための投資支援)**

**①中小企業チャレンジ支援補助金**

緊急事態宣言（令和2年4月7日から5月21日）の発令等に伴い、様々な業種に深刻な影響が広がる中、危機的状況を乗り越えるための事業継続、販路開拓や商品開発など、新たな取り組みに挑戦する市内中小企業が出てきた。その取り組みを支援するため、「中小企業チャレンジ支援補助金」制度を創設して令和2年6月8日から受付を開始し、令和3年7月14日に全ての交付を完了した。

**【概要】**

予算額：6,190,000 千円

対象事業：市内中小企業及び個人事業主、半数以上が市内中小企業で構成する組合・業界団体等が行う新たな取り組み

- ①事業継続のための新たな取り組み
- ②販路開拓のための新たな取り組み
- ③新商品・新サービスの開発
- ④社員の働き方改革を推進し、経営改善を行う新たな取り組み

補助金額：対象経費の4分の3（補助金上限額1,000千円）

**【実績】**

申請件数：7,772件

交付件数：7,164件

交付額：50億8,520万円

②オンラインストアによる販売促進事業

量販店やネット通販との競合に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等により、店舗の来客数や売上が大幅に減少した。そこで、商店街店舗だけでなく、個店の店舗も含め、新たな販路拡大や事業継続につなげるため、オンラインストアへの出品・出店を支援するとともに、神戸市の産品やお店に特化した特設サイトを立ち上げる「オンラインストアによる販売促進事業」を実施した。

特設サイトの立ち上げについては、第1弾として令和2年11月16日から12月21日までの10%オフクーポンを発行する物産展を実施した。第1弾は既にオンラインストアに出店している事業者から商品を募り、神戸ビーフ・灘の酒・スイーツをはじめとするグルメや、真珠・シューズなどの商品が出品された。

また、令和3年2月15日～3月15日で実施した第2弾については、第1弾の店舗に加え、新たに出店した事業者の商品が出品された。新規出店事業者については、出店費用の半額相当（上限15万円）を支援するとともに、専門家のアドバイスによる基礎販売力の強化を支援した。さらに、第1弾同様10%オフのクーポンに加え、新たに出品された商品に利用できる30%オフの限定クーポンを配布した。

利用した事業者からは「ECで買い物をされたお客様が実店舗にいらっしゃることも増えた」等、好評価を得ており、販路拡大や事業継続に効果があったものと考えられる。

**【概要】**

予算額：50,000千円

支援対象：市内中小企業及び個人事業主

補助金額：出店費用の2分の1（補助金上限額150千円）

**【実績】**

新規出店数：60件

物産展参加店舗数：

第1弾 10%オフ（参加店舗）123店舗（商品数）954品

第2弾 30%オフ（参加店舗 22 店舗 （商品数） 176 品  
10%オフ（参加店舗） 86 店舗 （商品数） 727 品

クーポン流通額：

第1弾 流通総額 23,105 千円

クーポン利用件数 10%オフ 3,335 件

第2弾 流通総額 23,856 千円

クーポン利用件数 30%オフ 3,000 件（15,282 千円分）

10%オフ 2,089 件（8,574 千円分）

<参考>その他の主な支援事業（令和3年度予算）

○商業者によるにぎわい・魅力発信活動に対する支援【予算：10,000 千円】

商業者による新事業展開や販路拡大等の社会経済活動を支援するとともに、地域商業の活性化及び地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいの創出を目的として、主に小売業、飲食業、サービス業を営む市内中小事業者等により構成されるグループが将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」に資する事業に対して支援を行う。

○平日・団体の需要喚起による観光需要の底上げ【予算：20,000 千円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある平日・団体の観光需要を喚起するため、新型コロナウイルス感染症の影響で行き先などが変化している教育旅行や企業インセンティブツアーに対する開催支援を行い、誘致の強化に取り組む。

○夜型観光コンテンツの開発【予算：29,000 千円】

民間事業者が取り組む神戸夜市や光の演出によるイベント等、夜の賑わいを創出する新たな観光コンテンツの開発を行う。

○神戸市中小企業DXお助け隊事業【予算：25,000 千円】

幅広い職種の中小企業に対して、デジタル技術を活用し、企業の状況・ニーズに応じた経営課題の解決や事業転換の支援をはかる。

具体的には、「神戸モデル中小企業DXガイドライン」の策定、セミナー・勉強会などを通じた普及啓発に努めるとともに、相談窓口の設置やアドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、先進事例の紹介など、あらゆる段階に応じた支援を行う。

○中小製造業等投資促進等助成制度【予算：200,000 千円】

中小製造業の生産性・技術力の向上、受注拡大、研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資や、女性の雇用を促進するための環境整備等を支援し、操業基盤の強化を

はかる。

具体的には、サプライチェーンの強靱化に向けた生産設備投資に対する支援を新設するほか、サーモグラフィー等、感染拡大防止につながる製品・部品の生産設備投資に対する支援を拡充する。

さらに、DXの推進にかかる設備投資については、全業種の中小事業者を対象に支援を行う。

#### ○雇用施策の強化【予算：36,811千円】

[うち令和2年度2月補正 14,000千円、令和3年度10月補正 7,000千円]

新型コロナウイルス感染症の影響で失業した方、あるいは休業中の方の就労と求人困難業種・職種への人材の流入を促進するため求人サイトを開設するとともに、合同企業説明会を上半期に集中的に開催する。また、令和3年10月補正予算により、求人サイトの開設期間を令和3年度末まで延長するとともに、合同企業説明会を追加開催する。

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に人手余剰となっている市内企業から人手不足企業への在籍型出向を促進するため、縣市協調でマッチング支援を行う。

新型コロナウイルス感染症による経済・就業状況の悪化の影響を強く受ける若手従業員や市内中小企業に対し、「奨学金返済支援制度」の拡充を継続する。

#### ○事業再構築補助金サポート窓口の開設【予算：9,700千円】

事業者の思い切った事業転換等の取り組みを後押しし、神戸経済の持続的な成長につなげていくため、国が創設した「事業再構築補助金」に関するセミナーを開催するとともに、専門家によるサポート窓口を開設する。

### **(3) 株式会社スペースマーケットとの連携による実証事業「KOBE Work Space Share」**

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令に伴い、飲食店は大きな影響を受け就労者はテレワークを推進するところが求められていた。こうした状況を踏まえ、中小飲食店の稼働していない空席をワークスペースとして活用する機会を創出するとともに、就労者の働き方のバリエーションの向上を支援する実証事業「KOBE Work Space Share」の開始を2月4日に公表した。

この取組みにより、飲食店は店舗内の稼働していない空席の利用料や、その利用にともなう飲食や新規客や固定客の確保により売上減少分の一部が補てんできるとともに、就労者は職場や自宅だけでなく飲食店スペースをワークスペースとすることができるようになった。

#### **(4) ふるさと神戸ダブル応援基金**

市内の飲食店や観光事業者、文化芸術活動従事者をはじめ多くの方々の仕事や生活に甚大な影響が生じている状況に対して、神戸出身者をはじめとする神戸にゆかりのある方々から、「困っている人たちは是非応援したい」といった声が寄せられた。こうした声を踏まえ、内部で検討を行い、令和2年5月8日、市長の臨時会見において、「ふるさと納税」の仕組みを活用した「ふるさと神戸ダブル応援基金」を創設することを発表、同日からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」での受付を開始した。

この基金は、8つの幅広い分野から寄付者が応援したい分野を選択できること、寄付いただいた額と同額を神戸市が拠出し、寄付の効果を2倍（ダブル）にして困っている方々へ届ける仕組みであること、返礼品についても売り上げ減少などに直面している市内事業者から新たに募集することなどが特徴である。

この基金は、個人からだけでなく、企業版ふるさと納税の仕組みも活用することで、企業からの寄附についても税の軽減効果が最大約9割にもなる仕組みである。

創設以降、令和3年9月30日までの間において、個人の方からは約1億4,000万円、法人・団体からは約2,400万円のご寄附をいただいた。

いただいた寄附金については、これまでに、神戸市内の飲食店の魅力発信や、ICTを活用した子どもたちへの学習支援、有馬温泉をはじめとする神戸観光の魅力発信、文化芸術活動の継続を応援する「頑張るアーティスト！チャレンジ事業助成」といった様々な支援事業に活用させていただいている。

今後も、いただいたご寄附を、コロナ対策における各分野で、様々な支援事業に有効に活用していく。

#### **(5) 港湾事業者向け支援**

港湾局として、国民生活や経済活動を根幹から支える港湾の物流機能を確保及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け資金繰りに困っている事業者の側面的な支援をするため、事業者の令和2年4月分以降の賃料・使用料等の納付期限を令和2年9月末まで猶予した。その後、国等が実施する中小企業の資金繰り支援として様々な制度が順次拡充されるなか、これらの制度を活用するまでの間、手元資金を確保する目的で、令和2年10月以降の賃料・使用料等に関しても、申請に基づき令和3年3月末まで猶予期間を延長し、さらに令和2年度の猶予分について、令和4年3月末まで納付期限の再猶予を実施することとした。

令和3年度についても、新型コロナウイルスの収束が見えず、再び緊急事態宣言が発令されるなど、依然、社会全体に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえて、一定の条件の下、令和3年度分の賃料・使用料等を令和4年3月末まで猶予している。

## 第8節 職員・組織・庁舎

### (1) 職員体制

#### (職員の応援体制)

第1波以降、新型コロナウイルス感染症に対応する健康局の体制確保のため、人事異動による職員の配置と、各局室区からの応援を行った。

人事異動については、新型コロナウイルス感染症に中長期的に対応するため、定例人事異動にとらわれず、状況に応じて柔軟に実施した。

令和2年6月24日付で、①市内の医療提供体制確保及び医療機関における院内感染防止対策等に取り組むため、健康局担当部長（地域医療担当）を配置、②新型コロナウイルス感染症対策の最前線となる保健所の体制強化として、健康局担当部長（保健所担当）、健康局担当課長（保健所調整担当）を配置した。

次に8月1日付で、再度の感染拡大により、保健所業務が膨大になっていたことから、保健所の体制強化として、健康局保健所予防衛生課担当係長（保健師）を配置した。

さらに令和3年1月1日付で、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種などを行う保健所の体制を強化するため、健康局保健所予防衛生課担当係長を配置するとともに、健康局全体のマネジメント機能を強化するため健康局政策課担当係長と担当者を配置した。

また、2月1日付で、コロナ禍における各保健センターの保健事業の推進・調整のために、令和3年度組織改正で新設予定であった健康局保健事業推進担当課長（保健師）を前倒して配置した。

職員の応援については、第1波の検証評価を踏まえ、再度「感染拡大期」が到来した際、迅速に応援体制を構築するため、各局室区において「感染拡大期」における優先すべき業務の再整理及び不要不急の業務を見合わせることで、応援に拠出できる人員をあらかじめリストアップし、行財政局と共有することとした。

令和2年7月29日には、行人第695号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる各局室区職員派遣計画の作成について」を通知し、局室区ごとに応援職員人数を割り当て、リストを行財政局に提出させ、これを基に応援職員を派遣する仕組みを構築した。7月から8月のピーク時には最大で74名の応援体制を構築し、9月以降は感染者の減少に合わせて体制を縮小した。

さらに、10月5日付行人第1035号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる各局室区職員派遣計画の作成について」を通知し、「感染警戒期」に移行した時点で、人事課で配置案を作成し、「感染増加期」に移行した時点で、即座に応援職員を派遣する仕組みを構築した。

しかし、令和3年1月13日に緊急事態宣言が再び発令された際には、健康局の各班の業務が膨大となったことから、各局室区の割り当て人数を超えて、随時応援を追加し、最大で71名の応援体制を構築した。

令和2年度は応援体制を中心に体制を構築してきたが、新型コロナウイルス感染症対応が長期化し、対応に従事する職員の長時間勤務が恒常化していること、また各局室区の応援人数が想定より多くなったことや、応援職員の入れ替えにより継続性に課題があったことから、令和3年度（令和3年4月）の定例人事異動において、応援体制にかえて健康局に20名の職員を配置した。具体的には、全体調整やワクチン接種など政策的な業務を行うポストに現職の係長・担当を配置するとともに、検査班や宿泊療養班など、定型化されている業務を行うポストにOB職員を配置し体制強化を図った。

また、従来の感染症対応に加えて、新型コロナワクチン接種が本格化したため、令和3年4月20日付行人第92号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の協力について」を通知し、上半期における兼務計画を周知するとともに、5月10日から開設した集団接種会場12か所について各局室によるカウンターパート方式で各会場に課長1名、係長1名を配置した。

さらに、5月14日に集団接種会場でのワクチン管理を徹底するためにワクチン管理監として局長級1名を、市独自の大規模接種会場の設置など接種率の向上、迅速なワクチン接種のための取り組みを強力に推し進めていくため、健康局担当部長（ワクチン接種担当）、健康局担当課長（ワクチン接種担当）、健康局担当係長の計3名をワクチン接種対策室に配置した。さらに、5月17日にワクチン接種の加速のため健康局担当局長（ワクチン接種担当）を配置した。

ワクチン接種体制の強化や新規感染者数の増加による保健所業務の急増に対応するため、5月25日付行人第292号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の再構築について」を通知し、6月1日よりワクチン接種対策室への応援体制を再構築し、業務ごとに担当するカウンターパート局を設定することで、中長期的に安定した体制を確保した。またワクチン接種に係る保健師業務の増に対応するため、健康局保健所保健課に保健師の担当係長2名を配置した。

集団接種会場については、5月10日の12会場開設以降、大規模接種会場、モデルナ製ワクチンを使用する5か所の新たな接種会場、夜間の市役所1号館24階接種会場、配慮を要する方への接種会場の開設にあわせて、会場運営を行うカウンターパートを設定するとともに、8月1日には集団接種会場の運営業務などを行う一般任期付職員6名を採用、8月10日からは外郭団体である株式会社OMこうべと一般財団法人神戸すまいまちづくり公社にも会場運営に参画いただくなど、全市を挙げてワクチン接種に取り組んだ。

また、ワクチン接種に関する、区役所におけるワクチン管理、高齢者の予約を支援する「お助け隊」、ワクチン接種情報を広報する「街宣車」、ワクチン供給不足による予約済みの方への予約キャンセル連絡などについては、兼務発令を行わずに職員が出務する方法で、柔軟に必要な体制を確保した。

第5波においては、自宅療養者へのフォローが大きな課題となったため、健康局に自宅療養者フォローアップ本部を、各区保健センターに自宅療養者フォローアップチーム

を新設し、それぞれの事務的な業務を切り出し、兼務・出務による応援職員で対応した。

新型コロナウイルス感染症対応については、ワクチンの3回目接種も含め、今後も引き続き対応が必要となることから、改めて健康局の体制強化や、安定的な業務運営を行うための兼務期間の延長も含めた応援体制を検討していく必要がある。

### **(在宅勤務制度・フレックスタイム制の運用)**

在宅勤務制度・フレックスタイム制については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、引き続きすべての職員を利用対象とするとともに、在宅勤務については利用上限の撤廃、フレックスタイム制については土曜日及び日曜日に加え、週休日の設定を可能とする運用を継続している。

在宅勤務については、庁舎外から庁内ネットワークに接続する際に必要となるLTE 接続端子の台数追加(1,500台を追加し、計2,000台とした)や公用携帯の配布(300台)等により、出勤時とほぼ同様の業務を行うことが可能となっていたが、令和3年2月には兵庫県が整備したリモートデスクトップツール「テレワーク兵庫」について運用を開始し、テレワークにおける個人端末(BYOD)業務利用基準に基づき、個人端末を使用することも可能とした。

フレックスタイム制については、継続的に超過勤務が発生している職員の負担軽減の観点から、新型コロナウイルス感染症対応に際し公務上の必要がある場合について、職員に共通する勤務時間であるコアタイム(午前10時～午後3時)を所属単位で適用除外することを、令和2年6月から可能とした。

接触機会低減の取り組みとして、在宅勤務制度等の活用により出勤者の削減に取り組み、在宅勤務の利用が困難な場合はフレックスタイム制の活用により接触機会の低減を図るよう、庁内周知を行っている。特に、緊急事態宣言発令中においては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、職場の業務実態を十分考慮したうえで、在宅勤務制度やフレックスタイム制等の活用により出勤調整を行う職員の割合7割を目安として取り組むこととしている。

### **(職員の健康管理等)**

職員の健康管理・メンタルヘルスについては、新型コロナウイルス感染症感染予防や罹患後やワクチン接種後の不調に関する相談をはじめ、平常時と同様、職員や所属からのこころと身体健康相談に対応してきた。また、安全衛生委員会、庁内イントラネットなどで感染症予防啓発を行った。

宿泊療養施設や緊急一時保護施設への出務職員(兼務)が感染への不安等を相談できるように、出務終了後に支援者向けリーフレットと体調確認の文書送付している。

令和2年7月27日、令和3年5月28日に、健康局と合同で「健康局新型コロナウイルス対応職員の健康対策について」の通知を発出し、①厚生課産業医による面談、②厚生課・健康局政策課への相談窓口の設置、③健康局新型コロナウイルス対応職員健康状

況調査を実施した。

- ①産業医による出張面談については、新型コロナウイルス感染症対応で慣れない業務や業務量の増加により、大きな負荷がかかっている職員に対し、悩みなどを伺い、自身の健康に目を向ける機会を設けるとともに、産業医による体調確認を実施することを目的に実施した。対象者は、健康局所属で新型コロナウイルス対応に従事する職員（保健センター職員、応援職員含む）で、（i）時間外勤務が月 80 時間超の職員、（ii）所属長（対象者が課長級以上の場合は上位者）が必要と認める職員、（iii）その他、面談を希望する職員とした。令和 3 年度はさらに（iv）令和 3 年度新規採用職員及び健康局転入職員を対象に追加した。令和 2 年 8 月 6 日～12 月 3 日にかけて合計 215 名、令和 3 年 2 月 3 日～4 月 26 日にかけて合計 132 名、令和 3 年 6 月 3 日～9 月 2 日にかけて合計 206 名の面談を実施した。
- ②厚生課・政策課への相談窓口の設置については、所属では相談しづらい悩みや不安を直接連絡できるよう窓口を庁内イントラネット上に設けた。
- ③健康局新型コロナウイルス対応職員状況調査については、健康局（保健センター含む）職員に対し、調査票を配布し、所属長が所属職員の健康状況を把握し疲労度が高い職員に対してヒアリングを行うなど対応を実施した。

産業医による出張面談の結果、健康局を中心に新型コロナウイルス対応にあたる職員の長時間勤務が長期化・常態化し、疲弊・心身に所見が現れている職員も増えていた。全市的な応援体制が図られているが、継続して健康局（保健センター含む）職員の長時間勤務・負担軽減を図っていく必要がある。

### **（余りワクチン接種職員ボランティア）**

令和 3 年 6 月 26 日～8 月 29 日の間で、「余りワクチン接種職員ボランティア」を募り、休日の集団接種会場においてキャンセル等で急遽生じた余りワクチンを無駄にしない取り組みを行い、延べ 2,871 人の職員の協力を得て、904 回分のワクチン接種につながった。

## **（2）市職員の感染発生への対応**

### **（市職員の感染発生者数）**

令和 3 年 9 月 30 日現在 319 人

（神戸市民病院機構への派遣職員及び学校園の教職員除く）

### **（東灘区役所における感染と窓口業務の一部休止）**

1 月 22 日（金）に東灘区役所の市民課職員に新型コロナウイルス感染が確認され、その後、全体で陽性者 2 名、濃厚接触者 11 名となることが判明したため、1 月 25 日（月曜）から市民課窓口業務の一部を休止した。

休止業務は、市民生活への影響をできるだけ小さくするため、昼間時間（11時45分～13時）の受付業務、転入等の届出に合わせた新住所の住民票など証明書の即日発行、写真撮影などのマイナンバーカード申請支援など最小限に絞り、それ以外の業務は通常通り実施することとした。

翌日1月26日（火曜）以降、他区等からの応援により、早期に届出時の証明書発行の期間短縮を行った。さらに、その後も応援職員を増員することで、休止から1週間後の2月1日（月曜）には休止していた窓口業務を全面再開した。

区役所は市民サービスの最前線であり、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においても、業務への影響を最小限に抑えることが重要であり、感染症拡大防止と市民の不安解消を最優先にしながらできる限り市民サービスの停滞をきたさないよう業務を継続することが必要であり、今後も状況に応じた他区等からの応援職員の派遣など、迅速な業務継続対応を行う。

#### 【応援体制】

- ・日 時：1月26日（火）～2月5日（金）
- ・応援区：東灘区役所内（総務課・まちづくり課・保険年金医療課）  
灘区、中央区、兵庫区、長田区、垂水区  
※東灘区は市民課経験のある職員、その他の区は市民課職員
- ・延べ人数：57名

### **（3）庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の実施**

令和2年4月の緊急事態宣言時の対応をもとに、消毒液や飛沫拡散防止装置（アクリル板、フェイスシールド等）の設置、ロビーにある待合ベンチ・椅子の間隔の確保を継続している。

このほか、下記の取組みを実施している。

- ・令和2年12月下旬以降、市役所及び区役所・支所・西神中央出張所の入り口や総合案内付近等に、職員や来庁者が体温をセルフチェックするためのサーマルカメラを順次設置し、37.5度以上ある場合は来庁を控えていただくよう呼びかけた。また、エレベーターやトイレ、階段などの手の触れる箇所に抗ウイルスコーティング剤を塗布した。2月上旬には、「パーティション取付型 会話補助システム」を区役所等の窓口に設置した。
- ・各区において、証明発行窓口等での立ち位置表示の設置、混雑緩和や不要不急の外出自粛を呼びかける庁内放送・公用車でのアナウンス・デジタルサイネージ・区庁舎への看板・ポスター・懸垂幕・横断幕掲示等を実施した。
- ・市役所本庁舎の24階展望ロビー（市民開放施設）について、緊急事態宣言等の発令にあわせて開放時間の短縮や閉鎖してきたが、令和3年8月10日以降はワクチンの集団接種会場として使用している。
- ・行政手続きのスマート化の取組みの中で、電子申請の拡大を進めており、令和

2年4月の緊急事態宣言時以降も国民健康保険の脱退手続きなどの業務で拡大を進めてきた。

また、市税関連手続きにおいては、証明書申請や市県民税申告など特に来庁者の多い手続きを中心に、①税証明のインターネット交付申請の開始（令和3年1月12日から）、②市県民税の申告の郵送提出を勧奨（市が郵送料を負担）、③市県民税の申告期限を1か月延長（従来の2月1日～3月15日を、4月15日まで延長）、④インターネットを利用して市税の口座振替・自動払込のお申し込みができるサービス（神戸市 Web 口座振替受付サービス）の開始（令和3年3月1日～）等に取り組んだ。

## 第9節 物資備蓄体制

### (1) 備蓄体制

#### (備蓄体制の考え方)

物資については、各局室区や市民病院、高齢者・障害児者施設等の所管施設の性質に応じて、BCP（業務継続）の観点から計画的に備蓄を行っており、必要な物資の備蓄状況、備蓄方針等の情報を令和2年7月から危機管理室として集約している。

市の対応方針に基づき、第1次対応以降は、各局室区における備蓄も順次進み、令和3年8月時点では、行政部門全体（市民病院機構、公立福祉施設等を含む）でマスクは約327万枚、消毒液は約29,000ℓ以上を備蓄しており、いずれも計画備蓄量を上回っている。

さらに、各局室区で対応できない場合の備えとしての備蓄体制を、危機管理室で構築・運用している。備蓄目標数は市民病院機構の3か月分の需要量を参考に算定し、マスク49万枚、消毒液6,300ℓ等としている。実績としては、マスクについては約76万枚、消毒液は約6,300ℓを備蓄している。

#### (備蓄の方法)

マスクについては、消費期限（3年程度）があることが課題である。このため、消防局と連携して、使用しながら補充する、いわゆるローリングストック方式による備蓄体制を令和2年11月に構築した。

消毒液（手指消毒用アルコール剤）については、消費期限（3年程度）があることに加え、関係法令（消防法・条例）により大量に備蓄できないという課題がある。このため、「神戸市の特色を活かしたアルコール消毒剤備蓄体制」を構築し、即時対応が可能な「現物備蓄」と、即時対応は困難だが継続的に供給いただける「流通備蓄」の2段階の体制を令和2年11月に整えた。

具体的には「現物備蓄」については、アルコール販売事業者と「感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定」を締結し、危険物倉庫に備蓄している手指消毒液を、アルコール販売事業者に随時使用いただき、使用した分だけ新しい手指消毒液を備蓄品として納品するという、ローリングストック体制を構築した。

「流通備蓄」については、酒造事業者（白鶴酒造、菊正宗酒造、櫻政宗）と「感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定」を締結した。具体的には、酒類用アルコールを、関係法令や本業の生産状況と調整しながら、消毒剤に加工して供給いただく協定で、月間で最大5,000ℓの供給が可能になると見込んでいる。

マスク・消毒液以外の医療物資においては、危機管理室における備蓄物資の品目・数量の精査を行うとともに、計画的な買い替えについても検討していく。

備蓄した医療物資については、定期的な点検を行い、品質・使用期限に留意しながら、継続的な備蓄を続けていく。

第1次対応以降、新型コロナウイルス感染症対策において、物資の不足は生じていないが、今後も、危機管理室の備蓄体制を適正に維持・管理し、万が一の有事の際に速やかに備蓄品を活用できるよう努める。

## 第10節 市有施設等

### (1) 施設・イベント等

(本市の対応方針など感染状況に応じた対応)

(a) 緊急事態宣言解除後（令和2年5月27日～7月9日）

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されたことに伴い、6月以降は、市有施設の利用については、

- ・ 屋内は100人以下、かつ収容人員の半分以下、
- ・ 屋外は200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保

という基準に合致した利用に限って再開し、6月19日からは、この制限を1,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和した。

市の対応方針が示された以降も、方針の対象期間以後の対応については、その後の感染状況を踏まえて判断せざるを得ないため、利用者の問合せ等に対して対応に苦慮する場面があった。

(b) イベント開催制限緩和後①（令和2年7月10日～9月18日）

7月8日には、国からイベント開催制限について緩和する考え方が示され、7月10日以降は市有施設や市主催イベントの開催については、

- ・ 人数上限の目安として、5,000人以下
- ・ 収容率の目安として、収容定員の50%以内

という基準に緩和した。主催者に対しては、国及び県の方針に基づき、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促すこととした。

また、8月以降は、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録及び市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録の呼びかけを行った。

(c) イベント開催制限緩和後②（令和2年9月19日～令和3年1月13日）

9月11日には、国のイベント開催制限の考え方が見直され、9月19日以降は市有施設や市主催イベントの開催については、

- ・ 人数上限の目安として、  
収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%  
収容人数10,000人以下の場合、5,000人
- ・ 収容率の目安として、  
大声での歓声・声援等がない前提の場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

とすることを新たな基準とした。

(d) 緊急事態宣言発令後（令和3年1月14日～2月28日）

年明け前後から感染者数は増加し、緊急事態宣言発令関連の報道が増えたことで、

利用者からは、キャンセル料の取扱いに関する問い合わせが急増した。

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、令和3年1月14日より2月28日までの間、市有施設については、

- ・ 屋内、屋外ともに人数上限は5,000人、かつ
- ・ 屋内にあっては収容率50%以下、
- ・ 屋外にあっては人と人との距離の十分な確保（できるだけ2m）

を基準とするとともに、利用時間を20時までとし、20時以降の時間帯を含む新規の予約受付を中止し、既に予約があった場合は、利用者に20時以降の利用自粛を要請するとともに、キャンセル料は不要とし、利用者がすでに払った料金は返金を行った。

1月の緊急事態宣言発令については、完全な閉館ではなく利用制限を行ったこと、既予約分については20時以降も利用できたこと、キャンセル料は不要だったことなどもあり、利用者への影響は小さかった。

また、今回の緊急事態宣言は、当初2月7日までの期間で発令されたが、その後、3月7日まで延長され、最終的には2月28日に解除されたが、各施設が状況に合わせて適切に対応した。

(e) 緊急事態宣言解除後（令和3年3月1日～4月4日）

2月28日には緊急事態宣言が解除され、3月1日から3月7日までの間、市有施設については、利用時間を21時までとした（人数上限及び収容率上限は継続）。

さらに、県の対処方針を踏まえ、3月8日から4月4日までの間、市有施設については、次の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行った。

- ・ 人数上限の目安  
収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%（最大10,000人）  
収容人数10,000人以下の場合、5,000人
- ・ 収容率の目安  
大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(f) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年4月5日～4月24日）

兵庫県がまん延防止等重点措置の実施区域に指定され、本市が対象地域として対策が強化された。4月5日から4月24日までの間、市有施設については、利用時間を20時までとするとともに、次の条件を満たすほか、国の事務連絡を踏まえた対応を行った。

- ・ 人数上限の目安  
5,000人
- ・ 収容率の目安  
大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(g) 緊急事態宣言発令後①（令和3年4月25日～5月11日）

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、4月25日から5月11日までの間、市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 博物館、集客施設、屋内の運動施設（※）等について休館した。ただし、神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、文化センター等については、無観客での開催・運営及び主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用は可とし、また、屋外の運動施設についても同様の対応とした。
  - ・ 図書館については、入場整理のうえ、開館時間を20時までとした。
  - ・ 都市公園のうち王子動物園、有料公園等は閉鎖した。開園する都市公園では、飲酒を禁止した。また、しあわせの村温泉健康センター、風見鶏の館、六甲山牧場、農業公園等についても閉鎖した。
  - ・ その他市有施設についても、国の事務連絡を踏まえ、休館・閉鎖又は主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用に限った。
- ※ 中体連・高体連等の公式戦については、感染防止対策を徹底したうえで、無観客での利用は可とした。

(h) 緊急事態宣言発令後②（5月12日～5月31日）

緊急事態宣言延長を踏まえ、5月12日から5月31日までの間、市有施設については、19時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応した。なお、一部の市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 文化センター及び屋内の運動施設等は開館時間を17時までとした。
- ・ 博物館等は17時30分までとした。
- ・ 自然の家等の野外活動施設は引き続き休園とした。
- ・ 都市公園等については、有料公園は開園するが、王子動物園及び一部施設の閉鎖は継続するとともに、園内での飲酒や大人数での食事は禁止した。
- ・ 図書館については、入場整理のうえ、引き続き開館時間を20時までとした。
- ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館した。

(i) 緊急事態宣言発令後③（令和3年6月1日～6月20日）

緊急事態宣言再延長を踏まえ、6月1日から6月20日までの間、市有施設については、20時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応した。なお、一部の市有施設については、次のとおりの対応とした。

- ・ 自然の家等の野外活動施設、王子動物園及び都市公園の一部施設は引き続き休園、閉鎖とした。
- ・ 都市公園等については、園内での飲酒や大人数での食事は禁止した。
- ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガ

イドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館した。

なお、夜間の利用時間の制限により、利用できなくなった時間に相当する使用料の返還または、利用時間に相当する額の利用料金の徴収を行った。

(j) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年6月21日～7月11日）

緊急事態宣言措置を実施すべき区域から除外され、兵庫県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、本市が対象地域とされたことを踏まえ、6月21日から7月11日までの間、神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については21時までの開館とし、その他市有施設は20時までとした。また、自然の家等の野外活動施設は再開とした。さらに、都市公園等については、園内での飲酒は禁止とした（飲食店内を除く）。

なお、次の条件を満たすほか、兵庫県の対処方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(k) まん延防止等重点措置実施区域指定解除後（令和3年7月12日～8月1日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外され、7月12日から8月1日までの間、多数利用の市有施設については20時30分までの開館とした。ただしイベント開催にあたっては21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止とした（飲食店内を除く）。なお、次の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人以下、又は収容定員の50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内  
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(l) まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和3年8月2日～8月19日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に再度指定され、8月2日から8月19日までの間、多数利用の市有施設については20時までの開館とした。ただし、イベント開催にあたっては、21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止した。なお、次の条件を満たすほか兵庫県の方針に沿って対応した。

- ・ 人数上限の目安

5,000人

- ・ 収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内

大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

(m) 緊急事態宣言発令後（令和3年8月20日～9月30日）

本市を含む兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令され、8月20日から9月30日までの間、多数利用の市有施設については、20時までの開館とした。ただし、イベント開催にあたっては、21時までとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止した。なお、次の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応した。

- ・ 人数上限の目安  
5,000人
- ・ 収容率の目安  
収容定員の50%以内

### (施設再開後の各施設における対応)

- ・ 各施設においては、消毒、検温に係る備品やアクリル板を配備するほか、三密を回避するため換気や対人距離の確保、利用時間・滞在時間の設定や人数制限、利用者への感染防止対策の周知等、施設の状況に応じて必要な措置を講じている。
- ・ 特に、令和2年3月の緊急事態宣言発令解除後における施設再開後の対応として、以下の施設については個別に対応を行った。

(図書館)

入館時に検温、手指消毒を実施。館内放送や掲示物による来館者への感染防止対策の啓発。閲覧室の座席数を半分以下に削減し、窓を開けるなど館内の換気を徹底。カウンターにアクリル板を設置し、行列ができる場所には「立ち位置」を指定。来館者が使用する端末等は、一定時間ごとに職員がアルコール消毒液で拭拭。行事を行う際は、参加人数の制限、マスクの着用や透明パネルによる仕切りの設置を行ったうえで実施。

(博物館)

中止となったコートールド美術館展やボストン美術館展等の代替の特別展として「つなぐ展」を開催し、キャッシュレス決済や予約システムなど、感染防止につながる新たな取組みを導入。

(王子動物園)

事前申し込み・抽選による入園制限を実施。施設再開当初は神戸市内在住の方を対象を限定し、徐々に兵庫県内在住・県外在住の方へと対象を拡大。令和2年7月13日からは、対象者の限定を解除し、令和2年9月28日からは事前申し込みなしでも入園可能とした。

(都市公園)

感染再拡大（リバウンド）を防ぐため、花見は宴会抜きで行うことを呼びかけることとし、都市公園の花見客に対し、飲酒は控えたうえで、長時間の滞留は避けて、短

時間で鑑賞するように要請。さらに、前年と同様に、生田川公園や宇治川公園などに例年設置していた花見期間中の仮設トイレやごみ集積所の設置を取りやめるとともに、しあわせの村や生田川公園の桜の夜間照明も中止。

(地域福祉センター)

飛沫感染のリスクが高いとされる飲食を伴う活動及び歌唱を伴う活動については自粛要請を継続した。

令和3年3月の緊急事態宣言発令解除後における施設再開後は、市民からは、施設の換気機能に対する心配の声やイベントが開催されるかどうかの問い合わせ、施設利用において連絡先記載を拒否されるケースなど、施設の再開後に様々な意見や不安が寄せられた。また、施設再開については、歓迎する声と引き続き休館を継続すべきという双方の意見があった。また、文化ホールや国際会議場、国際展示場、文化施設や体育施設等については、徐々に利用件数や利用率に回復がみられた。

令和3年4月25日に発令された緊急事態宣言により、一部の市有施設を除き閉館することとなった。その後、令和3年5月12日には、緊急事態宣言は継続されたものの、制限が緩和され、閉館していた施設を時間短縮し開館することとなった。

また、施設の利用を促進する事業として文化芸術分野において、令和2年度では、市内アーティストや施設の利用促進のため、6月は市単独事業として、100席以上の固定座席・ステージを有する市立施設について利用料の半額減免を、7月から県市協調事業として、さらに県立・民間施設を加えて、利用者の施設使用料を半額減免した際に補助金を交付する「芸術文化公演再開緊急支援事業」を開始し、両事業の最終的な実績として、合計655件の減免(補助)を行った。あわせて、ライブハウス等が時代に適応して文化芸術活動を継続していくため新たに実施する取り組みに対して、最大75万円を補助する「頑張る施設！チャレンジ事業」を開始し、最終的な実績として合計31件の補助を行った。

令和3年度には、プロのアーティストがホール等に観客を入れて行う公演を有料でWeb配信する事業に対して、有料Web配信にかかる費用は最大20万円、公演当日の施設利用料及び付帯設備料は最大30万円を補助する「①ホールを活用した有料Web配信補助事業」やライブハウスやホール等の民間の文化施設が行う新たな企画事業に対して、最大500万円を補助する「②KOBEアート緊急支援事業(舞台芸術施設支援)」、民間美術館・博物館等が新たに企画・提案する顧客創出につながる事業に対して、最大50万円を補助する「③KOBEアート緊急支援事業(ミュージアム支援)」、民間映画館が新規顧客獲得に向けて実施する新規事業に対して、最大150万円を補助する「④KOBEアート緊急支援事業(映画館支援)」を行っている。

コロナ禍において、新しい生活様式を踏まえた一つの開催形式として、現地とオンラインの両方で参加できるハイブリッド形式の会議の需要が高まっていることを踏まえ、令和3年度予算において「ハイブリッド会議開催助成」を実施し、会議の主催者の負担

軽減をはかるとともに、神戸国際会議場等の施設の利用促進の取り組みを行っている。

### (キャンセル料に係る対応)

令和2年3月以降の休館により施設の利用予定をキャンセルした場合の取扱いについては、キャンセル料は不要とし、利用料金の返金を行った。

また、令和2年5月31日までに予約したもので、同年6月30日までに施設の利用制限を理由にキャンセルした場合についても、キャンセル料は不要とし、利用料金の返金を行った。当該取扱いは6月1日付で各施設に周知されたが、緊急事態宣言が解除されてから数日が経過しており、取扱いに関する通知が発出されるまでの期間、利用者からの問合せ等に対する対応に苦慮した。また、先行きの見えない状況下において、イベント主催者が6月30日までに1年後のイベントも含めすべて判断しなければならず、もっと検討する時間が欲しいという要望が寄せられた。

令和3年1月14日以後の緊急事態宣言発令についても、20時以降の利用及び収容率50%超の利用にかかる自粛要請についてキャンセル料は不要とし、利用者がすでに払った料金は返金することとした。

引き続き、令和3年4月5日以降のまん延防止等重点措置実施区域指定や緊急事態宣言発令等により利用制限を実施する施設については、対応方針に基づく利用制限に応じたキャンセルについて、キャンセル料を不要とし、利用者がすでに払った料金は返金することとした。

なお、指定管理者に対しては、キャンセル料相当分のほか、休館期間の指定管理業務に係る必要経費の補填を行っている。

【参考】主要施設の利用状況（令和2年6月～令和3年10月）

(令和2年度)

施設	利用件数（前年度利用件数）									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文化ホール	0	11	19	17	26	31	28	24	20	12
	(49)	(55)	(58)	(41)	(54)	(53)	(49)	(41)	(21)	(12)
国際会議場	9	10	10	40	14	42	67	18	17	13
	(71)	(35)	(18)	(35)	(26)	(33)	(23)	(9)	(20)	(8)
国際展示場	2	3	4	8	17	24	33	8	8	8
	(27)	(17)	(7)	(11)	(21)	(27)	(10)	(8)	(13)	(1)
文化 C・生田文化 会館・葺合文化 C	2,601	4,400	4,351	4,781	6,611	6,430	5,443	5,267	5,385	5,745
	(8,955)	(7,686)	(6,683)	(6,894)	(7,832)	(8,184)	(7,304)	(7,222)	(7,944)	(741)
王子 SC・中央体育 館・地区体育館	1,864	2,263	2,203	2,391	2,672	2,542	2,474	2,491	2,113	2,492
	(2,252)	(2,444)	(2,326)	(2,332)	(2,417)	(2,371)	(2,350)	(2,417)	(2,058)	(286)

(令和3年度)

施設	利用件数（前年度利用件数）						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
文化ホール	20	16	17	46	34	30	39
	(6)	(0)	(0)	(11)	(19)	(17)	(26)
国際会議場	11	10	32	75	9	8	38
	(3)	(0)	(9)	(10)	(10)	(40)	(14)
国際展示場	7	3	8	22	8	4	13
	(0)	(0)	(2)	(3)	(4)	(8)	(17)
文化C・生田文化 会館・葺合文化C	5,479	2,317	6,448	6,480	6,666	6,658	7,098
	(0)	(32)	(2,601)	(4,400)	(4,351)	(4,781)	(6,611)
王子SC・中央体育 館・地区体育館	2,058	1,296	2,479	2,585	2,515	2,492	2,176
	(9)	(0)	(1,864)	(2,263)	(2,203)	(2,391)	(2,672)

【参考】文化・スポーツ等の主なイベントの対応（令和2年6月～令和3年9月）

開催月	イベント名	対応
6月	サッカー日本代表選（ワールドカップ予選）	延期
7月	サッカー日本代表選（U-23）	中止
	ラグビー日本代表戦（ノエビアスタジアム神戸）	中止
8月	神戸市総合体育大会（15競技）※11月まで	中止
	第33回全日本高校・大学ダンスフェスティバル	中止
	アジア・フルーツコンgres	中止
9月	神戸2021世界パラ陸上競技選手権大会1年前イベント	延期
10月	第50回みなとこうべ海上花火大会	中止
11月	第10回神戸マラソン	延期
12月	神戸ルミナリエ	中止
2月	南京町春節祭	アーカイブで開催
5月	第50回神戸まつり	延期

## **(2) イベントの中止・延期**

### **(成人お祝いの会)**

令和3年神戸市成人お祝いの会は、感染症対策を講じて開催できるよう努めてきたが、感染が急拡大しており緊急事態宣言の発令を知事が要請することとなった状況を鑑み、やむを得ず延期を決定した。

また、延期後の日程として5月の開催を予定していたが、新規感染者の増加によりコロナ受入れ病床がひっ迫し、緊急事態宣言の発令を知事が要請すると決定されたことを受け、再延期することとした。

#### **【概要】**

- ・当初の予定：令和3年1月11日（月・祝）ノエビアスタジアム神戸  
→1月8日（金）に延期を発表。
- ・延期後の予定：令和3年5月3日（月・祝）ノエビアスタジアム神戸  
→4月21日（水）に再延期を発表。
- ・再延期後の予定：令和3年12月12日（日）ノエビアスタジアム神戸

当初は1月11日に開催できるよう、間際まで準備を進めてきたところ、感染急拡大より、急きょ、延期を決定した。その結果、新成人をはじめ、ご家族や多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけすることになった。

特に、情報発信においては、①3日後の開催を目前としたタイミングでの発表であったこと、②対象者・参加予定者に即時にダイレクトに発信する手段がなかったこと、③SNSでの拡散や報道が先行したこと、という3つの要因が重なり、情報が断片的となり、混乱を招いた。

これらもふまえ、5月3日については、新型コロナウイルス感染症対策に関する注意事項や、式典に関するお知らせなどを効果的にタイムリーに広報・呼びかけできるよう、事前にLINEまたはWebによる登録をお願いすることとした。その結果、約6,000人の登録者（参加予定者）に一斉に再延期をお知らせすることができたため、発表前後の問い合わせはかなり抑制された。

再延期後の式典については、ワクチン接種の進展や医療提供体制の充実が図られてきているところではあるが、入場時の検温・消毒やマスクの常時着用、居住区ごとの2回制（入れ替え制）をはじめとする三つの密への対策等、基本的な感染防止対策を維持・徹底することにより、安全・安心な式典の開催をめざす。

## **(3) 港湾関係**

### **(クルーズ客船の運航再開までの動き)**

＜クルーズ船受入再開に向けた動き＞

海外との往来が規制され、緊急事態宣言下で国内旅行も控える社会状況の中において、

将来どこかの時点で船社が国内クルーズを再開するときに来ることを見越しつつ、神戸港にとっていかに安全な受入れを実現するのか、4月から課題の洗い出しと保健所との意見交換、5月からは日本籍船社の対策検討状況等に関する情報交換及び協議に取り組んできた。

令和2年9月18日には国土交通省監修、(一社)日本外航客船協会が策定した「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」と(公社)日本港湾協会が策定した「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が公表され、同時に神戸港クルーズ客船ターミナル等における感染症対策のあり方を保健所のアドバイスのもとでまとめた。

#### <クルーズ客船ターミナルと船社の感染症対策と広報>

神戸港ではクルーズ客船が運航を再開するにあたり、ターミナルにおいて、人の手が触れる部分を中心に抗菌・抗ウイルスコーティングを実施、乗客と見物客等の動線が交わらないよう分離、出入り口には高精度サーモグラフィを設置したほか、ターミナルの感染防止対策や新しい動線を利用者がイメージできるように、職員が手作りで動画を作成してホームページ等で公開するなどの対策を講じ、船社から他港と比べて感染症対策をとりやすく利用しやすいと評価されている。

また、客船を運航する各船社は、運航再開にあたり、乗客定員を半分程度に減らすほか、乗船前に乗客・乗員のPCR検査、船内では医師によるPCR検査が実施できる体制を構築するなど高度な感染防止対策を講じた。神戸港ではこうした船社の対策を、ターミナルの対策と合わせて市民にご理解いただけるように、わかりやすいイラストを作成し、動画と同様に市ホームページ等で公開した。市民だけでなく船社、船舶代理店、旅行会社や他港の港湾管理者等からもわかりやすいと好評であった。

#### <営業航海再開前の合同訓練実施>

営業航海再開前に船内感染者発生を想定し、船社、保健所、港湾管理者の合同訓練を実施するべく、日本籍船社3社と協議を進めた。令和2年10月9日に令和2年度神戸港保安委員会で、ガイドラインの概要とクルーズ船の再開に向けた動きについて関係者に情報共有を行ったうえで、神戸港保安委員会メンバーの視察下で、船社・保健所・港湾管理者の3者合同訓練をポートターミナルで実施した。

3隻ともに訓練を実施、かつ保健所による船内査察の実施に加え、船内で感染が発生した想定で臨場感ある訓練を実施したのは全国で神戸港のみである。

○対象船：飛鳥Ⅱ

訓練日時：令和2年10月20日(火)12:30頃

訓練内容：乗客1名、濃厚接触者2名が発生したことを想定し、情報連絡体制(船社から第一報)と保健所調査・搬送等を訓練

○対象船：にっぽん丸

訓練日時：令和2年10月30日（金）13:30頃

訓練内容：日本人乗組員1名、濃厚接触者3名が神戸港への回航中（乗客なし）中に発生したことを想定し、情報連絡体制（代理店から第一報）と保健所調査・搬送等を訓練

○対象船：ぱしふいっくびいなす

訓練日時：令和2年11月17日（火）10:00頃

訓練内容：外国籍乗組員（重症）1名と濃厚接触者3名（検査後、1名陽性（軽傷））が神戸発着のワンナイトクルーズ航海中に発生したことを想定し、情報連絡体制（本船から第一報）と保健所調査・搬送等を訓練

この訓練及び運航再開は、事前に丁寧に報道関係者に情報提供を行ったこともあり、多くのメディアに報道され、広く市民に知っていただくことができた。訓練実施により、運航及び受入れ体制の確認ができたことから、飛鳥Ⅱとにつぼん丸が令和2年11月2日から、ぱしふいっくびいなすが令和2年12月5日から営業運航を再開した。

<日本籍船の船内に持ち込ませないための感染症対策について>

日本籍客船3社は、船舶のガイドラインでは実施を求められていないが、自主的に乗船客全員に住所地において事前のPCR検査を実施している。さらに令和3年10月15日神戸発のクルーズより、住所地での事前検査に加え、客船ターミナルにおいて再度検体採取を行い、検査を実施している。保健所とは常に連携を密にしており、検査方法等についてもアドバイスをいただいている。

<クルーズの安全対策PRイベント等の実施>

日本籍船による国内クルーズが運航と休止を繰り返す中、令和3年7月20日より特設Webサイトを開設し、クルーズ船と港の安全対策等について情報発信をしており、9月17日には神戸新聞に感染症対策の紹介を中心とした紙面広告を行った。また、緊急事態宣言下ではあったが、施設の入場制限などの感染症対策を講じながら、9月18日から9月26日に、神戸海洋博物館を中心とした企画展示やスタンプラリーを実施し、神戸海洋博物館の企画展は約3,700名に会場いただいた。

<外航クルーズの再開について>

外国籍船による外航クルーズの再開については、入国規制の緩和やガイドラインの新たな策定が必要な状況であるが、今後を見据えれば、検疫所、入国管理局、税関等関係機関と連携を密にし、外国籍船社の動向に注視しながら、対策の検討を進めていく必要がある。

#### **(4) 市バス・地下鉄**

##### **(運輸業界のガイドラインに沿った感染予防対策)**

市バス・地下鉄では、利用者の感染防止と輸送事業の安定的な継続のため、それぞれの関係業界が策定した感染予防ガイドライン(\*)に沿って、車両や駅の設備等での感染予防対策、職員の健康管理等の措置を講じている。

市バス・地下鉄ともに車両清掃の際、つり革や手すりなど車内の消毒をしているほか、地下鉄の駅構内では、利用者が直接手で触れる箇所を定期的に消毒している。令和2年8月12日には駅の券売機・精算機のタッチパネル部分に抗菌フィルムを貼付した。

特に利用が多い三宮駅・名谷駅・西神中央駅から、駅窓口へのアクリル板設置を開始するとともに、足形ステッカーを貼付して列が生じる場合に間隔を空けて並んでいただくよう案内する措置を講じた（その後アクリル板の全駅設置を完了）。

また、車内の換気のため、バス・地下鉄とも車両の一部の窓を開けた状態での運行を継続している。天候によっては寒暑、あるいはほこりの侵入や騒音等に関する意見をいただくこともあるが、運行中の換気について、概ね理解されているものと考えている。

このほか、市バスでは運転席に近接する座席の使用を停止する措置を実施している。令和2年4月20日から開始し5月24日をもって一旦終了していた措置だが、感染者の再増加や運転士の罹患が生じたことから、より安心してご乗車いただくための措置として、7月24日に再開したものである。

今後も、乗務員・駅務員をはじめとする職員の感染予防、健康管理を含め、ガイドラインに沿った基本的な予防対策を継続していく。

\*「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第5版）」

(令和3年6月4日 公益社団法人日本バス協会)

\*「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

(第2版)」

(令和2年7月8日 鉄道連絡会)

##### **(車両の抗ウイルス加工)**

市バス・地下鉄ともに、令和2年12月中旬から翌年2月中旬にかけて、全車両に抗ウイルス・抗菌加工を行った。

市バス全515両（現在は全517両）及び地下鉄43編成全238両（西神・山手線28編成/168両、北神線5編成/30両及び海岸線10編成/40両）の手すり、つり革のほか、座席シート、窓、壁面等に抗ウイルス・抗菌効果のある薬剤を噴霧及び塗布した。人体への悪影響はなく、ウイルスの増殖を抑え感染力を弱める効果が概ね5年間持続する薬剤を使用した。これは他の交通事業者にも相次いで採り入れられた対策である。

交通局では、抗ウイルス・抗菌加工の実施をメディアやホームページを通じて広報するとともに、車両には乗客に安心して乗車いただけるよう加工済であることを示すステッカーを掲示している。

## (夜間の外出自粛を促す取組み)

### ア. 第3波への対応

令和2年末頃から感染拡大傾向が続き、2度目の緊急事態措置が実施されたのに伴い、夜間の外出自粛を呼びかけることを目的として、市バス・地下鉄で、夜間の一部減便を実施した。

減便により、緊急事態措置の適用による利用者の減少の程度を超えて輸送容量を縮減してしまうと、車内に過密な状態を生じることになる。減便の程度については慎重に検討する必要があった。

まず、市バスでは、令和3年1月22日から3月31日にかけて、概ね200本/日以上主要系統の路線（下記参照）で、平日、土曜・休日とも22時以降の便数を3割程度減らして運行した。

- ・2系統 JR六甲道・阪急六甲～元町1丁目（三宮神社）
- ・7系統 市民福祉交流センター前・三宮駅前～神戸駅前
- ・16系統 阪神御影・JR六甲道～六甲ケーブル下
- ・64系統 三宮ターミナル前～神戸北町
- ・92系統 石屋川・石屋川車庫前～元町1丁目（三宮神社）

市バスの減便運行は、感染拡大に伴う利用状況の変化に対応したダイヤ改正（4月1日改正）を行うまで継続した。なお、ダイヤ改正により、前述の主要系統の路線では平均6%程度の本数削減を実施した。

次に、地下鉄では、1月22日以降、

- ・西神・山手線では、平日の22時以降のダイヤを2割程度
  - ・海岸線では、平日・土休日の22時以降のダイヤを2割程度
- をそれぞれ減便した。ただし、終発便の時刻は変更していない。

第3波が収束して緊急事態措置の適用が解除された後も夜間の外出自粛要請が継続していたため、夜間減便を継続した。減便開始時は当面の措置としていたが、第4波の到来まで継続することとなった。

### イ. 第4波・第5波への対応

令和3年4月23日に兵庫県に対し3度目となる緊急事態措置の適用が決定された。

政府の基本的対処方針では、人流の抑制策の一つとして「鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼」する旨が謳われた。同日決定された兵庫県対処方針にもほぼ同文が盛り込まれ、県内交通事業者に対し、緊急事態措置の実施期間中における平日の終電の繰上げ、週末休日の減便などに協力するよう求める旨の要請が行われた。

兵庫県からの要請を受けて、まず、市バスについては、主要系統（下記参照）の土日祝日ダイヤを4月1日のダイヤ改正前に比較して概ね2割程度減便した。また、森林植物園への25系統について土日祝日ダイヤの半数の便を、摩耶ケーブル下・六甲ケーブル

ル下への急行便の全便については平日も含め運休した。これらは、ゴールデンウィークに入る4月29日から、第5波における緊急事態宣言が解除された10月1日までに亘り継続した。なお、25系統については、森林植物園の再開に伴い、5月9日で減便を終了した（例年実施しているあじさい期間の増便は実施していない）。

- ・2系統 JR六甲道・阪急六甲～元町1丁目（三宮神社）
- ・7系統 市民福祉交流センター前・三宮駅前～神戸駅前
- ・16系統 阪神御影・JR六甲道～六甲ケーブル下
- ・36系統 阪神御影・JR六甲道～鶴甲団地
- ・64系統 三宮駅ターミナル前～神戸北町
- ・92系統 石屋川・石屋川車庫前～元町1丁目（三宮神社）
- ・25系統 三宮バスターミナル～森林植物園前
- ・急行 三宮駅ターミナル前～摩耶ケーブル下
- ・急行 JR六甲道～六甲ケーブル下

次に、地下鉄西神・山手線では、4月28日から、平日の最終便を約30分（西神中央駅発、名谷駅行き便については約60分）繰り上げた。この平日最終便の繰上げは、第4波の収束に伴い6月18日をもって一旦終了したが、その後、第5波が到来し緊急事態措置が適用されると、兵庫県から交通事業者に対する要請に基づき、再び実施することとなった（8月23日～10月1日）。

さらに、前述の減便措置に加え、土日祝日の22時以降の夜間ダイヤを4月29日（祝）以降、2割程度減便することとした。

夜間ダイヤの減便は、夜間の人流抑制に資するために実施している措置である。緊急事態措置、まん延防止等重点措置の適用が解除された後も、兵庫県内の飲食店等に対し一定の時刻以降の営業自粛が要請されていたため、夜間減便は10月24日まで継続した。

□市営地下鉄・市バスにおける減便・終電繰上等の状況

(\*「主要系統」: 概ね 200 本/日以上 の路線など 詳細は本文参照)

	地下鉄			市バス	
	期間	西神・山手線	海岸線	期間	主要系統*
緊急事態措置 R2.04.07 〳 R2.05.21	R2.05.02 〳 R2.05.17	土休日のみ 約 2 割減便	土休日のみ 約 2 割減便	R2.05.02 〳 R2.05.17	土日祝のみ 約 4 割減便
緊急事態措置 R3.01.14 〳 R3.02.28	R3.01.22 〳 R3.02.28	↑ 平日のみ 22 時以降 約 2 割減便 ↓	↑ 平・土休日 22 時以降 約 2 割減便 ↓	R3.01.22 〳 R3.03.31	平・土日祝 22 時以降 約 3 割減便
まん延防止等重点措置 R3.04.05 〳 R3.04.24	R3.04.28 R3.04.29 〳 R3.06.18			平日終電 約 30 分 繰上げ	R3.04.29 〳
緊急事態措置 R3.04.25 〳 R3.06.20	R3.06.21 〳 R3.07.11	平・土休日 22 時以降 約 2 割減便	R3.08.02 〳 R3.08.22	R3.10.01	
まん延防止等重点措置 R3.08.02 〳 R3.08.19	R3.08.02 〳 R3.08.22	平日終電 約 30 分 繰上げ	R3.10.02 〳 R3.10.24		
緊急事態措置 R3.08.20 〳 R3.09.30	R3.08.23 〳 R3.10.01				

(ワクチン接種会場への無料シャトルバス)

ワクチン接種を迅速に進め、発症・重症化予防を図るため、産学官の連携によりノエビアスタジアム神戸に大規模ワクチン接種会場が開設された。特にワクチン接種の初期は高齢者等が接種対象とされていたことから、接種会場へのアクセス利便の向上が不可欠であり、交通局では、円滑なワクチン接種の進捗に寄与するため、路線バスの車両を活用して、主要駅と会場とを結ぶ臨時バスを運行した。

令和 3 年 5 月 31 日に運行を開始した際は、兵庫駅前と新長田駅前からそれぞれ 38 便

／日、合計 76 便／日を運行していたが、6月6日には兵庫駅前→新長田駅前→接種会場という循環運行に変更し、約 10 分間隔で 55 便～56 便／日を運行した。

運行開始から 10 月までの利用者は往復の合計で延べ 250,399 人となり、ワクチン接種者 351,277 人の概ね 36%に利用されたことになる。

### (職員への積極的検査体制の確保)

令和 3 年 7 月末頃から全国的に感染者数が増加し、8 月 2 日に兵庫県にまん延防止等重点措置が適用されるなか、8 月中旬に相次いで職員の感染が判明した。

平素より、職員は基本的な感染防止対策をとっているため濃厚接触は認められないが、感染者とともに宿泊勤務をしていた者などに対しては、万一に備え自宅待機の指示、PCR 検査の受検の勧奨などの対応をとることとした。しかし、自宅待機者が増えるにつれ、業務に支障を生じたり、ひいては運行に影響を及ぼす可能性が懸念された。

時期を同じくして、8 月 13 日に政府より「職場における積極的な検査の促進について」の通知が出され、8 月 18 日には国土交通省近畿運輸局より職場における抗原検査簡易キット等を活用した検査の実施に積極的に取り組むよう文書で依頼があった。さらに、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の対処方針にも同じ内容が盛り込まれた。

これらを受けて、交通局では、職場において積極的に検査を実施できる態勢の構築を図った。具体的には、拠点的な事業場毎に一定数の抗原検査簡易キットを配置し、感染時と似た症状が勤務中に発現した場合、すぐに検査し得るようにした。職場での感染を早期に発見して感染拡大の防止を図るとともに、職場内で感染者が発生した場合も、積極的に検査を行うことで職場の体制を確保し、公共交通機関の運行を守ることを目的とした措置である。さらに、職場内で感染患者が発生した場合など、必要に応じて PCR 検査の受検を指示できることとした。

### (広報)

令和 2 年 6 月 4 日以降、交通局のホームページに朝・夕のラッシュ時の地下鉄車内の混雑状況の目安を掲載(週 1 回更新)している。主要駅間の混雑状況を 5 段階に色分けして表示しており、時間毎、区間毎の状況を確認できるようにしている。より空いた時刻の列車の利用を選択していただけるようにすることで、時差通勤の促進に資することが目的である。

また、乗務員や窓口職員の感染が判明した際には、陽性確認と同時にメディア及び市のホームページ、掲示物を通じ、

- ・感染が確定した日・感染者が生じた所属
- ・営業への影響の有無あるいはその内容
- ・感染判明前後の車両や設備等の消毒その他の措置
- ・濃厚接触者や健康観察者の有無、お客様への感染機会の有無

などの情報を広報している。

利用者への感染予防対策には万全を期しており、感染拡大の可能性は極めて低いですが、不安を感じる方に自身で行動を選択いただけるようにするため、個人情報の保護に留意しながらも提供可能な情報を公表している。

一方、感染予防対策の迅速な実施と、その適時な広報とを両立させることには困難を伴った。例えば、いわゆる第4波の到来にあたり、兵庫県に緊急事態措置が適用された際、政府方針に終電時刻の繰上げや休日減便に関する内容が盛り込まれていることが判ると、できる限り早くこれらの措置を実施に移すべく努めた。しかし、施策の実施を急げば、利用者への事前告知のための時間が十分に確保できない。

このため、市バスでは、令和3年4月24日（土）の本部員会議で感染予防対策が正式に決定された後、まず4月25日（日）に具体的な内容を掲載しないまま、減便の実施だけを告知する掲示を行い、次いで、具体のダイヤが確定した後に再度掲示をやり直すこととした。また、地下鉄でも、運行計画の変更への対応、利用者への告知、駅施設が併存する建築物の関係者との調整などを短時間のうちに実施することとなった。

市バス・地下鉄を安心してご利用いただくため、必要な対策を講じていることを効果的に広報する手法については研究していかなければならない。

このほか、ワクチン接種の開始以降、市バスの回送車両の車外行先表示器を用いて、インターネット予約を推奨する旨のPRを実施している。掲出できる文字数が少ないため伝達できる情報は限定的だが、日常生活の中で繰り返し目にされることが重要だと考えている。

## 第11節 意思決定

### (1) 本部員会議等による情報共有・意思決定

#### (第2波における本市の対応)

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されて以降も、引き続き、感染の状況等を継続的に監視し、迅速かつ適切に感染防止の取り組みを行うため、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止し、新たに「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置した。また、感染状況が拡大するなど状況の変化が生じた場合は、速やかに感染拡大期への対応を迅速に図るため、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行し、より強い感染防止対策等を講じていくこととした。

令和2年6月以降、休業要請の解除や府県をまたぐ移動制限が解除されるなど、社会経済活動が再開され、人の移動も活発化する中、東京都を始めとする首都圏において7月に入り、20代及び30代の若い世代を中心に感染者が増加し、その状況が関西圏を始め全国に波及した。

感染拡大の兆しを受け、本市においても速やかな対応を図るため、7月6日に警戒本部員会議を開催し、感染状況の把握やPCR検査体制の確保等次なる波に備えた体制整備を方針として定めた。その後も、首都圏、大阪府を中心とする関西圏、愛知県、福岡県などの大都市圏と同様、兵庫県下においても、新規感染者の増加が続くなど第2波が到来し、兵庫県の定める「感染拡大期1（1週間平均の1日あたり患者数30人）」に入ったことから、本市においても、警戒本部を改組し、再度、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組し、感染拡大期における対応方針を確実に実施するための体制とした。

8月に入って以降、感染拡大の状況が一旦落ち着きを見せることとなったが、再度の感染拡大に備え、当面对策本部としての体制を維持することとなった。

第1次対応後、感染状況の変化に対応し、警戒本部と対策本部を変更する考え方を整理したが、感染の波が収まった後も、一定数の感染者が継続的に発生し続ける状況が続くこと、また、次の波も定期的に生じるなど、柔軟な本部体制の変更は運用が難しい状況が続いており、現在においても対策本部としての体制を維持している。

第1次対応後の国の動きとしては、感染状況を確認しつつ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等を段階的に緩和する方針が事務連絡を通じて示された。このうち、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和については、国の事務連絡や県の対処方針に基づき、対応方針の部分改定等を実施した。（令和2年7月9日、令和2年8月31日、令和2年9月18日）。

本市対応方針については、新たに感染症防止対策を講じる場合や緊急事態宣言等で社会・経済活動の制限を講じる場合など、全庁横断的に指針を定める事項ではなく、部分改定にとどまる場合は、対策本部員会議を経ることなく、都度、機動的な改定を実施し、

速やかに市民・事業者に公表することとした。

### (第3波における本市の対応)

令和2年9月下旬以降、徐々に新規感染者が増加し、特に11月以降、北海道や東京、大阪をはじめ、全国的に感染者の増加が見られ、本市においても、クラスターが発生するなど、新規感染者が増加している状況が顕著となった。

令和2年11月19日に、約4か月ぶりに対策本部員会議を開催し、医療提供体制の負荷を過大にしないための医療・検査・相談体制の確保、市民・事業者への基本的予防対策の徹底の呼びかけのための対応方針を確認した。

その後も、全国の感染者数は高止まりの傾向が続いた。本市においても、新規感染者が連日多数発生する状況が継続し、医療提供体制への負担も非常に大きく予断を許さない状況となった。令和2年12月17日に対策本部員会議を開催の上、医療崩壊を防ぐための体制確保や年末年始を静かに過ごすための呼びかけ等を実施した。

年明けには首都圏を始め全国的な感染者急増を受け、再度新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、令和3年1月8日から令和3年2月7日の期間、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

関西圏においても、直近の感染状況拡大を踏まえ、兵庫県、京都府、大阪府が連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発令を要請することとなった。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生し、医療提供体制が限界を超える恐れのある状況となり、令和3年1月9日の対策本部員会議開催で、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした対応を実施していくことを確認した。

更に、令和3年1月14日は、緊急事態措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む7府県が新たに追加された。同日、対策本部員会議を開催し、市民病院における通常医療の制限による病床確保を始め、各分野における対応方針を定めた。

その後、緊急事態措置を実施すべき期間の延長、緊急事態措置を実施すべき区域からの除外、緊急事態宣言の解除のタイミングで、対策本部員会議を開催し、本市における感染状況を踏まえた対応方針を定めた。

第3波到来時の2回目の緊急事態宣言発令時には、宣言発令や解除に際して、都道府県側からの事前の国への要請を含め、国・県の事前の調整が実施されるようになり、関西圏域においても府・県間で緊急事態宣言発令や解除に際して連携した取り組みが進んだ。県・市間においても、事前の感染状況も含めた情報共有や、感染抑制のために、社会制限が必要な状況かどうかの情報共有も緊密に実施した。

また、特措法に基づき事業者や施設等に対し社会活動の制限内容を決定する役割を担う県と、基礎自治体として県の対処方針を踏まえ、必要な医療・検査・相談体制の確保、基本的感染対策の市民への呼びかけ、ワクチン接種の取組みを推進する市が、役割分担・連携して必要な感染対策を推進した。最初の緊急事態宣言発令時と比較し、国・県の対

処方針に基づく、市の方針決定、市の方針に基づく必要な対策の取組み、各局室区への情報伝達は円滑に実施されるようになったと考えられる。

#### (第4波における本市の対応)

令和3年3月1日の緊急事態宣言解除以降、変異株の影響を注視しながら、年度末・年度始めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大(リバウンド)防止するための注意喚起・呼びかけ等、感染防止対策に取り組んできたが、新規感染者の急増に伴う病床使用率の増加等により、入院調整が厳しい状況となり、医療提供体制は予断を許さない状況となった。

令和3年4月1日の年度当初の幹部職員への訓示は中止し、新体制による対策本部員会議を開催の上、今後の対応を議論し徹底する方針を決定した。

4月5日には、改正法で創設されたまん延防止等重点措置区域に兵庫県も指定され、本市においても、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁挙げて取組み、感染拡大防止と医療提供体制の確保に取り組む方針とした。

しかし、感染の急拡大が収まらない状況であったことから、本市においても県に対し、まん延防止等重点措置から一步踏み込んだ措置としての緊急事態宣言を国に要請すべき状況にある旨、県に申し入れを実施するなど緊密に情報共有を実施した。兵庫県においても、速やかに政府へ緊急事態宣言の発令を要請、4月25日より兵庫県が3回目の緊急事態措置実施区域となった。国・県の方針に準拠し、対策本部員会議において、ゴールデンウィーク期間中のイベント等の無観客開催、大規模集客施設での休業等の集中的な対策を実施する方針を決定した。

飲食店での酒類の提供が禁止されたことから、国・県の方針に基づき、路上・公園での集団での飲酒など、感染リスクの高い行動に対する注意喚起として、建設局・港湾局による主要駅や公園、須磨海岸、メリケンパーク等での野外飲酒グループへの注意喚起を実施した。

第4波においては、多数の新規感染者が連日発生する状況が続き、医療提供体制はこれまでになく危機的な状況となり、保健所業務も著しく増大する中、対策本部においても、災害に匹敵する緊急事態として、全庁挙げた必要な部門への対策強化、医療提供体制の確保、各局室区と連携した、感染拡大防止の徹底、リスクの高い行動の自粛の呼びかけなど、全庁挙げてできることにはすべて取り組む体制で臨んだ。

緊急事態措置の実施以降、感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除され、引き続き感染収束に向けた取組みを行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施されることとなった。

#### (第5波における本市の対応)

令和3年7月11日をもって、県におけるまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、首都圏において新規感染者数が増加し、続いて関西圏をはじめ多くの地域で新

規感染者が増加し、感染拡大が懸念される事態となった。

7月28日兵庫県においては、政府へまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定され、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施すべき区域に本市も指定されることとなった。

しかし、デルタ株を始めとする変異株の影響により、感染急拡大が収まらない状況であるため、8月17日兵庫県においては、緊急事態措置実施区域とされ、8月20日より4回目の緊急事態措置が実施されることとなった。

本市においては、市対応方針に基づき、医療・検査・相談体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進、基本的感染対策の徹底の呼びかけ等、引き続き感染拡大防止の取り組みを継続して実施した。また、国・県の対処方針の内容変更を踏まえ、都度、市の対応方針を改定し、各局室区へ周知を実施した。

全国的には、アルファ株よりさらに強い感染力をもつデルタ株の出現により、若年世代にも感染が拡大したことにより、非常に多くの新規感染者数が発生した。

本市においては、これまでの対策の強化・徹底のほか、第4波の教訓を踏まえた対応として、コロナ受入増床の確保、早期診療による重症化防止、転院促進による病床確保等の対応を講じるなど、全庁挙げた対応を実施した。

令和3年9月30日をもって、本市においては、緊急事態措置実施区域から解除されたが、感染再拡大防止のための対応を講じているところである。

本市の対応方針について、基本的に国・県の対処方針に準拠して決定し、各局室区から各関係者へ伝達される枠組みが、緊急事態宣言を重ねるごとにより明確になり、対応方針決定までの事前調整や決定後の情報伝達過程はより円滑になったと考えられる。

総じて、国・県の感染状況を踏まえた対応や今後の方針について、地方自治体への情報伝達も含め、第1次の対応の時と比較し、早めに、国の専門家会議や分科会等で方向性が示される場合が多くなり、ある程度、今後の見通しを持ちながら、市の方針決定を検討することができるようになった。

一方で、兵庫県全体の感染状況よりも、神戸市を含む都市部においては、感染拡大の兆候が早めに生じる場合が多いことから、国や県の動向を注視しつつ、本市における医療提供体制や感染状況を踏まえ、速やかに対応を講じていくことが必要と考えられる。

(参考：対策本部員会議計24回、警戒本部員会議計3回開催)。

## (会議運営)

対策本部員会議運営については、第1次対応時と同様、14階大会議室での出席者数を絞り、テレビ会議室システムを最大限活用して運営を実施した。

会議資料について、第1次対応の際に課題であった、机上配布資料が直前まで決まらず事務が錯綜する点については、11月以降、ペーパーレス会議に変更することで大幅な改善を図ることができた。

机上資料配布時には、事前の会議資料調整時の修正事項の都度、資料複写、追加、差

し替え実施のための作業時間を相当程度見込みながら準備を行う必要があったが、電子データの差し替えのみで対応することができるようになり、劇的な事務負担の軽減につながった。

## **(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達**

### **(国・県との調整)**

第1次対応と同様、神戸市の対応方針については、国・県の対処方針を踏まえ、実施内容を定めた。兵庫県とも、引き続き連絡調整・情報共有体制を継続した。定期的に表示される国の分科会等の提言や、兵庫県において示された、感染状況のフェーズ事の対応方針等に基づき、夏場から秋にかけては、状況や段階ごとの対応の変更等について、一定の予測をもって準備を行うことができた。兵庫県の対策本部会議の検討内容や開催予定等についても、円滑に情報共有を行うことができた。

一方、冬場以降の大きな感染拡大の波は、県のフェーズの考え方を大きく超え、年明け以降は、国の基本的対処方針及び兵庫県の対処方針に基づき、市の対応方針を定め、感染症対策を実施した。事前に県との連絡調整体制を構築していたことから、1月より始まった営業時間短縮の対象市の設定についての事前の連絡調整、兵庫県、大阪府、京都府の3府県での一体的な緊急事態宣言の発令要請や解除要請の動きの情報共有などを行う上で、有効に機能したと考えられる。

一方で、令和3年4月には、会食に際しての飲食店へのうちの配布等、飲食店での感染防止対策の手法について、市から配布をしないよう申し入れを実施するなど、保健所中心に最前線で感染対策を担う立場から、必要な申し入れを実施した。

また、実務面においては、飲食店の営業時間短縮に関する掲出ポスターの配布や認証店登録のための申請書類等の設置依頼等の事前準備の調整については、あらかじめ、周知期間や市町との役割分担について、より綿密な事前調整が必要と考えられる。

### **(危機管理室・健康局における情報共有)**

患者発生状況については、第1次対応以降も、毎日健康局及び危機管理室で情報の共有を図るとともに、記者会見等の同席による情報共有を図ってきた。

一方、感染拡大が続く中、病床の使用率の状況やクラスターを含む感染の発生状況等、日々刻々と変化する医療提供体制の現状について、日々の詳細な状況の健康局との情報共有が必ずしも十分でない状況であった。そのため、1月に入ってから、健康局での日々の定期的な打ち合わせに、危機管理室職員が常時同席し、危機管理室・健康局で一体的な、情報共有・意見交換・意思決定を図ることとした。その結果、日々の感染状況や今後の対応方針等について、齟齬なく一体的に意識の共有を図ることができるようになり、現在も同様の取組みを継続しているところである。

### (各局室区との連絡調整・事業者への情報伝達)

第1次対応において情報伝達の流れが概ねできたことから、国や県の動向の情報共有、対策本部員会議の開催、各局室区を通じた関係機関への情報伝達等の一連の流れは、第2次対応以降、円滑に実施された。

また、第1次の対応に比較し、施設や催物等が全面的に休止されることはなく、社会活動の制限については、営業時間の短縮や人数制限が中心であり、事前に、国の情報等が公表されている状況が多かったことから、各局室区とも概ね想定した事前準備が実施できるようになった。

対策本部員会議で決定した事項については、通知文等により各局室区を通じて速やかに情報伝達が行われていた。施設の利用指針や地域の利用施設への情報伝達も一定、一連の流れに沿ってスムーズに実施できていたものと考えられる。

情報伝達の内容は、制限の期間や時間等の事項のほかは、一般的な基本的感染防止対策等、既に周知されている事項を呼びかける内容が中心であり、市民・事業者にリスクの高い場面を避ける、防ぐための具体的行動や対応を取ってもらう工夫を継続して行っていく必要がある。

## 第3章 次なる波への備え

### 第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

#### (1) 相談窓口

- ①新型コロナウイルス感染症の治療・療養後の倦怠感や息苦しさなど後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口として、後遺症電話相談を実施するとともに、後遺症の現状把握のため実態調査を実施する。
- ②市民の疑問や不安に答えられるよう、感染状況に応じて、人員体制を確保し、専用健康相談窓口を引き続き整備・運営する。
- ③これまでの相談事例を踏まえ、より分かりやすい説明となるよう対応マニュアルの見直しを引き続き行う。
- ④患者の発生状況、感染の仕方等の基礎知識、受診や検査の流れ、変異株の確認状況などを引き続き分かりやすく、丁寧に情報提供する。

#### (2) 検査体制

- ①感染拡大の予兆を早期に察知するとともに、クラスター防止のため、ワクチン接種の状況を踏まえながら、陽性患者が発生した学校等の施設における積極的検査、介護・障害施設等の従事者に対する積極的検査を引き続き迅速に実施する。また、感染疑いのある利用客と接した可能性のある従業員を対象に実施している酒類を提供する飲食店への積極的検査実施について、酒類を提供していない飲食店についても積極的検査を拡大実施する。
- ②健康科学研究所、シスメックス検査センター、医療機関、民間事業者が役割分担を行い、有症状者、濃厚接触者、積極的検査に必要な検査体制を引き続き確保する。
- ③健康科学研究所の検査体制の確保、人材育成を引き続き行う。また、市内の医療機関から陽性検体を健康科学研究所に集約する仕組み及び健康科学研究所のゲノム解析能力を活かし、新たな変異株の出現にも対応できるゲノムサーベイランスシステムを活用し、感染源を引き続き解明するとともに、感染拡大・クラスター化を引き続き防止する。

#### (3) 入院病床の確保

- ①患者の発生状況のフェーズに応じて、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策が取れる市内医療機関の連携のもと、情報を共有しながら必要な入院病床を確保する。G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）の登録情報を活用し市内医療機関の患者受入の状況、医療資材の在庫状況等を確認し、情報連携を密にする。
- ②市内医療機関で患者の重症度に応じ、重症患者、中等症患者、軽症患者を役割分担

して受け入れる体制を引き続き確保する。

- ③病床のひっ迫を回避するため、治癒確認後の回復患者を円滑に転院、受け入れる体制を引き続き確保する。
- ④感染急拡大期に市民病院の通常医療を制限して新型コロナ入院病床を確保する方策を予め検討する。
- ⑤院内感染拡大防止と患者受入の促進のため、こうべ病院安心サポートプランによる支援や、ゴールデンウィーク・年末年始など長期休暇での診療体制・入院受入体制確保のための支援、在庫状況を踏まえた医療資材の支援などにより、新型コロナに対応する医療機関を引き続き支援する。

#### **(4) 宿泊療養施設**

- ①感染の状況を踏まえて、更なる宿泊療養施設の確保の検討及び酸素供給設備の強化を行う。
- ②民間事業者のノウハウを活用しながら、宿泊療養施設の運営スタッフの確保、効率的な運営を引き続き行う。
- ③感染拡大期の宿泊療養施設の医療的ケアの強化に必要な人材、設備を引き続き確保する。
- ④看護師、保健師の負担軽減のため、宿泊療養者の健康観察にICTの活用を引き続き進める。
- ⑤死亡事案に対する本市の対応、再発防止策を検証・評価し、入所者の日々の健康管理、急変時の対応を確実に実施する。

#### **(5) 自宅療養**

- ①第6波を見据えて、症状が進行しつつある療養者の重症化予防のため、早期に外来受診に繋がれるよう体制を強化するため、外来受診受入医療機関の更なる確保、搬送車の増車をを行う。また、外来受診が難しい場合の往診・電話診療への協力が得られる医療機関を確保する。
- ②自宅療養者の不安を軽減するため、パルスオキシメーターの使い方など日々の健康観察の方法や感染予防策など、療養中の過ごし方についてまとめた、自宅療養者向けのフォローアップガイドを作成する。
- ③軽症患者、無症状者等で、感染防止に係る留意点が遵守できる自宅療養者に対し、保健センターが毎日、電話やメール、健康アプリ、訪問により健康確認を引き続き行う。
- ④人材派遣等の活用により自宅療養者フォローアップチームを充実し、保健師が重症化リスクのある自宅療養者の重症化防止に重点化できる体制を引き続き整備する。
- ⑤パルスオキシメーターを貸し出し、日々のセルフチェックを引き続き依頼し、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握する。

- ⑥自宅療養となった方で、療養期間中に自身で食料調達が困難な方に食料等の支援を引き続き実施する。
- ⑦自宅療養者からの24時間対応の相談体制を引き続き確保し、急変時には消防局との連携のもと入院先の調整を行い、救急搬送を行う。

## **(6) ワクチン接種**

- ①本人の発症・重症化予防、市内医療機関の負担を軽減のため、新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、3回目の追加接種を含め、市内のすみずみまで、市民に安全かつ迅速でスムーズなワクチン接種が行えるよう必要な体制を整備する。
- ②神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市歯科医師会・神戸市薬剤師会と合同で設置した「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」において、公的病院の協力も得ながら、引き続きワクチン接種に必要な接種体制を構築する。
- ③市民の利便性を確保し、ワクチン接種を迅速に進めるため、集団接種会場、個別接種会場の会場確保及び集団接種会場の運営に必要な人員を引き続き適切に確保する。
- ④市民からの相談や予約受付を円滑に行うためのコールセンターやホームページを引き続き整備する。
- ⑤市民への接種券の発送や、接種済み情報の管理のためのシステムを引き続き整備・運営する。
- ⑥ワクチン集中調整センターにおいて、引き続き市内のワクチンの予約、供給を集中的、網羅的に管理するとともに、きめ細やかに集団接種会場、個別接種会場にワクチンを配分・配送する。
- ⑦ワクチン接種に関連する不安や疑問に答えられるよう、様々な手段を用いてワクチンの有効性及び安全性、接種手続き等について、引き続き市民に分かりやすい広報手段、広報内容を検討する。

## **(7) 保健所の体制**

- ①積極的疫学調査、健康観察などにあたる保健師の勤務状況を改善し、より専門性を発揮できるよう人材派遣の事務職員、看護職員の積極的な活用を行うことにより、各保健センターにおいて早出遅出勤務を実施するとともに、感染症対応を含めた保健所業務のデジタル化を進める。また、夜間における自宅療養者・自宅待機者等からの電話対応業務を集約の上、当番制を実施する。
- ②新型コロナウイルス感染症を契機とした感染症早期探知地域連携システム（神戸モデル）の強化や、新型コロナの影響により増加する健康課題への対応のため増員した保健師の人材育成を進める。また、保健師の技術継承ができる仕組みを整備し、感染症対応ができる保健師の育成を行う。
- ③積極的疫学調査の公表について、感染拡大防止への効果とプライバシーの保護の観

点から検証し、必要に応じて見直しを行う。

- ④患者の発生状況のフェーズに応じ、積極的疫学調査の範囲を重点化するとともに、即座に必要な人員を確保できるよう全庁的な保健所応援体制を整備する。
- ⑤感染急拡大期に、保健センター長のもとで保健師を一元化し、新型コロナ以外の通常業務も含めトータルマネジメントし、業務の優先度を判断し対応する。
- ⑥施設内で患者が発生した場合に、更なる感染拡大が起こらないよう、保健センター保健師や保健所医師、看護師が感染対策のため清潔と汚染のゾーン分けや、消毒や換気、また防護服の着用訓練などの指導を適切に行う。

## **(8) 広報・情報発信・風評被害対策**

- ①市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう新型コロナに対する正しい知識を分かりやすく発信する方法、方策を絶えず検討する。
- ②「マスク」と「距離」、手洗い・手指の消毒、3密（密閉・密集・密接）の回避、咳エチケットの徹底、こまめな換気、感染リスクが高まる「5つの場面」など感染防止に必要な行動などについて、動画をはじめ効果的なツールを用いて、引き続き市民に重点的かつ継続して啓発する。
- ③熱中症患者が増加した場合、医療機関が対応できず医療崩壊を起こしかねない状況となるため、引き続き効果的な熱中症対策を行う。
- ④感染症早期探知地域連携システム（感染症神戸モデル）を強化し、地域での感染拡大の予兆を迅速に把握し、市民に迅速に情報提供を行う。
- ⑤感染を経験された方やその家族、医療機関で働いている方などに対する差別や偏見をなくすための市民啓発を継続して行う。
- ⑥市民の疑問を解消し、不安を軽減できるよう新型コロナウイルス感染症やワクチンに対する正しい知識を分かりやすく発信する。
- ⑦ワクチン接種をしていない方に接種の強制や差別、いじめ、不利益な取り扱いが生じないよう市民啓発を行う。

## **(9) 救急体制**

- ①消防署所等における感染防止対策を継続して徹底するとともに、万が一隊員間の感染等が発生した場合には、感染経路を確認・分析し、必要に応じてこれまで行ってきた対策を見直し、消防力を維持する。
- ②救急隊員等の感染防止対策を徹底するため、救急活動時における感染防止マニュアルの習熟を図るとともに、今後の活動において疑義等が発生した場合や新しい知見が発表された場合等においては、感染症専門医師から助言等を踏まえて改訂を行う。
- ③感染防止用資器材（マスク、感染防止衣、消毒液等）の収納場所を確保し、ローリングストック方式による継続的な備蓄を行う。
- ④これまで行ってきた保健所との連携体制を引き続き確保する。また、新型コロナウイ

ルス感染症患者や濃厚接触者等について救急搬送困難事案の発生件数が急増するなど救急隊の活動に支障が生じた場合には消防職員を保健所へ派遣して連携強化を図る。

- ⑤感染拡大期における救急搬送困難事案の発生を予防するため、各部局のほか、神戸市第2次救急協議会をはじめとする医療機関や兵庫県に対して、定期的に搬送状況や救急搬送困難事案の状況等を共有するとともに、医療体制の確保について、健康局と連携して協力を要請する。また、引き続き、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを積極的に活用して、より円滑な病院選定を行う。
- ⑥搬送先が決まらず、救急隊の現場活動が長くなった場合には、別の救急隊に交代する体制や酸素ポンペを供給できる体制を引き続き確保する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送件数の増大や救急搬送困難事案の増加により救急需要が逼迫するおそれがある場合には、予備救急車を活用して円滑に救急搬送ができる体制を確保する。

## 第2節 報道対応と広報

### (1) 広報全般

- ①これまでの経験や報道機関の意見も踏まえながら、感染状況の変化に応じて報道対応のあり方を柔軟に見直していく。
- ②市内における感染状況や、ワクチン接種をはじめとしたコロナ対策などの最新情報を、記者会見やホームページを通じて市民に対して迅速にお知らせできる体制を維持する。
- ③感染状況やコロナ対策のステージに合わせて、対象となる市民に対して必要な情報を適時お届けできるよう、ホームページやSNS（Twitter、Facebook、LINE）によるタイムリーな情報発信のほか、広報紙やメッセージ動画を通じた分かりやすい情報提供など、様々な媒体を活用した広報を引き続き実施していく。

### (2) データ解析

- ①継続して新規感染者数や入院患者数、PCR 検査数などの「感染者の情報」、市営地下鉄などの「人流データ」についてモニタリングを行い、庁内関係局と情報共有を行う。
- ②市の保有するデータのオープンデータ化を進め、シビックテックの活用、官民の連携による新型コロナウイルス感染症対策を促進する。
- ③データを分かりやすくかつ効率的に可視化するためには、BI ツールの活用が有用であり、庁内のシステム環境を整えるとともに、研修など学習環境の充実、大学や民間企業との連携により、ツールを使いこなせる職員を増やす。

## 第3節 市立学校園

### (1) 全般

- ①学校園における新型コロナウイルス感染症への十分な警戒と3密の回避や手洗い、咳エチケットなど基本的な感染症対策のさらなる徹底を図る。
- ②市内の感染状況やクラスター発生状況など最新の感染状況を把握するため、健康局・保健所との情報連携の強化を図る。
- ③市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に迅速かつ分かりやすい周知・伝達するための準備を行う。
- ④保護者との連絡ツール（すぐーる）などを活用した、保護者への迅速な情報発信を行う。
- ⑤感染者等に対する偏見や差別が生じないための指導やさらなる配慮の要請を行う。

### (2) 学習・生活への支援

- ①臨時休業等により必要となる学びの保障のための学習環境整備を行う。
- ②オンラインによる学習支援を円滑に実施する。(家庭にWi-Fi環境がない児童生徒への対応等を含む)
- ③入学式等学校行事の実施における感染防止対策のさらなる徹底を図る。
- ④感染再拡大期における修学旅行および宿泊を伴う学校行事等の方針の検討を行う。
- ⑤部活動における感染防止対策の徹底と感染再拡大期の実施についての検討を行う。
- ⑥児童生徒等への心のケアのための健康観察や健康相談、スクールカウンセラー等による支援などの準備を行う。
- ⑦学童保育施設との緊密な連携および学校園での受け入れなど子どもの居場所の確保のための検討を行う。

### (3) 衛生用品、設備整備

- ①マスクやハンドソープなど保健衛生用品の計画的な備蓄及び消毒液などの抗ウイルス対策を行う。
- ②適切な換気を行うための特別教室や体育館等への計画的な空調整備を行う。

### (4) 運営体制等

- ①一斉臨時休業等が実施された場合の学校園教職員の出務体制の検討を行う。
- ②感染拡大期における教育委員会事務局職員の在宅勤務など出勤調整の検討を行う。

## **第4節 保育所・学童保育施設等**

### **(1) 保育所等**

- ①施設と保護者とのコミュニケーション手段として、メールなどの効率的な手法をあらかじめ確保するよう、施設へ助言を行う。
- ②実施可能な感染防止対策、職員や園児等が感染した場合の対応方針などについて、施設に再確認を促す。
- ③各施設における衛生用品の確保・備蓄を支援する。
- ④実費徴収部分の減額、認可外保育施設利用者の保育料の減額等、施設の判断によるものについては、事前に取り扱いを定め、保護者に伝えておくよう、施設に促す。
- ⑤陽性者発生時の市の相談体制、保健センターが積極的疫学調査の重点化を図った際の対応等について、検証を行う。

### **(2) 学童保育施設**

- ①感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、神戸市の運営方針と必要な情報を施設及び保護者へ迅速に発信する。
- ②学校と緊密な連携を図り、想定すべき対応を事前に協議し、認識を共有することで子どもの居場所の確保に努める。
- ③学童保育施設における密な空間を避けるため、学校の多目的室や運動場、地域福祉センター等の一時利用場所の確保を図る。
- ④各施設における衛生品の確保・備蓄を支援する。
- ⑤児童情報の管理や保護者への情報提供について、ICTの活用を推進するとともに、見守りカメラの設置など、職員の負担軽減に向けた施設環境整備を促進する。

### **(3) 療育センター**

- ①児童発達支援センターから保護者へ緊急時に速やかに連絡できるよう、一斉配信メール等の手段を確認しておく。
- ②職員や児童等が感染した場合の対応について検討しておく。
- ③各センターにおける衛生品の確保・備蓄を継続する。
- ④家庭訪問や面談などを非対面で実施できる手段（オンライン面談が可能なタブレット端末などの導入等）の活用を推進する。

### **(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護**

- ①これまでの運営において蓄積されたノウハウを活かし、引き続き、緊急一時保護所の円滑な運営を行っていく。

- ②月齢の低い乳児については、陽性となった保護者が入院する医療機関での受け入れが可能となるよう、医療機関や関係機関に対して協力を求める。

## **第5節 社会福祉施設等**

### **(1) 感染防止策の徹底**

- ①各施設が、患者及び濃厚接触者が発生することを想定し、シミュレーションの実施、職員研修やマニュアル整備等、事前の対策を講じる。
- ②濃厚接触者の特定を早くするために、日常的に記録の作成等、従来からの防止策の徹底を周知する。
- ③従業者と利用者の切り分け（ゾーニング）の実施に努める。

### **(2) 施設等への支援**

- ①施設入所者の新型コロナウイルス感染者発生時のゾーニングや職員の防護服等の着脱の研修を実施する。
- ②施設での衛生資材等の確保の徹底に加え、本市からの支援が行える備蓄に努める。

### **(3) その他の対策**

- ①事業者による通所サービスの一時的な休業などが考えられることから、在宅支援、サービスの提供体制の確保に努める。
- ②サービスを提供する事業者に対して、十分な物資の供給に努める。
- ③ICTを駆使しペーパーレス化を推進するなど、施設では接触を減らす対策を可能な限り行う必要があり、新たに本市独自のICT化補助や、介護ロボット導入支援を行うことにより、職場環境の整備を支援していく。
- ④「サービス継続支援事業」や在宅介護サービス継続への支援策（「フォローアップ体制強化事業」他）を通じて、切れ目のない事業者支援に努め、サービス利用者及びその家族の生活を支えていく。

## **第6節 個人向け支援策**

### **(1) 住居確保給付金**

- ①生活困窮者に対するわかりやすいホームページの作成や直接情報を届けるための情報発信（SMSサービスによる情報提供）を行う。
- ②各区窓口職員向けに、制度見直しの内容について、速やかに周知を図る。
- ③制度の延長、拡大にも速やかに対応できるよう各区の受付、相談体制の充実に努める。
- ④ハローワークや市内の雇用就労所管部局との連携を強化し、生活困窮者の自立に向

け一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

## **(2) 生活福祉資金**

- ①申請の方法について、来庁による方法だけではなく、利用者の利便性を確保するため郵送による申請を継続する。
- ②制度の延長、拡大にも速やかに対応できるよう市社協及び各区における受付、相談体制の充実に努める。
- ③自立に向けた相談窓口との連携に努める。

## **(3) 生活困窮者自立支援金**

- ①申請の方法について、利用者の利便性を確保するため郵送による申請を継続する。
- ②制度の延長、拡大にも速やかに対応できるようコールセンター及び相談体制の充実に努める。
- ③生活福祉資金の実施主体である兵庫県社会福祉協議会及び自立に向けた相談窓口との連携に努める。

## **(4) 保険料全般**

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請を円滑に審査・対応できるよう、必要な体制を構築する。
- ②各保険料の減免に係る国の財政支援対象期間が延長された場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ③保険料の減免制度、国民年金の免除制度などについて、各制度の説明、手続き方法や各種申請様式の掲載を充実するなどホームページ等を通じてわかりやすい広報を行う。
- ④保険料納入通知書発送時の対応について、例年、発送後～月末までは、区への来庁者や電話による問い合わせが急増、集中することから、3密を回避するため、以下の対策を講じる。
  - ・区保険年金医療課における来庁者抑制の呼びかけ
  - ・郵便物が大量のため、分散配達（3日間程度）の実施
  - ・郵送申請・オンライン申請の周知
  - ・市民からの問い合わせ対応のために設置している専用コールセンターの周知
- ⑤国民年金の手続きについて、日本年金機構と調整し、可能なものは郵送申請を検討する。

## **(5) その他**

- ①国民健康保険の傷病手当金について、国の財政支援が延長された場合は、規則改正な

ど必要な対応を行う。

- ②ICTを活用した生活困窮者学習支援事業について、長期休校期間中の学習の遅れを懸念して緊急的に開始した事業であるが、生徒の参加率が高いことから、継続実施の上、対象となる子どもへの周知、講師の確保について引き続き関係機関、事業者と協力を図る

## 第7節 事業者向け支援策

- ①各種統計データによる経済全体の動向の把握に努める。
- ②関連業界団体や個別事業者との日常的な意見交換などを行う。

## 第8節 職員・組織・庁舎

### (職員の健康管理等)

- ①長期化している新型コロナウイルス感染症対応にあたる職員への健康対策について引き続き対策を検討・実施する。
- ②職員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について啓発する。

## 第9節 物資備蓄体制

- ①マスクや消毒液、防護服や N95 マスク等について、備蓄の更新にあたっては、随時、市民病院機構と調整していく。
- ②備蓄した医療物資については、定期的な点検を行い、品質・使用期限に留意しながら、継続的な備蓄を続けていく。
- ③危機管理室の備蓄体制を適正に維持・管理し、万が一の有事の際に速やかに備蓄品を活用できるようにしておく。

## 第10節 市有施設等

### (1) 施設・イベント等

- ①イベント等の開催にあたっては、国や関係機関から示されている指針や各業界の示すガイドライン等に従い感染症対策に努める。
- ②各イベントの中止・延期を決定するため、関係機関からの情報や類似イベントの開催状況などの情報を収集し、状況に応じて適切に対応できるよう準備しておく。
- ③市の対応方針に遅滞なく対応するため、職員の勤務体制をとれるよう準備しておく。
- ④接触の機会を減らすため、非接触型のサービスの活用（ネット予約、神戸文化ホールにおける完全非接触型による入場システム、図書館における予約図書セルフ受取棚・

自動返却機や、電子図書館の利用促進等)を進めていく。

- ⑤閉館となった際も、例えば図書館においては予約図書を受取を実施するなど、サービスの継続ができないか検討しておく。
- ⑥イベントが無観客での開催となったとしても、有料配信を行う等、オンラインでできる取組み等を検討しておく。
- ⑦海外からの参加者がいるイベント等については、各国からの出入国や待機措置、必要な感染対策に関する情報を収集するとともに、類似のイベント等の動向も踏まえながら、観客の受け入れ範囲や入場者のスクリーニング・誘導の方針、参加者の移動・滞在、イベント等の開催時の接触制限・行動制限の方針等を検討しておく。
- ⑧感染症拡大に伴う利用料金の減少や、自主事業における収支悪化への対応などについても注視していく。
- ⑨「ワクチン・検査パッケージ」を活用した入場制限の考え方の整理など、国の検証結果を踏まえ迅速に導入できるよう準備しておく。

## **(2) 地域福祉センター**

- 「with コロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動（接触機会を減らした活動）を実践するため、地域福祉センターへの公衆 Wi-Fi を整備する。

## **(3) 港湾施設等**

- ①神戸港 BCP（感染症編）を今後、速やかに策定する。
- ②港湾関係について、物流等を確保する観点から、感染者が発生した場合でも速やかに事業を再開するために必要な対応について、保健所との緊密な連携を図る。

## **(4) 市バス・地下鉄**

- ①市バス・地下鉄では、減便等により生じる社会的な不利益と期待し得る効果とを検証し、感染の抑制に、より実効性のある実施方法、代替策の検討を行う。
- ②市バス・地下鉄の運行継続のため、運行・保守に係わる職員の感染予防に引き続き取り組みとともに、万一感染拡大の影響が及んだ場合にも事業を継続できる体制について検討しておく。

# **第 11 節 本部員会議等情報共有と意思決定**

- ①危機管理室職員の健康局情報共有の場への参加等、健康局との一体的な情報共有体制を継続する。
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限を持つ兵庫県と日々連絡調整・情報共有を行う体制を、感染が収束するまでの間継続する。

# 巻末資料

## 陽性者と重症者の推移



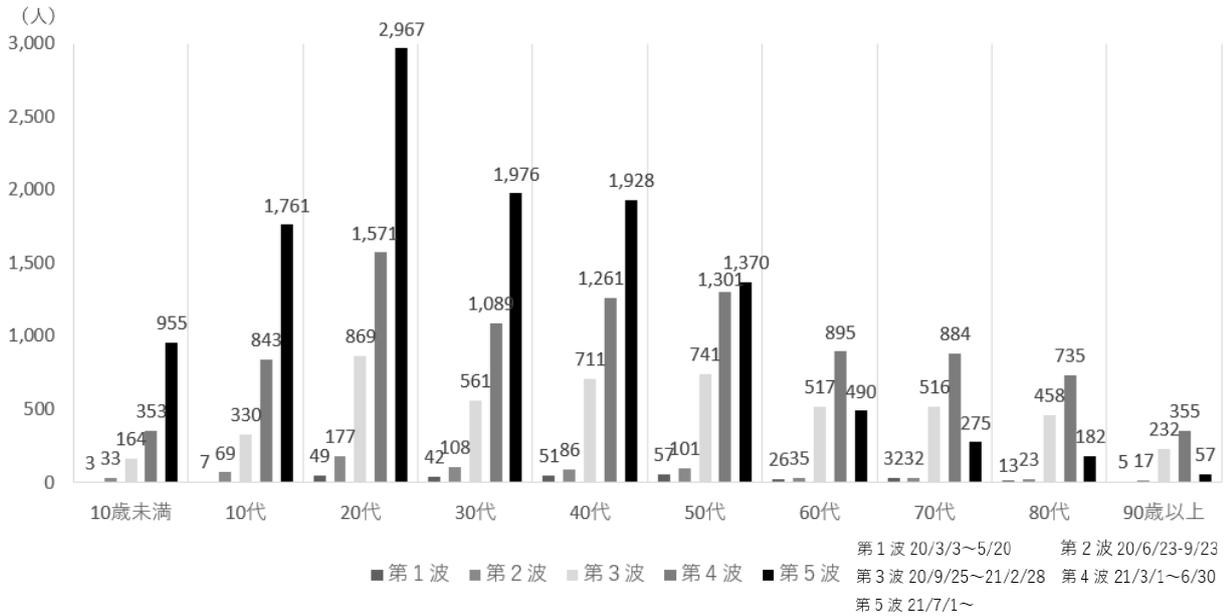
## 年代別の感染者数

11月15日現在

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上	計
第1波	3	7	49	42	51	57	26	32	13	5	285
割合	1.1%	2.5%	17.2%	14.7%	17.9%	20.0%	9.1%	11.2%	4.6%	1.8%	100%
第2波	33	69	177	108	86	101	35	32	23	17	681
割合	4.8%	10.1%	26.0%	15.9%	12.6%	14.8%	5.1%	4.7%	3.4%	2.5%	100%
第3波	164	330	869	561	711	741	517	516	458	232	5,099
割合	3.2%	6.5%	17.0%	11.0%	13.9%	14.5%	10.1%	10.1%	9.0%	4.5%	100%
第4波	353	843	1,571	1,089	1,261	1,301	895	884	735	355	9,287
割合	3.8%	9.1%	16.9%	11.7%	13.6%	14.0%	9.6%	9.5%	7.9%	3.8%	100%
第5波	955	1,761	2,967	1,976	1,928	1,370	490	275	182	57	11,961
割合	8.0%	14.7%	24.8%	16.5%	16.1%	11.5%	4.1%	2.3%	1.5%	0.5%	100%

第1波 20/3/3~5/20 第2波 20/6/23-9/23  
 第3波 20/9/25~21/2/28 第4波 21/3/1~6/30  
 第5波 21/7/1~

### 年代別感染者数の推移



### クラスターの発生状況

11月15日現在

	件数					件数合計	人数	
	第1波 3/3~5/20	第2波 6/23~9/23	第3波 9/25~2/28	第4波 3/1~6/30	第5波 7/1~		人数	割合
保育所・学校	1	3	10	25	34	73	750	17.8%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	48	11	80	1553	36.9%
病院	2	1	14	16	5	38	1255	29.8%
公的機関	2	0	2	1	2	7	65	1.5%
民間事業所	0	0	5	11	23	39	425	10.1%
酒類提供飲食店	0	2	5	2	4	13	120	2.8%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	0	5	44	1.0%
合計	6	8	58	104	79	255	4,212	100%

### 相談状況 (令和2年1月27日~令和3年11月23日)

相談窓口	件数 (件)
①各保健センター (令和2年1月29日~)、 保健所保健課 (令和2年1月27日~)	13,319
②新型コロナウイルス専用健康相談窓口 (令和2年2月1日~) ※旧「帰国者・接触者相談センター」の件数含む	158,612
③チャットボット相談 (令和2年5月20日~令和3年11月8日) 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず、スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	54,183
計	226,114

※専用健康相談窓口最大相談件数：令和3年4月13日 1,047件

L452R 変異株（デルタ株等疑い）PCR 検査の状況

届出日	市内新規陽性患者数	変異株検査数	検査数の割合	変異株陽性数	変異株の割合
6月7日-6月13日	111	52	46.8%	3	5.8%
6月14日-6月20日	68	31	45.6%	5	16.1%
6月21日-6月27日	59	28	47.5%	0	0%
6月28日-7月4日	66	27	40.9%	8	29.6%
7月5日-7月11日	91	44	48.4%	4	9.1%
7月12日-7月18日	132	76	57.6%	20	26.3%
7月19日-7月25日	203	103	50.7%	49	47.6%
7月26日-8月1日	493	277	56.2%	160	57.8%
8月2日-8月8日	924	461	49.9%	359	77.9%
8月9日-8月15日	1,197	548	45.8%	475	86.7%
8月16日-8月22日	2,091	1,026	49.1%	967	94.2%
8月23日-8月29日	2,101	1,057	50.3%	1,029	97.4%
8月30日-9月5日	1,848	890	48.2%	866	97.3%
9月6日-9月12日	1,214	609	50.2%	597	98.0%
9月13日-9月19日	731	336	46.0%	326	97.0%
9月20日-9月26日	319	150	47.0%	149	99.3%
9月27日-10月3日	191	89	46.6%	88	98.9%
10月4日-10月10日	94	56	59.6%	56	100.0%
10月11日-10月17日	76	25	32.9%	25	100.0%
10月18日-10月24日	91	43	47.3%	43	100.0%
累計	12,100			5,229	

※別途、市外発生届分で陽性事例1件あり（令和3年5月20日公表分、ゲノム解析で型別の確定に至らず）

※届出日から陽性検体回収にタイムラグがあるため、発表後も数値が変更されることがある。特に、直近1週間の届出日分について、次回発表時に数値が変動する可能性がある。

## ワクチン接種のスケジュール

3月 1日	専用コールセンターの開設
3月 14日	集団接種会場におけるシミュレーション
4月 12日	高齢者施設での優先接種を段階的に開始
4月 19日	接種券（75歳以上）の発送
4月 20日	予約受付の開始
5月 10日	集団接種会場での接種開始
5月 17日	個別接種場所（診療所・病院）で接種を順次開始 接種券の発送（65歳以上75歳未満順次）
5月 25日	神戸ハーバーランドセンタービル（歯科医師による接種）で接種開始
5月 31日	ノエビアスタジアム神戸で接種開始
6月 11日～24日	接種券の発送（16歳以上65歳未満）
6月 22日	集団接種会場5会場の追加設置（平日・土曜の午前接種に対応） 巡回接種の派遣開始
7月 1日	東横 INN 神戸三ノ宮 I で知的障害者・精神障害者等向け接種開始
7月 2日	ファイザー社製ワクチンの供給不足により、全ての接種会場・個別接種場所における1回目接種の新規予約受付を停止
7月 6日	ファイザー会場の1回目予約キャンセル（個別接種場所は7月12日～）、 モデルナ会場への予約振替を実施
7月 16日	モデルナ会場で65歳以上の新規予約再開（ファイザー会場及び個別接種場所は7月26日予約再開）
7月 22日	モデルナ接種会場で基礎疾患がある方への予約再開（ファイザー会場及び個別接種場所は7月26日予約再開）
7月 26日	64歳以下のキャンセル対象者の予約再開（全ての接種会場・個別接種場所）
7月 30日	優先予約対象者（60～64歳の方、高齢・障害施設の従事者、医療実習生等）の予約再開（全ての接種会場・個別接種場所） 保育所、学校園、児童館等の従事者等の予約開始（ノエビアスタジアム）
8月 5日	40歳～59歳の方への予約開始（ノエビアスタジアム） 配慮を要する方（知的障害者・精神障害者等）の予約再開・会場追加
8月 17日	40歳～59歳の方への予約開始（ノエビアスタジアム以外） 19歳～39歳の方の予約開始（ノエビアスタジアム）
8月 24日	19歳～39歳の方の予約開始（ノエビアスタジアム以外）
8月 27日	妊娠中の方への優先接種予約受付開始（ノエビアスタジアム以外の集団接種会場）
8月 30日	12歳～15歳の方の接種券発送 こども健康相談窓口（コールセンター）の開設
8月 31日	12歳～18歳の方の予約開始
9月 14日	16歳～39歳の若年層向け優先接種の予約開始（ノエビアスタジアム）及び 11歳以下のこどもの親向け優先接種の予約開始（ノエビアスタジアム及び市役所24階）

10月21日	公共交通機関の利用が困難な方向けに「こうべワクチンカー」の地域訪問接種予約受付開始
10月31日	モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場及びノエビアスタジアム神戸会場（大規模接種会場）での1回目接種終了
11月4日	学生やお勤めの方向けに接種曜日・時間を拡充、あわせて配慮が必要な方向けに専用時間帯を設定（市役所24階）
11月22日	追加（3回目）接種用の接種券（第1弾）を発送（約15,500人）・予約受付開始

## 【市長テレビ出演】

### 令和2年

- 6月1日(月) サンテレビ「4時！キャッチ」 市長生出演  
・市民の声に回答
- 6月16日(火) サンテレビ「4時！キャッチ」 市長生出演  
・特別定額給付金 ・市独自対策 ・補正予算第2弾
- 7月14日(火) サンテレビ「4時！キャッチ」 市長生出演  
・特別定額給付金給付状況 ・コロナ対策独自検証報告書等

### 令和3年

- 1月21日(木) サンテレビ「4時！キャッチ」 市長生出演  
・医療の現状 ・ワクチン接種スケジュール
- 4月11日(日) NHK「日曜討論」 市長生出演  
・高齢者接種開始への準備状況 ・高齢者接種をめぐる課題  
・ワクチンめぐる最新の動き
- 5月7日(金) JCOM「兵庫つながる News」 市長出演  
・神戸市の現状と取り組み（感染拡大を受けて）  
・市民向けメッセージ
- 5月12日(水) 読売テレビ「関西情報ネット ten.」 市長生出演  
・新型コロナワクチン接種について  
・病床のひっ迫や自宅待機者の死亡が相次いでいる現状の受け止めや対応  
・GWを過ぎても感染状況が厳しい中、緊急事態宣言をはじめとする様々な自粛要請・人流抑制への考え方や経済への影響・配慮
- 5月17日(月) サンテレビ「4時！キャッチ」 市長生出演  
・神戸市の医療体制の現状 ・入院調整中の方への医療的支援  
・高齢者のワクチン接種の接種状況と予約状況・市民へのメッセージ
- 6月15日(火) 市長出演 (CNN)  
・大規模接種会場（ノエビアスタジアム神戸）の独自性  
・コロナの世界的大流行に対する日本の対応  
・高齢者接種の目標が達成されるのかなど日本のワクチン接種推進の取り組みとその成果  
・神戸の医療体制とコロナが神戸の医療に与えた影響

## 【市民・事業者に対する主な情報発信】

### ○感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

- ・ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリでの呼びかけ  
登録制メール「ひょうご防災ネット」及び「Yahoo 防災アプリ」を活用して、外出自粛、在宅勤務等の要請を行い、感染拡大防止への取組みの呼びかけを実施。

### ○広報媒体の活用

- ・市ホームページ、SNS、広報紙こうべ、デジタルサイネージの活用や、市長による市民向けメッセージの動画配信、テレビ出演等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。

### ○事業者・事業所への呼びかけ

- ・感染拡大を防止するため、業種別ガイドライン等に基づく「感染防止対策の徹底」への取り組みとして、緊急事態宣言発令や感染状況に応じて、業界団体や企業へ、在宅勤務や時差出勤の取り組み、外出自粛の要請等を適宜依頼。

### ○神戸市公式 YouTube チャンネルでの呼びかけ

- ・「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者、大学生、地域、感染した方からのメッセージ配信。
- ・「新型コロナワクチンに対する誤解について」として、神戸市看護大学学長からのメッセージ配信。

### ○感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発

- ・動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信を開始。（令和3年5月10日から）

### ○ワクチン接種に関する巡回広報等

最新のワクチン接種に関する情報を市民に提供するため、各区役所・福祉局・建設局・水道局・消防局が保有する広報車による巡回広報や、また、ドローンによる呼びかけ、神戸市営地下鉄、市営バスの車内音声やデジタルサイネージを用いた広報を実施。

- ・最新の新型コロナウイルスのワクチン予約方法やワクチン接種会場の情報について広報車で流しながら、市内を巡回。  
（令和3年5月20日～7月2日）
- ・神戸ハーバーランドセンタービルに設置した、神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の運用開始にあわせて、神戸ハーバーランド umie 屋上から、ドローンによるワクチン接種の呼びかけを実施。  
（令和3年5月25日（火）11時30分～、12時30分～（各回15分程度））
- ・ノエビアスタジアム神戸に設置した、神戸市独自の大規模ワクチン接種会場の運用開

始にあわせて、ノエビアスタジアム神戸（フットサルコート付近）から、ドローンによるワクチン接種の呼びかけを実施。

（令和3年5月31日（月）8時50分～、9時50分～（各回10分程度））

- ・ファイザー製ワクチン不足による予約キャンセル等の広報として、集団接種会場、大規模接種会場で広報車を含めたあらゆる媒体で広報を実施。

（令和3年7月3日～12日）

- ・IHDセンタービル、神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパスでの接種会場における予約の空きが見られたため、灘区・中央区にてワクチン接種を促す巡回広報を実施。（令和3年8月19日～）

- ・ノエビアスタジアム会場にて16歳～30歳の若年者及び11歳以下の子供がいる家族に向けてワクチン接種の優先予約枠を設けたため、利用を促す巡回広報を実施。また、神戸市役所1号館24階にて実施している夜間接種について広報を実施。

（令和3年9月17日～）

- ・11月より北区、西区の出張所にて「こうべワクチンカー」の巡回によるワクチン接種の実施が決まったため、利用を促す巡回広報を実施。

（令和3年10月21日～）

- ・出張所毎の「こうべワクチンカー」の巡回が決まったため、利用を促す巡回広報を実施。

（令和3年11月1日～）

### ○ドローンによる呼びかけ

繁華街近隣において、上空からの感染防止対策への呼びかけを行った。

- ・令和3年1月23日（土）、30日（土） 14時、16時の2回実施。

繁華街近隣の生田神社会館屋上から呼びかけ

- ・令和3年4月23日（金） 16時～16時20分

生田神社会館屋上から呼びかけ

- ・令和3年4月30日（金） 15時、16時の2回実施

神戸国際会館屋上から呼びかけ

### ○防災行政無線による広報

- ・緊急事態宣言の発令期間中や、まん延防止等重点措置期間中において、主要駅や公園での呼びかけを実施。

【繁華街】JR 住吉、灘（六甲道）、三宮、元町、神戸、兵庫、垂水

【公園】メリケンパーク、須磨海岸、サンシャインワープ、住吉川河口、HAT なぎさ公園

【実施時期】・令和3年4月26日～6月20日（毎日17時放送）

・令和3年6月21日～7月11日（毎日17時放送）

※（第2回目 まん延防止等重点措置期間）

- ・令和3年8月2日～8月19日（毎日17時30分放送）  
※（第3回目 まん延防止等重点措置）
- ・令和3年8月20日～9月30日（毎日17時30分放送）  
※（第3回目 緊急事態宣言）

### ○公用車を活用した見回り

緊急事態宣言の発令期間中や、まん延防止等重点措置期間中等において、公用車を活用した呼びかけを実施。

- ・建設局

各区の主要駅や公園等を中心に夜間パトロールを実施。野外で飲酒しているグループ等に対して自粛を呼びかけるとともに、公園内においては、飲酒が禁止されている旨、注意喚起。（※東遊園地・みなとの森公園等）

- ・港湾局

集団飲酒等感染リスクの高い行動に対して注意喚起。（※須磨海岸・メリケンパーク）

- ・各区役所の広報車で繁華街を中心に広報を実施。

- ・消防車両等による市内の駅周辺や繁華街などを中心としたマイク広報を実施。

### ○兵庫県との連携

- ・県、市合同による感染防止対策の徹底、路上飲み自粛要請活動

神戸市港湾局・兵庫県・兵庫県警が合同で実施（メリケンパーク）

実施期間：緊急事態宣言中（令和3年9月4日～9月30日）

（金曜日：18：00～18：45 土曜日・日曜日：17：00～17：30）

## ○休業要請等の推移

期間	1/12～1/13	1/14～2/7	2/8～2/28	3/1～3/7	3/8～4/4			4/5～4/24
措置	県要請	緊急事態宣言		県要請				まん延防止等重点措置
要請内容	接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等 5時～21時までの営業時間短縮	飲食店の5～20時までの営業時間短縮 ※酒類の提供は11時～19時まで		飲食店の5～21時までの営業時間短縮 ※酒類の提供は11時～20時まで	飲食店の5～21時までの営業時間短縮 ※酒類の提供は11時～20時30分まで			飲食店の5～20時までの営業時間短縮 ※酒類の提供は11時～19時まで
期間	4/25～5/11	5/12～5/31	6/1～6/20	6/21～7/11	7/12～8/1	8/2～19	8/20～9/30	10/1～10/21
措置	緊急事態宣言			まん延防止等重点措置	県要請	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言	県要請
要請内容	【飲食店等】 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店を含む)への休業要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請(5時～20時)			【飲食店等】 5時～20時の営業時間短縮 酒類の提供は平日11時～19時 ※土日祝の酒類提供を禁止(県独自)	【飲食店等】 5時～20時30分の営業時間短縮 酒類の提供は平日11時～19時30分	【飲食店等】 5時～20時の営業時間短縮 酒類の提供禁止 カラオケ設備の利用禁止	【飲食店等】 ①休業要請 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)への休業要請 ②時短要請 酒類及びカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を含む)しない飲食店等(通常、午後8時から翌朝午前5時までの夜間時間帯に営業している店舗に限る)への時短要請(5時～20時)	「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗 ・5時～21時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(利用者による酒類店内持込みを含む)は11時～20時30分とすることを要請 上記以外の店舗 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(利用者による酒類店内持込みを含む)は自粛。ただし「一定の要件」を満たす場合は11時～19時30分とすることを要請

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

開館（館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む）  
 一部施設が利用できない状態での開館  
 閉館

施設	R2.3月																															R2.4月																			R2.5月			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	~	15	16
																																緊急事態宣言																						
デザイン・クリエイティブセンター神戸	開館	閉館（オフィス利用は可）																																																				
ふたば学舎	開館	閉館																																																				
丸山コミュニティセンター	開館	閉館																																																				
地域福祉センター（※）	開館	閉館																																																				
男女共同参画センター（あすてっふ）	開館	閉館																																																				
婦人会館	開館	閉館																																																				
文書館	開館																									閉館（メール等による問合せ対応可）																												
相楽園会館	開館																									閉館																												
御影公会堂	開館	閉館																																																				
西公会堂	開館	閉館																																																				
中央体育館	開館																									閉館																												
地区体育館（東灘・須磨・垂水・西）	開館	閉館																																																				
ポートアイランドスポーツセンター	開館	閉館																																																				
ワールド記念ホール	工事のため1/4～6/30まで閉館																																																					
洞川教育キャンプ場	開館	宿泊施設の閉鎖 ※屋外施設は利用可																								閉館																												
自然の家	開館	宿泊施設の閉鎖 ※屋外施設は利用可																								閉館																												
王子スポーツセンター	開館	閉館																								陸上競技場・テニスコートの利用再開 ※更衣室は閉鎖																												
神戸アートビレッジセンター	開館	閉館																																																				
神戸文学館	開館	閉館																								開館																												
文化ホール 大・中ホール	開館																									閉館																												
文化ホール練習場	開館	閉館																																																				
勤労会館	開館	閉館																																																				
文化センター（10館）	開館	閉館																																																				
葺合文化センター	開館	閉館																																																				
生田文化会館	開館	閉館																																																				
灘区民ホール	開館	閉館																																																				
コミスタこうべ	開館	閉館																																																				
埋蔵文化財センター	開館	閉館																																																				
五色塚古墳	開館																									閉館																												
鳳見鶏の館・ラインの館	開館	閉館		開館																																																		
中央図書館	開館	閉館																								入館時間帯の設定など感染防止措置を講じ、閲覧室・座席の禁止など一部サービスを制限したうえで開館																									予約図書 の貸し出し 再開			
地域図書館（10館）	開館	閉館																								入館時間帯の設定など感染防止措置を講じ、閲覧室・座席の禁止など一部サービスを制限したうえで開館																									予約図書 の貸し出し 再開			
博物館	開館	閉館																								感染防止措置を講じたうえで開館																												
小磯記念美術館	開館	閉館																								感染防止措置を講じたうえで開館						展示替え 休館			閉館																			
ゆかりの美術館	開館	閉館		展示替え休館																																																		
公民館	開館	閉館																																																				
総合福祉センター（貸会議室）	開館	閉館																																																				
しあわせの村 宿泊施設・会議室（福祉局）	開館	宿泊施設は営業継続、会議室は閉鎖																								閉館																												
こうべ市民福祉交流センター	開館	閉館																																																				
市民福祉スポーツセンター	開館	閉館																																																				
市立点字図書館	開館	閉館（電話等による貸出は対応可）																																																				

※一部の地域福祉センターは上記に関わらず閉館している期間あり

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R2.5月																															R2.6月																															R2.7月																																																				
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																																																												
	緊急事態宣言																																																																																																																		
デザイン・クリエイティブセンター神戸	閉館（オフィス利用は可）																															開館																																																																																			
ふたば学舎	閉館																															会議利用は可																															開館																																																				
丸山コミュニティセンター	閉館																															会議利用は可																															貸会議室・ホール等は利用可																															開館																					
地域福祉センター（※）	閉館																															会議利用は可																															開館 ※一部の活動を制限																																																				
男女共同参画センター（あすてつぷ）	閉館																															情報ライブリー等再開																															開館（貸会議室は午前使用不可）																															開館																					
婦人会館	閉館																															一部の貸会議室を再開																															開館																																																				
文書館	閉館（メール等による問合せ対応可）																															一部サービスを制限して開館																															開館																																																				
相楽園会館	閉館																															開館																																																																																			
御影公会堂	閉館																															会議・講習会利用のみ再開																															開館																																																				
西公会堂	閉館																															開館																																																																																			
中央体育館	閉館																															開館 ※トレーニング室は閉鎖																															開館																																																				
地区体育館（東灘・須磨・垂水・西）	閉館																															開館 ※トレーニング室は閉鎖																															開館 ※トレーニング室順次再開																																																				
ポートアイランドスポーツセンター	閉館																															開館																																																																																			
ワールド記念ホール	工事のため1/4～6/30まで閉館																																																																																																																		
洞川教育キャンプ場	閉																															屋外施設は利用可 ※宿泊施設は閉鎖																															宿泊施設・会議室も利用可																																																				
自然の家	屋外施設は利用可 ※宿泊施設は閉鎖																															開館																																																																																			
王子スポーツセンター	スタジアム・テニスコートは利用可 ※更衣室は閉鎖																															開館 ※トレーニング室は閉鎖																															開館																																																				
神戸アートビレッジセンター	閉館																															貸会議室・ホール等は利用可																															開館																																																				
神戸文学館	閉館																															開館																																																																																			
文化ホール 大・中ホール	閉館																															開館																																																																																			
文化ホール練習場	閉館																															開館																																																																																			
勤労会館	閉館																															貸会議室は利用可																															開館																																																				
文化センター（10館）	閉館																															貸会議室は利用可																															ホール・体育施設等も利用可																															料理教室・音楽室・視聴覚室・トレーニング室も利用可											開館 ※談話室・囲碁将棋室も利用可										
葺合文化センター	閉館																															貸会議室は利用可																															開館																															開館 ※大ホールは閉館																					
生田文化会館	閉館																															貸会議室は利用可																															ホール・体育施設等も利用可																															開館																					
灘区民ホール	閉館																															貸会議室・ホール等は利用可																															開館																																																				
コミスタこうべ	閉館																															貸会議室・体育施設等は利用可																															開館																																																				
埋蔵文化財センター	閉館																															開館																																																																																			
五色塚古墳	閉館																															開館																																																																																			
風見鶏の館・ラインの館	閉館																															開館																																																																																			
中央図書館	予約図書貸出し再開（5月16日～）																															一部サービス制限して開館																															開館																																																				
地域図書館（10館）	予約図書貸出し再開（5月16日～）																															一部サービス制限して開館																															開館																																																				
博物館	閉館																															開館 ※8/4～カフェ営業再開																																																																																			
小磯記念美術館	閉館																															開館																																																																																			
ゆかりの美術館	閉館																															開館																																																																																			
公民館	閉館																															一部の貸会議室を再開																															開館																																																				
総合福祉センター（貸会議室）	閉館																															開館																																																																																			
しあわせの村 宿泊施設・会議室（福祉局）	閉館																															会議室・宿泊施設（本館・宿泊館のみ）利用可																																																																																			
こうべ市民福祉交流センター	閉館																															開館																																																																																			
市民福祉スポーツセンター	閉館																															開館																															体育館利用可											プール営業開始																																									
市立点字図書館	閉館																															開館																																																																																			

※一部の地域福祉センターは上記に関わらず閉館している期間あり



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R3.5月				R3.6月				R3.7月				R3.8月					
	10	11	12	13	31	1	20	21	30	2	11	12	17	21	22	31	1	2
	緊急事態宣言				まん延防止等重点措置								まん延防止等重点措置					
デザイン・クリエイティブセンター神戸	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
ふたば学舎	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
丸山コミュニティセンター	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
地域福祉センター(※)	閉館	開館(時間外利用不可) ※一部の活動を制限			時間外の利用を20時までに制限 ※一部の活動を制限				時間外の利用を20時30分までに制限 ※一部の活動を制限				時間外の利用を20時までに制限					
男女共同参画センター(あすてっふ)	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
婦人会館	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
文書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館				開館													
相楽園会館	開館																	
御影公会堂	新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため閉館																	
西公会堂	新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため閉館				開館													
中央体育館	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
地区体育館(東灘・須磨・垂水・西)	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
ポートアイランドスポーツセンター	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
ワールド記念ホール	閉館	開館																
洞川教育キャンプ場	閉館				開館 ※施設利用・活動は20時まで				開館 ※施設利用・活動は20時30分まで				開館 ※施設利用・活動は20時まで					
自然の家	閉館				開館 ※施設利用・活動は20時まで													
王子スポーツセンター	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業				開館時間を20時30分までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業				開館時間を20時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業					
神戸アートビレッジセンター	閉館	開館時間を17時までに短縮 ※KAVCホールは21時まで			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
神戸文学館	閉館																	
文化ホール 大・中ホール	閉館	開館時間を21時までに短縮																
文化ホール練習場	閉館	開館時間を17時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで			開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで					
勤労会館	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
文化センター(10館)	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
葺合文化センター	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
生田文化会館	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
灘区民ホール	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時30分までに短縮 ※イベント関係は21時まで				開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで					
コミスタこらべ	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
埋蔵文化財センター	閉館																	
五色塚古墳	閉館																	
風見鶏の館・ラインの館	閉館				開館時間を9時30分～17時30分に短縮				開館									
中央図書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 (座席利用・閲覧室利用の休止など)				入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 (座席の半減・対面朗読休止など)													
地域図書館(10館)	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館(座席利用・閲覧室利用の休止など) ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮				入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮				入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 三宮図書館の開館時間を20時30分までに短縮				入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮					
博物館	閉館				夜間開館を中止				開館									
小磯記念美術館	閉館				開館													
ゆかりの美術館	閉館				開館													
公民館	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
総合福祉センター(貸会議室)	閉館				開館													
しあわせの村 宿泊施設・会議室(福祉局)	閉館				宿泊施設を閉鎖、会議室のみ利用可				開館									
こらべ市民福祉交流センター	閉館				開館													
市民福祉スポーツセンター	閉館	開館時間を17時までに短縮			開館時間を20時までに短縮				開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮					
市立点字図書館	閉館																	

※一部の地域福祉センターセンターは上記に関わらず閉館している期間あり

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R3.8月				R3.9月				R3.10月				R3.11月	
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2
	緊急事態宣言													
デザイン・クリエイティブセンター神戸	開館時間を20時までに短縮								開館					
ふたば学舎	開館時間を20時までに短縮								開館					
丸山コミュニティセンター	開館時間を20時までに短縮								開館					
地域福祉センター（※）	時間外の利用を20時までに制限 ※一部の活動を制限								時間外の利用を21時までに制限 ※一部の活動を制限				開館	
男女共同参画センター（あすてっふ）	開館時間を20時までに短縮								開館					
婦人会館	開館時間を20時までに短縮								開館					
文書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館								開館					
相楽園会館	開館													
御影公会堂	新型コロナワクチン集団接種会場として利用のため閉館													
西公会堂	開館													
中央体育館	開館時間を20時までに短縮								開館					
地区体育館（東灘・須磨・垂水・西）	開館時間を20時までに短縮								開館					
ポートアイランドスポーツセンター	開館時間を20時までに短縮								開館					
ワールド記念ホール	開館													
洞川教育キャンプ場	開館 ※施設利用・活動は20時まで								開館 ※施設利用・活動は21時まで				開館	
自然の家	開館 ※施設利用・活動は20時まで								開館 ※施設利用・活動は21時まで				開館	
王子スポーツセンター	開館時間を20時までに短縮 ※テニスコート・スタジアムは通常営業								開館					
神戸アートビレッジセンター	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館時間を21時までに短縮				開館	
神戸文学館	開館													
文化ホール 大・中ホール	開館時間を21時までに短縮								開館					
文化ホール練習場	開館時間を20時までに短縮 ※文化ホール利用に付随する利用は21時まで								開館時間を21時までに短縮				開館	
勤労会館	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館					
文化センター（10館）	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館					
葺合文化センター	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館					
生田文化会館	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館					
灘区民ホール	開館時間を20時までに短縮 ※イベント関係は21時まで								開館					
コミスタこうべ	開館時間を20時までに短縮								開館					
埋蔵文化財センター	開館													
五色塚古墳	開館													
風見鶏の館・ラインの館	開館時間を9時30分～17時30分に短縮								開館					
中央図書館	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 （座席利用・閲覧室利用の休止など）								開館					
地域図書館（10館）	入場整理のうえ一部サービスを制限して開館 ※三宮図書館の開館時間を20時までに短縮								開館					
博物館	開館								工事のため閉館					
小磯記念美術館	開館													
ゆかりの美術館	開館													
公民館	開館時間を20時までに短縮								開館					
総合福祉センター（貸会議室）	開館													
しあわせの村 宿泊施設・会議室（福祉局）	開館													
こうべ市民福祉交流センター	開館													
市民福祉スポーツセンター	開館								開館					
市立点字図書館	開館													

※一部の地域福祉センターセンターは上記に関わらず閉館している期間あり

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R2.3月																															R2.4月										～	R2.5月																																																																																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	15	16	17	18	19	20	21	22	23																																																															
	開館（館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む）																																																															一部施設が利用できない状態での開館																																閉館																														
	閉館																															緊急事態宣言																																閉館																																																														
青少年会館	開館	閉館																																																																																																																												
国民宿舎須磨荘（シーバル須磨）	開館															閉館																カフェ・レストランを再開																																																																																														
摩耶ロッジ	開館															閉館																																																																																																														
有馬温泉観光交流センター	開館															閉館																																																																																																														
神戸国際会議場・神戸国際展示場	開館															閉館																遊園地、ゴーカート、バターゴルフ営業再開																																																																																														
フルーツフラワーパーク	開館	室内イベント中止	5/10～ゴーカート・バターゴルフ営業中止 5/12～遊園地営業中止																																																																																																																											
海づり公園	開館															閉館																開館																																																																																														
有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）	開館															閉館																																																																																																														
北野工房のまち	開館（4/7及び4/8は時短営業）															閉館																																																																																																														
ファッションマートイベントフロア	開館															利用中止																開館																																																																																														
六甲山牧場	開場	食体験中止															閉場																開場 ※レストラン45/23～再開（食体験は6/8まで中止）																																																																																													
農業公園	開園	貸会議室・ワイナリーツアー・陶芸館休止															休園																開園																																																																																													
産業振興センター	開館 貸館施設の閉鎖																																																																																																																													
太閤の湯殿館	開館	閉館	開館																																								閉館																																																																																			
神戸ファッション美術館	開館	時間	閉館															展示室開館																閉館										展示室・セミナー室は利用可																																																																																		
須磨海浜水族園	開園	閉園																																																																																																																												
農村環境改善センター	開館	閉館																																																																																																																												
自然環境活用センター	開館	閉館																																								開館																																																																																				
水産会館	開館	閉館																																																																																																																												
水産体験学習館	開館	閉館																																																																																																																												
神戸総合運動公園	開場	トレーニングジム閉鎖															体育館・屋外運動施設閉鎖																開場																																																																																													
大原山公園・掖谷公園（テニスコート・駐車場）	開場																閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで開場																																																																																													
ノエビスタジアム神戸	開場	トレーニングジム閉鎖															閉鎖																																																																																																													
ほっともっとフィールド神戸	開場																閉鎖																																																																																																													
球技場（磯上公園、小野浜公園他）	開場																閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで開場																																																																																													
テニスコート（瀬戸公園、住吉公園他）	開場																閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで開場																																																																																													
野球場（G7、瀬戸公園、名谷公園他）	開場																閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで開場																																																																																													
北神戸田園スポーツ公園	開場	体育館等閉鎖	トレーニングジム閉鎖															屋外運動施設閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで屋外運動施設開場 ※メイン球場は5/24～開場																																																																																												
布引ハーブ園	開園	一部屋内施設閉鎖															閉鎖																開園																																																																																													
相楽園	開園																																閉鎖											開園																																																																																		
森林植物園	開園	一部屋内施設閉鎖															閉鎖																開園																																																																																													
須磨離宮公園	開園	一部屋内施設閉鎖															閉鎖																開園																																																																																													
しあわせの村（建設局）	開場	体育館・プール等閉鎖															屋外運動施設閉鎖 ※温泉健康センター等は4/11～閉鎖																更衣室は閉鎖したうえで屋外運動施設開場																																																																																													
王子動物園	開園 一部屋内施設を閉鎖して開園																																閉園																																																																																													
苔谷公園体育館	開館	閉館																																																																																																																												
神戸市立こうべまちづくり会館	開館	閉館																1階市民トイレ・古書店のみ再開																閉館																																																																																												
ポータルタワー	開館	閉館																																																																																																																												
海洋博物館	開館	閉館																																																																																																																												
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	開館	閉館																																								開館																																																																																				
水の科学博物館	開館	閉館																																																																																																																												
青少年科学館	開館	閉館																																																																																																																												

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R2.5月																															R2.6月																															R2.7月																															R3.1月											
	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	14	15	16	17	21	25																																												
	閉館 (館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む) 一部施設が利用できない状態での閉館																																																																																																								
	閉館																																																																																																								
青少年会館	閉館																															閉館 (音楽室は利用不可)																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
国民宿舎須磨荘 (シーバル須磨)	閉館																															閉館																															閉館 (R3.3.31閉館)																																										
摩耶ロッジ	カフェ・レストランを再開																															宿泊を再開(大浴場は状況によって利用不可期間を設定)																																																														カフェ・レストランの開館時間を											
有馬温泉観光交流センター	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
神戸国際会議場・神戸国際展示場	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
フルーツフラワーパーク	遊園地、ゴーカート、バターゴルフ営業再開																															閉館																															閉館																																										
海づり公園	閉館																																																																																																								
有馬温泉の館 (金の湯・銀の湯)	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
北野工房のまち	閉館																															閉館(時短営業)																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
ファッションマートイベントフロア	閉館																																																																																																								
六甲山牧場	閉館																															閉館																															閉館																															1/13~2/10の平日は冬季臨時休											
農業公園	閉館																																																																																																								
産業振興センター	貸館施設の閉鎖																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
太閤の湯殿館	閉館																															閉館																															閉館																																										
神戸ファッション美術館	展示室・セミナー室は利用可																															ギャラリー・ホールも利用可																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
須磨海浜水族園	閉館																															閉館																															閉館																																										
農村環境改善センター	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
自然環境活用センター	閉館																																																																																																								
水産会館	閉館																															閉館																															閉館																																										
水産体験学習館	閉館																															閉館																															閉館																																										
神戸総合運動公園	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
大原山公園・掖谷公園 (テニスコート・駐車場)	更衣室は閉鎖したうえで開場																															開場																															開場																															閉館時間を20時までに短縮											
ノエビスタジアム神戸	閉館																															閉館																															閉館																															利用時間を20時までに短縮											
ほっともつフィールド神戸	閉館																															閉館																															閉館																																										
球技場 (磯上公園、小野浜公園他)	更衣室は閉鎖したうえで開場																															開場																															開場																															閉館時間を20時までに短縮											
テニスコート (瀬戸公園、住吉公園他)	更衣室は閉鎖したうえで開場																															開場																															開場																															閉館時間を20時までに短縮											
野球場 (G7、瀬戸公園、名谷公園他)	更衣室は閉鎖したうえで開場																															開場																															開場																															閉館時間を20時までに短縮											
北神戸田園スポーツ公園	更衣室は閉鎖したうえで屋外運動施設開場 ※メイン球場は5/24~閉館																															開場																															開場																															閉館時間を20時までに短縮											
布引ハーブ園	開園																																																																																																								
相楽園	開園																																																																																																								
森林植物園	開園																																																																																																								
須磨離宮公園	開園																																																																																																								
しあわせの村 (建設局)	更衣室は閉鎖したうえで屋外運動施設開場 ※馬事公園は5/19~再開																															屋内施設 (プール・ジム等を除く)を含め開場																															開場 ※プールは6/17~開場																															閉館時間を20時までに短縮											
王子動物園	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
苔谷公園体育館	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
神戸市立こうべまちづくり会館	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
ポータルタワー	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
海洋博物館	閉館																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	貸会議室の利用再開(夜間除く)																															閉館																															閉館																															閉館時間を20時までに短縮											
水の科学博物館	閉館																															閉館																															閉館																															閉館 (10月1日~) ※廃止											
青少年科学館	閉館																															閉館																															閉館																															20時以降のイベントの中止											

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R3.2月																															R3.3月																															R3.4月																															R3.5月																															R3.6月																																																																																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																													
	開館（館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む）																																																																																																																																																																																																																								
	一部施設が利用できない状態での開館																																																																																																																																																																																																																								
	閉館																																																																																																																																																																																																																								
	緊急事態宣言																																																																																																																																																																																																																								
青少年会館	開館時間を20時までに短縮																															開館																															開館時間を20時までに短縮																															閉館																															開館時間を17時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																																																													
国民宿舎須磨荘（シーバル須磨）	閉館（R3.3.31閉館）																																																																																																																																																																																																																								
摩耶ロッジ	カフェ・レストランの開館時間を21時までに短縮（R3.3.31閉館）																																																																																																																																																																																																																								
有馬温泉観光交流センター	閉館																																																																																																																																																																																																																								
神戸国際会議場・神戸国際展示場	開館時間を20時までに短縮																															開館																															開館時間を20時までに短縮																															閉館																															開館																																																																																												
フルーツフラワーパーク	開館																																																																																																																																																																																																																								
海づり公園	開館時間を20時までに短縮																															開館																															閉館																															閉館																															BBQ施設を閉鎖																																																																																												
有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）	開館時間を21時までに短縮																															開館																															開館時間を20時までに短縮																															閉館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																																																													
北野工房のまち	時短営業 ※3月の土日は通常営業																																																																																																																																																																																																																								
ファッションマートイベントフロア	開館																																																																																																																																																																																																																								
六甲山牧場	開場																																																																																																																																																																																																																								
農業公園	開館																																																																																																																																																																																																																								
産業振興センター	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開館																															開館時間を20時までに短縮																															会議室、ホール休止																															会議室利用を19時までに短縮 ※ホールは21時まで																															会議室利用を20時までに短縮																														
太閤の湯殿館	開館																																																																																																																																																																																																																								
神戸ファッション美術館	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開館																															閉館																															開館時間を17時30分までに短縮 ※ホールは21時まで																															モニター室利用を20時までに短縮																																																													
須磨海浜水族園	開館																																																																																																																																																																																																																								
農村環境改善センター	開館時間を20時までに短縮																															開館																															閉館																															閉館																															開館時間を17時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																																																													
自然環境活用センター	開館																																																																																																																																																																																																																								
水産会館	開館																																																																																																																																																																																																																								
水産体験学習館	開館																																																																																																																																																																																																																								
神戸総合運動公園	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															屋内施設を閉鎖 屋外施設は無観客で開館																															開館時間を屋外施設19時、屋内施設17時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
大原山公園・掖谷公園（テニスコート・駐車場）	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															屋外施設は無観客で開館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
ノビアスタジアム神戸	利用時間を20時までに短縮																															利用時間を21時までに短縮																															開場																															スポーツクラブ休業																															開館																																																																																												
ほっともつフィールド神戸	開館																																																																																																																																																																																																																								
球技場（磯上公園、小野浜公園他）	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															無観客で開館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
テニスコート（瀬戸公園、住吉公園他）	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															無観客で開館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
野球場（G7、瀬戸公園、名谷公園他）	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															無観客で開館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
北神戸田園スポーツ公園	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															屋内施設を閉鎖 屋外施設は無観客で開館																															開館時間を19時までに短縮																															開館時間を20時までに短縮																														
布引ハーブ園	開館																																																																																																																																																																																																																								
相楽園	開館																																																																																																																																																																																																																								
森林植物園	開館																																																																																																																																																																																																																								
須磨離宮公園	開館																																																																																																																																																																																																																								
しあわせの村（建設局）	開館時間を20時までに短縮																															開館時間を21時までに短縮																															開場																															開館時間を20時までに短縮																															屋内施設、キャンプ場等は閉鎖 屋外運動施設は無観客で開館																															開館時間を屋外施設19時、屋内施設17時までに短縮 ※キャンプ場等は閉鎖																															開館時間を20時までに短縮																														
王子動物園	屋内施設（一部除く）含め開園																																																																																																																																																																																																																								
菅谷公園体育館	開館時間を20時までに短縮																															開館																															閉館																															閉館																															開館時間を17時までに短縮																															開館																																																													
神戸市立こうべまちづくり会館	開館時間を20時までに短縮																															開館																															貸室、4F利用を20時までに短縮																															閉館																															貸室利用を17時まで、4F利用を18時までに短縮																															貸室、4F利用を20時までに短縮																																																													
ポータルタワー	開館時間を20時までに短縮																																																																																																																																																																																																																								
海洋博物館	開館時間を20時までに短縮																															飲食店利用を21時までに短縮																															開館																															開館時間を20時までに短縮																															閉館																															開館時間を17時30分までに短縮																															開館																														
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	開館時間を20時までに短縮																															開館																															閉館																															閉館																															開館時間を17時までに短縮																																																																																												
水の科学博物館	閉館（R2.10月1日～）※廃止																																																																																																																																																																																																																								
青少年科学館	20時以降のイベントの中止																																																																																																																																																																																																																								

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R3.6月		R3.7月				R3.8月				R3.9月		R3.10月
	～ 20 21	～ 30	2 ～ 11	12 ～ 17	21 22 ～ 31	1 2 ～ 19	20 ～ 30	31 1	1 ～ 12	13 ～ 27	30 1	～	
	開館（館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む）												
	一部施設が利用できない状態での開館												
	閉館												
青少年会館	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
国民宿舎須磨荘（シーバル須磨）	閉館（R3.4.1～）※廃止												
摩耶ロッジ	閉館（R3.4.1～）※廃止												
有馬温泉観光交流センター	開場												
神戸国際会議場・神戸国際展示場	開場												
フルーツフラワーパーク	開場												
海づり公園	BBQ施設を閉鎖 開館												
有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館時間を21時までに短縮		
北野工房のまち	開館時間を18時までに 開館												
ファッションマートイベントフロア	開場												
六甲山牧場	開場												
農業公園	開場												
産業振興センター	会議室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで		会議室利用を20時30分までに短縮 ※ホールは21時まで				会議室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで				開館		
太閤の湯殿館	開場												
神戸ファッション美術館	セミナー室利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで		セミナー室利用を20時30分までに短縮 ※ホールは21時まで				セミナー室、ホール利用を20時までに短縮 ※ホールは21時まで				開館		
須磨海浜水族園	開場												
農村環境改善センター	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
自然環境活用センター	開場												
水産会館	延長利用を20時までに制限		延長利用を20時30分までに制限				延長利用を20時までに制限				開館		
水産体験学習館	開場												
神戸総合運動公園	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
大原山公園・掖谷公園（テニスコート・駐車場）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
ノビアスタジアム神戸	開場												
ほっととフィールド神戸	開場												
球技場（磯上公園、小野浜公園他）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
テニスコート（瀬戸公園、住吉公園他）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
野球場（G7、瀬戸公園、名谷公園他）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
北神戸田園スポーツ公園	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
布引ハーブ園	開場												
相楽園	開場												
森林植物園	開場												
須磨離宮公園	開場												
しあわせの村（建設局）	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
王子動物園	閉館 開園												
苔谷公園体育館	開場												
神戸市立こうべまちづくり会館	貸室、4F利用を20時までに短縮		貸室、4F利用を20時30分までに短縮				貸室、4F利用を20時までに短縮				開館		
ポータルタワー	閉館	開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				リニューアル工事のため休館	
海洋博物館	開館												
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	開館時間を17時までに 開館時間を20時までに短縮		開館時間を20時30分までに短縮				開館時間を20時までに短縮				開館		
水の科学博物館	閉館（R2.10月1日～）※廃止												
青少年科学館	開館												

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過

施設	R3.10月		R3.11月	
	～ 21	22 ～ 31	1	～ 15
	開館（館内の全施設が利用可。人数制限等の利用制限がある場合も含む）			
	一部施設が利用できない状態での開館			
	閉館			
青少年会館	開館			
国民宿舎須磨荘（シーバル須磨）	閉館（R3.4.1～）※廃止			
摩耶ロッジ	閉館（R3.4.1～）※廃止			
有馬温泉観光交流センター	開館			
神戸国際会議場・神戸国際展示場	開館			
フルーツフラワーパーク	開館			
海づり公園	開館			
有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）	開館時間を21時までに短縮	開館		
北野工房のまち	開館			
ファッションマートイベントフロア	開館			
六甲山牧場	開館			
農業公園	開館			
産業振興センター	開館			
太閤の湯殿館	開館			
神戸ファッション美術館	開館			
須磨海浜水族園	開館			
農村環境改善センター	開館			
自然環境活用センター	開館			
水産会館	開館			
水産体験学習館	開館			
神戸総合運動公園	開館			
大原山公園・狹谷公園（テニスコート・駐車場）	開館			
ノビアスタジアム神戸	開館			
ほっともつとフィールド神戸	開館			
球技場（磯上公園、小野浜公園他）	開館			
テニスコート（瀬戸公園、住吉公園他）	開館			
野球場（G7、瀬戸公園、名谷公園他）	開館			
北神戸田園スポーツ公園	開館			
布引ハーブ園	開館			
相楽園	開館			
森林植物園	開館			
須磨離宮公園	開館			
しあわせの村（建設局）	開館			
王子動物園	開館			
苔谷公園体育館	開館			
神戸市立こうべまちづくり会館	開館			
ポートタワー	リニューアル工事のため休館（R3.9.27日～）			
海洋博物館	開館			
神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス	開館			
水の科学博物館	閉館（R2.10.1日～）※廃止			
青少年科学館	開館			

神戸市新型コロナウイルス感染症対策

第2次対応検証結果報告書

令和3年12月

神戸市広報印刷物登録 令和3年度第479号（広報印刷物規格A-6類）

**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

City of Design  
**KOBE** 

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008